明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成二十三年八月二十六日

○第百七十七回国会 参議院会議録第三十六号（その一）

平成二十三年八月二十六日（金曜日）
午前十一時二十一分開議

○議事日程 第三十六号
平成二十三年八月二十六日
午前十時開議
第一　東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案（礒崎陽輔君外五名発議）
第二　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）
第三　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）
第四　電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件
一、日程第一
一、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
一、日程第二より第四まで
一、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案（衆議院提出）
一、石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）
一、平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○議長（西岡武夫君） これより会議を開きます。

日程第一　東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案（礒崎陽輔君外五名発議）

並びに本日委員長から報告書が提出されました

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

を日程に追加し、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡武夫君） 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。総務委員長藤末健三君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔藤末健三君登壇、拍手〕

○藤末健三君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案は、東日本大震災の被害が甚大であるため、その被害を受けた市町村に対し特別な財政支援が必要であることに鑑み、当分の間の措置として、東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための事業又は事務に要する経費に充てるために市町村に交付する交付金について定めようとするものであります。

委員会におきましては、本臨時交付金の復興施策全体における位置付け、交付金総額の積算根拠、所管大臣である総務大臣の広範な裁量権と恣意性の排除、防災集団移転促進事業等の国庫補助事業における地方負担の軽減と交付金の活用等について質疑が行われました。

質疑を終局し、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣から意見を聴取いたしましたところ、政府としてはにわかに賛成できない旨の意見が述べられました。

続いて、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して片山さつき理事より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、都道府県の権限の市町村への移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを規定している関係法律を改正する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、自治体の国等への寄附に係る関与の廃止への懸念、地方債協議制度見直しの意義、国の出先機関改革の具体的見通し、地方公務員制度に係る自由度拡大の必要性、児童福祉施設の最低基準の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下芳生委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（西岡武夫君） これより採決をいたします。

まず、東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（西岡武夫君） 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（西岡武夫君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百三十七
賛成	百二十七
反対	百十

よって、本案は多数をもって可決されました。
（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（西岡武夫君）　次に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案の採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（西岡武夫君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（西岡武夫君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十五
賛成　二百三十
反対　五

よって、本案は多数をもって可決されました。
（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（西岡武夫君）　**日程第二　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）**を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長津田弥太郎君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔津田弥太郎君登壇、拍手〕

○津田弥太郎君　ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
本法律案は、現下の子ども及び子育て家庭をめぐる状況に鑑み、平成二十四年度からの恒久的な子どものための金銭の給付の制度に円滑に移行できるよう、三歳未満の子ども及び三歳以上小学校修了前の第三子以降の子どもについては月額一万五千円、それ以外の中学校修了前の子どもについては月額一万円を支給する等、平成二十三年度における子ども手当の支給等について必要な事項を定めようとするものであります。
委員会におきましては、子どもに対する手当の基本理念、平成二十四年度以降の手当の在り方、所得制限導入に当たっての対応策、総合的な子育て支援施策の必要性等について質疑を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。
質疑を終局しましたところ、みんなの党を代表して川田龍平委員より、児童手当法を廃止すること、政府が市町村又は都道府県に対し、児童を養育する者に対する金銭の給付その他の子育て支援のための交付金を交付すること等を内容とする修正案が提出されました。
次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して田村智子委員より原案に反対する旨の意見が述べられました。
討論を終局し、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（西岡武夫君）　これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（西岡武夫君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（西岡武夫君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十七
賛成　二百三十一
反対　六

よって、本案は多数をもって可決されました。
（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（西岡武夫君）　**日程第三　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案**
日程第四　電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案
（いずれも内閣提出、衆議院送付）
以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長柳澤光美君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔柳澤光美君登壇、拍手〕

○柳澤光美君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。
まず、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案は、電気事業者に対し、再生可能エネルギー電気の買取りを義務付ける等の措置を講じようとするものであります。
なお、衆議院におきまして、調達価格等算定委員会を設置すること、電気を大量に使用する事業者に対する賦課金について軽減措置を講じること等を内容とする修正が行われております。
次に、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案は、買取り制度による賦課金等、外生的、固定的コストの変動に起因する料金等の改定について事前届出により行うことを可能とする等の措置を講じようとするものであります。
委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、調達価格等の決定の在り方、調達価格等算定委員会の役割、電力多消費産業に対する負担軽減措置の具体的内容、賦課金以外で事前届出により電気料金改定が可能となる例等について質疑が行われたほか、農林水産委員会及び環境委員会との連合審査会を開会いたしましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。
質疑を終了し、再生可能エネルギー特別措置法案に対し、みんなの党を代表して松田委員より、再生可能エネルギー発電設備設置者に対する税制の措置や環境大臣の関与強化等を内容とする修正案が提出されました。
次いで、順次採決の結果、再生可能エネルギー特別措置法案の修正案は賛成少数をもって否決され、同法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
次いで、電気事業法等改正案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。
なお、再生可能エネルギー特別措置法案に対して附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（西岡武夫君）　これより採決をいたします。

まず、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（西岡武夫君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（西岡武夫君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十七
賛成　二百三十七
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（西岡武夫君）　次に、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（西岡武夫君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（西岡武夫君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十六
賛成　二百三十
反対　六

よって、本案は多数をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（西岡武夫君）　この際、日程に追加して、

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案

（いずれも衆議院提出）

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡武夫君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長北川イッセイ君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔北川イッセイ君登壇、拍手〕

○北川イッセイ君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案は、原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が生じていることに鑑み、環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の小沢鋭仁衆議院環境委員長から趣旨説明を聴取した後、本法律案を閣法で提出しなかった理由、放射性廃棄物の処理等における国の責任と自治体の役割、除染対象地域の土地利用、原子力事業者の費用負担等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党の市田委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案は、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、特別遺族給付金の支給対象の拡大並びに特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限の延長を行おうとするものであります。

委員会におきましては、提出者の小沢鋭仁衆議院環境委員長から趣旨説明を聴取した後、労災保険制度の補償水準との格差、救済制度全体の見直しの必要性、災害廃棄物処理に際しての石綿の暴露・飛散防止対策、本法律案の見直し規定等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（西岡武夫君）　これより採決をいたします。

まず、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（西岡武夫君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（西岡武夫君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十六
賛成　二百三十
反対　六

よって、本案は多数をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（西岡武夫君）　次に、石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（西岡武夫君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（西岡武夫君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十五
賛成　二百三十五
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（西岡武夫君）　この際、日程に追加して、**平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）**を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡武夫君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長藤田幸久君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔藤田幸久君登壇、拍手〕

○藤田幸久君　ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成二十三年度における公債の発行の特例に関する措置を定めようとするものであります。

なお、本法律案につきましては、題名を改めるとともに、基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる歳出の増加に充てるために必要な財源の確保に係る規定を削除するほか、施行期日を公布の日に改める内閣修正が行われております。

また、衆議院において、政府は、子ども手当の支給等の見直しによる歳出の削減について、平成二十三年度の補正予算において必要な措置を講ずる旨の規定を加える修正が行われております。

委員会におきましては、内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、子ども手当等の歳出に関する今後の見直しの在り方、震災復興へ向けた今後の取組、今般の円高への対応策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、みんなの党を代表して中西健治委員、日本共産党を代表して大門実紀史委員よりそれぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（西岡武夫君）　本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。中西健治君。

〔中西健治君登壇、拍手〕

○中西健治君　みんなの党の中西健治です。

私は、みんなの党を代表して、平成二十三年度特例公債法案に対し、反対の立場から討論を行います。

みんなの党は、本年度予算の策定に当たって、本年二月二十八日の衆議院予算委員会において、大胆な組替えにより特例公債の発行を大幅に抑えることを内容とした修正動議を提出いたしましたが、残念ながら否決され、その後、参議院での審議を経て、本年度予算は三月二十九日に成立いたしました。それから五か月、未曽有の大震災、津波、それに伴う原子力発電所事故という国難の中、円高も最高水準で推移しているという、かかる状況下、政府は赤字国債発行額を減らすための当初予算の大幅な組替え等を行うこともせずに、こうして当初予算のほぼそのままで本法案を成立させようとするその政治姿勢に対して、まずは強く抗議したいと思います。

歳入面では、復興を確実なものにし、また経済成長を促し、長らく続くデフレからの脱却を図るための施策を積極的に行うことによって、税収の改善を図ることがまず何よりも大切であります。税と社会保障一体改革の名を借りた消費税増税、復興財源を賄うための基幹税の増税など、菅内閣では経済成長よりも増税のことばかりに力点が置かれてきました。復興需要のために来年度は成長率が三％程度期待できるから増税可能などという思惑が一部に出ているようですが、とんでもありません。二〇一〇年度の名目ＧＤＰは四百七十五・八兆円まで落ち込みました。リーマン・ショック以前の二〇〇七年度は五百十五・八兆円で、現在の一〇八・四％の規模です。少なくとも日本経済がそうした従来の水準に戻るまでは、政府は増税ではなく景気に最大限配慮した施策を行うべきであります。レームダック内閣により、外交は不在、経済外交も停滞、経済連携協定も進んでいません。円高に対する対応も全くと言っていいほど切迫感がありません。

歳入面で不確実なのであれば、地方の自主性に任せるべきことは任せるという発想で、小さな政府を推進することによる思い切った歳出削減が求められているのではないでしょうか。そういう中央から地方へという意識がないから、初代復興担当大臣が上から目線で地方に対して非礼極まりない態度を取ったのではないでしょうか。

歳出面では、赤字国債発行額を抑制するための歳出削減の努力が不十分と言わざるを得ません。三党合意も内容が曖昧、歳出削減の観点からは全く不十分な内容です。一体何を目的に三党は調整を行ってきたのでしょうか。歳出削減という大事な目的が置き去りにされているのではないでしょうか。子ども手当の見直しでは、これまでの年間支出との対比でも僅か四千から五千億円程度、今年度に至っては一千億円程度と、歳出削減効果は極めて限定的です。高校無償化、農家戸別所得補償については、あたかも制度存続が前提となっているかのような表現となっています。同床異夢ということなのでしょうか。

民主党が政権交代のときに、あるいは昨年の参議院選挙で国民に約束した国会議員定数百二十名削減、歳費二割削減、国家公務員人件費二割カット、天下り廃止はどこに行ってしまったのでしょうか。どれも中途半端な提案にとどまり、しかもスピード感が全くありません。歳出削減についての政府としての覚悟、真面目さが全く感じられません。

企業の厚生年金未払解消のために、みんなの党が今国会で主張してきました、日本年金機構が法務省の保有する法人の登記簿情報を受け取り、厚生年金未加入の法人に加入を求めていくという提言については、厚生労働省は来年中にはシステムが稼働し、加入の呼びかけを開始するとして一定の前進は見られたものの、我々の試算では最大約十二兆円にも上る徴収漏れとなっており、財源確保のためにも来年中などという悠長なことは言っていないで一刻も早く始めるべきであり、全く危機意識を持っているとは思えません。

国債整理基金特会、労働保険特会の活用、外国為替特別会計の復興財源への活用等、みんなの党が真摯に提案してきました数々の案については、この五か月間一顧だにせず、自民党、公明党とのみ水面下で調整を行い、三党合意として国会に押し付け、国会ではほとんど審議をしないというやり方は、もはや議会制民主主義の危機としか言わざるを得ません。この特例公債法案も、二月十五日に衆議院に付託された後、約六か月間衆議院にあり、参議院では八月二十二日に審議入り、財政

金融委員会での審議も僅か一日、たった六時間でした。国会での審議軽視、参議院軽視と言わず、何と言うのでしょうか。

民主党の次期代表選挙に名のりを上げている方々が、ただ選挙の票集めだけのために、これまで信念を持って主張してきたはずの政策については、あえて曖昧な表現に終始し、本格的な政策論争を行っていない姿を、あるいは時間を元に戻してしまうかのような行動を、国民、特に被災者の方たちはどういう思いで見ていると考えているのでしょうか。

内閣府が八月十二日に発表した経済財政の中長期試算では、経済成長が名目で三％続いても債務残高のＧＤＰ比が増加し続けるとなっていたり、消費税を一〇％に上げても二〇二〇年度には基礎的財政収支は目標である均衡を達成するどころか、十八兆円の赤字となるとしていますが、その計算の前提となる税収見積りを示してほしいと内閣府に要請したところ、数字の精査が必要であり、数字をお出しするのには時間が掛かるとの回答でした。いまだに精査が必要なものに基づいた試算を国民に対して公表し、あたかも増税しか解決策がないというようなミスリードを行っていることに対して、現政権は公表する数字の検証も行わないばかりか、その試算をうのみにしている始末です。どこに政治主導の姿勢があるのでしょうか。こんなことで正しい経済財政の処方箋をこの政権に立案できるのでしょうか。

ブレーンたる司令塔が不在の民主党では、誰が総理になっても行き当たりばったりの政権運営は変わることはありません。

みんなの党は、以上の点から本法案に反対することとし、以上、反対討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（西岡武夫君）　佐藤ゆかり君。

〔佐藤ゆかり君登壇、拍手〕

○佐藤ゆかり君　自由民主党の佐藤ゆかりでございます。

ただいま議題になりました平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案に対し、賛成の立場から討論をいたします。

まず、この公債特例法案は、平成二十三年度予算の主要財源の一つとなる赤字国債の発行の根拠法であり、この法律の成立なしには平成二十三年度の予算の執行に滞りが生じてしまうことは、火を見るよりも明らかなことです。通常であれば、本予算が成立するとほぼ同時に、こうした予算関連法案も国会審議にかけ、遅延なく成立させなければなりませんが、菅内閣においては、参議院可決のめどが立たないということを恐れて、第一次補正及び第二次補正予算が成立した後も審議を延々と遅らせたものであります。

初めにはっきり申し上げておきますが、私たち自民党は、財政支出が税収を大幅に超過している我が国の財政事情においては、国民の生活の安心を確保し、日本経済を円滑に機能させていくためにも、税収不足の財源を赤字国債の発行で補いながら必要な財政支出を維持する綱渡りの状態にあることは十分に承知いたしております。この意味で、自民党は公債特例法案そのものに反対してきたわけではありません。

しかし、鳩山・菅内閣の民主党政権では、ばらまき政策のための財源捻出ができるとマニフェストで国民に約束をしておきながら、実際は十分な財源が捻出できず、赤字国債で負担を増大させようとしている問題に自民党は反対をしてきたのであります。

子ども手当を始めとするばらまき四Ｋ政策は、経済対策ととらえるならば、財政乗数効果に余りに乏しく、社会福祉政策ととらえるならば、赤字国債の発行ではなく恒久財源をもって実施すべきものであり、まさにどっち付かずであります。これは、ばらまき四Ｋが二〇〇九年の衆議院選挙での票の買収策以外の何物でもなかったことを示しているのであります。マニフェスト〇九のばらまき政策との決別をいたずらに遅らせるような二十三年度予算の財源法案としての公債特例法案をそのまま認めることは、もはや国民利益に反する次第です。

実際、民主党の政権公約であったマニフェスト〇九においては、事業仕分等による歳出削減、埋蔵金の発掘、租税特別措置の見直しの三つの方法で財源捻出を公約、その捻出額は、平成二十二年度で七・一兆円、二十三年度で十二・六兆円、そして二十五年度には十六・八兆円にも上るという金額でした。これをマニフェストの主要政策の財源とすることを国民に約束をしたのです。

この民主党マニフェストに対して、私たち自民党は、高齢化に伴い毎年一兆円余りの自然増が見込まれる社会保障関係費を賄い、累積した財政赤字を解消するためには徹底した無駄な歳出の削減を必要とする一方で、民主党のマニフェストに記載されたばらまき政策に回せるような財源は、現下の我が国の財政事情では発掘し得ないことを一貫して主張してまいりました。

しかし、振り返れば、当時の鳩山代表率いる民主党は、国の総予算二百七兆円の全面組替えを行って財源捻出はできると主張し、総選挙で政権交代をしたのです。しかし、実際には、民主党がマニフェストで公約した財源捻出は、当初の二十二年度予算編成の段階から早くも破綻を来し始めました。この二十二年度に財源捻出ができたのは、財務省が公表している三・三兆円にすぎず、マニフェストで公約した七・一兆円とは程遠い金額でした。

しかも、三・三兆円は事業仕分などの国の総予算の全面組替えで生み出したといううたい文句とは裏腹であり、この三・三兆円の元手は公益法人等の基金等の返納金の一兆円と歳出削減の二・三兆円ですが、このうちの歳出削減額は実績づくりのため無理やりつくり出したものであり、二・三兆円の歳出削減額の何と六割を二十二年度補正予算でちゃっかりと予算復活させているではありませんか。

つまり、年度当初予算の一部の要求をまずはマニフェストのばらまき政策の財源へと組替えを行い、その上で、同年度の補正予算において、前年度からの剰余金や自民党政権時代からの税収増加分を使って、一度削減した歳出を再び復活させるという民主党政権の手口なのです。

しかし、これは鳴り物入りで実施した民主党の事業仕分の欺瞞を示すと同時に、財政運営上も大きな問題をはらみます。本来ならば、二十二年度予算一般会計において公債金発行に依存した歳入額が四十四兆三千億円と、前年度の三十三兆三千億円から大幅に増加されている事実に鑑み、前年度の剰余金と税収増加による歳入増加は、赤字国債の発行抑制か国債の繰上償還財源として累積債務の圧縮に使うべきものなのであります。

また、公益法人等の基金などの返納金の一兆円についても、公益法人や独立行政法人の資産売却収入や内部留保の返納という、大半が一時的な埋蔵金発掘のため、マニフェストの恒久財源ではありません。しかしながら、翌年度の二十三年度マニフェスト予算でも、これら二十二年度の恒久財源ではないマニフェスト財源が加えられています。

このように、二十二年度や二十三年度の当初予算で計上されたマニフェスト財源の多くが恒久財源ではないため、結局、予算全体の財源不足を国

債発行に依存せざるを得ず、民主党マニフェストのばらまき政策の続行が、事実上、二十三年度の国債発行額を更に増大させる無責任財政となっているのです。

このように、財源の大半を国債発行で確保するようなマニフェストのばらまき政策にゴーサインを出すような民主党政権の公債特例法案を、そのまま認めるわけにはいかなかったのであります。

今回、三党合意によって、子ども手当の減額と児童手当への政策転換が明記され、その他のマニフェストのばらまき政策についても来年度予算での見直しが明記され、さらには民主党岡田幹事長と菅総理も二〇〇九年のマニフェストの破綻を認め、国民へ謝罪を表明されました。こうした展開を踏まえ、私たち自民党が従来から主張していた責任財政の道理はおおむね正されたとして、ここに三党合意に基づく修正の下で公債特例法案に賛成をいたします。

しかし、民主党内には、まだまだマニフェストのばらまき政策に固執し、今回の内閣及び民主党執行部の政策転換に反対する勢力があるのも事実です。実際、子ども手当の廃止に関する三党合意をほごにするような内容のビラや機関紙が民主党からいまだ大量配布されている事態を考えると、今月末にも民主党の代表選で選出される新代表が菅総理の後継総理になっても、マニフェストのばらまき政策に対してどのような立場を取られるかは全く信頼の置きどころがありません。

また、私たち自民党は、今年二月に財政健全化責任法案を参議院に提出いたしました。しかし、誠に遺憾ながら、審議されないまま今国会で廃案となる見込みです。民主党はなぜこの法案の審議に応じないのでしょうか。財政健全化責任法案では新たな歳出に対して一つ一つ裏付け財源を付けるとしています。民主党政権が自他共にマニフェスト〇九の財源破綻を認めている今、この財政健全化責任法案の審議がマニフェスト破綻の真相をより一層明るみに出すものであることを認めているからにほかなりません。

実際、現政権のごまかし財政は今後の我が国の財政運営の国際的な信認にも重要な問題を呈します。去る二十四日に、ムーディーズが九年ぶりに日本国債の一段階格下げを実施したのも、日本の財政改革の実行力に疑問を呈したのが原因であります。結果として、国内のメガバンクも一斉に格下げが行われ、この格下げのため上昇する調達金利は最終的に国民負担になるものです。

さらには、今週二十二日の参議院本会議で、民主党がマニフェスト〇九で公約した十六・八兆円の財源捻出に対し実際は幾ら捻出できたのかとの我が党議員の質問に対して、野田財務大臣は、平成二十二年度及び二十三年度の二年間で約十三兆円捻出したと答弁されました。しかし、この金額の中には、復興国債の発行で補填することが既に合意されている二・五兆円の年金臨時財源の流用など、とても財源捻出とは呼べない一切合財まで計算に入れており、答弁内容に誠意と信用のかけらも見られません。

民主党のこうした詭弁、ごまかし体質は、代表選で新しい代表に誰がなっても、結局、党は変わらないというのが私たちの認識です。

民主党は、子ども手当撤回などの今回の三党合意による政策転換が新代表の下でも揺るぎないものとして堅持されることをまずは明記すべきです。

私たち自由民主党としては、責任野党として新政権の政策を慎重に見極め、正すものは正し、国民の将来に望ましい政策が実行されるように、今後とも不断の努力を続ける決意を表明して、私の討論を終えます。（拍手）

○議長（西岡武夫君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（西岡武夫君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（西岡武夫君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（西岡武夫君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十七
賛成　二百十八
反対　十九

よって、本案は多数をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（西岡武夫君）　本日はこれにて散会いたします。

午後零時八分散会

出席者は左のとおり。

議長　西岡　武夫君
副議長　尾辻　秀久君

議員

竹谷とし子君　石川　博崇君
吉田　忠智君　亀井亜紀子君
山本　博司君　秋野　公造君
森田　高君　自見庄三郎君
長沢　広明君　横山　信一君
又市　征治君　有田　芳生君
金子　洋一君　浜田　昌良君
谷合　正明君　山本　香苗君
福島みずほ君　大久保潔重君
米長　晴信君　行田　邦子君
西田　実仁君　加藤　修一君
渡辺　孝男君　藤谷　光信君
松野　信夫君　川上　義博君
室井　邦彦君　林　久美子君
魚住裕一郎君　松　あきら君
荒木　清寛君　小林　正夫君
大石　尚子君　今野　東君
中村　哲治君　佐藤　公治君
木庭健太郎君　白浜　一良君
山口那津男君　草川　昭三君
藤原　正司君　谷　博之君
高橋　千秋君　増子　輝彦君
福山　哲郎君　櫻井　充君
小西　洋之君　石橋　通宏君
谷　亮子君　安井美沙子君
斎藤　嘉隆君　小見山幸治君
田城　郁君　西村まさみ君
徳永　エリ君　吉川　沙織君
平山　誠君　外山　斎君
友近　聡朗君　梅村　聡君
平山　幸司君　金子　恵美君
牧山ひろえ君　川合　孝典君
徳永　久志君　水戸　将史君
大島九州男君　横峯　良郎君
轟木　利治君　蓮　舫君
広田　一君　藤末　健三君
尾立　源幸君　川崎　稔君
前川　清成君　大久保　勉君
白　眞勲君　ツルネン　マルティ君
藤田　幸久君　一川　保夫君

森　ゆうこ君　水岡　俊一君　牧野たかお君　丸山　和也君　江口　克彦君　市田　忠義君
榛葉賀津也君　岩本　司君　山田　俊男君　森　まさこ君　橋本　聖子君　松村　龍二君
鈴木　寛君　広野ただし君　石井みどり君　佐藤　信秋君　衛藤　晟一君　山崎　力君
郡司　彰君　平田　健二君　礒崎　陽輔君　島尻安伊子君　岩城　光英君　岸　宏一君
輿石　東君　羽田雄一郎君　義家　弘介君　石井　準一君　鶴保　庸介君　小野　次郎君
加藤　敏幸君　小川　敏夫君　福岡　資麿君　佐藤ゆかり君　川田　龍平君　水野　賢一君
長浜　博行君　小川　勝也君　藤井　基之君　岡田　直樹君
直嶋　正行君　大野　元裕君　岸　信夫君　北川イッセイ君
浜田　和幸君　難波　奨二君　伊達　忠一君　小泉　昭男君
江崎　孝君　糸数　慶子君　末松　信介君　中川　雅治君
中西　祐介君　松浦　大悟君　宮沢　洋一君　関口　昌一君
中谷　智司君　植松恵美子君　山本　順三君　脇　雅史君
舟山　康江君　風間　直樹君　鈴木　政二君　岡田　広君
塚田　一郎君　姫井由美子君　吉田　博美君　丸川　珠代君
武内　則男君　谷岡　郁子君　川口　順子君　山崎　正昭君
大河原雅子君　相原久美子君　林　芳正君　中曽根弘文君
藤原　良信君　加賀谷　健君　小坂　憲次君　世耕　弘成君
佐藤　正久君　那谷屋正義君　山本　一太君　溝手　顕正君
足立　信也君　藤本　祐司君　谷川　秀善君　渡辺　猛之君
津田弥太郎君　芝　博一君　中山　恭子君　上野ひろし君
主濱　了君　柳澤　光美君　田村　智子君　磯崎　仁彦君
野上浩太郎君　松井　孝治君　石井　浩郎君　荒井　広幸君
大塚　耕平君　辻　泰弘君　松田　公太君　山下　芳生君
平野　達男君　神本美恵子君　青木　一彦君　赤石　清美君
池口　修次君　山根　隆治君　舛添　要一君　小熊　慎司君
山谷えり子君　岡崎トミ子君　紙　智子君　片山さつき君
北澤　俊美君　柳田　稔君　松下　新平君　水落　敏栄君
前田　武志君　田中　直紀君　藤井　孝男君　片山虎之助君
江田　五月君　石井　一君　桜内　文城君　大門実紀史君
山東　昭子君　中原　八一君　中村　博彦君　二之湯　智君
長谷川　岳君　藤川　政人君　野村　哲郎君　松村　祥史君
若林　健太君　三原じゅん子君　猪口　邦子君　中西　健治君
髙階恵美子君　熊谷　大君　柴田　巧君　井上　哲士君
大家　敏志君　宇都　隆史君　松山　政司君　加治屋義人君
岩井　茂樹君　上野　通子君　愛知　治郎君　有村　治子君
西田　昌司君　古川　俊治君　金子原二郎君　寺田　典城君

国務大臣

総務大臣
国務大臣
（内閣府特命担当大臣（地域主権推進））　片山　善博君
財務大臣　野田　佳彦君
厚生労働大臣　細川　律夫君
経済産業大臣　海江田万里君
環境大臣　江田　五月君

議長の報告事項

一昨二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任　補欠
徳永　エリ君　姫井由美子君

経済産業委員

辞任　補欠
姫井由美子君　徳永　エリ君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任　補欠
小熊　慎司君　桜内　文城君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案（閣法第九〇号）
厚生労働委員会に付託

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案（閣法第五一号）
電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案（閣法第五二号）
経済産業委員会に付託

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

運輸事業の振興の助成に関する法律案
東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

農林水産物の放射性物質汚染への対処法に関する質問主意書（上野通子君提出）（第二六七号）
核拡散防止条約（ＮＰＴ）再検討会議の日本招致と日本の役割の発揮に関する質問主意書（加藤修一君提出）（第二六八号）
福島県会津地方集中豪雨の際のダムの放水操作に関する質問主意書（森まさこ君提出）（第二六九号）

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

核兵器廃絶に向けた我が国の取組に関する質問主意書（加藤修一君提出）（第二六五号）
東日本大震災の被災者を対象とした生活支援ハンドブック等に関する質問主意書（浜田昌良君提出）（第二六六号）

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

運輸事業の振興の助成に関する法律
東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律

昨二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任　補欠
世耕　弘成君　岩井　茂樹君

農林水産委員
辞任　補欠
金子　恵美君　福山　哲郎君
姫井由美子君　徳永　エリ君
経済産業委員
辞任　補欠
徳永　エリ君　姫井由美子君
国土交通委員
辞任　補欠
岩井　茂樹君　世耕　弘成君
渡辺　猛之君　鈴木　政二君
環境委員
辞任　補欠
福山　哲郎君　金子　恵美君
鈴木　政二君　渡辺　猛之君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員
辞任　補欠
桜内　文城君　小熊　慎司君

同日委員長から次の報告書が提出された。

東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案（参第一六号）審査報告書
平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案（閣法第九〇号）審査報告書
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案（閣法第五一号）審査報告書
電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案（閣法第五二号）審査報告書
同日議員から次の質問主意書が提出された。
国民年金第三号被保険者の障害年金の受給権に関する質問主意書（田村智子君提出）（第二七〇号）
医療用麻薬製剤に関する質問主意書（藤井基之君提出）（第二七一号）
東日本大震災の被災地における浄水機能の復旧等の災害復旧事業のあり方に関する再質問主意書（秋野公造君提出）（第二七二号）
国境離島の保全に関する質問主意書（山谷えり子君提出）（第二七三号）

同日議長は、マリア・ダ・アスンサオン・エステーヴェス・ポルトガル共和国国会議長より、同議長の議長就任に際し発送した祝辞に対する礼状を接受した。

本日委員長から次の報告書が提出された。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案（衆第二九号）審査報告書
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第四九号）審査報告書
石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案（衆第三〇号）審査報告書
平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案（閣法第一号）審査報告書

投票者氏名

日程第一　東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案（礒崎陽輔君外五名発議）

賛成者氏名　一二七名

愛知　治郎君　青木　一彦君
赤石　清美君　有村　治子君
石井　準一君　石井　浩郎君
石井みどり君　磯崎　仁彦君
礒崎　陽輔君　猪口　邦子君
岩井　茂樹君　岩城　光英君
宇都　隆史君　上野　通子君
衛藤　晟一君　大家　敏志君
岡田　直樹君　岡田　広君
加治屋義人君　片山さつき君
金子原二郎君　川口　順子君
岸　宏一君　岸　信夫君
北川イッセイ君　熊谷　大君
小泉　昭男君　小坂　憲次君
佐藤　信秋君　佐藤　正久君
佐藤ゆかり君　山東　昭子君
島尻安伊子君　末松　信介君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関口　昌一君　伊達　忠一君
高階恵美子君　谷川　秀善君
塚田　一郎君　鶴保　庸介君
中川　雅治君　中曽根弘文君
中西　祐介君　中原　八一君
中村　博彦君　二之湯　智君
西田　昌司君　野上浩太郎君
野村　哲郎君　長谷川　岳君
橋本　聖子君　林　芳正君
福岡　資麿君　藤井　基之君
藤川　政人君　古川　俊治君
牧野たかお君　松下　新平君
松村　祥史君　松村　龍二君
松山　政司君　丸川　珠代君
丸山　和也君　三原じゅん子君
水落　敏栄君　溝手　顕正君
宮沢　洋一君　森　まさこ君
山崎　力君　山崎　正昭君
山田　俊男君　山谷えり子君
山本　一太君　山本　順三君
吉田　博美君　義家　弘介君
若林　健太君　脇　雅史君
渡辺　猛之君　秋野　公造君
荒木　清寛君　石川　博崇君
魚住裕一郎君　加藤　修一君
草川　昭三君　木庭健太郎君
白浜　一良君　竹谷とし子君
谷合　正明君　長沢　広明君
西田　実仁君　浜田　昌良君
松　あきら君　山口那津男君
山本　香苗君　山本　博司君
横山　信一君　渡辺　孝男君
上野ひろし君　江口　克彦君
小熊　慎司君　小野　次郎君
川田　龍平君　桜内　文城君
柴田　巧君　寺田　典城君
中西　健治君　松田　公太君
水野　賢一君　井上　哲士君
市田　忠義君　紙　智子君
田村　智子君　大門実紀史君
山下　芳生君　荒井　広幸君
片山虎之助君　中山　恭子君
藤井　孝男君　舛添　要一君
福島みずほ君　又市　征治君
吉田　忠智君　糸数　慶子君
尾辻　秀久君

反対者氏名　一一〇名

足立　信也君　相原久美子君
有田　芳生君　池口　修次君
石井　一君　石橋　通宏君
一川　保夫君　岩本　司君
植松恵美子君　梅村　聡君
江崎　孝君　江田　五月君
小川　勝也君　小川　敏夫君
尾立　源幸君　大石　尚子君
大河原雅子君　大久保　勉君

大久保潔重君
大塚　耕平君
岡崎トミ子君
加藤　敏幸君
金子　恵美君
神本美恵子君
川上　義博君
小西　洋之君
小見山幸治君
輿石　東君
佐藤　公治君
櫻井　充君
主濱　了君
鈴木　寛君
田中　直紀君
武内　則男君
谷　亮子君
ツルネン　マルティ君
辻　泰弘君
徳永　エリ君
轟木　利治君
那谷屋正義君
中谷　智司君
長浜　博行君
西村まさみ君
白　眞勲君
姫井由美子君
平野　達男君
平山　誠君
広野ただし君
藤末　健三君
藤谷　光信君
藤原　正司君

大島九州男君
大野　元裕君
加賀谷　健君
風間　直樹君
金子　洋一君
川合　孝典君
川崎　稔君
北澤　俊美君
郡司　彰君
小林　正夫君
行田　邦子君
今野　東君
斎藤　嘉隆君
芝　博一君
榛葉賀津也君
田城　郁君
高橋　千秋君
谷　博之君
谷岡　郁子君
津田弥太郎君
外山　斎君
徳永　久志君
友近　聡朗君
直嶋　正行君
中村　哲治君
難波　奨二君
羽田雄一郎君
林　久美子君
平田　健二君
平山　幸司君
広田　一君
福山　哲郎君
藤田　幸久君
藤本　祐司君
藤原　良信君

舟山　康江君
前田　武志君
増子　輝彦君
松浦　大悟君
水戸　将史君
室井　邦彦君
安井美沙子君
柳田　稔君
横峯　良郎君
米長　晴信君
亀井亜紀子君
森田　高君

前川　清成君
牧山ひろえ君
松井　孝治君
松野　信夫君
水岡　俊一君
森　ゆうこ君
柳澤　光美君
山根　隆治君
吉川　沙織君
蓮　舫君
自見庄三郎君
浜田　和幸君

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二三〇名

足立　信也君
有田　芳生君
石井　一君
一川　保夫君
植松恵美子君
江崎　孝君
小川　勝也君
尾立　源幸君
大河原雅子君
大久保潔重君
大塚　耕平君
岡崎トミ子君
加藤　敏幸君
金子　恵美君
神本美恵子君
川上　義博君
北澤　俊美君

相原久美子君
池口　修次君
石橋　通宏君
岩本　司君
梅村　聡君
江田　五月君
小川　敏夫君
大石　尚子君
大久保　勉君
大島九州男君
大野　元裕君
加賀谷　健君
風間　直樹君
金子　洋一君
川合　孝典君
川崎　稔君
郡司　彰君

小西　洋之君
小見山幸治君
輿石　東君
佐藤　公治君
櫻井　充君
主濱　了君
鈴木　寛君
田中　直紀君
武内　則男君
谷　亮子君
ツルネン　マルティ君
辻　泰弘君
徳永　エリ君
轟木　利治君
那谷屋正義君
中谷　智司君
長浜　博行君
西村まさみ君
白　眞勲君
姫井由美子君
平野　達男君
平山　誠君
広野ただし君
藤末　健三君
藤谷　光信君
藤原　正司君
舟山　康江君
前田　武志君
増子　輝彦君
松浦　大悟君
水戸　将史君
室井　邦彦君
安井美沙子君
柳田　稔君

小林　正夫君
行田　邦子君
今野　東君
斎藤　嘉隆君
芝　博一君
榛葉賀津也君
田城　郁君
高橋　千秋君
谷　博之君
谷岡　郁子君
津田弥太郎君
外山　斎君
徳永　久志君
友近　聡朗君
直嶋　正行君
中村　哲治君
難波　奨二君
羽田雄一郎君
林　久美子君
平田　健二君
平山　幸司君
広田　一君
福山　哲郎君
藤田　幸久君
藤本　祐司君
藤原　良信君
前川　清成君
牧山ひろえ君
松井　孝治君
松野　信夫君
水岡　俊一君
森　ゆうこ君
柳澤　光美君
山根　隆治君

横峯　良郎君
米長　晴信君
愛知　治郎君
赤石　清美君
石井　準一君
石井みどり君
礒崎　陽輔君
岩井　茂樹君
宇都　隆史君
衛藤　晟一君
岡田　直樹君
加治屋義人君
金子原二郎君
岸　宏一君
北川イッセイ君
小泉　昭男君
佐藤　信秋君
佐藤ゆかり君
島尻安伊子君
鈴木　政二君
関口　昌一君
高階恵美子君
塚田　一郎君
中川　雅治君
中西　祐介君
中村　博彦君
西田　昌司君
野村　哲郎君
橋本　聖子君
福岡　資麿君
藤川　政人君
松下　新平君
松村　龍二君
丸川　珠代君
三原じゅん子君

吉川　沙織君
蓮　舫君
青木　一彦君
有村　治子君
石井　浩郎君
磯崎　仁彦君
猪口　邦子君
岩城　光英君
上野　通子君
大家　敏志君
岡田　広君
片山さつき君
川口　順子君
岸　信夫君
熊谷　大君
小坂　憲次君
佐藤　正久君
山東　昭子君
末松　信介君
世耕　弘成君
伊達　忠一君
谷川　秀善君
鶴保　庸介君
中曽根弘文君
中原　八一君
二之湯　智君
野上浩太郎君
長谷川　岳君
林　芳正君
藤井　基之君
牧野たかお君
松村　祥史君
松山　政司君
丸山　和也君
水落　敏栄君

溝手　顕正君
森　まさこ君
山崎　正昭君
山谷えり子君
山本　順三君
義家　弘介君
脇　雅史君
秋野　公造君
石川　博崇君
加藤　修一君
木庭健太郎君
竹谷とし子君
長沢　広明君
浜田　昌良君
山口那津男君
山本　博司君
渡辺　孝男君
江口　克彦君
小野　次郎君
桜内　文城君
寺田　典城君
松田　公太君
荒井　広幸君
中山　恭子君
舛添　要一君
又市　征治君
亀井亜紀子君
森田　高君
尾辻　秀久君

宮沢　洋一君
山崎　力君
山田　俊男君
山本　一太君
吉田　博美君
若林　健太君
渡辺　猛之君
荒木　清寛君
魚住裕一郎君
草川　昭三君
白浜　一良君
谷合　正明君
西田　実仁君
松　あきら君
山本　香苗君
横山　信一君
上野ひろし君
小熊　慎司君
川田　龍平君
柴田　巧君
中西　健治君
水野　賢一君
片山虎之助君
藤井　孝男君
福島みずほ君
吉田　忠智君
自見庄三郎君
糸数　慶子君
浜田　和幸君

反対者氏名　五名

井上　哲士君
田村　智子君
山下　芳生君

市田　忠義君
大門実紀史君

日程第二　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二三一名

足立　信也君
有田　芳生君
石井　一君
一川　保夫君
植松恵美子君
江崎　孝君
小川　勝也君
尾立　源幸君
大河原雅子君
大久保潔重君
大塚　耕平君
岡崎トミ子君
加藤　敏幸君
金子　恵美君
神本美恵子君
川上　義博君
北澤　俊美君
小西　洋之君
小見山幸治君
輿石　東君
佐藤　公治君
櫻井　充君
主濱　了君
鈴木　寛君
田中　直紀君
武内　則男君
谷　亮子君
ソルヂン　マルティ君
辻　泰弘君
徳永　エリ君
轟木　利治君

相原久美子君
池口　修次君
石橋　通宏君
岩本　司君
梅村　聡君
江田　五月君
小川　敏夫君
大石　尚子君
大久保　勉君
大島九州男君
大野　元裕君
加賀谷　健君
風間　直樹君
金子　洋一君
川合　孝典君
川崎　稔君
郡司　彰君
小林　正夫君
行田　邦子君
今野　東君
斎藤　嘉隆君
芝　博一君
榛葉賀津也君
田城　郁君
高橋　千秋君
谷　博之君
谷岡　郁子君
津田弥太郎君
外山　斎君
徳永　久志君
友近　聡朗君

那谷屋正義君
中谷　智司君
長浜　博行君
西村まさみ君
白　眞勲君
姫井由美子君
平野　達男君
平山　誠君
広野ただし君
藤末　健三君
藤谷　光信君
藤原　正司君
舟山　康江君
前田　武志君
増子　輝彦君
松浦　大悟君
水戸　将史君
室井　邦彦君
安井美沙子君
柳田　稔君
横峯　良郎君
米長　晴信君
愛知　治郎君
赤石　清美君
石井　準一君
石井みどり君
礒崎　陽輔君
岩井　茂樹君
宇都　隆史君
衛藤　晟一君
岡田　直樹君
加治屋義人君
金子原二郎君
岸　宏一君
北川イッセイ君

直嶋　正行君
中村　哲治君
難波　奨二君
羽田雄一郎君
林　久美子君
平田　健二君
平山　幸司君
広田　一君
福山　哲郎君
藤田　幸久君
藤本　祐司君
藤原　良信君
前川　清成君
牧山ひろえ君
松井　孝治君
松野　信夫君
水岡　俊一君
森　ゆうこ君
柳澤　光美君
山根　隆治君
吉川　沙織君
蓮　舫君
青木　一彦君
有村　治子君
石井　浩郎君
磯崎　仁彦君
猪口　邦子君
岩城　光英君
上野　通子君
大家　敏志君
岡田　広君
片山さつき君
川口　順子君
岸　信夫君
熊谷　大君

小泉　昭男君
佐藤　信秋君
佐藤ゆかり君
島尻安伊子君
鈴木　政二君
関口　昌一君
髙階恵美子君
塚田　一郎君
中川　雅治君
中西　祐介君
中村　博彦君
西田　昌司君
野村　哲郎君
橋本　聖子君
福岡　資麿君
藤川　政人君
牧野たかお君
松村　祥史君
松山　政司君
丸山　和也君
水落　敏栄君
宮沢　洋一君
山崎　力君
山田　俊男君
山本　一太君
吉田　博美君
若林　健太君
渡辺　猛之君
荒木　清寛君
魚住裕一郎君
草川　昭三君
白浜　一良君
谷合　正明君
西田　実仁君
松　あきら君

小坂　憲次君
佐藤　正久君
山東　昭子君
末松　信介君
世耕　弘成君
伊達　忠一君
谷川　秀善君
鶴保　庸介君
中曽根弘文君
中原　八一君
二之湯　智君
野上浩太郎君
長谷川　岳君
林　芳正君
藤井　基之君
古川　俊治君
松下　新平君
松村　龍二君
丸川　珠代君
三原じゅん子君
溝手　顕正君
森　まさこ君
山崎　正昭君
山谷えり子君
山本　順三君
義家　弘介君
脇　雅史君
秋野　公造君
石川　博崇君
加藤　修一君
木庭健太郎君
竹谷とし子君
長沢　広明君
浜田　昌良君
山口那津男君

山本　香苗君　山本　博司君
横山　信一君　渡辺　孝男君
上野ひろし君　江口　克彦君
小熊　慎司君　小野　次郎君
川田　龍平君　桜内　文城君
柴田　巧君　寺田　典城君
中西　健治君　松田　公太君
水野　賢一君　荒井　広幸君
片山虎之助君　中山　恭子君
藤井　孝男君　舛添　要一君
福島みずほ君　又市　征治君
吉田　忠智君　亀井亜紀子君
自見庄三郎君　森田　高君
糸数　慶子君　尾辻　秀久君
浜田　和幸君

反対者氏名　六名

井上　哲士君　市田　忠義君
紙　智子君　田村　智子君
大門実紀史君　山下　芳生君

日程第三　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二三七名

足立　信也君　相原久美子君
有田　芳生君　池口　修次君
石井　一君　石橋　通宏君
一川　保夫君　岩本　司君
植松恵美子君　梅村　聡君
江崎　孝君　江田　五月君
小川　勝也君　小川　敏夫君
尾立　源幸君　大石　尚子君
大河原雅子君　大久保　勉君
大久保潔重君　大島九州男君
大塚　耕平君　大野　元裕君
岡崎トミ子君　加賀谷　健君
加藤　敏幸君　風間　直樹君
金子　恵美君　金子　洋一君
神本美恵子君　川合　孝典君
川上　義博君　川崎　稔君
北澤　俊美君　郡司　彰君
小西　洋之君　小林　正夫君
小見山幸治君　行田　邦子君
輿石　東君　今野　東君
佐藤　公治君　斎藤　嘉隆君
櫻井　充君　芝　博一君
主濱　了君　榛葉賀津也君
鈴木　寛君　田城　郁君
田中　直紀君　高橋　千秋君
武内　則男君　谷　博之君
谷　亮子君　谷岡　郁子君
ツルネン　マルティ君　津田弥太郎君
辻　泰弘君　外山　斎君
徳永　エリ君　徳永　久志君
轟木　利治君　友近　聡朗君
那谷屋正義君　直嶋　正行君
中谷　智司君　中村　哲治君
長浜　博行君　難波　奨二君
西村まさみ君　羽田雄一郎君
白　眞勲君　林　久美子君
姫井由美子君　平田　健二君
平野　達男君　平山　幸司君
平山　誠君　広田　一君
広野ただし君　福山　哲郎君
藤末　健三君　藤田　幸久君
藤谷　光信君　藤本　祐司君
藤原　正司君　藤原　良信君
舟山　康江君　前川　清成君
前田　武志君　牧山ひろえ君
増子　輝彦君　松井　孝治君
松浦　大悟君　松野　信夫君
水戸　将史君　水岡　俊一君
室井　邦彦君　森　ゆうこ君
安井美沙子君　柳澤　光美君
柳田　稔君　山根　隆治君
横峯　良郎君　吉川　沙織君
米長　晴信君　蓮　舫君
愛知　治郎君　青木　一彦君
赤石　清美君　有村　治子君
石井　準一君　石井　浩郎君
石井みどり君　磯崎　仁彦君
礒崎　陽輔君　猪口　邦子君
岩井　茂樹君　岩城　光英君
宇都　隆史君　上野　通子君
衛藤　晟一君　大家　敏志君
岡田　直樹君　岡田　広君
加治屋義人君　片山さつき君
金子原二郎君　川口　順子君
岸　宏一君　岸　信夫君
北川イッセイ君　熊谷　大君
小泉　昭男君　小坂　憲次君
佐藤　信秋君　佐藤　正久君
佐藤ゆかり君　山東　昭子君
島尻安伊子君　末松　信介君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関口　昌一君　伊達　忠一君
高階恵美子君　谷川　秀善君
塚田　一郎君　鶴保　庸介君
中川　雅治君　中曽根弘文君
中西　祐介君　中原　八一君
中村　博彦君　二之湯　智君
西田　昌司君　野上浩太郎君
野村　哲郎君　長谷川　岳君
橋本　聖子君　林　芳正君
福岡　資麿君　藤井　基之君
藤川　政人君　古川　俊治君
牧野たかお君　松下　新平君
松村　祥史君　松村　龍二君
松山　政司君　丸川　珠代君
丸山　和也君　三原じゅん子君
水落　敏栄君　溝手　顕正君
宮沢　洋一君　森　まさこ君
山崎　力君　山崎　正昭君
山田　俊男君　山谷えり子君
山本　一太君　山本　順三君
吉田　博美君　義家　弘介君
若林　健太君　脇　雅史君
渡辺　猛之君　秋野　公造君
荒木　清寛君　石川　博崇君
魚住裕一郎君　加藤　修一君
草川　昭三君　木庭健太郎君
白浜　一良君　竹谷とし子君
谷合　正明君　長沢　広明君
西田　実仁君　浜田　昌良君
松　あきら君　山口那津男君
山本　香苗君　山本　博司君
横山　信一君　渡辺　孝男君
上野ひろし君　江口　克彦君
小熊　慎司君　小野　次郎君
川田　龍平君　桜内　文城君
柴田　巧君　寺田　典城君
中西　健治君　松田　公太君
水野　賢一君　荒井　広幸君
市田　忠義君　紙　智子君
田村　智子君　大門実紀史君
山下　芳生君　荒井　広幸君
片山虎之助君　中山　恭子君
藤井　孝男君　舛添　要一君
福島みずほ君　又市　征治君

吉田　忠智君　亀井亜紀子君
自見庄三郎君　森田　高君
糸数　慶子君　尾辻　秀久君
浜田　和幸君

反対者氏名　○名

日程第四　電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二三〇名

足立　信也君　相原久美子君
有田　芳生君　池口　修次君
石井　一君　石橋　通宏君
一川　保夫君　岩本　司君
植松恵美子君　梅村　聡君
江崎　孝君　江田　五月君
小川　勝也君　小川　敏夫君
尾立　源幸君　大石　尚子君
大河原雅子君　大久保　勉君
大久保潔重君　大島九州男君
大塚　耕平君　大野　元裕君
加賀谷　健君　加藤　敏幸君
風間　直樹君　金子　恵美君
金子　洋一君　神本美恵子君
川合　孝典君　川上　義博君
川崎　稔君　北澤　俊美君
郡司　彰君　小西　洋之君
小林　正夫君　小見山幸治君
行田　邦子君　輿石　東君
今野　東君　佐藤　公治君
斎藤　嘉隆君　櫻井　充君
芝　博一君　主濱　了君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君
田城　郁君　田中　直紀君
高橋　千秋君　武内　則男君
谷　博之君　谷　亮子君
谷岡　郁子君　ソルヂン　マルティ君
津田弥太郎君　辻　泰弘君
外山　斎君　徳永　エリ君
徳永　久志君　轟木　利治君
友近　聡朗君　那谷屋正義君
直嶋　正行君　中谷　智司君
中村　哲治君　長浜　博行君
難波　奨二君　西村まさみ君
羽田雄一郎君　白　眞勲君
林　久美子君　姫井由美子君
平田　健二君　平野　達男君
平山　幸司君　平山　誠君
広田　一君　広野ただし君
福山　哲郎君　藤末　健三君
藤田　幸久君　藤谷　光信君
藤本　祐司君　藤原　正司君
藤原　良信君　舟山　康江君
前川　清成君　前田　武志君
牧山ひろえ君　増子　輝彦君
松井　孝治君　松浦　大悟君
松野　信夫君　水戸　将史君
水岡　俊一君　室井　邦彦君
森　ゆうこ君　安井美沙子君
柳澤　光美君　柳田　稔君
山根　隆治君　横峯　良郎君
吉川　沙織君　米長　晴信君
蓮　舫君　愛知　治郎君
青木　一彦君　赤石　清美君
有村　治子君　石井　準一君
石井　浩郎君　石井みどり君
磯崎　仁彦君　礒崎　陽輔君
猪口　邦子君　岩井　茂樹君
岩城　光英君　宇都　隆史君
上野　通子君　衛藤　晟一君
大家　敏志君　岡田　直樹君
岡田　広君　加治屋義人君
片山さつき君　金子原二郎君
川口　順子君　岸　宏一君
岸　信夫君　北川イッセイ君
熊谷　大君　小泉　昭男君
小坂　憲次君　佐藤　信秋君
佐藤　正久君　佐藤ゆかり君
山東　昭子君　島尻安伊子君
末松　信介君　鈴木　政二君
世耕　弘成君　関口　昌一君
伊達　忠一君　高階恵美子君
谷川　秀善君　塚田　一郎君
鶴保　庸介君　中川　雅治君
中曽根弘文君　中西　祐介君
中原　八一君　中村　博彦君
二之湯　智君　西田　昌司君
野上浩太郎君　野村　哲郎君
長谷川　岳君　橋本　聖子君
林　芳正君　福岡　資麿君
藤井　基之君　藤川　政人君
古川　俊治君　牧野たかお君
松下　新平君　松村　祥史君
松村　龍二君　松山　政司君
丸川　珠代君　丸山　和也君
三原じゅん子君　水落　敏栄君
溝手　顕正君　宮沢　洋一君
森　まさこ君　山崎　力君
山崎　正昭君　山田　俊男君
山谷えり子君　山本　一太君
山本　順三君　吉田　博美君
義家　弘介君　若林　健太君
脇　雅史君　渡辺　猛之君
秋野　公造君　荒木　清寛君
石川　博崇君　魚住裕一郎君
加藤　修一君　草川　昭三君
木庭健太郎君　白浜　一良君
竹谷とし子君　谷合　正明君
長沢　広明君　西田　実仁君
浜田　昌良君　松　あきら君
山口那津男君　山本　香苗君
山本　博司君　横山　信一君
渡辺　孝男君　上野ひろし君
江口　克彦君　小熊　慎司君
小野　次郎君　川田　龍平君
桜内　文城君　柴田　巧君
寺田　典城君　中西　健治君
松田　公太君　水野　賢一君
荒井　広幸君　片山虎之助君
中山　恭子君　藤井　孝男君
舛添　要一君　福島みずほ君
又市　征治君　吉田　忠智君
亀井亜紀子君　自見庄三郎君
森田　高君　糸数　慶子君
尾辻　秀久君　浜田　和幸君

反対者氏名　六名

井上　哲士君　市田　忠義君
紙　智子君　田村　智子君
大門実紀史君　山下　芳生君

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案（衆議院提出）

賛成者氏名　二三〇名

足立　信也君　相原久美子君
有田　芳生君　池口　修次君
石井　一君　石橋　通宏君
一川　保夫君　岩本　司君

植松恵美子君　梅村　聡君　福山　哲郎君　藤末　健三君　中曽根弘文君　中西　祐介君　中山　恭子君　藤井　孝男君
江崎　孝君　小川　勝也君　藤田　幸久君　藤谷　光信君　中原　八一君　中村　博彦君　外添　要一君　福島みずほ君
小川　敏夫君　尾立　源幸君　藤本　祐司君　藤原　正司君　二之湯　智君　西田　昌司君　又市　征治君　吉田　忠智君
大石　尚子君　大河原雅子君　藤原　良信君　舟山　康江君　野上浩太郎君　野村　哲郎君　亀井亜紀子君　自見庄三郎君
大久保　勉君　大久保潔重君　前川　清成君　前田　武志君　長谷川　岳君　橋本　聖子君　森田　高君　糸数　慶子君
大島九州男君　大塚　耕平君　牧山ひろえ君　増子　輝彦君　林　芳正君　福岡　資麿君　尾辻　秀久君　浜田　和幸君
大野　元裕君　岡崎トミ子君　松井　孝治君　松浦　大悟君　藤井　基之君　藤川　政人君
加賀谷　健君　加藤　敏幸君　松野　信夫君　水戸　将史君　古川　俊治君　牧野たかお君
風間　直樹君　金子　恵美君　水岡　俊一君　室井　邦彦君　松下　新平君　松村　祥史君
金子　洋一君　神本美恵子君　森　ゆうこ君　安井美沙子君　松村　龍二君　松山　政司君
川合　孝典君　川上　義博君　柳澤　光美君　柳田　稔君　丸川　珠代君　丸山　和也君
川崎　稔君　北澤　俊美君　山根　隆治君　横峯　良郎君　三原じゅん子君　水落　敏栄君
郡司　彰君　小西　洋之君　吉川　沙織君　米長　晴信君　溝手　顕正君　宮沢　洋一君
小林　正夫君　小見山幸治君　蓮　舫君　愛知　治郎君　森　まさこ君　山崎　力君
行田　邦子君　輿石　東君　青木　一彦君　赤石　清美君　山崎　正昭君　山田　俊男君
今野　東君　佐藤　公治君　有村　治子君　石井　準一君　山谷えり子君　山本　一太君
斎藤　嘉隆君　櫻井　充君　石井　浩郎君　石井みどり君　山本　順三君　吉田　博美君
芝　博一君　主濱　了君　磯崎　仁彦君　礒崎　陽輔君　義家　弘介君　若林　健太君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君　猪口　邦子君　岩井　茂樹君　脇　雅史君　渡辺　猛之君
田城　郁君　田中　直紀君　岩城　光英君　宇都　隆史君　秋野　公造君　荒木　清寛君
高橋　千秋君　武内　則男君　上野　通子君　衛藤　晟一君　石川　博崇君　魚住裕一郎君
谷　博之君　谷　亮子君　大家　敏志君　岡田　直樹君　加藤　修一君　草川　昭三君
谷岡　郁子君　ツルネン　マルティ君　岡田　広君　加治屋義人君　木庭健太郎君　白浜　一良君
津田弥太郎君　辻　泰弘君　片山さつき君　金子原二郎君　竹谷とし子君　谷合　正明君
外山　斎君　徳永　エリ君　川口　順子君　岸　宏一君　長沢　広明君　西田　実仁君
徳永　久志君　轟木　利治君　岸　信夫君　北川イッセイ君　浜田　昌良君　松　あきら君
友近　聡朗君　那谷屋正義君　熊谷　大君　小泉　昭男君　山口那津男君　山本　香苗君
直嶋　正行君　中谷　智司君　小坂　憲次君　佐藤　信秋君　山本　博司君　横山　信一君
中村　哲治君　長浜　博行君　佐藤　正久君　佐藤ゆかり君　渡辺　孝男君　上野ひろし君
難波　奨二君　西村まさみ君　山東　昭子君　島尻安伊子君　江口　克彦君　小熊　慎司君
羽田雄一郎君　白　眞勲君　末松　信介君　鈴木　政二君　小野　次郎君　川田　龍平君
林　久美子君　姫井由美子君　世耕　弘成君　関口　昌一君　桜内　文城君　柴田　巧君
平田　健二君　平野　達男君　伊達　忠一君　高階恵美子君　寺田　典城君　中西　健治君
平山　幸司君　平山　誠君　谷川　秀善君　塚田　一郎君　松田　公太君　水野　賢一君
広田　一君　広野ただし君　鶴保　庸介君　中川　雅治君　荒井　広幸君　片山虎之助君

反対者氏名　六名

井上　哲士君　市田　忠義君
紙　智子君　田村　智子君
大門実紀史君　山下　芳生君

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名　二三五名

足立　信也君　相原久美子君
有田　芳生君　池口　修次君
石井　一君　石橋　通宏君
一川　保夫君　岩本　司君
植松恵美子君　梅村　聡君
江崎　孝君　小川　勝也君
小川　敏夫君　尾立　源幸君
大石　尚子君　大河原雅子君
大久保　勉君　大久保潔重君
大島九州男君　大塚　耕平君
大野　元裕君　岡崎トミ子君
加賀谷　健君　加藤　敏幸君
風間　直樹君　金子　洋一君
金子　恵美君　神本美恵子君
川合　孝典君　川上　義博君
川崎　稔君　北澤　俊美君
郡司　彰君　小西　洋之君
小林　正夫君　小見山幸治君
今野　東君　輿石　東君
佐藤　公治君

斎藤　嘉隆君　櫻井　充君
芝　博一君　主濱　了君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君
田城　郁君　田中　直紀君
高橋　千秋君　武内　則男君
谷　博之君　谷　亮子君
谷岡　郁子君　ソルヂン　マルティ君
津田弥太郎君　辻　泰弘君
外山　斎君　徳永　エリ君
徳永　久志君　轟木　利治君
友近　聡朗君　那谷屋正義君
直嶋　正行君　中谷　智司君
中村　哲治君　長浜　博行君
難波　奨二君　西村まさみ君
羽田雄一郎君　白　眞勲君
林　久美子君　姫井由美子君
平田　健二君　平野　達男君
平山　幸司君　平山　誠君
広田　一君　広野ただし君
福山　哲郎君　藤末　健三君
藤田　幸久君　藤谷　光信君
藤本　祐司君　藤原　正司君
藤原　良信君　舟山　康江君
前川　清成君　前田　武志君
牧山ひろえ君　増子　輝彦君
松井　孝治君　松浦　大悟君
松野　信夫君　水戸　将史君
水岡　俊一君　室井　邦彦君
森　ゆうこ君　安井美沙子君
柳澤　光美君　柳田　稔君
山根　隆治君　横峯　良郎君
吉川　沙織君　米長　晴信君
蓮　舫君　愛知　治郎君
青木　一彦君　赤石　清美君
有村　治子君　石井　準一君

石井みどり君　磯崎　陽輔君
礒崎　仁彦君　猪口　邦子君
岩井　茂樹君　岩城　光英君
宇都　隆史君　上野　通子君
衛藤　晟一君　大家　敏志君
岡田　直樹君　岡田　広君
加治屋義人君　片山さつき君
金子原二郎君　川口　順子君
岸　宏一君　岸　信夫君
北川イッセイ君　熊谷　大君
小泉　昭男君　小坂　憲次君
佐藤　信秋君　佐藤　正久君
佐藤ゆかり君　山東　昭子君
島尻安伊子君　末松　信介君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関口　昌一君　伊達　忠一君
高階恵美子君　谷川　秀善君
塚田　一郎君　鶴保　庸介君
中川　雅治君　中曽根弘文君
中西　祐介君　中原　八一君
中村　博彦君　二之湯　智君
西田　昌司君　野上浩太郎君
野村　哲郎君　長谷川　岳君
橋本　聖子君　林　芳正君
福岡　資麿君　藤井　基之君
藤川　政人君　古川　俊治君
牧野たかお君　松下　新平君
松村　祥史君　松村　龍二君
松山　政司君　丸川　珠代君
丸山　和也君　三原じゅん子君
水落　敏栄君　溝手　顕正君
宮沢　洋一君　森　まさこ君
山崎　力君　山崎　正昭君
山田　俊男君　山谷えり子君
山本　一太君　山本　順三君

吉田　博美君　義家　弘介君
若林　健太君　脇　雅史君
渡辺　猛之君　秋野　公造君
荒木　清寛君　石川　博崇君
魚住裕一郎君　加藤　修一君
草川　昭三君　木庭健太郎君
白浜　一良君　竹谷とし子君
谷合　正明君　長沢　広明君
西田　実仁君　浜田　昌良君
松　あきら君　山口那津男君
山本　香苗君　山本　博司君
横山　信一君　渡辺　孝男君
上野ひろし君　江口　克彦君
小熊　慎司君　小野　次郎君
川田　龍平君　桜内　文城君
柴田　巧君　寺田　典城君
中西　健治君　松田　公太君
水野　賢一君　井上　哲士君
市田　忠義君　紙　智子君
田村　智子君　大門実紀史君
山下　芳生君　荒井　広幸君
片山虎之助君　中山　恭子君
藤井　孝男君　舛添　要一君
福島みずほ君　又市　征治君
吉田　忠智君　亀井亜紀子君
自見庄三郎君　森田　高君
糸数　慶子君　尾辻　秀久君
浜田　和幸君

反対者氏名　〇名

平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二一八名

足立　信也君　相原久美子君

有田　芳生君　石井　一君
一川　保夫君　植松恵美子君
江崎　孝君　小川　勝也君
尾立　源幸君　大河原雅子君
大久保潔重君　大塚　耕平君
岡崎トミ子君　加藤　敏幸君
金子　恵美君　神本美恵子君
川上　義博君　川崎　稔君
北澤　俊美君　郡司　彰君
小西　洋之君　小見山幸治君
輿石　東君　佐藤　公治君
櫻井　充君　主濱　了君
鈴木　寛君　田中　直紀君
武内　則男君　谷　亮子君
ソルヂン　マルティ君　辻　泰弘君
徳永　エリ君　轟木　利治君
那谷屋正義君　中谷　智司君
長浜　博行君　西村まさみ君
白　眞勲君

池口　修次君　石橋　通宏君
石井　一君　岩本　司君
一川　保夫君　植松恵美子君
江崎　孝君　小川　勝也君
尾立　源幸君　大河原雅子君
大久保潔重君　大塚　耕平君
岡崎トミ子君　加藤　敏幸君
金子　恵美君　神本美恵子君
川上　義博君　川崎　稔君
北澤　俊美君　郡司　彰君
小西　洋之君　小見山幸治君
輿石　東君　佐藤　公治君
櫻井　充君　主濱　了君
鈴木　寛君　田中　直紀君
武内　則男君　谷　亮子君
ソルヂン　マルティ君　辻　泰弘君
徳永　エリ君　轟木　利治君
那谷屋正義君　中谷　智司君
長浜　博行君　西村まさみ君
白　眞勲君

姫井由美子君　平田　健二君
平野　達男君　平山　幸司君
平山　誠君　広田　一君
広野ただし君　福山　哲郎君
藤末　健三君　藤田　幸久君
藤谷　光信君　藤本　祐司君
藤原　正司君　藤原　良信君
舟山　康江君　前川　清成君
前田　武志君　牧山ひろえ君
増子　輝彦君　松井　孝治君
松浦　大悟君　松野　信夫君
水戸　将史君　水岡　俊一君
室井　邦彦君　森　ゆうこ君
安井美沙子君　柳澤　光美君
柳田　稔君　山根　隆治君
横峯　良郎君　吉川　沙織君
米長　晴信君　蓮　舫君
愛知　治郎君　青木　一彦君
赤石　清美君　有村　治子君
石井　準一君　石井　浩郎君
石井みどり君　磯崎　仁彦君
礒崎　陽輔君　猪口　邦子君
岩井　茂樹君　岩城　光英君
宇都　隆史君　上野　通子君
衛藤　晟一君　大家　敏志君
岡田　直樹君　岡田　広君
加治屋義人君　片山さつき君
金子原二郎君　川口　順子君
岸　宏一君　岸　信夫君
北川イッセイ君　熊谷　大君
小泉　昭男君　小坂　憲次君
佐藤　信秋君　佐藤　正久君
佐藤ゆかり君　山東　昭子君
島尻安伊子君　末松　信介君
鈴木　政二君　世耕　弘成君

関口　昌一君　伊達　忠一君
高階恵美子君　谷川　秀善君
塚田　一郎君　鶴保　庸介君
中川　雅治君　中曽根弘文君
中西　祐介君　中原　八一君
中村　博彦君　二之湯　智君
西田　昌司君　野上浩太郎君
野村　哲郎君　長谷川　岳君
橋本　聖子君　林　芳正君
福岡　資麿君　藤井　基之君
藤川　政人君　古川　俊治君
牧野たかお君　松下　新平君
松村　祥史君　松村　龍二君
松山　政司君　丸川　珠代君
三原じゅん子君　水落　敏栄君
溝手　顕正君　宮沢　洋一君
森　まさこ君　山崎　力君
山崎　正昭君　山田　俊男君
山谷えり子君　山本　一太君
山本　順三君　吉田　博美君
義家　弘介君　若林　健太君
脇　雅史君　渡辺　猛之君
秋野　公造君　荒木　清寛君
石川　博崇君　魚住裕一郎君
加藤　修一君　草川　昭三君
木庭健太郎君　白浜　一良君
竹谷とし子君　谷合　正明君
長沢　広明君　西田　実仁君
浜田　昌良君　松　あきら君
山口那津男君　山本　香苗君
山本　博司君　横山　信一君
渡辺　孝男君　荒井　広幸君
片山虎之助君　中山　恭子君
藤井　孝男君　舛添　要一君
福島みずほ君　又市　征治君

吉田　忠智君　亀井亜紀子君
自見庄三郎君　森田　高君
尾辻　秀久君　浜田　和幸君

反対者氏名　一九名

丸山　和也君　上野ひろし君
江口　克彦君　小熊　慎司君
小野　次郎君　川田　龍平君
桜内　文城君　柴田　巧君
寺田　典城君　中西　健治君
松田　公太君　水野　賢一君
井上　哲士君　市田　忠義君
紙　智子君　田村　智子君
大門実紀史君　山下　芳生君
糸数　慶子君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成二十三年八月二十六日

○国会第百七十七回 参議院会議録第三十六号（その二）

〔本号（その一）参照〕

審査報告書

東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年八月二十五日

総務委員長　藤末　健三

参議院議長　西岡　武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、東日本大震災の被害が甚大であるため、その被害を受けた市町村に対し特別な財政支援が必要であることに鑑み、当分の間の措置として、東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための事業又は事務に要する経費に充てるために市町村に交付する交付金について定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費は、平成二十三年度約五千億円の見込みである。

一、国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見

片山総務大臣から、政府としては、にわかに賛成できない旨の意見が述べられた。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、本法施行後、早急に予算措置を行い、予算確定後、速やかに特定被災市町村に対する交付金を交付すること。

二、総務大臣が交付金の交付に係る基本方針を策定するに当たっては、「自由に使える交付金」という制度趣旨に沿って、交付金を充てることのできる災害復旧復興事業等の経費の範囲について、特定被災市町村のあらゆる財政需要に応え得るよう極力制限をしないこと。

三、交付金の交付の申請その他の手続については、特定被災市町村の現状等に鑑み、極力簡素化すること。

四、災害復旧復興事業等の実施期間については、十分な年限が確保できるよう配慮すること。

五、大規模災害により被災した地方公共団体に対する恒久的な財政措置の在り方について、地方分権を推進する観点から、速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

右決議する。

東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案

右の議案を発議する。

平成二十三年八月四日

発議者

礒崎　陽輔　　魚住裕一郎
小熊　慎司　　片山虎之助
荒井　広幸　　中西　祐介

賛成者

片山さつき　　金子原二郎
岸　宏一　　佐藤　信秋
佐藤　正久　　佐藤ゆかり
世耕　弘成　　藤川　政人
丸川　珠代　　丸山　和也
宮沢　洋一　　山崎　力
山田　俊男　　山本　一太
山本　順三　　石川　博崇
山本　香苗　　横山　信一
柴田　巧　　桜内　文城
中山　恭子　　舛添　要一
又市　征治

参議院議長　西岡　武夫殿

東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、東日本大震災の被害が甚大であるため、その被害を受けた市町村に対し特別な財政支援が必要であることに鑑み、当分の間の措置として、東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための事業又は事務（以下「災害復旧復興事業等」という。）に要する経費に充てるために市町村に交付する交付金について定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

2　この法律において「特定被災市町村」とは、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及

び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第三項に規定する特定被災区域をその区域とする市町村をいう。

（基本理念）

第三条　この法律に基づく交付金は、災害復旧復興事業等について、特定被災市町村がその区域の特性に即して自主的かつ主体的にこれを実施することを旨として交付されるものとする。

2　この法律に基づく交付金の交付に当たっては、特定被災市町村がその創意工夫を発揮して当該交付金に係る災害復旧復興事業等を実施することができるように十分に配慮するものとする。

（災害復旧復興事業等に係る交付金の交付）

第四条　国は、特定被災市町村に対し、予算の範囲内で、災害復旧復興事業等に要する経費の全部又は一部に充てるための交付金（以下単に「交付金」という。）を交付するものとする。

（交付金の交付に係る基本方針）

第五条　総務大臣は、交付金の交付に係る基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針には、次の事項を定めるものとする。

一　災害復旧復興事業等であって交付金をもってその経費に充てるものの範囲

二　特定被災市町村に対する交付金の交付の基準

三　その他交付金の交付の申請及び交付金の交付を受けて行う災害復旧復興事業等の実施に関し必要な事項

3　総務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（交付金の交付の申請等）

第六条　交付金の交付を受けて災害復旧復興事業等を実施しようとする特定被災市町村は、基本方針に基づき、都道府県知事を経由して総務大臣に申請書を提出しなければならない。

2　前項の申請書には、当該実施しようとする災害復旧復興事業等のそれぞれの目的、概要及び経費の概算その他基本方針に定める事項を記載するものとする。

3　総務大臣は、特定被災市町村から第一項の申請書の提出があった場合は、基本方針に基づき、当該特定被災市町村の財政状況、既に行われている災害復旧復興事業等の実施状況等を総合的に勘案して、交付金の交付の対象となる災害復旧復興事業等（以下「交付金対象事業等」という。）及び交付金対象事業等に係る交付金の総額を決定し、これらを都道府県知事を経由して当該申請書の提出に係る特定被災市町村に通知するものとする。

（事業等実施計画の作成等）

第七条　特定被災市町村は、前条第三項の規定による通知を受けたときは、基本方針に基づき、交付金対象事業等を一括して交付金対象事業等の実施に関する計画（第十条において「事業等実施計画」という。）を作成し、都道府県知事を経由して、総務大臣に提出するものとする。

（交付金対象事業等に係る交付金）

第八条　交付金対象事業等に係る交付金のうち当該年度内に支出を終わらなかったものは、基本方針で定めるところにより、翌年度以降に繰り越して使用することができる。

2　国は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第三条第一項の規定により原子力事業者（同法第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。）が賠償する責めに任ずべき損害の回復に係る事業又は事務について交付金対象事業等に係る交付金を交付したときは、当該原子力事業者に対して、当該事業又は事務に充てられた当該交付金の額に相当する額の限度において求償することができる。

（関係行政機関の長の援助等）

第九条　関係行政機関の長は、交付金対象事業等を実施する特定被災市町村に対し、当該交付金対象事業等の円滑な実施に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。

2　関係行政機関の長は、交付金対象事業等の実施に関し、特定被災市町村から法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該交付金対象事業等が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例）

第十条　交付金について補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の適用がある場合においては、同法第十四条の規定による実績報告は、事業等実施計画のうちの交付金対象事業等ごとに行うことを要しないものとし、同法第十五条の規定による交付すべき額の確定は、事業等実施計画のうちの交付金対象事業等に係る交付金として交付すべき額の総額を確定することをもって足りるものとする。

（事務の区分）

第十一条　第六条第一項及び第三項並びに第七条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（地方自治法の一部改正）

2　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律（平成二十三年法律第　・号）

第六条第一項及び第三項並びに第七条の規定により都道府県が処理することとされている事務

（総務省設置法の一部改正）

3　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条に次の一項を加える。

4　総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条及び前三項に規定する事務のほか、当分の間、東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律（平成二十三年法律第　号）に規定する事務をつかさどる。

（検討）

4　政府は、この法律の施行の状況を勘案し、地方分権を推進する観点から、大規模災害により被災した地方公共団体が自らの判断と責任において災害復旧及び災害からの復興のための事業又は事務を実施するため、税源の移譲など必要な地方公共団体に対する財政上の措置について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

この法律の施行に伴い必要となる経費

この法律の施行に伴い必要となる経費は、平成二十三年度において約五千億円の見込みである。

審査報告書

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年八月二十六日

総務委員長　藤末　健三

参議院議長　西岡　武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、都道府県の権限の市町村への移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを規定している関係法律を改正する等の所要の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、施設・公物設置管理に係る国の条例制定基準の設定に当たっては、地方公共団体が裁量を発揮できるよう配慮しつつ、現在行われている施設・公物設置管理の水準の維持・向上に資するように努めるものとし、必要に応じ、運用の実態について検証を行うこと。

二、地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直しによる事前届出制の導入に当たっては、現下の欧米における国債や地方債を巡る厳しい情勢を十分に踏まえ、いやしくも金融市場の混乱を招くことのないよう、慎重な配慮を行うこと。特に、リスク・ウェイトを零とする現行の地方債の取扱いを堅持するとともに、引き続き、市場関係者等に対して、本改正の内容について十分な説明を行うこと。また、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。

三、地方公共団体の国等への寄附の原則禁止の見直しに当たっては、国等が地方公共団体の寄附等を前提とする不適切な施策展開を図ることや地方公共団体間の競争をいたずらにあおることがないよう、各府省等の行為を継続的に監視するための立法措置を含む十分な担保措置を講ずること。また、地方公共団体が不適切と考える国等からの寄附に関する行為に係る相談窓口を設けるなど、国と地方の財政秩序を乱す事態が発生しないよう万全を期すること。

四、基礎自治体への権限移譲については、これに伴い必要となる財政措置を的確に講ずるとともに、都道府県による市町村に対する情報提供や人材育成等を支援すること。

五、基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、国の出先機関の見直し、地方税財源の充実確保等の諸課題については、国と地方の協議の場の積極的な活用による国と地方の合意形成に努め、引き続き強力な推進を図ること。

特に、国の出先機関の見直しについては、地方の意見・要望を踏まえつつ、国と地方の役割分担の観点から早急に国の事務・権限の見直しを進め、地方公共団体に移譲する場合には、地方の財源・人員の確保等に十分配慮するとともに、引き続き国の出先機関を通じて行う場合にも、可能な限り、各府省の縦割りにとらわれることなく総合的に実施する体制の整備に努めること。

右決議する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年八月十一日

衆議院議長　横路　孝弘

参議院議長　西岡　武夫殿

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

第一章　内閣関係（第一条―第十三条）
第二章　総務省関係（第十四条―第十六条）
第三章　文部科学省関係（第十七条―第二十条）
第四章　厚生労働省関係（第二十一条―第五十六条）
第五章　農林水産省関係（第五十七条―第八十六条）
第六章　経済産業省関係（第八十七条―第九十五条）
第七章　国土交通省関係（第九十六条―第百六十五条）
第八章　環境省関係（第百六十六条―第百八十九条）

附則

第一章　内閣関係

（災害対策基本法の一部改正）

第一条　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「する」を「した」に改め、「）は、」の下に「速やかにその旨を」を加え、「協議しなければ」を「報告しなければ」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

第四十条第二項中「次の各号」を「おおむね次」に改め、第四号を削る。

第四十二条第二項中「次の各号」を「おおむね次」に改め、第四号を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3　市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4　都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

第四十四条第三項中「第四十二条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「修正しようとする」を「修正した」に改め、同条第四項を削る。

第六十八条の二第一項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

第六十八条の二第三項中「前項」を「前二項」に改める。

（家庭用品品質表示法の一部改正）

第二条　家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の一部は、政令で定めるところにより、市長が行うこととすることができる。

（交通安全対策基本法の一部改正）

第三条　交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「作成しなければならない」を「作成するよう努めるものとする」に改め、同条第二項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項中「次の各号に」を「おおむね次に」に改め、同条第四項中「、必要があると認めるときは」を削り、「作成しなければならない」を「作成するよう努めるものとする」に改め、同条第五項中「すみやかに、これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければ」を「速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければ」に改め、同条第六項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

（活動火山対策特別措置法の一部改正）

第四条　活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「の各号」を削り、第五号を削る。

第八条第一項から第三項までの規定中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第五項中「協議しなければ」を「報告しなければ」に改め、同条第六項中「を変更する場合」を「の変更」に改める。

（大規模地震対策特別措置法の一部改正）

第五条　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「同法第二十一条に規定する地方防災会議等（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下同じ。）は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部（第二十八条第二項において「石油コンビナート等防災本部」という。）及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、次の」を「次に掲げる」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する指定があつたときは、災害対策基本法第二十一条に規定する地方防災会議等（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長）は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部（第二十八条第二項において「石油コンビナート等防災本部」という。）及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、前項第一号に掲げる事項を定めるものとするほか、同項第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

（地震防災対策特別措置法の一部改正）

第六条　地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十号を削る。

（特定非営利活動促進法の一部改正）

第七条　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「知事」の下に「（その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）」を加える。

第十条第一項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

第四十三条の二中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。

第四十四条の二第一項及び第四十四条の三中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正）

第八条　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項第八号を削り、同条第三項中「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改める。

第六条中「管理者等は」の下に「、前条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により実施方針を公表したときは」を加える。

（東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正）

第九条　東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「同法第二十一条に規定する地方防災会議等（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長）は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、次の」を「次に掲げる」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する指定があったときは、災害対策基本法第二十一条に規定する地方防災会議等（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長）は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、前項各号に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第十条　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第四条第三項及び第六項」を「第四条第四項及び第七項」に改める。

第四条第二項第一号中「及び名称並びに特性」を削り、同項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を削り、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第十一項」を「第十二項」に、「第二項第五号」を「第二項第三号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「構造改革特別区域計画が」を「場合において、構造改革特別区域計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第四号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項各号に掲げるもののほか、構造改革特別区域計画を定める場合には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一　構造改革特別区域の名称及び特性

二　構造改革特別区域計画の意義及び目標

三　構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

第六条第二項中「第四条第三項から第十一項まで」を「第四条第四項から第十二項まで」に改める。

第七条第一項中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

第九条第一項中「第四条第八項各号」を「第四条第九項各号」に改め、同条第三項中「第四条第十一項」を「第四条第十二項」に改める。

第十八条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「厚生労働省令」の下に「並びに同法第二十一条の規定に基づく都道府県の条例」を加える。

第二十条第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第四項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、第六号を削り、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第七項」を「第八項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「、第八項」を「、第九項」に、「同条第八項又は第十一項」を「同条第九項又は第十二項」に、「第二十条第八項又は第十一項」を「第二十条第九項又は第十二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第六項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　公私協力基本計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一　教育目標に関する事項

二　その他公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として文部科学省令で定めるもの

第三十二条第一項中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正）

第十一条　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「同法第二十一条に規定する地方防災会議等（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長）は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、次の」を「次に掲げる」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する指定があったときは、災害対策基本法第二十一条に規定する地方防災会議等（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長）は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、前項各号に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

（地域再生法の一部改正）

第十二条　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第五条第二項第二号を削り、同項第三号中「前号の目標を達成する」を「地域再生を図る」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号及び第六号を削り、同条第十一項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第三項各号」を「第四項各号」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「地域再生計画が」を「場合において、地域再生計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項第一号中「第二項第三号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第三号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項各号に掲げるもののほか、地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

一　地域再生計画の目標

二　その他内閣府令で定める事項

第六条第一項中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第二項中「前条第八項」を「前条第九項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改める。

第七条第一項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改め、同条第二項中「第五条第四項から第十一項まで」を「第五条第五項から第十二項まで」に改める。

第八条第一項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改め、同条第二項中「第五条第三項各号」を「第五条第四項各号」に改める。

第九条中「第五条第三項各号」を「第五条第四項各号」に改める。

第十条第一項中「第五条第八項各号」を「第五条第九項各号」に、「同条第三項各号」を「同条第四項各号」に改め、同条第三項中「第五条第三項各号」を「第五条第四項各号」に改め、同条第四項中「第五条第十一項」を「第五条第十二項」に改める。

第十二条第二項第二号及び第五項第一号中「第五条第二項第三号」を「第五条第二項第二号」に改める。

第十九条第一項中「第五条第三項第三号」を「第五条第四項第三号」に改める。

第二十条第一項中「第五条第三項第四号」を「第五条第四項第四号」に改める。

第二十一条中「第五条第三項第五号」を「第五条第四項第五号」に改める。

第二十三条第二号中「第五条第九項」を「第五条第十項」に改める。

（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正）

第十三条　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「場合には」を「ため」に、「もの」を「ことができる」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、同条第五項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「聴取」の下に「を行う場合には、当該聴取」を加え、「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第二号及び第三号」を「第二項各号」に、「聴く」を「聴くよう努める」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項各号に掲げるもののほか、実施方針には、競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項を定めるよう努めるものとする。

第十六条第一項中「、遅滞なく」を削り、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「次に」を「おおむね次に」に改め、第十三号を削り、同条第三項中「次に」を「おおむね次に」に改め、「。第四号において同じ」を削り、第四号を削り、同条第四項中「次に」を「おおむね次に」に改める。

第十七条中「、第十一条第三項及び第十二条」を「及び第十一条第三項」に、「同条中「第九条第二項第五号」を「第十二条中「第九条第二項第五号に規定する評価の基準に従って、前条第一項」に、「第十六条第二項第五号」を「前条第一項」と、「官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない」とあるのは「第四十七条第一項に規定する合議制の機関の議を経なければならず、第十六条第二項第五号に規定する評価の基準を定めているときは、当該基準に従って評価

を行うものとする」に改める。

第十八条第一項中「、遅滞なく」を削り、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「次に」を「おおむね次に」に改め、第十一号を削り、同条第三項中「次に」を「おおむね次に」に改め、「第四号において同じ」を削り、第四号を削り、同条第四項中「次に」を「おおむね次に」に改め、同項第四号中「の目的」を「目的」に改める。

第十九条中「とあるのは「第十八条第二項第五号」と、「」を「に規定する評価の基準に従って、」に改め、「その評価を行うものとする。この場合において、国の行政機関等の長等は、」を削り、「あるのは「その評価」を「あるのは「第十八条第二項第五号に規定する評価の基準を定めているときは、当該基準に従って評価」に改める。

第三十四条第一項中「次に」を「実施方針を作成し、かつ、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項を定めた場合には、次に」に改める。

第二章　総務省関係

（地方自治法の一部改正）

第十四条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項中第十号及び第十一号を削り、第十一号の二を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とする。

第二百六十条第一項中「政令で特別の定をする場合を除く外」を「市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか」に、「あらたに」を「新たに」に改め、「市町村長が」を削り、「これを定め、都道府県知事に届け出なければならない」を「定めなければならない」に改め、同条第二項中「届出を受理した」を「処分をした」に、「都道府県知事は、直ちに」を「市町村長は、」に改める。

別表第一地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の項第一号中「同条第三項」を「同条第六項の規定により処理することとされている事務（都道府県に対する届出に係るものに限る。）、同条第八項」に改め、同表社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の項第二号中「指定都市及び中核市」を「市」に改め、同項第三号中「市町村（指定都市及び中核市を除く。）」を「町村」に改め、同表公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の項中「第三十七条第四項」を「第三十七条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）」に改め、同表道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の項第一号八中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改め、同表地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の項第一号中「及び第三項」を削り、同表薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）の項第一号中「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同項第二号中「第六十九条第三項並びに第七十条第一項及び第二項」を「第二十一条第一項及び第二項、第六十九条第一項及び第四項、第七十条第一項及び第二項、第七十一条並びに第七十二条第三項」に改め、同項第三号中「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同表騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同表都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項第一号イ中「ロ」を「ハ」に改め、「に限る」の下に「。ロにおいて同じ」を加え、同号中ロを八とし、イの次に次のように加える。

ロ　第六十五条第一項の規定により市が処理することとされている事務

別表第一都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項第二号中「第百三十九条の三各号」を「第百三十九条の四各号」に改め、同表都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項第二号中「第六十一条第一項」の下に「（土地の試掘等に係る部分を除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　市が第六十一条第一項（土地の試掘等に係る部分に限る。）、第六十六条第一項から第八項まで並びに第九十八条第二項（第百十八条の二十七第二項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定により処理することとされている事務（機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）

別表第一環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同表密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項第一号中「機構等」を「都市再生機構等」に改め、同項第二号中「第百九十二条第一項」の下に「（土地の試掘等に係る部分を除く。）」を加え、「機構等」を「都市再生機構等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　市が第百九十二条第一項（土地の試掘等に係る部分に限る。）、第百九十七条第一項から第八項まで並びに第二百三十三条第二項及び第三項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は都市再生機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項第三号中「第六十一条第一項」の下に「（土地の試掘等に係る部分を除く。）」を加え、同表公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項中「市町村」を「町村」に改め、同表大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項第三号中「第六十四条第一項」の下に「（土地の試掘等に係る部分を除く。）」を加え、同表密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項第三号中「第百九十二条第一項」の下に「（土地の試掘等に係る部分を除く。）」を加え、同表マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項中「市町村」を「町村」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第十五条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第五条の三第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「（平成十九年法律第九十四号）」を削り、「地方債」の下に「第六項の規定による届出がされる地方債のうち第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるもの並びに」を加え、同項を同条第十一項

とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「地方債」の下に「（第六項の規定による届出がされた地方債のうち第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）」を加え、「（昭和二十五年法律第二百十一号）」を削り、同項を同条第九項とし、同条第三項中「政令で定める」を削り、同項を同条第八項とし、同条第二項の次に次の五項を加える。

3　実質公債費比率が政令で定める数値未満である地方公共団体（実質赤字額が政令で定める額を超えるもの、連結実質赤字比率が政令で定める数値を超えるもの又は将来負担比率が政令で定める数値を超えるものを除く。）であつて、当該地方公共団体が起こす当該年度の地方債のうち次に掲げる地方債の合計額が政令で定める額（第七項において「協議不要基準額」という。）を超えないもの（第五項及び第六項において「協議不要対象団体」という。）は、政令で定める公的資金（以下この項、第五項、第六項及び第八項において「公的資金」という。）以外の資金をもつて地方債を起こし、又は公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合（第一項の規定による協議において同意を得、又は次条第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第十三条第一項に規定する許可を得た地方債の資金を公的資金から公的資金以外の資金に変更しようとする場合を除く。）は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による協議をすることを要しない。

一　第一項の規定による協議をした地方債

二　第六項の規定による届出をした地方債

三　次条第三項から第五項までに規定する許可を得た地方債

4　前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　実質公債費比率　政令で定める地方債に係る元利償還金（政令で定めるものを除く。以下この号において「地方債の元利償還金」という。）の額と地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この号において「準元利償還金」という。）の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより地方債の元利償還金及び準元利償還金に係る経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号において「算入公債費等の額」という。）との合算額を控除した額を標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値

二　実質赤字額　当該年度の前年度の歳入（政令で定めるところにより算定した歳入をいう。以下この号において同じ。）が歳出（政令で定めるところにより算定した歳出をいう。以下この号において同じ。）に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額

三　連結実質赤字比率　地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第二号に規定する連結実質赤字比率

四　将来負担比率　地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第四号に規定する将来負担比率

5　次に掲げる公営企業を経営する協議不要対象団体は、公的資金以外の資金をもつて当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした当該公営企業に要する経費の財源とする地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第三項の規定にかかわらず、第一項の規定による協議をしなければならない。

一　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第一項に規定する地方公営企業及び地方公営企業以外の企業で同条第二項又は第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用するもので、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額を超えるもの

二　前号に掲げるもののほか、第六条に規定する公営企業で政令で定めるもののうち政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額を超えるもの

6　協議不要対象団体は、公的資金以外の資金をもつて地方債を起こし、又は公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合において第三項の規定により第一項の規定による協議をしないときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

7　前項の規定による届出をした地方公共団体が起こす当該年度の地方債のうち第三項各号に掲げるものの合計額が協議不要基準額を超えることとなつた場合は、当該地方公共団体は、その超えることとなつた日以前に前項の規定による届出をした地方債について、既に当該届出をした地方債を起こし、又は当該届出をした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更している場合を除き、第一項の規定による協議をしなければならない。この場合において、その超えることとなつた

日以前に当該地方公共団体がした前項の規定による届出は、既に当該地方公共団体が起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した地方債に係るものを除き、なかつたものとみなす。

第五条の四第一項各号列記以外の部分中「協議」の下に「又は同条第六項の規定による届出」を加え、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　前条第四項第二号に規定する実質赤字額が政令で定めるところにより算定した額以上である地方公共団体

二　前条第四項第一号に規定する実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体

第五条の四第一項第五号中「協議をせず」の下に「若しくは同条第六項の規定による届出をせず」を加え、同項第六号中「協議をし」の下に「、若しくは同条第六項の規定による届出をし」を加え、「許可に」を「届出又は許可に」に改め、同条第三項中「協議」の下に「又は同条第六項の規定による届出」を加え、同項第一号中「（昭和二十七年法律第二百九十二号）」を削り、同条第四項及び第五項中「協議」の下に「又は同条第六項の規定による届出」を加え、同条第六項中「第五項」を「前項」に、「同条第三項」を「同条第八項」に、「同条第四項」を「同条第九項」に改める。

第三十条の三中「同条第三項」を「同条第六項の規定により処理することとされている事務（都道府県に対する届出に係るものに限る。）、同条第八項」に改める。

第三十三条の五の七第二項中「第五条の四第一項」を「第六項並びに第五条の四第一項」に改め、同条第四項中「実質公債費比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第三号に規定する実質公債費比率をいう。）」を「第五条の三第四項第一号に規定する実質公債費比率」に、「将来負担比率（同条第四号に規定する将来負担比率をいう。）」を「同項第四号に規定する将来負担比率」に改め、同条第五項中「第五条の三第三項」を「第五条の三第八項」に、「同条第四項」を「同条第九項」に改める。

第三十三条の七第六項中「第五条の三第四項」を「第五条の三第九項」に改める。

第三十三条の八第一項中「第五条の三第一項」の下に「及び第六項」を加え、同条第三項中「第五条の三第三項」を「第五条の三第八項」に、「同条第四項」を「同条第九項」に改める。

第三十三条の八の二第一項中「第五条の三第六項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、」を「第五条の三第三項及び第十一項の規定の適用については、同条第三項中「第五項まで若しくは」とあるのは「第五項まで若しくは第三十三条の八第一項若しくは」と、同項第三号中「第五項まで」とあるのは「第五項まで又は第三十三条の八第一項」と、同条第十一項中「第五項まで」とあるのは」に改め、同条第二項中「第五条の三第六項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、」を「第五条の三第三項及び第十一項の規定の適用については、同条第三項中「第五項まで若しくは」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項若しくは第三十三条の八第一項若しくは」と、同項第三号中「第五項まで」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項又は第三十三条の八第一項」と、同条第十一項中「第五項まで」とあるのは」に改める。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正）

第十六条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第五条の四第一項第二号」を「第五条の三第四項第一号」に改め、同条第三号中「第五条の四第一項第二号」を「第五条の三第四項第一号」に、「同項第二号」を「同項第一号」に改める。

第十三条第一項中「協議をすること」の下に「及び同条第六項の規定による届出をすること」を加え、同条第三項中「第五条の三第三項」を「第五条の三第八項」に、「同条第四項」を「同条第九項」に改める。

附則第五条及び第六条を次のように改める。

第五条及び第六条　削除

第三章　文部科学省関係

（社会教育法の一部改正）

第十七条　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、」を「当該」に改め、同条第二項中「定数、」を「委嘱の基準、定数及び」に、「必要な事項は、」を「当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（図書館法の一部改正）

第十八条　図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、」を「当該図書館を設置する地方公共団体の」に改める。

第十六条中「定数、任期その他」を「任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（博物館法の一部改正）

第十九条　博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から」を削る。

第二十二条中「委員の」の下に「任命の基準、」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正）

第二十条　公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条　削除

第四章　厚生労働省関係

（地域保健法の一部改正）

第二十一条　地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項の次に次の一項を加える。

前項各号に掲げる事項のほか、人材確保支援計画を定める場合には、特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上の基本的方針に関する事項について定めるよう努めるものとする。

第二十二条第一項中「前条第二項第三号」を「前条第二項第二号」に改める。

（児童福祉法の一部改正）

第二十二条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二中「、厚生労働大臣の定める基準に従い」及び「に関して計画を作成し、これ」を削る。

第二十一条の五の六第四項中「第二十一条の五の十五第二項第四号」を「第二十一条の五の十五第二項第六号」に、「第二十四条の十七第一号及び第二十四条の三十六第一号」を「第二十四条の十七第十一号及び第二十四条の三十六第十一号」に改める。

第二十一条の五の十五第二項第一号中「法人」を「都道府県の条例で定める者」に改め、同項第四号中「の役員又は当該申請に係る障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この条及び第二十一条の五の二十三第一項において「役員等」という。）が禁錮」を「が禁錮」に改め、同項第五号中「又は申請者の役員等」を「が法人である場合において、その役員又は当該指定障害児入所施設の長」に改め、同条に次の一号を加える。

十二　指定障害児入所施設の設置者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児入所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第二十四条の二十八第二項中「第二十一条の五の十五第二項」の下に「（第四号、第十一号及び第十四号を除く。）」を、「おいて」の下に「、第二十一条の五の十五第二項第一号中「都道府県の条例で定める者」とあるのは、「法人」と読み替えるほか」を加える。

第二十四条の三十六第一号中「又はその役員若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（第十一号において「役員等」という。）」を削り、「第二十一条の五の十五第二項第四号、第五号、第八号又は第十一号」を「第二十一条の五の十五第二項第五号又は第十三号」に改め、同条第十一号中「役員等」を「役員又は当該指定障害児相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人」に改める。

第五十六条の八第三項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同条第四項中「毎年少なくとも」を「おおむね一年に」に、「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改める。

十四　申請者が、法人でない者で、その管理者が第四号から第六号まで又は第九号から第十二号までのいずれかに該当する者であるとき。

第二十一条の五の十五に次の一項を加える。

都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たつては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

第二十一条の五の二十三第一項第一号中「又はその役員等」を削り、「第八号又は第十一号」を「第十三号又は第十四号」に改め、同項第十一号中「の役員等」を「が法人である場合において、その役員等」に改め、同項に次の一号を加える。

十一　指定障害児通所支援事業者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第二十一条の十の二第二項中「又は第十七条第一項の指導（保健所を設置する市又は特別区にあつては、同法第十九条第一項の指導を含む。）」を「（同法第十九条第二項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項又は第十九条第一項の指導」に改める。

第二十四条の九第二項中「除く。）」の下に「及び第三項」を加える。

第二十四条の十七第一号中「又はその役員若しくは当該指定障害児入所施設の長（以下この条において「役員等」という。）」を削り、「第二十一条の五の十五第二項第四号、第五号、第八号」を「第二十一条の五の十五第二項第四号、第五号、第十三号又は第十四号」に改め、同条第十一号中「又はその役員等」を「が法人である場合において、その役員又は当該指定障害児入所施設の長」に改め、同条に次の一号を加える。

十二　指定障害児入所施設の設置者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児入所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第二十四条の二十八第二項中「第二十一条の五の十五第二項」の下に「（第四号、第十一号及び第十四号を除く。）」を、「おいて」の下に「、第二十一条の五の十五第二項第一号中「都道府県の条例で定める者」とあるのは、「法人」と読み替えるほか」を加える。

第二十四条の三十六第一号中「又はその役員若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（第十一号において「役員等」という。）」を削り、「第二十一条の五の十五第二項第四号、第五号、第八号又は第十一号」を「第二十一条の五の十五第二項第五号又は第十三号」に改め、同条第十一号中「役員等」を「役員又は当該指定障害児相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人」に改める。

第五十六条の八第三項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同条第四項中「毎年少なくとも」を「おおむね一年に」に、「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改める。

第五十六条の九第三項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同条第五項中「毎年少なくとも」を「おおむね一年に」に、「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改める。

（理容師法の一部改正）

第二十三条　理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

第十七条　地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては、前各条の規定（第四条及び第十一条の四第二項を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、「都道府県」とあるのは「市」又は「特別区」とする。

（墓地、埋葬等に関する法律の一部改正）

第二十四条　墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「都道府県知事」の下に「（市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）」を加え、「うけた」を「受けた」に改める。

第三章の二を削る。

（興行場法の一部改正）

第二十五条　興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第七条の二を除き、」を削る。

第二条第二項中「が都道府県」の下に「（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）」を加える。

第七条の二を削る。

（旅館業法の一部改正）

第二十六条　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第九条の二を除き、」を削り、同条第三項第三号中「都道府県」の下に「（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）」を加える。

第九条の二を削り、第九条の三を第九条の二とする。

（公衆浴場法の一部改正）

第二十七条　公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第七条の二を除き、」を削る。

第二条第三項中「都道府県」の下に「（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）」を加える。

第七条の二を削る。

（民生委員法の一部改正）

第二十八条　民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「、厚生労働大臣の定める基準に従い」及び「に関して計画を樹立し、これ」を削る。

（医療法の一部改正）

第二十九条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六号及び第四条の二第一項第八号中「厚生労働省令」の下に「並びに同項の規定に基づく都道府県の条例」を加える。

第七条第四項中「厚生労働省令」の下に「並びに第二十一条の規定に基づく都道府県の条例」を加える。

第七条の二第一項から第三項までの規定中「標準」を「基準」に改め、同条第四項中「標準」を「基準」に、「医療計画において」を「都道府県の条例の」に改め、同条第五項中「厚生労働省令」の下に「で定める基準に従い都道府県の条例」を加える。

第十八条中「医師が常時三人以上勤務する」を削り、「開設者は」の下に「、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県（診療所にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市又は特別区）の条例の定めるところにより」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第二十一条第一項中「は、厚生労働省令」の下に「（第一号に掲げる従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第十二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）」を加え、同項第一号中「、歯科医師、」を「及び歯科医師のほか、都道府県の条例で定める員数の」に改め、同項第十二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同条第二項中「、厚生労働省令」の下に「（第一号に掲げる従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第三号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）」を加え、同項第一号中「、歯科医師、」を「及び歯科医師のほか、都道府県の条例で定める員数の」に改め、同項第三号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同条に次の一項を加える。

3　都道府県が前二項の条例を定めるに当たつては、病院及び療養病床を有する診療所の従業者及びその員数（厚生労働省令で定めるものに限る。）については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

第二十三条の二中「基づく厚生労働省令」の下に「又は都道府県の条例」を加える。

第三十条の四第五項及び第六項中「標準」を「基準」に改める。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第三十条　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三第一項中「都道府県」を「市町村」に改め、「行うこと」の下に「（次項において「相談援助」という。）」を加え、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあつては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

第二十九条第二項中「最低基準」を「基準」に、「第六十五条第二項」を「第六十五条第三項」に改める。

第三十五条中第三号を第四号とし、第二号を

第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一　第十二条の三の規定により市町村が行う委託に要する費用

第三十七条中「第三十五条第二号」を「第三十五条第三号」に改める。

第三十七条の二第一号中「第三十五条第三号」を「第三十五条第四号」に改め、同条第二号中「第三十五条第二号」を「第三十五条第三号」に改める。

（生活保護法の一部改正）

第三十一条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十九条を次のように改める。

（保護施設の基準）

第三十九条　都道府県は、保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

2　都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　保護施設に配置する職員及びその員数

二　保護施設に係る居室の床面積

三　保護施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四　保護施設の利用定員

3　保護施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

第四十一条第三項中「第三十九条に規定する基準の外、左の」を「第三十九条第一項の基準のほか、次の」に改め、同項第三号中「当る」を「当たる」に改める。

第四十五条第一項第一号中「第三十九条に規定する基準」を「第三十九条第一項の基準」に改める。

（クリーニング業法の一部改正）

第三十二条　クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「洗たく物を洗たく」を「洗濯物を洗濯」に、「仕上」を「仕上げ」に、「終つた」を「終わつた」に、「終らない」を「終わらない」に改め、同項第三号中「洗たく物」を「洗濯物」に改め、同項第四号中「こう配」を「勾配」に改め、同項第五号中「洗たく物」を「洗濯物」に、「洗たくする」を「洗濯する」に改め、同号ただし書中「洗たく」を「洗濯」に改め、同項第六号中「都道府県」の下に「（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区については、市又は特別区）」を加える。

第十四条第一項中「地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める」を「保健所を設置する」に改める。

（毒物及び劇物取締法の一部改正）

第三十三条　毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「都道府県知事」の下に「（その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三項において同じ。）」を加え、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、第七条第三項中「都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事（その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）に」と、第十五条の三中「毒物又は劇物の販売業にあつては、その店舗」とあるのは「第二十二条第一項に規定する者（同条第二項に規定する者を含む。）の事業場」と、「第二十三条の三」とあるのは「第十九条第三項」と読み替えるものとする。

第二十二条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（第二十二条第五項に規定する者の業務上毒物又は劇物を取り扱う場所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」と読み替えるものとする。

第二十二条第六項中「都道府県知事」の下に「（第一項に規定する者の事業場又は前項に規定する者の業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項において同じ。）」を加える。

（社会福祉法の一部改正）

第三十四条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百三十五条」を「第百三十四条」に改める。

第十四条第八項中「その六月前までに」を「あらかじめ」に、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改める。

第二十条中「これを実施しなければ」を「及びこれを実施するよう努めなければ」に改める。

第三十条第一項各号を次のように改める。

一　主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人（次号に掲げる社会福祉法人を除く。）であつてその行う事業が当該市の区域を越えないもの　市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）

二　第百九条第二項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人　指定都市の長

第五十六条第一項中「指定都市若しくは中核市の長」を「市長」に改める。

第六十二条第四項中「厚生労働大臣が定める最低基準」を「都道府県の条例で定める基準」に改める。

第六十五条の見出しを「（施設の基準）」に改め、同条第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県」に、「必要とされる最低の」を「条例で」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定め

るものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　社会福祉施設に配置する職員及びその員数

二　社会福祉施設に係る居室の床面積

三　社会福祉施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四　社会福祉施設の利用定員

第七十一条中「第六十五条の最低基準」を「第六十五条第一項の基準」に、「同条の」を「同項の」に改める。

第七十二条第二項中「次条第二項の規定による条件に違反し、又は第七十七条若しくは」を「第七十七条又は」に改める。

第七十三条を次のように改める。

第七十三条　削除

第百七条及び第百八条中「講ずる」を「講ずるよう努める」に、「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

第百二十三条を次のように改める。

第百二十三条　削除

第百二十四条第二項、第百三十一条第四号及び第五号並びに第百三十二条を削る。

第百三十三条中「前二条」を「前条」に、「各本条」を「同条」に改め、同条を第百三十二条とし、第百三十四条を第百三十三条とし、第百三十五条を第百三十四条とする。

別表指定都市及び中核市の項中「指定都市及び中核市」を「市」に改め、同表市町村（指定都市及び中核市を除く。）の項中「市町村（指定都市及び中核市を除く。）」を「町村」に改める。

第三十五条　社会福祉法の一部を次のように改正する。

第七十三条を次のように改める。

（市の区域内で行われる隣保事業の特例）

第七十三条　市の区域内で行われる隣保事業について第六十九条、第七十条及び前条の規定を適用する場合においては、第六十九条第一項中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び市」と、「都道府県知事」とあるのは「市長」と、同条第二項、第七十条及び前条中「都道府県知事」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

第百五条第一項中「第六十九条第一項」の下に「（第七十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第百三十一条第三号中「第三項まで」の下に「（これらの規定を第七十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「同条第一項」を「第七十二条第一項」に改める。

（安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の一部改正）

第三十六条　安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第十条第五項中「厚生労働大臣に提出するとともに、公表する」を「公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に提出する」に改める。

（美容師法の一部改正）

第三十七条　美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

（読替規定）

第二十条　地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては、前各条の規定（第四条第五項及び第十二条の三第二項を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、「都道府県」とあるのは「市」又は「特別区」とする。

（水道法の一部改正）

第三十八条　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「布設工事」の下に「（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。）」を加え、同条第二項中「資格」の下に「（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）」を加える。

第十九条第三項中「資格」の下に「（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）」を加える。

第四十六条第二項中「市町村長」を「町村長」に改める。

第四十八条の二の見出し及び同条第一項中「保健所を設置する」を削り、同条第二項中「保健所を設置する市の」を削り、「保健所を設置する市又は」を「市又は」に改める。

第五十条第四項及び第五十条の二第二項中「保健所を設置する市の」を削る。

（知的障害者福祉法の一部改正）

第三十九条　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項中「都道府県」を「市町村」に改め、「行うこと」の下に「（次項において「相談援助」という。）」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあつては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

第二十二条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第十五条の二の規定により市町村が行う委託に要する費用

第二十三条に次の一号を加える。

三　第十五条の二の規定により都道府県が行う委託に要する費用

第二十五条第一号及び第二号中「第二十二条第二号」を「第二十二条第三号」に改め、同条第三号及び第四号中「第二十二条第三号」を「第二十二条第四号」に改める。

第二十六条第一号中「第二十二条第二号」を「第二十二条第三号」に改め、同条第二号中「第二十二条第三号」を「第二十二条第四号」に改める。

（薬事法の一部改正）

第四十条　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五

号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「都道府県知事」の下に「（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七条第三項及び第十条において同じ。）」を加える。

第二十一条の見出しを「（都道府県知事等の経由）」に改め、同条第一項中「都道府県知事」の下に「（薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて医薬品を製造し、その医薬品を当該薬局において販売する場合であつて、当該薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、第六十九条第一項、第七十一条、第七十二条第三項及び第七十五条第二項において同じ。）」を加える。

第二十六条第一項中「地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）」を「保健所を設置する市」に改める。

第六十九条第二項中「店舗販売業」を「薬局又は店舗販売業」に、「その店舗」を「その薬局又は店舗」に改め、「、第八条の二第一項若しくは第二項」を削り、「第七十二条の二から」を「第七十二条の二、第七十二条の四から」に改め、同条第六項中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　都道府県知事は、薬局開設者が、第八条の二第一項若しくは第二項又は第七十二条の三に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該薬局開設者に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

第六十九条の二第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第七十条第三項中「第六十九条第五項」を「第六十九条第六項」に改める。

第七十六条の三第一項中「第三項まで」を「第四項まで」に改める。

第七十六条の七第三項中「第六十九条第五項」を「第六十九条第六項」に改める。

第七十六条の八第二項及び第八十条の二第八項中「第六十九条第五項」を「第六十九条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第八十一条の見出しを「（都道府県等が処理する事務）」に改め、同条中「都道府県知事」の下に「、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」を加える。

第八十一条の三第一項中「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同条第二項中「第六十九条第三項並びに第七十条第一項及び第二項」を「第二十一条第一項及び第二項、第六十九条第一項及び第四項、第七十条第一項及び第二項、第七十一条並びに第七十二条第三項」に改める。

第八十三条第一項中「動物」と」の下に「、第四条第一項中「都道府県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七条第三項及び第十条において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と」を、「維持」と」の下に「、第二十一条第一項中「都道府県知事（薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて医薬品を製造し、その医薬品を当該薬局において販売する場合であつて、当該薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、第六十九条第一項、第七十一条、第七十二条第三項及び第七十五条第二項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と」を加え、「地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）」を「保健所を設置する市」に、「中「都道府県知事（店舗販売業にあつては、その店舗」を「中「都道府県知事（薬局又は店舗販売業にあつては、その薬局又は店舗」に、「第六十九条第三項」を「第六十九条第四項」に改める。

第八十七条第九号中「第三項まで」を「第四項まで」に、「第六十九条第三項」を「第六十九条第四項」に改める。

第八十九条第四号中「第六十九条第四項」を「第六十九条第五項」に改める。

（母子及び寡婦福祉法の一部改正）

第四十一条　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「その他の関係者」及び「とともに、その内容を公表する」を削る。

（母子保健法の一部改正）

第四十二条　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」を「市町村」に改める。

第十九条第一項中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区の長」を「市町村長」に改め、同条第三項を削る。

第二十条第一項及び第七項中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」を「市町村」に改める。

第二十一条第一項中「費用」の下に「及び第二十条の規定による措置に要する費用」を加え、同条第二項を削る。

第二十一条の二を次のように改める。

（都道府県の負担）

第二十一条の二　都道府県は、政令の定めるところにより、前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、第二十条の規定による措置に要する費用については、その四分の一を負担するものとする。

第二十一条の三中「第二十一条第二項」を「第二十一条」に、「都道府県、保健所を設置する市及び特別区」を「市町村」に改め、「費用」の下に「のうち、第二十条の規定による措置に要する費用」を加える。

第二十一条の四第一項中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区の長」を「市町村長」に改め、同条第二項中「都道府県又は」を削る。

（職業能力開発促進法の一部改正）

第四十三条　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「策定する」を「策定するよう努める」に改め、同条第三項中「第五条第二項から第四項まで及び第六項」を「第五条第三項及び第四項」に、「同条第六項及び前項」を「前二項」に、「第五条第四項及び第六項」を「第五条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「講ずる」を「講ずるよう努める」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するよう努めるものとする。

第七条第一項の次に次の一項を加える。

2　都道府県職業能力開発計画においては、おおむね第五条第三項各号に掲げる事項について定めるものとする。

第十六条第二項中「（次項において「職業能力開発短期大学校等」という。）」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第十九条第一項中「定める基準」の下に「（都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設にあつては、当該都道府県又は市町村の条例で定める基準）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　都道府県又は市町村が第一項の規定により条例を定めるに当たつては、公共職業能力開発施設における訓練生の数については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

第二十三条第一項を次のように改める。

公共職業訓練のうち、次に掲げるものは、無料とする。

一　国が設置する職業能力開発促進センターにおいて職業の転換を必要とする求職者その他の厚生労働省令で定める求職者に対して行う普通職業訓練（短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものに限る。）

二　国が設置する障害者職業能力開発校において求職者に対して行う職業訓練

三　都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（厚生労働省令で定める基準を参酌して当該都道府県又は市町村の条例で定めるものに限る。）

第二十三条第二項中「前項に規定するもの」を「、職業能力開発校及び職業能力開発促進センターにおいて職業の転換を必要とする求職者その他の厚生労働省令で定める求職者に対して行う普通職業訓練（短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものに限る。）並びに障害者職業能力開発校において求職者に対して行う職業訓練」に改める。

第二十四条第四項を削る。

第二十七条第五項中「第十六条第四項」を「第十六条第三項」に、「第六項」を「第五項」に改める。

第二十八条第一項中「除く」の下に「。以下この項において同じ」を、「受けた者」の下に「（都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設の行う普通職業訓練における職業訓練指導員にあつては、厚生労働省令で定める基準に従い当該都道府県又は市町村の条例で定める者）」を加える。

第三十条の二第一項中「ものを除く」の下に「。以下この項において同じ」を、「定める者（」の下に「都道府県が設置する公共職業能力開発施設の行う高度職業訓練にあつては、厚生労働省令で定める基準を参酌して当該都道府県の条例で定める者）であつて、」を加え、「者を除く。）」を「者以外の者」に改め、同条第二項中「規定する職業訓練」の下に「（都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設の行うものを除く。）」を加える。

（勤労青少年福祉法の一部改正）

第四十四条　勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「前条第二項、第三項及び第五項」を「前条第三項」に、「同条第五項及び前項」を「前二項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項中「あたつて」を「当たつて」に、「きく」を「聴く」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　都道府県知事は、都道府県勤労青少年福祉事業計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するよう努めるものとする。

第七条第一項の次に次の一項を加える。

2　都道府県勤労青少年福祉事業計画においては、おおむね前条第二項各号に掲げる事項について定めるものとする。

第二十条中「及び第七条第三項」及び「、第七条第三項」を削る。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第四十五条　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「次に掲げる」を「医療費適正化を推進することによる計画期間における医療に要する費用の見通しに関する」に改め、各号を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「厚生労働大臣に提出するとともに、公表する」を「公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に提出する」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　都道府県医療費適正化計画においては、前項に規定する事項のほか、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一　住民の健康の保持の推進に関し、当該都道府県において達成すべき目標に関する事項

二　医療の効率的な提供の推進に関し、当該都道府県において達成すべき目標に関する事項

三　前二号に掲げる目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項

四　第一号及び第二号に掲げる目標を達成するための保険者、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項

五　当該都道府県における医療に要する費用の調査及び分析に関する事項

六　計画の達成状況の評価に関する事項

第十三条第一項及び第十四条第一項中「第九条第二項第二号」を「第九条第三項第二号」に改める。

（地域雇用開発促進法の一部改正）

第四十六条　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同条第八項中「第三項から第六項まで」を「第四項から第七項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項第二号中「から第五号まで」を「及び第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　地域雇用開発計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一　雇用開発促進地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

二　雇用開発促進地域の地域雇用開発の目標に関する事項

第六条第二項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を削り、第六号を第三号とし、第七号を第四号とし、同項第八号中「地域雇用創造協議会」を「第二条第三項第四号に規定する協議会（以下「地域雇用創造協議会」という。）」に改め、同号を同項第五号とし、同条第四項を削り、同条第三項中「。次項において同じ」を削り、「議を経なければならない」を「意見を聴くように努めるものとする」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　地域雇用創造計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一　自発雇用創造地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

二　自発雇用創造地域の地域雇用開発の目標に関する事項

第六条第五項第二号中「第八号」を「第五号」に改め、同条第九項中「第三項」を「第四項」に改める。

第七条中「第五条第四項」を「第五条第五項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第十二条第二項第二号中「第六条第二項第八号」を「第六条第二項第五号」に改める。

第十八条第二項中「同条第四項及び第五項」を「同条第五項及び第六項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第七項」を「第八項」に改める。

（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正）

第四十七条　地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「においては、」の下に「おおむね」を加え、「を記載しなければならない」を「について定めるものとする」に改め、同条第四項中「、これを公表するとともに」を削る。

（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部改正）

第四十八条　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「あらかじめ」の下に「、当該事項に係る部分について、」を加える。

（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の一部改正）

第四十九条　水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項第五号を削り、同条第八項中「これを」の下に「公表するよう努めるとともに、」を加え、「送付するとともに、公表しなければ」を「送付しなければ」に改める。

第七条第五項第五号を削り、同条第九項中「これを」の下に「公表するよう努めるとともに、」を加え、「送付するとともに、公表しなければ」を「送付しなければ」に改める。

（林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正）

第五十条　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第三号及び第四号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　基本計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一　林業における経営及び雇用の動向に関する事項

二　林業労働力の確保の促進に関する方針

三　その他林業労働力の確保の促進に関する事項

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正）

第五十一条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第四号を削り、同条第五項中「提出するとともに、公表しなければ」を「提出しなければ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　予防計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、感染症に関する研究の推進、人材の養成及び知識の普及について定めるよう努めるものとする。

第六十四条第一項中「及び第五項から第九項まで」を「、第五項、第六項、第八項及び第九項（同条第二項、第八項及び第九項の規定にあっては、結核指定医療機関に係る部分を除く。）」に改め、「第四十三条」の下に「（結核指定医療機関に係る部分を除く。）」を加える。

（健康増進法の一部改正）

第五十二条　健康増進法（平成十四年法律第百三

号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

第五十三条　次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同条第六項中「毎年少なくとも」を「おおむね一年に」に、「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改める。

第九条第五項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同条第六項中「毎年少なくとも」を「おおむね一年に」に、「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改める。

（障害者自立支援法の一部改正）

第五十四条　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中「第一号から第三号まで、第五号から第九号まで、第十一号又は第十二号」を「次の各号」に、「第二号から第六号まで又は第八号から第十三号まで」を「第七号を除く。」に改め、同項第一号中「法人」を「都道府県の条例で定める者」に改め、同項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

第三十七条第二項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第三十八条第三項中「（第四号、第十号及び第十三号を除く。）」を「及び第四項」に改める。

第五十条第三項中「（第一項第十二号を除く。）」を削る。

第五十一条の十九第二項及び第五十一条の二十第二項中「おいて」の下に「、第三十六条第三項第一号中「都道府県の条例で定める者」とあるのは、「法人」と読み替えるほか」を加える。

第八十四条第三項中「最低基準」を「基準」に、「第六十五条第二項」を「第六十五条第三項」に改める。

第八十八条第一項中「、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保」を「の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施」に改め、同条第二項中「次に掲げる事項」を「各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み」に改め、各号を削り、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「ときは」の下に「、第二項に規定する事項について」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「次条第五項」を「次条第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「講ずるものとする」を「講ずるよう努めるものとする」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　市町村障害福祉計画においては、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　前項の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二　地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

第八十九条第一項中「、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保」を「の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施」に改め、同条第二項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第七号までを削り、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3　都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二　前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項

三　指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項

四　地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

（がん対策基本法の一部改正）

第五十五条　がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項を削り、同条第四項中「変更しなければ」を「変更するよう努めなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法の一部改正）

第五十六条　救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「次に掲げる」を「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療を提供する病院（以下単に「病院」という。）に関する」に改め、各号を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する事項のほか、医療計画に救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定めるときは、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　都道府県において達成すべき救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に係る目標に関する事項

二　次条に規定する関係者の連携に関する事項

第五章　農林水産省関係

（競馬法の一部改正）

第五十七条　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の七第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号を削り、同条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3　競馬活性化計画には、前項各号に掲げる事

項のほか、当該競馬活性化計画の目標その他農林水産省令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

第二十三条の八第三項中「前条第三項から第六項まで」を「前条第四項から第七項まで」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

（農業改良助長法の一部改正）

第五十八条　農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第六項第五号を削り、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　実施方針には、前項各号に掲げる事項のほか、協同農業普及事業の実施に関する事項を定めるよう努めるものとする。

（土地改良法の一部改正）

第五十九条　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第七項中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改め、同条第八項中「（第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）」を削り、「並びに第九十六条の二第五項」を「、第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第五項」に改める。

第三十条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「借入並びに」を「借入れ並びに」に改め、同項第五号中「外」を「ほか」に改め、同項第九号中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

第三十六条第一項中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

第九十六条の二第一項中「土地改良事業を行う場合には、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない」を「土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる」に改め、同条第二項中「市町村は、土地改良事業を行おうとする場合において、前項の協議をするには」を「前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は」に改め、同条第三項中「協議をする」を「土地改良事業計画を定める」に改め、同条第四項中「協議」を「土地改良事業計画」に改め、同条第六項から第八項までを削り、同条第五項中「第七条から第九条まで並びに第十条第一項及び第五項」を「第七条第三項から第六項まで、第八条第二項及び第三項並びに第八十七条第三項から第十項まで」に、「第七条第一項中「認可を申請する」とあるのは「協議をする」と、同条第五項、第八条及び第九条第四項中「申請」とあるのは「協議」と、第十条第一項及び第五項中「認可」とあるのは「同意」を「第七条第五項中「第一項の規定により申請をする者」とあるのは「市町村」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　市町村は、第一項の規定により土地改良事業計画を定める場合において、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合であつて土地改良事業をその事業とするものがあるときは、あらかじめ、その意見を聴かなければならない。

6　市町村は、第一項の規定により土地改良事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に報告しなければならない。

第九十六条の三第一項中「、農林水産省令の定めるところにより」を削り、「経て必要な事項を定め、都道府県知事に協議し、その同意を得なければ」を「経なければ」に改め、同条第二項中「において、同項の協議をする」を削り、同条第五項中「第四十八条第四項、第六項及び第九項から第十二項まで並びに前条第六項」を「第五条第六項及び第七項、第七条第五項及び第六項、第八条第二項及び第三項、第四十八条第四項及び第六項、第八十七条第三項から第十項まで並びに前条第五項及び第六項」に改め、「において」の下に「、第五条第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは「新たに変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と、第七条第五項中「第一項の規定により申請をする者」とあるのは「市町村」と」を加え、「同条第九項中「土地改良事業計画の変更（第三項に規定するものに限る。）をし、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業を行おうとする場合にあつては、これらの規定のほか、第五条第三項、第六項及び第七項」とあるのは「第九十六条の三第二項に規定する場合にあつては、これらの規定のほか、第五条第六項及び第七項」と、「読み替える」とあるのは「、第七条第五項、第八条第一項、第四項、第五項及び第六項並びに第九条第四項中「申請」とあるのは「協議」と、第十条第一項及び第五項中「認可」とあるのは「同意」と読み替える」と、同条第十項及び第十一項中「認可」とあるのは「同意」と、同条第十二項中「第三者（組合員を除く。）」とあるのは「第三者」と、前条第六項中「都道府県知事は、」とあるのは「都道府県知事は、土地改良事業計画の変更につき」と、「」を「前条第五項中「第一項の規定により土地改良事業計画を定める」とあるのは「第九十六条の三第一項の規定により土地改良事業計画の変更をする」と、「当該」に改め、同条に次の一項を加える。

6　第一項の規定による土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止が当該土地改良事業の利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合には、市町村は、前項において準用する第八十七条第五項から第七項までに規定する手続（前項において読み替えて準用する第四十八条第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、前項において準用する第八条第二項に規定する手続）を省略することができる。

第九十六条の四前段中「、第四十九条」を削り、「第六十五条まで」の下に「、第八十八条」を加え、同条後段中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改め、「、第四十九条第一項中「前条の規定にかかわらず、総会の議決」とあるのは「当該市町村の議会の議決」と、「都道府県知事に協議し、その同意を得て」と、同条第二項中「認可」とあるのは「同意」と」を削り、「負担したもの」と」の下に「、第六十四条中「第百十三条の二第二項」とあるのは「第百十三条の二第三項」と、第八十八条第一項中「第八十五条から前条まで」とあるのは「第九十六条の二及び第九十六条の三」と、「国又は都道府県は、応急工事計画を定めて」とあるのは「市町村は、当該市町村の議会の議決を経て応急工事計画を定め、」と」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項において読み替えて準用する第八十八条第一項の応急工事計画については、第九十六条の二第六項の規定を準用する。

第百十三条の二第一項中「及び都道府県」を「、都道府県及び市町村」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「又は都道府県知事」を「、都道府県知事又は市町村長」に、「国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業」を「土地改良事業」に改める。

第百十三条の三第二項第二号中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

第百十六条中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に、「本条」を「この条」に、「確定日附」を「確定日付」に改める。

第百十七条中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

第百二十二条第二項中「及び第九十六条の三第五項」を削り、「並びに第八十七条の三第六項」を「、第八十七条の三第六項」に改め、「第十三項」の下に「、第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第五項」を加え、「、第九十六条の二第七項」を削る。

第百二十三条の二中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第百三十六条第二項中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

（森林病害虫等防除法の一部改正）

第六十条　森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の六第四項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

第七条の十第二項中「定める」を「定めるよう努める」に改め、同条第三項中「聴くとともに、都道府県知事に協議しなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第四項中「公表しなければ」を「公表するとともに、都道府県知事に報告しなければ」に改める。

（肥料取締法の一部改正）

第六十一条　肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項中「するには、あらかじめ」を「したときは、速やかに、その旨を」に、「協議しなければ」を「通知しなければ」に改める。

（漁港漁場整備法の一部改正）

第六十二条　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四項中「二十日間」を「おおむね二十日間の期間を定めて」に改める。

（植物防疫法の一部改正）

第六十三条　植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第四項中「、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければ」を「これを告示するとともに、その旨を農林水産大臣に報告しなければ」に改め、同項ただし書及び同条第五項を削る。

第二十五条第一項中「前条第五項の」を「前条第四項の規定による」に、「基き」を「基づき」に改める。

第二十七条第一項中「第二十四条第五項の」を「第二十四条第四項の規定による」に、「基き」を「基づき」に改める。

（家畜改良増殖法の一部改正）

第六十四条　家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第三条の三第二項第九号を削り、同条第四項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　家畜改良増殖計画には、前項各号に掲げる事項のほか、家畜に関する試験及び研究に関する事項その他の家畜の改良増殖を図るために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

（農地法の一部改正）

第六十五条　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「（これらの権利を取得する者（政令で定める者を除く。）がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地について権利を取得する場合その他政令で定める場合には、都道府県知事の許可）」を削り、同項第九号中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改め、同条第三項中「又は都道府県知事」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「又は都道府県知事」及び「、その農地又は採草放牧地の存する市町村の長に」を削り、「その旨を」の下に「市町村長に」を加え、同条第六項中「又は都道府県知事」を削る。

第三条の二第一項及び第二項中「又は都道府県知事」を削る。

第四条第一項第五号及び第五条第一項第四号中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改める。

第二十六条第一項中「第三条第一項の規定により都道府県知事の許可を要する事項又は」を削る。

第五十七条第一項中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の一部改正）

第六十六条　酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号を削り、同条第五項中「公表しなければ」を「公表するよう努めるとともに、第二項第二号から第五号までに掲げる事項及び第三項に規定する事項に係る部分を農林水産大臣に報告しなければ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「ときは」の下に「、当該都道府県計画に定める第二項第一号に掲げる事項について」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　都道府県計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項を定めるよう努めるものとする。この場合において、その内容は、基本方針の内容と調和するものでなければならない。

第二条の四第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ

繰り上げ、第七号を削り、同条第三項中「前条第三項から第五項まで」を「前条第四項から第六項まで」に、「同条第三項中」を「同条第四項中「第二項第一号」とあるのは「第二条の四第二項第一号」と、「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第六項中「第二項第二号」とあるのは「第二条の四第二項第二号」と、「第三項」とあるのは「同条第三項」と、」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　市町村計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項を定めるよう努めるものとする。この場合において、その内容は、都道府県計画の内容と調和するものでなければならない。

第五条中「変更しようとする」を「変更した」に、「あらかじめ農林水産大臣に協議しなければ」を「遅滞なく、農林水産大臣に報告しなければ」に改める。

（果樹農業振興特別措置法の一部改正）

第六十七条　果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第一項中「都道府県知事は」の下に「、果樹農業振興基本方針に即して」を加え、同条第二項中「定めるものとし、その内容は、果樹農業振興基本方針の内容に即するものでなければならない」を「定めるものとする」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを削り、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「同項各号」の下に「及び前項各号」を加え、「定めるものとする」を「定めるよう努めるものとする」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　果樹農業振興計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一　果樹農業の振興に関する方針

二　土地改良その他生産基盤の整備に関する事項

三　果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関する事項

四　果実の加工の合理化に関する事項

五　その他必要な事項

第二条の四中「前条第四項及び第五項」を「前条第五項及び第六項」に改める。

第三条第一項中「第二条の三第五項」を「第二条の三第六項」に改める。

（山村振興法の一部改正）

第六十八条　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「、振興山村の振興に関する基本方針の協議」を削る。

第七条の二第一項中「定めるものとする」を「定めることができる」に改め、同条第二項中「山村振興基本方針は、」の下に「おおむね」を加え、同条第四項中「定めようとするときは、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければ」を「定めたときは、直ちに、主務大臣にこれを提出しなければ」に改め、同項後段を削り、同条第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　主務大臣は、前項の規定により山村振興基本方針の提出があった場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

第八条第一項中「作成しなければならない」を「作成することができる」に改める。

（野菜生産出荷安定法の一部改正）

第六十九条　野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「提出するとともに、その概要を公表しなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第二項中「次に掲げる」を「作付面積、生産数量及び出荷数量に関する」に改め、同項各号を削り、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　生産出荷近代化計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一　土地改良、作付地の集団化、農作業の機械化その他生産の近代化に関する事項

二　集荷、選別、保管又は輸送の共同化、規格の統一その他出荷の近代化に関する事項

第八条に次の一項を加える。

6　都道府県知事は、生産出荷近代化計画をたてたときは、遅滞なく、その概要を公表するよう努めなければならない。

第九条第一項中「届け出るとともに、その概要を公表しなければ」を「届け出なければ」に改め、同条第二項中「前条第四項」を「前条第五項及び第六項」に改める。

（農業振興地域の整備に関する法律の一部改正）

第七十条　農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第七項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

第十一条第一項中「三十日間」を「おおむね三十日間の期間を定めて」に改める。

第十五条の二第一項第三号の四中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改める。

（海洋水産資源開発促進法の一部改正）

第七十一条　海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「ときは、遅滞なく」を「場合において」に改め、「図るため」の下に「特に必要があると認めるときは」を加え、「定めなければならない」を「定めることができる」に改める。

第九条第一項第二号中「に係る開発計画の達成」を「における水産動植物の増殖又は養殖の推進による漁業生産の増大」に改め、同条第二項中「都道府県知事は、」の下に「都道府県が開発計画を定めた場合において、当該」を加える。

（農村地域工業等導入促進法の一部改正）

第七十二条　農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第二号及び第三号を削り、第

四号を第二号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、第九号を削り、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　基本計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項の大綱を定めるよう努めるものとする。

一　農村地域に導入される工業等への農業従事者の就業の目標

二　農村地域への工業等の導入と相まつて促進すべき農業構造の改善に関する目標

三　その他必要な事項

第五条第三項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、第十号を削り、同条中第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、同条第九項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　実施計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一　導入される工業等への農業従事者の就業の目標

二　工業等の導入と相まつて促進すべき農業構造の改善に関する目標

三　その他必要な事項

（沿岸漁場整備開発法の一部改正）

第七十三条　沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第五号から第七号までを削り、同条第六項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項に」を「第二項に」に改め、同項第一号中「前項第二号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　基本計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。この場合において、その内容は、基本方針の内容と調和するものでなければならない。

一　水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項

二　前項第二号の種類に属する水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項

三　その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項

第十五条第一項中「第七条の二第三項」を「第七条の二第四項」に改める。

第十六条第一号中「第七条の二第三項第一号」を「第七条の二第四項第一号」に改める。

第十九条第一号中「第三項」を「第四項」に改める。

（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正）

第七十四条　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第三項を削り、同条第四項中「公表しなければ」を「公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければ」に改め、同項を同条第三項とする。

第三条第一項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

第四条第一項及び第二項中「第二条の二第四項」を「第二条の二第三項」に改める。

（地力増進法の一部改正）

第七十五条　地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「定めなければならない」を「定めることができる」に改め、同条第二項中「地力増進対策指針には、」の下に「おおむね」を加え、同条第三項中「聴かなければ」を「聴くよう努めなければ」に改め、同条第四項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

（集落地域整備法の一部改正）

第七十六条　集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「定めるものとする」を「定めることができる」に改め、同条第二項中「においては、」の下に「集落地域の位置及び区域に関する基本的事項を定めるほか、おおむね」を加え、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第四項から前項まで」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とする。

第五条第三項中「当該集落地区計画の目標その他当該区域の整備及び保全に関する方針並びに」を削り、「次項及び第五項」を「第五項及び第六項」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「のうち、集落地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする」を「を定めることができる」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　集落地区計画については、前項に規定する事項のほか、当該集落地区計画の目標その他当該区域の整備及び保全に関する方針を都市計画に定めるよう努めるものとする。

第七条第二項中「においては、」の下に「その区域を定めるほか、おおむね」を加え、第一号を削り、同項第二号中「前号の」を「当該」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第一号の」を「当該」に改め、同号を同項第二号とし、同条第三項中「前項第一号」を「前項」に改める。

（市民農園整備促進法の一部改正）

第七十七条　市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「定めるものとする」を「定め

ることができる」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「変更するものとする」を「変更することができる」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　基本方針においては、前項各号に掲げる事項のほか、市民農園の整備の基本的な方向その他必要な事項を定めるよう努めるものとする。

（獣医療法の一部改正）

第七十八条　獣医療法（平成四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「都道府県は」の下に「、基本方針に即して」を加え、同条第二項中「定めるものとし、その内容は、基本方針の内容に即するものでなければならない」を「定めるものとする」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを削り、同条第三項を次のように改める。

3　都道府県計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一　獣医師の確保に関する目標

二　相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

三　診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

四　その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正）

第七十九条　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「第二項第二号」を「第二項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前項第二号及び第三号」を「第四項各号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項第二号」を「第二項第一号」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　第二項第一号に掲げる事項のうち農林地所有権移転等促進事業に係るものにおいては、前項各号に掲げる事項のほか、農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針その他農林水産省令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

第四条第二項の次に次の一項を加える。

3　基盤整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、農林業その他の事業の活性化の目標その他主務省令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

第十四条第二項第二号中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正）

第八十条　農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「定めるものとする」を「定めることができる」に改め、同条第二項中「、次に掲げる事項について」を削り、「なるべきもの」の下に「として、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区（以下「整備地区」という。）の設定に関する事項を定めるほか、おおむね次に掲げる事項」を加え、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第三項中「前項各号に掲げる」を「前項に規定する」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「公表しなければ」を「公表するよう努めるとともに、農林水産大臣に報告しなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「変更するものとする」を「変更することができる」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「及び第五項」を削り、同項を同条第六項とする。

第五条第二項中「においては、」の下に「整備地区の区域を定めるほか、おおむね」を加え、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「前項各号に掲げる」を「前項に規定する」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「公表しなければ」を「公表するとともに、都道府県知事に報告しなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とする。

（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部改正）

第八十一条　青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「定めるものとする」を「定めることができる」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「変更するものとする」を「変更することができる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　就農促進方針においては、前項各号に掲げる事項のほか、青年等の就農促進に関する基本的な方向を定めるよう努めるものとする。

（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の一部改正）

第八十二条　持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「定めるものとする」を「定めることができる」に改め、同条第二項第三号を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「変更するものとする」を「変更することができる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　導入指針においては、前項各号に掲げる事項のほか、同項第一号に該当する農業生産方式の導入を促進するために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の一部改正）

第八十三条　家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「都道府県は」の下に「、基本方針に即して」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　都道府県計画においては、整備を行う処理高度化施設の内容その他の処理高度化施設の整備に関する目標を定めるものとする。

3　都道府県計画においては、前項の目標のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一　家畜排せつ物の利用の目標

二　家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研修の実施その他の技術の向上に関する事項

三　その他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項

（有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部改正）

第八十四条　有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第七項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

（有機農業の推進に関する法律の一部改正）

第八十五条　有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部改正）

第八十六条　農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改める。

第五条第二項第二号を削り、同項第三号中「目標を達成する」を「区域において定住等及び地域間交流を促進する」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を削り、同条第十一項中「第四項から第六項まで、第八項」を「第五項から第七項まで、第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「について」を「のうち同項第二号及び第三号に掲げる事項については」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「同項第三号」を「同項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項第三号及び第四号」を「第二項第二号及び第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　活性化計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

一　活性化計画の目標

二　前項第二号及び第三号に掲げる事項に係る他の地方公共団体との連携に関する事項

三　その他農林水産省令で定める事項

第七条第一項中「第五条第七項各号」を「第五条第八項各号」に改める。

第十一条中「第五条第三項」を「第五条第四項」に改める。

第六章　経済産業省関係

（ガス事業法の一部改正）

第八十七条　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の二第二項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を、「、都道府県」の下に「又は市」を加える。

第五十二条の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

第五十二条の三中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

（工場立地法の一部改正）

第八十八条　工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「当該都道府県」の下に「内の町村」を加え、「次項」を「第三項」に、「地域準則」を「都道府県準則」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　市は、当該市の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、緑地面積率等に係る前条第一項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、次項の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則（第九条第二項第一号において「市準則」という。）を定めることができる。

第六条第一項中「次の事項を」の下に「、当該特定工場の設置の場所が町村の区域に属する場合にあつては」を、「「都道府県知事」という。）に」の下に「、当該特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあつては当該特定工場の設置の場所を管轄する市長（以下単に「市長」という。）に」を加える。

第七条第一項中「都道府県知事」を「、当該特定工場の設置の場所が町村の区域に属する場合にあつては都道府県知事に、当該特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあつては市長」に改める。

第八条第一項中「都道府県知事」を「その届出をした都道府県知事又は市長」に改める。

第九条第一項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、同項第一号中「地域準則が」を「都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が」に、「地域準則を」を「都道府県準則又は市準則を」に改める。

第十条第一項及び第十一条第二項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

第十二条及び第十三条第三項中「都道府県知

事」を「その届出をした都道府県知事又は市長」に改める。

第十五条の四を次のように改める。

第十五条の四　削除

（電気用品安全法の一部改正）

第八十九条　電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の二第二項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を、「、都道府県」の下に「又は市」を加える。

第五十五条の二の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正）

第九十条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第八十三条の二第二項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を、「、都道府県」の下に「又は市」を加える。

第九十四条の二の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

第九十五条の二中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

（消費生活用製品安全法の一部改正）

第九十一条　消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第三項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を、「、都道府県」の下に「又は市」を加える。

第五十五条の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

第五十七条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

（中小小売商業振興法の一部改正）

第九十二条　中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

（発電用施設周辺地域整備法の一部改正）

第九十三条　発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「、経費の概算その他主務省令で定める事項」を「及び経費の概算」に改める。

（計量法の一部改正）

第九十四条　計量法（平成四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第百五十五条を次のように改める。

第百五十五条　削除

（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第九十五条　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「。次項において同じ」を削り、同条第二項中「及び第二号」を削り、「第三号」を「第二号」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、同条第七項中「第三項から前項まで」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とする。

第七章　国土交通省関係

（水害予防組合法の一部改正）

第九十六条　水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第三項中「二付テハ」を「ヲ定メタルトキハ遅滞ナク」に、「ノ認可ヲ受クベシ」を「二届出ヅベシ」に改める。

第七十八条中「事件ハ」を「事件アリタルトキハ遅滞ナク」に、「ノ許可ヲ受クベシ」を「二届出ヅベシ」に改める。

第七十九条及び第八十条を次のように改める。

第七十九条及第八十条　削除

（水防法の一部改正）

第九十七条　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改める。

第三十二条第二項中「諮るとともに、都道府県知事に協議しなければ」を「諮らなければ」に改め、同条第三項中「公表しなければ」を「公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければ」に改める。

（公営住宅法の一部改正）

第九十八条　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条　削除

第七条第一項中「都道府県計画」を「住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）第十七条第一項に規定する都道府県計画（以下単に「都道府県計画」という。）」に改める。

第三十七条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を削り、同条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3　前項各号に掲げるもののほか、建替計画においては、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一　公営住宅建替事業を施行する土地の面積

二　公営住宅建替事業により新たに整備すべき公営住宅の構造

第三十八条第一項中「前条第五項（同条第六項」を「前条第六項（同条第七項」に改める。

第四十条第一項及び第四十四条第三項中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第五十四条中「第三十七条第四項」を「第三十七条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）」に改める。

附則第二項中「第六条及び」を削る。

（道路法の一部改正）

第九十九条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「又

は指定市以外の市」を「、指定市以外の市又は町村」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　町村は、第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該町村の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。

第十八条第一項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

第二十四条中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改める。

第二十四条の三中「国土交通省令」を「条例（国道にあつては、国土交通省令）」に改める。

第二十五条第一項中「国土交通大臣の許可を受けて」を削り、「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項各号列記以外の部分を次のように改める。

道路管理者は、第一項の条例を制定したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類及び設計図その他必要な図面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第二十五条第四項を次のように改める。

4　道路管理者は、前項の規定による届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載した書類及び必要な図面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第二十五条第五項及び第六項を削る。

第二十六条の見出しを「（有料の橋又は渡船施設の工事の検査）」に改め、同条第一項中「による許可を受けた」を「により料金を徴収しようとする」に改め、同条第二項中「前条第一項の許可に係る同条第三項第一号」を「前条第三項の規定による届出に係る同項第一号」に、「同条第五項の規定による変更の許可に伴い変更されたものを含む。」を「同条第四項の規定による工事方法の変更（同条第三項第五号又は第六号に掲げる事項の変更を伴うものに限る。）に係る届出があつたときは、その変更後のもの」に、「許可を受けた」を「届出をした」に改め、同条第五項中「許可を受けた」を「前条第一項の規定により料金を徴収しようとする」に改める。

第二十七条第二項中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改める。

第三十条第二項を削り、同条第三項中「第一項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四十八条の三ただし書中「政令」を「道路管理者である地方公共団体の条例（国道にあつては、政令）」に改める。

第四十八条の四第三号中「第一号に掲げるものを除くほか、」を削り、「設けられるもの」の下に「（第一号に掲げる施設を除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

四　前三号に掲げるもののほか、当該自動車専用道路の道路管理者である地方公共団体の条例（国道にあつては、政令）で定める施設

第四十八条の五第二項第二号及び第三項、第四十八条の六並びに第四十八条の七第一項中「又は第三号」を「から第四号まで」に改める。

第九十七条第一項第三号中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改める。

（離島振興法の一部改正）

第百条　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「定めなければならない」を「定めるよう努めるものとする」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、第十一号を削り、同条第九項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3　前項各号に掲げるもののほか、離島振興計画は、離島の振興の基本的方針に関する事項について定めるよう努めるものとする。

（土地区画整理法の一部改正）

第百一条　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項中「たい積」を「堆積」に改め、「都道府県知事」の下に「（市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社が施行し、又は市が第三条第四項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、当該市の長。以下この条において「都道府県知事等」という。）」を加え、同条第二項から第五項までの規定中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第八十七条第一項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第四号中「定を」を「定めを」に改め、同項第五号を削り、同条第二項中「、第四号及び第五号」を「及び第四号」に改める。

（道路整備特別措置法の一部改正）

第百二条　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第四条中「若しくは第二項若しくは」を「から第三項まで若しくは」に改める。

第八条第一項第二十六号中「又は第三号」を「から第四号まで」に改める。

第十条第一項、第十二条第一項及び第十四条中「若しくは第二項若しくは」を「から第三項まで若しくは」に改める。

第十七条第一項第二十一号中「又は第三号」を「から第四号まで」に改める。

第十八条第一項中「次項及び第四項」を「以下この条」に、「国土交通大臣の許可を受けて」を「条例で定めるところにより」に改め、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

道路管理者は、前項の条例を制定したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類及び設計図その他国土交通省令で定める書面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第十八条第三項及び第四項を次のように改める。

3　道路管理者は、前項の規定による届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載した書類及び必要な書面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4　国土交通大臣は、市町村（指定市を除く。）である有料道路管理者（第一項の規定により

道路を新設し、又は改築して、料金を徴収する道路管理者をいう。以下同じ。）から第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る道路の路線名及び工事の区間並びに工事方法を当該道路の存する区域を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。前項の規定による道路の路線名、工事の区間又は工事方法の変更に係る届出を受けたときも、同様とする。

第十八条第五項及び第六項を削る。

第十九条第一項中「許可（同条第四項の許可を含む。以下同じ。）を受けて」を「規定により」に、「国土交通大臣の許可を受けて」を「条例で定めるところにより」に改め、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

有料道路管理者は、前項の条例を制定したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類及び国土交通省令で定める書面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第十九条第三項を次のように改める。

3　道路管理者は、前項の規定による届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載した書類及び必要な書面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第十九条第四項及び第五項を削る。

第二十条第一項中「第十八条第一項の許可を受けた」を削り、「地方公共団体に対し当該許可」を「地方公共団体に対し第十八条第二項の規定による届出（同条第三項の規定による届出であつて同条第二項第一号、第五号又は第六号に掲げる事項の変更に係るものを含む。次条第四項並びに第二十七条第一項及び第四項において同じ。）」に改める。

第二十一条第四項を次のように改める。

4　有料道路管理者は、第十八条第二項の規定による届出をした後、当該届出に係る道路の新設又は改築に関する工事を廃止したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第二十七条第一項中「この法律」を「第三条第一項、第十条第一項若しくは第十二条第一項」に改め、「受けた道路」の下に「又は第十八条第二項の規定による届出に係る道路」を加え、同条第四項中「第十八条第一項の許可を受けた」を「第十八条第二項の規定による届出に係る同項第二号の」に、「当該許可を受けた」を「当該届出に係る」に改める。

第二十九条第三項中「第八条第一項の許可を受けた」を削る。

第四十九条第一項中「受けて、」を「受けて、第十八条第一項の規定により、」に改め、同条第五項中「と同一内容の当該道路管理者に対する第十八条第一項の許可」を「及び会社がした同条第九項の規定による届出に係る同条第二項各号に掲げる事項に係る第十八条第二項の規定による届出」に改める。

第五十条第五項中「の許可又は」を「又は」に、「許可（同条第四項の許可を含む。以下同じ。）を受けて」を「規定により」に改め、同条第七項中「又は有料道路管理者に対する第十八条第一項の許可若しくは第十九条第一項の許可と同一内容の当該地方道路公社に対する第十条第一項の許可」を「と同一内容の当該地方道路公社に対する第十条第一項の許可又は有料道路管理者がした第十八条第二項の規定による届出（同条第三項の規定による届出を含む。）に係る同条第二項各号に掲げる事項若しくは第十九条第二項の規定による届出（同条第三項の規定による届出を含む。）に係る同条第二項各号に掲げる事項に係る第十条第一項」に改め、同項後段中「又は有料道路管理者に対する第十八条第一項の許可若しくは第十九条第一項の許可」を削る。

（都市公園法の一部改正）

第百三条　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「技術的基準」の下に「を参酌して条例で定める基準」を加え、同条第二項中「行う」を「行うよう努める」に改める。

第四条第一項中「の総計は、」を「以下同じ。）の総計の」に、「の百分の二をこえて」を「に対する割合は、百分の二を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の二）を超えて」に、「内でこれをこえる」を「を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲（国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲）内でこれを超える」に改める。

（空港法の一部改正）

第百四条　空港法（昭和三十一年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条」を「第四十四条」に改める。

第十二条第三項を削り、同条第二項中「次条」を「次項及び次条」に、「前項」を「第一項」に、「定めようとするときは」を「定めたときは、国土交通省令で定めるところにより」に、「の認可を受けなければ」を「に届け出なければ」に、「変更しようとする」を「変更した」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の空港供用規程は、基本方針に適合するものでなければならない。

第十二条に次の一項を加える。

4　国土交通大臣は、前項の規定による届出がされた空港供用規程（地方管理空港に係るものを除く。）が第二項の規定に適合しないと認めるときは、空港管理者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

第三十七条第一号を次のように改める。

一　第十二条第四項の規定による命令に違反した者

第四十三条を第四十四条とし、第四十条から第四十二条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十九条中「第三十七条」の下に「又は前条」を加え、「同条」を「各本条」に改め、同条を第四十条とする。

第三十八条の次に次の一条を加える。

第三十九条　第十二条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

（駐車場法の一部改正）

第百五条　駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「定めなければならない」を「定めることができる」に改め、同条第二項中

「次に掲げる事項のうち必要な」を「おおむね次に掲げる」に改め、同条第四項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

第八条第二項中「国土交通省令」を「条例」に改める。

第十二条中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市にあつては、それぞれその長。以下同じ」を「市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という」に改める。

第十三条第一項及び第四項、第十四条並びに第十八条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第十九条中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「基く」を「基づく」に改める。

第二十一条中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

（地すべり等防止法の一部改正）

第百六条　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項を削り、同条第四項中「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改め、同項を同条第三項とする。

第五十一条の三第一項中「及び第三項」を削る。

（下水道法の一部改正）

第百七条　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第七条中「構造は、」の下に「公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止する観点から」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定するもののほか、公共下水道の構造は、政令で定める基準を参酌して公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

第二十一条第二項中「ところ」の下に「を参酌して条例で定めるところ」を加える。

第二十八条第二項中「政令」の下に「で定める基準を参酌して都市下水路管理者である地方公共団体の条例」を加える。

（住宅地区改良法の一部改正）

第百八条　住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条の四」を「第三十六条の三」に改める。

第九条第一項中「行ない」を「行い」に、「堆積を行なおう」を「堆積を行おう」に改め、「都道府県知事」の下に「（市が施行する住宅地区改良事業の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）」を加え、同条第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「附する」を「付する」に改め、同条第四項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「附した」を「付した」に改め、同条第五項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第二十一条第一項中「行なう」を「行う」に、「あたり」を「当たり」に、「かき、さく」を「垣、柵」に、「行なおう」を「行おう」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第二十二条第二項中「行なおう」を「行おう」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第三十六条の三を削る。

第三十六条の四中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加え、同条を第三十六条の三とする。

第三十七条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

（豪雪地帯対策特別措置法の一部改正）

第百九条　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第八号を削り、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3　前項各号に掲げるもののほか、道府県計画には、豪雪地帯の振興の基本的方針に関する事項を定めるよう努めるものとする。

（共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第百十条　共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「次に」を「おおむね次に」に、「定めなければならない」を「定めるものとする」に改める。

第七条第一項中「共同溝整備計画に定められるべき」を「建設しようとする」に、「前条第二項各号に掲げる」を「当該共同溝整備計画に定めようとする」に改め、同条第二項中「修正して共同溝整備計画を作成し」を「修正して修正後の事項を」に、「について共同溝整備計画を作成し」を「を修正しない旨を」に改め、「、当該共同溝整備計画に定めた前条第二項各号に掲げる事項を」を削り、同条第三項中「共同溝整備計画」の下に「に定めようとする事項」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第二十六条第一項中「の市（を「の市町村（に改め、「第十七条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「行なう市」を「行う市又は町村」に、「、市」を「、市町村」に、「市を除く。）町村」を「市町村を除く。）」に改める。

（近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正）

第百十一条　近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「作成し、政令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を求めなければならない」を「作成することができる」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、関係府県知事は、政令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を求めなければならない。

第三条に次の一項を加える。

4　前三項の規定は、近郊整備区域建設計画又

は都市開発区域建設計画の変更について準用する。

第四条第一項中「次の各号に掲げる事項につきその大綱」を「次に掲げる施設の整備に関する事項」に改め、同項各号を次のように改める。

一　住宅用地、工場用地等の宅地
二　道路、鉄道、軌道、港湾等の交通施設
三　公園、緑地等の空地
四　水道、工業用水道、下水道、汚物処理施設等の供給施設及び処理施設
五　河川、水路及び海岸
六　住宅等の建築物
七　学校等の教育文化施設
八　その他政令で定める主要な施設

第四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項各号に掲げるもののほか、近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一　人口の規模及び労働力の需給に関する事項
二　産業の業種、規模等に関する事項
三　土地の利用に関する事項

（地方住宅供給公社法の一部改正）

第百十二条　地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項及び第二十七条第二項を削る。

第四十三条第二項中「第二十七条第一項」を「第二十七条」に改め、「、第二十七条第二項」を削り、同条第三項中「第二十七条第一項」を「第二十七条」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の一部改正）

第百十三条　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「これを表示する標識を設置しなければ」を「おける標識の設置その他の適切な方法により、その区域が特別保存地区である旨を明示しなければ」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

3　特別保存地区内の土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律の一部改正）

第百十四条　交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第五条を次のように改める。

（特定交通安全施設等整備事業の実施）

第四条　都道府県公安委員会及び道路管理者は、前条第一項の規定により指定された道路について、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画（以下「重点計画」という。）に即して、特定交通安全施設等整備事業を実施しなければならない。

（特定交通安全施設等整備事業の実施計画）

第五条　前条の場合において、都道府県公安委員会及び道路管理者は、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、協議により重点計画の計画期間における特定交通安全施設等整備事業の実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し、それぞれ国家公安委員会又は国土交通大臣に提出することができる。

2　実施計画は、交通事故の態様、交通及び道路の状況等を考慮して、効果的に交通事故を防止することができるように定めるものとする。

3　前二項の規定は、実施計画の変更について準用する。

第六条第二項及び第三項中「定めるもの」の下に「（前条第一項の規定により提出された実施計画に係るものに限る。）」を加える。

第八条中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改める。

（首都圏近郊緑地保全法の一部改正）

第百十五条　首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「又は第一項の緑地管理機構」を削り、「同項第三号」を「第一項第三号」に、「事項について」を「事項を」に、「」と協議しなければ」を「。次項において準用する前条第二項及び第六項において同じ。）に届け出なければ」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　前条第二項の規定は、前項の届出があつた場合について準用する。

6　第一項の緑地管理機構は、管理協定に同項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都県知事と協議しなければならない。

第九条第一項中「前条第五項」を「前条第七項」に改める。

第十条中「第八条第五項」を「第八条第七項」に改める。

第十二条中「から第五項まで」を「から第七項まで」に改める。

第十五条第二項を次のように改める。

2　前項に定めるもののほか、保全区域内の緑地保全地域並びに当該地域内における都市緑地法第二十四条第一項の管理協定及び同法第五十五条第一項の市民緑地についての同法の規定の適用については、同法第六条第一項中「市の」とあるのは「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の」と、「市。」とあるのは「指定都市。」と、同条第五項及び第六項中「関係町村」とあるのは「関係市町村」と、同条第五項中「市にあつては市町村都市計画審議会（当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）」とあるのは「指定都市にあつては市町村都市計画審議会」と、同法第七条第五項及び第二十四条第四項ただし書中「市」とあるのは「指定都市」と、同法第五十五条第八項第二号中「市の」とあるのは「指定都市の」と、「市が」とあるのは「指定都市が」とする。

第十五条第三項を削る。

第十七条第二項中「都県」の下に「又は市」を加

え、「市町村」を「都県又は町村」に改める。

第十九条中「及び第五項並びに」を「から第七項まで及び」に改める。

（流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正）

第百十六条　流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項及び第三項中「次に」を「おおむね次に」に改め、同条第六項から第八項までを削り、同条第九項中「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十項中「第四項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第七項とする。

第四条第三項中「（次条第一項において「指定都市」という。）」を削る。

第五条第一項ただし書中「指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市においては、それぞれその長。次条において同じ」を「市の区域内にあつては、当該市の長。次条第一項及び第二項において「都道府県知事等」という」に改める。

第六条第一項及び第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

（中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律の一部改正）

第百十七条　中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「作成しなければならない」を「作成することができる」に改め、「おいて」の下に「、関係県知事は」を加え、「あらかじめ」を「、あらかじめ、」に、「得、保全区域整備計画にあつては国土交通大臣に協議しなければ」を「得なければ」に改め、同条第三項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

第四条中「の各号」及び「につきその大綱」を削り、第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号を第二号とし、同条に次の一項を加える。

2　前項各号に掲げるもののほか、都市整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一　都市整備区域又は都市開発区域の整備及び開発の基本構想

二　人口の規模及び労働力の需給に関する事項

三　産業の業種、規模等に関する事項

四　土地の利用に関する事項

第五条中「次の各号に掲げる事項につきその大綱」を「観光資源の保全若しくは開発、緑地の保全又は文化財の保存に関連して必要とされる道路、公園その他の政令で定める施設の整備に関する事項」に改め、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定するもののほか、保全区域整備計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一　保全区域の整備の基本構想

二　土地の利用に関する事項

（近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部改正）

第百十八条　近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「作成しなければならない」を「作成することができる」に改め、同項後段及び同条第二項を削り、同条第三項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、「、特定保全区域に係る保全区域整備計画以外の保全区域整備計画にあつては」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項の同意をし、又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第四条中「次の各号に掲げる事項につきその大綱」を「文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に関連して必要とされる道路、公園その他の政令で定める施設の整備に関する事項」に改め、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定するもののほか、保全区域整備計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一　保全区域の整備の基本構想

二　土地の利用に関する事項

第九条第四項中「又は第一項の緑地管理機構」を削り、「同項第三号」を「第一項第三号」に、「事項について」を「事項を」に、「と協議しなければ」を「。次項において準用する前条第二項及び第六項において同じ。）に届け出なければ」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　前条第二項の規定は、前項の届出があつた場合について準用する。

6　第一項の緑地管理機構は、管理協定に同項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、府県知事と協議しなければならない。

第十条第一項中「前条第五項」を「前条第七項」に改める。

第十一条中「第九条第五項」を「第九条第七項」に改める。

第十三条中「から第五項まで」を「から第七項まで」に改める。

第十六条第二項を次のように改める。

2　前項に定めるもののほか、近郊緑地保全区域内の緑地保全地域並びに当該地域内における都市緑地法第二十四条第一項の管理協定及び同法第五十五条第一項の市民緑地についての同法の規定の適用については、同法第六条第一項中「市の」とあるのは「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の」と、「市。」とあるのは「指定都市。」と、同条第五項及び第六項中「関係町村」とあるのは「関係市町村」と、同条第五項中「市にあつては市町村都市計画審議会（当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）」とあるのは「指定都市にあつては市町村都市計画審議会」と、同法第七条第五項及び第二十四条第四項ただし書中「市」とあるのは「指定都市」と、同法第五十五条第八

項第二号中「市の」とあるのは「指定都市の」と、「市が」とあるのは「指定都市が」とする。

第十六条第三項を削る。

第十八条第二項中「府県」の下に「又は市」を加え、「市町村」を「府県又は町村」に改める。

第二十条中「及び第五項並びに」を「から第七項まで及び」に改める。

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部改正）

第百十九条　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第二項中「次の」を「おおむね次に掲げる」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に改める。

第二十二条第四項を削る。

第四十条第二項中「きくとともに、関係行政機関の長に協議しなければ」を「聴かなければ」に改める。

（都市計画法の一部改正）

第百二十条　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項中「次に」を「第一号に」に改め、「事項を定める」の下に「ものとするとともに、第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努める」を加え、第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　都市計画の目標

第六条の二第二項第三号中「前号」を「第一号」に改める。

第七条の二第一項中「で必要なものを定めるものとする」を「を定めることができる」に改める。

第八条第一項及び第二項中「で必要なものを定めるものとする」を「を定めることができる」に改め、同条第三項中「次に掲げる事項を都市計画に定める」を「都市計画に、第一号及び第二号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第三号に掲げる事項を定めるよう努める」に改め、同項第三号中「その他」を「面積その他の」に改める。

第十条の二第一項中「で必要なものを定めるものとする」を「を定めることができる」に改め、同条第二項中「ついては」の下に「、都市計画に」を加え、「その他政令で定める事項」を削り、「都市計画に定める」を「を定めるものとするとともに、区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努める」に改める。

第十条の三第一項中「必要があるとき」を削り、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「ついては」の下に「、都市計画に」を加え、「その他政令で定める事項を都市計画に定める」を「を定めるものとするとともに、区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努める」に改める。

第十条の四第一項中「必要があるとき」を削り、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「ついては」の下に「、都市計画に」を加え、「その他政令で定める事項」を削り、「都市計画に定める」を「定めるものとするとともに、区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努める」に改める。

第十一条第一項中「で必要なものを定めるものとする」を「を定めることができる」に改め、同条第二項中「ついては」の下に「、都市計画に」を加え、「その他政令で定める事項を都市計画に定める」を「を定めるものとするとともに、施行区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努める」に改める。

第十二条の二第一項中「で必要なものを定めるものとする」を「を定めることができる」に改め、同条第二項中「ついては」の下に「、都市計画に」を加え、「その他政令で定める事項を都市計画に定める」を「を定めるものとするとともに、区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努める」に改める。

第十二条の四第一項中「で必要なものを定めるものとする」を「を定めることができる」に改め、同条第二項中「ついては」の下に「、都市計画に」を加え、「その他政令で定める事項を都市計画に定める」を「を定めるものとするとともに、区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努める」に改める。

第十二条の五第二項中「次に掲げる事項を都市計画に定める」を「都市計画に、第一号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努める」に改め、第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同項に次の二号を加える。

二　当該地区計画の目標

三　当該区域の整備、開発及び保全に関する方針

第十二条の五第五項中「当該再開発等促進区又は開発整備促進区に関し必要な次に掲げる事項を都市計画に定める」を「都市計画に、第一号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第二号に掲げる事項を定めるよう努める」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同項に次の一号を加える。

二　土地利用に関する基本方針

第十二条の五第六項中「前項第二号」を「前項第一号」に改め、同条第七項中「のうち、地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする」を「を定めることができる」に改める。

第十二条の十中「第十二条の五第五項第二号」を「第十二条の五第五項第一号」に改める。

第十四条第二項第十一号中「第三十二条第二項第二号」を「第三十二条第二項第一号」に、「第三十二条第二項第三号」を「第三十二条第二項第二号」に改め、同項第十二号中「同条第二項第四号」を「同条第二項第一号」に改め、同項第十三号中「第九条第二項第二号」を「第九条第二項第一号」に改める。

第十五条第一項第四号中「緑地保全地域」の下に「（二以上の市町村の区域にわたるものに限る。）」を加え、同項第六号中「政令で定める小規模な」を削り、「を除く」を「にあつては、政令で定める大規模なものであつて、国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるものに限る」に

改め、同項第七号中「市街地開発事業等予定区域」の下に「（第十二条の二第一項第四号から第六号までに掲げる予定区域にあつては、一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設の予定区域として政令で定めるものに限る。）」を加える。

第二十条第二項中「おいて」を「備え置いて一般の閲覧に供する方法その他の適切な方法により」に改める。

第二十三条第一項中「第六条の二第二項第二号」を「第六条の二第二項第一号」に改める。

第二十六条第一項中「行なう」を「行う」に、「あたり」を「当たり」に、「かき、さく」を「垣、柵」に、「行なおう」を「行おう」に改め、「管轄する都道府県知事」の下に「（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）」を加え、「都道府県知事が」を「都道府県知事等が」に改める。

第二十七条第二項中「行なおう」を「行おう」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第三十三条第一項第五号イ中「第十二条の五第五項第二号」を「第十二条の五第五項第一号」に改め、同号ニ中「第九条第四項第二号」を「第九条第四項第一号」に改め、同項第七号、第十二号及び第十三号中「崖崩れ」を「崖崩れ」に改める。

第五十二条の二第一項中「行ない」を「行い」に、「行なおう」を「行おう」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同項第二号及び第三号中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　国が行う行為については、当該国の機関と都道府県知事等との協議が成立することをもつて、前項の規定による許可があつたものとみなす。

第三章第二節の節名中「建築」を「建築等」に改める。

第五十三条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第二項中「第四十二条第二項」を「第五十二条の二第二項」に改める。

第五十四条中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第五十五条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「以下次条」を「次条」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第五十六条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「前条第一項本文」を「同条第一項本文」に、「きたす」を「来す」に改め、同条第三項中「ただちに」を「直ちに」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第五十七条第一項から第四項までの規定中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第五十八条の二第一項中「第十二条の五第五項第二号」を「第十二条の五第五項第一号」に改める。

第六十五条第一項中「行ない」を「行い」に、「堆積を行なおう」を「堆積を行おう」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項中「第四十二条第二項」を「第五十二条の二第二項」に改める。

第八十条第一項中「指定都市等の長」を「市長」に改める。

第八十一条第一項中「指定都市等の長」を「市長」に改め、「（都市計画の決定又は変更に係るものを除く。以下この条において同じ。）」を削り、同条第二項及び第三項中「指定都市等の長」を「市長」に改める。

第八十二条第一項中「指定都市等の長」を「市長」に改める。

第八十四条中「指定都市等」を「市」に改める。

第八十七条の二第一項中「同項第四号」を「同項第二号」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　指定都市の区域における第七条の二第二項の規定の適用については、同項中「定められる」とあるのは、「指定都市が定める」とする。

第八十七条の三を削り、第八十七条の四を第八十七条の三とする。

第八十七条の五第一項第二号中「次号」を「第三号」に改め、「限る」の下に「。次号において同じ」を加え、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　第六十五条第一項の規定により市が処理することとされている事務

第八十七条の五を第八十七条の四とする。

第九十一条中「指定都市等の長」を「市長」に改める。

第九十二条第二号中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第百二十一条　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に、「第三十二条第二項第二号」を「第三十二条第二項第一号」に、「同項第三号」を「同項第二号」に、「第九条第二項第二号」を「第九条第二項第一号」に改める。

第二条の三第一項中「定めなければならない」を「定めるよう努めるものとする」に改め、同条第二項中「定めなければならない」を「定めることができる」に改める。

第五条の見出し中「設定義務」を「設定」に改め、同条中「定めなければならない」を「定めることができる」に改める。

第七条の四第一項中「都道府県知事」の下に「（市の区域内にあつては、当該市の長。以下この条から第七条の六まで及び第百四十一条の二第一号において「建築許可権者」という。）」を加え、同条第二項中「都道府県知事」を「建築許可権者」に改める。

第七条の五第一項及び第二項並びに第七条の六第一項から第三項まで及び第五項中「都道府県知事」を「建築許可権者」に改める。

第七条の七中「都道府県知事等」を「土地買取者」に改める。

第六十条第一項ただし書中「都道府県知事」の下に「（市の区域内にあつては、当該市の長。第六十二条第一項及び第百四十二条第一号において「立入許可権者」という。）」を加える。

第六十一条第一項中「行なう」を「行う」に、「あたり」を「当たり」に、「かき、さく」を「垣、柵」に、「行なおう」を「行おう」に、「都道府県知事の」を「都道府県知事（市の区域内において施行者（第二条の二第四項の規定により第一種市街地再開発事業を施行する地方公共団体を除く。以下この項において同じ。）となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者若しくは施行者が試掘等を行おうとし、又は第二条の二第四項の規定により第一種市街地再開発事業を施行し、若しくは施行しようとする市が試掘等を行おうとする場合にあつては、当該市の長。以下この項、次条第二項及び第百四十二条第三号において「試掘等許可権者」という。）の」に、「都道府県知事が」を「試掘等許可権者が」に改める。

第六十二条第一項中「都道府県知事」を「立入許可権者」に改め、同条第二項中「行なおう」を「行おう」に、「都道府県知事」を「試掘等許可権者」に改める。

第六十六条第一項中「堆積（たい）」を「堆積」に改め、「都道府県知事」の下に「（市の区域内において個人施行者、組合、再開発会社若しくは機構等が施行し、又は市が第二条の二第四項の規定により施行する第一種市街地再開発事業にあつては、当該市の長。以下この条、第九十八条及び第百四十一条の二第二号において「都道府県知事等」という。）」を加え、同条第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第七項中「附加増置」を「付加増置」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第八項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第九十八条第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「みずから」を「自ら」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「うえで」を「上で」に改め、同条第四項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第九十九条の三第三項中「施行者は」を「施行者（都道府県及び市町村を除く。）は」に改め、「都道府県又は」及び「、市町村」を削る。

第九十九条の八第五項に後段として次のように加える。

この場合において、第九十八条第二項中「都道府県知事等」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第百三十三条第一項を次のように改める。

施行者は、政令で定めるところにより、施設建築物及び施設建築敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。この場合において、施行者（都道府県及び市町村を除く。）は、政令で定めるところにより、その管理規約について、機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）にあつては国土交通大臣の、個人施行者、組合、再開発会社又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

第百三十九条の三第一項第二号中「第六十一条第一項」の下に「（土地の試掘等に係る部分を除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　市が第六十一条第一項（土地の試掘等に係る部分に限る。）、第六十六条第一項から第八項まで並びに第九十八条第二項（第百十八条の二十七第二項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定により処理することとされている事務（機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）

第百三十九条の三第二項第三号中「第六十一条第一項」の下に「（土地の試掘等に係る部分を除く。）」を加える。

第百四十一条の二中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「都道府県知事」を「建築許可権者」に改め、同条第二号中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第百四十二条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「都道府県知事」を「立入許可権者」に改め、同条第三号中「都道府県知事」を「試掘等許可権者」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

（筑波研究学園都市建設法の一部改正）

第百二十二条　筑波研究学園都市建設法（昭和四十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び茨城県稲敷郡茎崎町」を削る。

第七条第一項中「の各号」を削り、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項各号に掲げるもののほか、周辺開発地区整備計画には、人口の規模及び土地の利用に関する事項を定めるよう努めるものとする。

第八条第一項中「関係市町の長」を「つくば市長」に、「作成し、国土交通大臣に協議しなければならない」を「作成するよう努めるものとする」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第九条中「及び」を「又は」に改める。

第十条及び第十二条中「及び周辺開発地区整備計画」を「（周辺開発地区整備計画が作成されているときは、研究学園地区建設計画及び周辺開発地区整備計画）」に改める。

（地方道路公社法の一部改正）

第百二十三条　地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項を削る。

（日本下水道事業団法の一部改正）

第百二十四条　日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

（公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正）

第百二十五条　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「所在する市町村」を「町村の区域内に所在する場合にあつては当該町村」に、「、都道府県知事」を「都道府県知事に、当該土地が市の区域内に所在する場合にあつては当該市の長」に改める。

第五条第一項中「、都道府県知事に対し」を削り、「所在する市町村の長を経由して」を「町村の区域内に所在する場合にあつては当該町村の長を経由して都道府県知事に対し、当該土地が市の区域内に所在する場合にあつては当該市の長に対し」に改める。

第六条第一項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

第九条第一項第四号イ中「同条第二項第三号又は第四号」を「同条第二項第二号又は第三号」に改め、同号ロ中「第五条第二項第三号」を「第五条第二項第二号」に、「同条第三項第四号」を「同条第四項第四号」に改める。

第二十九条を次のように改める。

（大都市の特例）

第二十九条　地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する第三章の規定の適用については、政令で定める。

第二十九条の二中「市町村」を「町村」に改める。

（新都市基盤整備法の一部改正）

第百二十六条　新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の見出し中「の認可等」を削り、同条第一項中「定め、国及び地方公共団体以外の者にあつては都道府県知事の認可を受け、市町村にあつては、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない」を「定めることができる」に改め、同項後段を削る。

（都市モノレールの整備の促進に関する法律の一部改正）

第百二十七条　都市モノレールの整備の促進に関する法律（昭和四十七年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「定める」を「定めるよう努める」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第百二十八条　都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「おいては、」の下に「おおむね」を加え、第三号を次のように改める。

三　地方公共団体の設置に係る都市公園（都市公園法第二条第一項に規定する都市公園をいう。以下同じ。）の整備の方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針に関する事項

第四条第二項に次の四号を加える。

四　特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項で次に掲げるもの

イ　緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

ロ　第十七条の規定による土地の買入れ及び買い入れた土地の管理に関する事項

ハ　第二十四条第一項の規定による管理協定（次章第一節及び第二節において単に「管理協定」という。）に基づく緑地の管理に関する事項

ニ　第五十五条第一項又は第二項の規定による市民緑地契約（次章第一節及び第二節において単に「市民緑地契約」という。）に基づく緑地の管理に関する事項その他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項

五　緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項

六　緑化地域における緑化の推進に関する事項

七　緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

第四条第四項中「講ずる」を「講ずるよう努める」に改め、同条第五項中「第二項第三号イ」を「第二項第三号」に改め、同条第六項中「市町村」を「町村」に、「第二項第三号ロ」を「第二項第四号イ」に、「協議し、その同意を得なければ」を「協議してその同意を得、同号ロからニまでに掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければ」に改め、同項ただし書を削り、同条第七項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

第六条第一項中「は、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴いて」を「（市の区域内にあつては、当該市。以下「都道府県等」という。）は」に改め、同条第二項中「次に掲げる事項を」を「第八条の規定による行為の規制又は措置の基準を」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「都道府県」を「都道府県等」に、「関係市町村」を「都道府県にあつては関係町村」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　都道府県等は、緑地保全計画を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県にあつては関係町村及び都道府県都市計画審議会の意見を、市にあつては市町村都市計画審議会（当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。

第六条第二項の次に次の一項を加える。

3　緑地保全計画には、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項を定めることができる。

一　緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

二　管理協定に基づく緑地の管理に関する事項

三　市民緑地契約に基づく緑地の管理に関する事項その他緑地保全地域内の緑地の保全に関し必要な事項

第七条第一項中「都道府県」を「都道府県等」

に、「、緑地保全地域である旨を表示した標識を設けなければ」を「おける標識の設置その他の適切な方法により、その区域が緑地保全地域である旨を明示しなければ」に改め、同条第四項中「都道府県」を「都道府県等」に改め、「行為」の下に「（緑地保全地域内における標識の設置に係るものに限る。）」を加え、同条第五項中「都道府県知事」の下に「（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）」を加え、同条第六項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第八条第一項、第二項、第四項及び第六項から第八項までの規定中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第九項第八号中「第五十五条第一項又は第二項の規定による市民緑地契約（次節において単に「市民緑地契約」という。）」を「市民緑地契約」に改める。

第九条第一項及び第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第十条第一項中「都道府県」を「都道府県等」に改める。

第十一条第一項及び第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第十三条中「同条第二項」の下に「及び第四項」を加える。

第十四条第一項及び第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「附する」を「付する」に改め、同条第四項から第八項までの規定中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第十七条第一項中「都道府県」を「都道府県等」に改め、同条第二項中「都道府県知事は、」を削り、「ときは、」の下に「都道府県知事にあつては」を加え、「市町村」を「町村」に、「限る。）を」を「限る。以下この条及び次条において単に「緑地管理機構」という。）を、市長にあつては当該土地の買入れを希望する都道府県又は緑地管理機構を、」に改め、同条第三項中「市町村又は前項の」を「都道府県、町村又は」に改める。

第十八条中「前条第二項の」を削り、「同条第一項」を「前条第一項」に、「第四条第二項第三号ロ(2)」を「第四条第二項第四号ロ」に改める。

第二十条第一項中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に、「第三十二条第二項第三号」を「第三十二条第二項第二号」に、「第九条第二項第二号」を「第九条第二項第一号」に、「第三十一条第二項第四号」を「第三十一条第二項第一号」に改める。

第二十一条中「都道府県」を「都道府県等」に、「、同条第五項及び第六項」を「、同条第二項及び第四項中「緑地保全地域」とあるのは「地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域」と、同条第五項」に改め、「都道府県知事」の下に「（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）」とあるのは「市町村長」と、同条第六項中「都道府県知事等」を加える。

第二十三条中「都道府県」を「都道府県等」に改め、「及び第六項」を削り、「都道府県知事」の下に「（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）」とあるのは「市町村長」と、第十条第二項において準用する第七条第六項中「都道府県知事等」を加える。

第二十四条第三項第一号中「第六条第二項第二号ロ」を「第六条第三項第二号」に改め、同項第二号中「第四条第二項第三号ロ(3)」を「第四条第二項第四号ハ」に改め、同条第四項中「都道府県知事（当該土地が指定都市の区域内に存する場合にあつては当該指定都市の長、当該土地が中核市の区域内に存する場合にあつては当該中核市の長）」を「都道府県知事等」に、「指定都市の区域及び中核市」を「市」に、「指定都市が当該指定都市の区域内の土地について、又は中核市が当該中核市」を「又は市が当該市」に改める。

第三十一条第一項中「都道府県」を「都道府県等」に、「市町村」を「都道府県又は町村」に改める。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条　削除

第三十九条第一項中「第三十二条第二項第二号」を「第三十二条第二項第一号」に改める。

第五十五条第二項中「第四条第二項第三号ハ」を「第四条第二項第五号」に、「同号ホ」を「同項第七号」に改め、同条第五項中「又は第一項の緑地管理機構」及び「、当該事項について」を削り、「と協議し、」を「に当該事項を届け出、」に改め、「第三号に定める者と」の下に「当該事項について」を加え、同項第一号中「首都圏近郊緑地保全区域」の下に「（緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く。以下この条及び第五十八条第一項において同じ。）」を加え、「次項」を「以下この条及び第五十八条第二項」に、「指定都市の区域」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の区域」に改め、同項第二号中「次項」を「第八項」に、「都道府県知事（当該土地が指定都市の区域内に存する場合にあつては当該指定都市の長、当該土地が中核市の区域内に存する場合にあつては当該中核市の長）」を「都道府県知事等」に改め、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「前項」を「第五項」に改め、同項第二号中「指定都市の区域及び中核市」を「市」に、「指定都市が当該指定都市の区域内の土地について、又は中核市が当該中核市」を「又は市が当該市」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　首都圏保全法第七条第二項の規定は首都圏近郊緑地保全区域内の土地について前項の規定による届出があつた場合について、近畿圏保全法第八条第二項の規定は近畿圏近郊緑地保全区域内の土地について前項の規定による届出があつた場合について準用する。

7　第一項の緑地管理機構は、首都圏近郊緑地保全区域、近畿圏近郊緑地保全区域、緑地保全地域、特別緑地保全地区又は地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域内の土地について締結する市民緑地契約に同項第二号ロに掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、当該市民緑地契約の対象となる土地の区域が第五項第一号に掲げるものである場合にあつては同号に定める者と協議し、同項第二号又は第三号に掲げるものである場合にあつてはそれぞれ同項第二号又は第三号に定める者と協議しその同意を得なければならない。

第五十八条中「（緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く。）」を削る。

第六十条第一項中「第四条第二項第三号ホ」を「第四条第二項第七号」に改める。

第七十七条第三号中「第八条第二項」の下に「の規定による都道府県知事等の命令」を加える。

（生産緑地法の一部改正）

第百二十九条　生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「、これを表示する標識を設置しなければ」を「おける標識の設置その他の適切な方法により、その地区が生産緑地地区である旨を明示しなければ」に改め、同条第四項中「行為」の下に「（生産緑地地区内における標識の設置に係るものに限る。）」を加える。

（国土利用計画法の一部改正）

第百三十条　国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「これを国土交通大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければ」を「その要旨を公表するよう努めるとともに、都道府県計画を国土交通大臣に報告しなければ」に改める。

第八条第四項中「講ずるものとする」を「講ずるよう努めなければならない」に改め、同条第五項中「これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければ」を「その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村計画を都道府県知事に報告しなければ」に改める。

第九条第十三項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正）

第百三十一条　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「定めなければならない」を「定めるよう努めるものとする」に改める。

第五条第一項第五号ロ中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に改め、同条第二項中「を定める」を「を定めるよう努める」に改める。

第七条第一項中「都府県知事」の下に「（市の区域内にあつては、当該市の長。次項及び次条において同じ。）」を加える。

第十二条の見出しを「（施行地区）」に改め、同条中「、その面積が〇・五ヘクタール以上で、かつ」を削る。

第二十四条第一項第一号ロ(2)中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に改め、同条第二項中「を定める」を「を定めるよう努める」に改める。

第二十六条第一項中「都府県知事」の下に「（市の区域内にあつては、当該市の長。次項において同じ。）」を加える。

第六十四条第一項前段中「かき、さく」を「垣、柵」に改め、「都府県知事」の下に「（市の区域内において個人施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者若しくは個人施行者若しくは組合が試掘等を行おうとし、又は第二十九条第三項の規定により住宅街区整備事業を施行し、若しくは施行しようとする市が試掘等を行おうとする場合にあつては、当該市の長。以下この項及び次条第二項において同じ。）」を加える。

第六十七条第一項中「堆積」を「堆積」に改め、「都府県知事」の下に「（市の区域内において個人施行者若しくは組合が施行し、又は市が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業にあつては、当該市の長）」を加える。

第七十三条第六号を削る。

第百条第一項中「ならず、施行者が市町村であるときは、政令で定めるところにより、その管理規約について都府県知事に協議し、その同意を得なければ」を削る。

第百四条第一項中「都府県知事」の下に「（第七条第一項、第二十六条第一項又は第六十七条第一項の規定により市の長の許可を受けなければならない場合にあつては、当該市の長。次項において同じ。）」を加える。

第百九条の二第二項第三号中「第六十四条第一項」の下に「（土地の試掘等に係る部分を除く。）」を加える。

（国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部改正）

第百三十二条　国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律（昭和五十二年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「提出しなければならない」を「提出することができる」に改め、同条第二項中「及び経費の概算並びに流動人口の状況」を「、経費の概算その他国際観光文化都市の長が必要と認める事項」に改め、同条第三項を削る。

（特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部改正）

第百三十三条　特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号を削り、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「公表しなければ」を「公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「あらかじめ」の下に「、第二項各号に掲げる事項に係る部分について」を加え、「第二項第二号及び第三号」を「同項第二号に掲げる事項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項各号に掲げるもののほか、基本方針においては、航空機の騒音により生ずる障害の防止のために必要な施設及び航空機の騒音により生ずる障害の防止に配意した土地利用を図るための施設の整備に関する基本的事項について定めるよう努めるものとする。

（幹線道路の沿道の整備に関する法律の一部改正）

第百三十四条　幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の二を削る。

第七条の前の見出しを削り、同条第一項中「第五条第一項の規定により沿道整備道路が指定された場合には」を「前条第一項の場合において」に、「ものとする」を「ことができる」に改

め、同条第二項中「おいては、」の下に「おおむね」を加え、同条第三項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「前項の場合において、」を削り、同項を同条第五項とし、同条を第七条の二とする。

第六条の次に次の見出し及び一条を加える。

（道路交通騒音の減少等のための措置）

第七条　第五条第一項の規定により沿道整備道路が指定された場合には、当該沿道整備道路の道路管理者及び都道府県公安委員会は、当該沿道整備道路の構造、交通の状況等を勘案して当該沿道整備道路における道路交通騒音を減少させるために必要と認められる措置を講ずるものとする。

2　沿道整備道路の道路管理者は、前項に規定するもののほか、沿道の整備と併せて、道路交通騒音により生ずる障害の防止を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

第九条第二項中「次に掲げる事項を都市計画に定める」を「都市計画に、第一号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第二号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第二号に掲げる事項を定めるよう努める」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同項に次の一号を加える。

二　土地利用に関する基本方針

第九条第五項中「前項第二号」を「前項第一号」に改め、同条第六項中「のうち、沿道地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする」を「を定めることができる」に改める。

第九条の六及び第十条第一項中「第九条第四項第二号」を「第九条第四項第一号」に改める。

第十条の二第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「次に」を「第一号から第六号までに」に改め、「ものとする」の下に「とともに、第七号に掲げる事項を定めることができる」を加え、同項第七号中「その他」の下に「権利の移転等に係る法律関係に関する事項として」を加え、同条第四項中「市町村」の下に「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（第十条の七において「指定都市等」という。）を除く。）」を加える。

第十条の七第一項中「沿道整備権利移転等促進計画」の下に「指定都市等以外の市町村が定めたものにあつては、」を加え、同条第二項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市若しくは同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市」を「指定都市等」に改める。

（明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第百三十五条　明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「定める事項は、次のとおり」を「は、おおむね次に掲げる事項を定めるもの」に改める。

（広域臨海環境整備センター法の一部改正）

第百三十六条　広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項を削る。

（半島振興法の一部改正）

第百三十七条　半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号を削り、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項各号に掲げるもののほか、半島振興計画には、振興の基本的方針に関する事項について定めるよう努めるものとする。

（総合保養地域整備法の一部改正）

第百三十八条　総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「第五条第二項第四号」を「第五条第二項第三号」に改める。

第五条第二項中「の各号」を削り、第二号を削り、同項第三号中「及び当該区域ごとの整備の方針に関する事項」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を削り、同項第七号を同項第五号とし、同項第八号を削り、同条第六項中「第四項」を「第五項」に、「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項第二号中「第八号」を「第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項各号に掲げるもののほか、基本構想においては、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　第一条に規定する整備の方針に関する事項

二　重点整備地区の区域ごとの整備の方針に関する事項

三　第一条に規定する整備の一環として推進すべき産業の振興に関する事項

四　自然環境の保全との調和、農林漁業の健全な発展との調和、居住機能との調和、観光業の健全な発展、地価の安定その他第一条に規定する整備に際し配慮すべき事項

第六条第一項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条第二項中「前条第三項から第六項まで」を「前条第四項から第七項まで」に改める。

第七条第一項中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改める。

（関西文化学術研究都市建設促進法の一部改正）

第百三十九条　関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「京都府相楽郡木津町、同府同郡精華町」を「木津川市、京都府相楽郡精華町」に改める。

第五条第一項中「作成し、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない」を「作成するよう努めるものとする」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　関係府県知事は、建設計画を作成しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第六条第一項中「の各号」を削り、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項各号に掲げるもののほか、建設計画には、各文化学術研究地区の区域内の人口の規模及び土地の利用に関する事項を定めるよう努めるものとする。

第七条中「第五条第一項（同条第四項」を「第五条第二項（同条第五項」に改める。

（多極分散型国土形成促進法の一部改正）

第百四十条　多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号を削り、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　前項各号に掲げるもののほか、振興拠点地域基本構想においては、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　第一項に規定する開発整備の方針に関する事項

二　環境の保全、地価の安定その他第一項に規定する開発整備に際し配慮すべき事項

第八条第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第三項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

第十条第二項中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める。

第二十三条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号を削り、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　前項各号に掲げるもののほか、業務核都市基本構想においては、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　前条第一項に規定する整備の方針に関する事項

二　環境の保全、地価の安定その他前条第一項に規定する整備に際し配慮すべき事項

第二十四条第一項第二号中「から第七号まで」を「から第五号まで」に改め、同条第三項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

第二十五条第二項中「第二十三条第三項」を「第二十三条第四項」に改める。

第三十五条第一号中「第七条第二項第四号」を「第七条第二項第三号」に改める。

（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法の一部改正）

第百四十一条　大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第七号を削り、同条第七項中「同項第一号から第六号まで」を「同項各号」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「第七項」を「前項」に改め、同項を同条第八項とする。

第五条第一項ただし書を削り、同条第二項中「第九項」を「第八項」に、「前項本文」を「前項」に改める。

第十三条第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正）

第百四十二条　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、第六号を削り、同条第八項中「第六項」を「第七項」に、「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項第一号中「第二項第一号から第五号まで」を「第二項各号」に、「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項第二号」を「第二項第一号」に、「同項第五号」を「同項第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項各号に掲げるもののほか、基本計画においては、指定地域に係る第一条に規定する整備の方針に関する事項について定めるよう努めるものとする。

第七条第一項中「前条第六項」を「前条第七項」に改め、同条第二項中「第五項から第八項まで」を「第六項から第九項まで」に改める。

第八条第一項中「第六条第六項」を「第六条第七項」に改める。

第十二条及び第十七条第二項中「第六条第三項」を「第六条第四項」に改める。

第十八条中「（第二十三条において「指定都市」という。）」を削る。

第十九条第二項中「を定める」を「を定めるよう努める」に改める。

第二十一条第一項中「都道府県知事」の下に「（市の区域内にあっては、当該市の長。以下この条及び次条において「都道府県知事等」という。）」を加え、同条第二項、第六項及び第七項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第二十二条第一項から第三項まで及び第五項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第二十三条　削除

第二十六条の見出しを「（施行地区）」に改め、同条中「、その面積が二ヘクタール以上で、かつ」を削る。

第三十一条第一項中「掲げる事項」の下に「及び同条第三項に規定する事項」を加える。

第三十三条第一項及び第三十六条中「第六条第三項」を「第六条第四項」に改める。

（地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律の一部改正）

第百四十三条　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中第四項を削り、第三項を第四項とし、同条第二項中「基本計画」を「前項に規定するもののほか、基本計画」に、「定める」を「定めるよう努める」に改め、第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号を第三号とし、第七号を第四号とし、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　基本計画においては、活用行事及び特定事業等に関する基本的な事項について定めるものとする。

第四条第五項中「前項の規定により主務大臣に協議しようと」を「基本計画を定め、又はこれを変更しようと」に改め、「あらかじめ」を削り、同条第六項中「公表しなければ」を「公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告しなければ」に改める。

（大阪湾臨海地域開発整備法の一部改正）

第百四十四条　大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改める。

第八条第一項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「並びに当該区域ごとの整備の方針に関する事項」を削り、同号を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号を同項第四号とし、同項第七号から第十号までを削り、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　前項各号に掲げるもののほか、関連整備地域に係る整備計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一　整備等の目標

二　公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設の整備に関する事項

三　産業構造の高度化に関する事項

四　環境の保全に関する事項

五　国際交流、教養文化活動等の活動に関する事項

六　地価の安定、災害の防止その他関連整備地域の整備に際し配慮すべき事項

第八条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項各号に掲げるもののほか、大阪湾臨海地域に係る整備計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一　整備等の目標

二　人口の規模及び土地の利用に関する事項

三　開発地区の区域ごとの整備の方針に関する事項

四　産業構造の高度化に関する事項

五　環境の保全に関する事項

六　国際交流、教養文化活動等の活動に関する事項

七　地価の安定、災害の防止その他大阪湾臨海地域の整備に際し配慮すべき事項

（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正）

第百四十五条　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「都道府県知事」の下に「（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）」を加える。

第三条、第五条第一項、第八条から第十条まで及び第十一条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第十九条を削る。

第二十条の前の見出しを削り、同条中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第十九条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付し、第二十一条を第二十条とし、第二十二条を第二十一条とし、第二十三条を第二十二条とする。

（被災市街地復興特別措置法の一部改正）

第百四十六条　被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項を次のように改める。

2　被災市街地復興推進地域に関する都市計画においては、都市計画法第十条の四第二項に定める事項のほか、第七条の規定による制限が行われる期間の満了の日を定めるものとするとともに、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針（以下「緊急復興方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

第七条第一項中「都道府県知事」の下に「（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）」を加え、同条第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第三項第二号中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に改め、同項第三号中「第九条第二項第二号」を「第九条第二項第一号」に改め、同条第五項及び第六項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第八条第一項から第三項まで及び第五項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条　削除

第二十四条中「都道府県知事又は」の下に「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の」を加える。

（電線共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第百四十七条　電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「電線共同溝整備計画を定め、これに基づき電線共同溝の建設を行わなければならない」を「、電線共同溝整備計画を定めることができる」に改め、同条第三項中「前項の」を「道路管理者は、前項の規定により」に、「には」を「を定める場合において」に、「場合においては、」を「ときは、当該計画において」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　道路管理者は、第二項の規定により電線共

同溝整備計画を定めた場合においては、当該電線共同溝整備計画に基づき電線共同溝の建設を行わなければならない。

第八条第三項中「から第四項まで」を「から第五項まで」に、「第五条第二項及び前条」を「第五条第四項及び前条」に、「第五条第二項及び第三項」を「第五条第二項から第四項までの規定」に、「同条第四項中」を「同条第五項中」に改める。

第二十二条第二項中「除き、」の下に「第五条第二項の電線共同溝整備計画に係る」を加え、同条第三項第二号中「当該道路の新設又は改築」の下に「（第五条第二項の電線共同溝整備計画に係る電線共同溝の建設又は改築を伴うものに限る。）」を加え、同条第四項中「電線共同溝」を「前三項の規定による負担又は補助に係る電線共同溝」に改める。

第二十七条第一項中「の市」を「の市町村」に改め、「第十七条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「行う市」を「行う市又は町村」に改める。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正）

第百四十八条　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第四条第二項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長」を削る。

第十五条第一項中「地方住宅供給公社法」の下に「（昭和四十年法律第百二十四号）」を加える。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第百四十九条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「ものとする」を「ことができる」に改める。

第十三条第一項中「同条第二項第二号」を「同条第二項第一号」に、「同項第三号」を「同項第二号」に、「第五項」を「第四項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

第二十条第一項中「公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件」を「次の各号のいずれか」に、「同法」を「公営住宅法」に改め、同項に次の各号を加える。

一　公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件に該当する者

二　次に掲げる条件に該当する者

イ　当該申出をした者の収入が公営住宅法第二十三条第一号イの政令で定める金額以下で当該公営住宅を管理する地方公共団体が条例で定める金額を超えないこと。

ロ　その他当該地方公共団体が条例で定める条件に該当すること。

第二十一条第一項中「特定優良賃貸住宅法第十八条第二項に規定する国土交通省令で定める基準のうち入居者の資格に係るもの」を「次の各号のいずれか」に改め、同項に次の各号を加える。

一　特定優良賃貸住宅法第十八条第二項に規定する国土交通省令で定める基準のうち入居者の資格に係るものに該当する者

二　次に掲げる条件に該当する者

イ　当該申出をした者の収入が国土交通省令で定める金額以下で当該特定公共賃貸住宅を管理する地方公共団体が条例で定める金額を超えないこと。

ロ　その他当該地方公共団体が条例で定める条件に該当すること。

第三十二条第二項中「次に掲げる事項を都市計画に定める」を「都市計画に、第一号及び第二号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第三号に掲げる事項を定めるよう努める」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項に次の一号を加える。

三　当該防災街区整備地区計画の目標その他当該区域の整備に関する方針

第三十二条第三項及び第四項中「のうち、防災街区整備地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする」を「を定めることができる」に改める。

第三十四条第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「次に」を「第一号から第六号までに」に、「とする」を「とするとともに、第七号に掲げる事項を定めることができる」に改め、同項第七号中「その他」の下に「権利の移転等に係る法律関係に関する事項として」を加える。

第百九十一条第一項ただし書中「都道府県知事」の下に「（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）」を加える。

第百九十二条第一項中「さく」を「柵」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第百九十七条第一項中「堆積（たい）」を「堆積」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第二項から第五項まで、第七項及び第八項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第二百三十三条第二項から第四項までの規定中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第二百三十六条第三項中「施行者は」を「施行者（都道府県及び市町村を除く。）は」に改め、「都道府県又は」及び「、市町村」を削る。

第二百四十一条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、第二百三十三条第二項中「都道府県知事等」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第二百七十七条第一項を次のように改める。

施行者は、政令で定めるところにより、防災施設建築物及び防災施設建築敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。この場合において、施行者（都道府県及び市町村を除く。）は、政令で定めるところにより、その管理規約について、都市再生機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）にあっては国土交通大臣の、個人施行者、事業組合、事業会社又は市のみが設立した地方住宅

供給公社にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。

第二百八十三条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第三項中「第四十二条第二項」を「第五十二条の二第二項」に、「前項ただし書」を「前項」に、「指定都市等の長」を「市長」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第二百九十一条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第二百九十三条第四項、第二百九十四条並びに第二百九十五条第一項、第二項、第四項及び第五項中「第二百九十一条第三項」を「第二百九十一条第二項」に改める。

第二百九十八条第三項中「及び第三項」を削り、同条第四項中「第二百九十一条第三項」を「第二百九十一条第二項」に改める。

第三百十一条第一項第二号中「第百九十二条第一項」の下に「（土地の試掘等に係る部分を除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　市が第百九十二条第一項（土地の試掘等に係る部分に限る。）、第百九十七条第一項から第八項まで並びに第二百三十三条第二項及び第三項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は都市再生機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

第三百十一条第二項第三号中「第百九十二条第一項」の下に「（土地の試掘等に係る部分を除く。）」を加える。

第三百十八条第一号及び第三号中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

（外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正）

第百五十条　外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改める。

（優良田園住宅の建設の促進に関する法律の一部改正）

第百五十一条　優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成十年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を削り、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　前項各号に掲げるもののほか、基本方針においては、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一　優良田園住宅の建設の促進に関する基本的な方向

二　自然環境の保全との調和、農林漁業の健全な発展との調和その他優良田園住宅の建設の促進に際し配慮すべき事項

（中心市街地の活性化に関する法律の一部改正）

第百五十二条　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第四条第二項に規定する設立団体をいい、当該市町村を除く。）の長」を削る。

第十七条第一項中「、遅滞なく」を削り、「その」を「おおむねその」に、「明らかにした」を「定めた」に、「ものとする」を「ことができる」に改める。

第三十三条第一項中「地方住宅供給公社法」の下に「（昭和四十年法律第百二十四号）」を加える。

（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正）

第百五十三条　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「三十日間」を「おおむね三十日間の期間を定めて」に改める。

（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正）

第百五十四条　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

第十四条、第十五条、第十九条及び第二十条中「第四条第一項の指針」を「基本方針（第四条第二項の規定により同条第一項の指針を公表した場合には、当該指針）」に改める。

（都市再生特別措置法の一部改正）

第百五十五条　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「行政庁」の下に「。次条第二項において同じ。」を加える。

第四十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　都市計画決定権者は、やむを得ない理由により前項の処理期間中に同項の規定による処理を行うことができないときは、その理由が存続する間、当該処理期間を延長することができる。この場合においては、同項の処理期間中に、当該計画提案をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

第四十六条第二項中「、次に」を「、第一号から第五号までに」に改め、「記載する」の下に「ものとするとともに、第六号に掲げる事項を記載するよう努める」を加え、同項第一号中「区域」の下に「及びその面積」を加え、同項第二号を削り、同項第三号中「目標を達成するため」を「区域内における都市の再生」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する方針

第四十六条第二項第七号を削り、同条第三項中「前項第三号及び第四号」を「前項第二号及び第三号」に改め、同条第五項中「第二項第三号イからへまで」を「第二項第二号イからへまで」に改め、同条第七項中「第二項第三号イ」を「第二

項第二号イ」に、「から第三項まで」を「から第四項まで」に、「又は同条第三項」を「、同条第三項の町村又は同条第四項」に改め、同条第八項中「第二項第四号」を「第二項第三号」に、「から第三項まで」を「から第四項まで」に、「又は同条第三項」を「、同条第三項の町村又は同条第四項」に改め、同条第十項中「第二項第三号イ若しくはへ」を「第二項第二号イ若しくはへ」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改め、同条第十二項及び第十三項中「第二項第五号」を「第二項第四号」に改め、同条中第十四項を削り、第十五項を第十四項とし、第十六項を第十五項とし、第十七項を第十六項とする。

第四十六条の二第三項中「前条第二項第三号イからへまで」を「前条第二項第二号イからへまで」に改める。

第五十一条第一項中「第四十六条第十六項後段（同条第十七項」を「第四十六条第十五項後段（同条第十六項」に改め、同条第四項中「第八十七条の二第二項から第七項まで」を「第八十七条の二第三項から第八項まで」に改める。

第五十七条の二第二項中「行政庁」の下に「、次条第二項において同じ。」を加える。

（マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正）

第百五十六条　マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「都道府県知事」の下に「（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）」を加え、同条第七項中「の市町村長」を「が町村の区域内にあるときは、当該町村の長」に改める。

第十一条第一項本文を次のように改める。

第九条第一項の規定による認可の申請があった場合において、施行マンションとなるべきマンションの敷地（これに隣接する土地を合わせて施行再建マンションの敷地とする場合における当該土地（以下「隣接施行敷地」という。）を含む。）の所在地が市の区域内にあるときは、当該市の長は当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供し、当該マンションの敷地の所在地が町村の区域内にあるときは、都道府県知事は当該町村の長に当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない。

第十一条第二項、第三項及び第五項、第十二条、第十四条第一項並びに第二十四条第三項第三号中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第二十五条第一項を次のように改める。

組合は、理事長の氏名及び住所を、都道府県知事等に届け出なければならない。この場合において、施行マンションの所在地が町村の区域内にあるときは、当該町村の長を経由して行わなければならない。

第二十五条第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第三十四条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第二項中「とあるのは「施行マンション及び」を「とあり、及び「当該マンション」とあるのは「施行マンション又は」に改める。

第三十八条第四項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第五項中「の市町村長」を「が町村の区域内にあるときは、当該町村の長」に改め、同条第六項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第四十一条の二第三項及び第四項、第四十二条、第四十五条第一項、第四十八条、第四十九条第一項並びに第五十条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第五十一条第三項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第四項中「の市町村長」を「が町村の区域内にあるときは、当該町村の長」に改め、同条第六項中「、施行マンションの所在地の市町村長を経由して」を削り、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、施行マンションの所在地が町村の区域内にあるときは、当該町村の長を経由して行わなければならない。

第五十一条第七項、第五十三条第一項、第五十四条第一項、第五十七条第一項、第六十五条、第九十四条第一項及び第三項、第九十七条第二項、第九十八条並びに第九十九条第一項から第三項までの規定中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第百二条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げ、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とする。

第百十八条第一項中「公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件」を「次の各号のいずれか」に、「同法」を「公営住宅法」に改め、同項に次の各号を加える。

一　公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件に該当する者

二　次に掲げる条件に該当する者

イ　当該申出をした者の収入が公営住宅法第二十三条第一号イの政令で定める金額以下で当該公営住宅を管理する地方公共団体が条例で定める金額を超えないこと。

ロ　その他当該地方公共団体が条例で定める条件に該当すること。

第百十九条第一項中「特定優良賃貸住宅法第十八条第二項に規定する国土交通省令で定める基準のうち入居者の資格に係るもの」を「次の各号のいずれか」に改め、同項に次の各号を加える。

一　特定優良賃貸住宅法第十八条第二項に規定する国土交通省令で定める基準のうち入居者の資格に係るものに該当する者

二　次に掲げる条件に該当する者

イ　当該申出をした者の収入が国土交通省令で定める金額以下で当該特定公共賃貸住宅を管理する地方公共団体が条例で定める金額を超えないこと。

ロ　その他当該地方公共団体が条例で定める条件に該当すること。

第百二十条第一項中「高齢者居住安定確保法第四十五条第一項第三号に規定する入居者の資格」を「次の各号のいずれか」に改め、同項に次の各号を加える。

一　高齢者居住安定確保法第四十五条第一項第三号に規定する入居者の資格に該当する者

二　次に掲げる条件に該当する者

イ　賃貸住宅の入居者又は国土交通省令で定める同居者が国土交通省令で定める年齢以上で当該高齢者向け公共賃貸住宅を管理する地方公共団体が条例で定める年齢以上であること。

ロ　その他当該地方公共団体が条例で定める条件に該当すること。

第百二十六条第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第百二十八条を次のように改める。

第百二十八条　削除

第百三十一条中「市町村」を「町村」に改め、「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

第百三十四条第二号及び第三号、第百三十五条第二号及び第三号並びに第百三十八条第九号中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

（特定都市河川浸水被害対策法の一部改正）

第百五十七条　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「国土交通省令で定める」の下に「基準を参酌して都道府県（当該雨水貯留浸透施設が指定都市等の区域内にある場合にあっては、当該指定都市等。第六項から第八項までにおいて同じ。）の条例で定める」を加え、同条第六項中「（当該雨水貯留浸透施設が指定都市等の区域内にある場合にあっては、当該指定都市等。次項及び第八項において同じ。）」を削る。

第二十四条第一項中「定める」の下に「基準を参酌して都道府県（当該保全調整池が指定都市等の区域内にある場合にあっては、当該指定都市等。次項において準用する第十七条第六項から第八項までにおいて同じ。）の条例で定める」を加え、同条第二項中「、同条第六項中「当該雨水貯留浸透施設」とあるのは「当該保全調整池」と」を削る。

（景観法の一部改正）

第百五十八条　景観法（平成十六年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十九条」を「第百条」に、「第百条―第百七条」を「第百一条―第百八条」に改める。

第七条の見出しを「（定義）」に改め、同条第一項中「この項」の下に「及び第九十八条第一項」を加え、「都道府県に代わって」を「第九十八条第一項の規定により」に、「を処理することにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議し、その同意を得た」を「（同条において「景観行政事務」という。）を処理する」に改め、同条第七項を削る。

第八条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、同条第十項中「第二項第五号ホ」を「第二項第四号ホ」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第二項第五号二」を「第二項第四号二」に、「、第二号及び第五号二」を「及び第四号二」に、「同項第六号に掲げる事項のうち農林水産省令で定める事項に係る部分」を「第三項に規定する事項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第二項第五号ロ」を「第二項第四号ロ」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「前項第三号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項各号に掲げるもののほか、景観計画においては、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針を定めるよう努めるものとする。

第九条第四項中「前条第二項第五号ロ」を「前条第二項第四号ロ」に改め、同条第五項中「前条第二項第五号ホ」を「前条第二項第四号ホ」に改める。

第十条第一項及び第二項中「第八条第二項第五号ロ」を「第八条第二項第四号ロ」に改める。

第十六条第七項第四号中「第八条第二項第五号ロ」を「第八条第二項第四号ロ」に改め、同項第五号中「第八条第二項第五号ハ(1)」を「第八条第二項第四号ハ(1)」に改め、同項第七号中「第八条第二項第五号ホ」を「第八条第二項第四号ホ」に改め、同項第九号中「すべて」を「全て」に改め、同項第十号中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に、「第三十二条第二項第二号」を「第三十二条第二項第一号」に、「第三十二条第二項第三号」を「第三十二条第二項第二号」に、「第三十一条第二項第四号」を「第三十一条第二項第一号」に、「第九条第二項第二号」を「第九条第二項第一号」に改める。

第十八条第一項中「第百二条第四号」を「第百三条第四号」に改める。

第四十七条中「第八条第二項第五号ロ」を「第八条第二項第四号ロ」に改める。

第四十九条中「第八条第二項第五号ハ(1)」を「第八条第二項第四号ハ(1)」に、「同条第二項第五号ハ(1)」を「同条第二項第四号ハ(1)」に改める。

第五十条中「第八条第二項第五号ハ(2)」を「第八条第二項第四号ハ(2)」に改める。

第五十一条第一項中「第八条第二項第五号ハ(3)」を「第八条第二項第四号ハ(3)」に改め、同条第二項中「第八条第二項第五号ハ(3)」を「第八条第二項第四号ハ(3)」に、「同条第二項第五号ハ(3)」を「同条第二項第四号ハ(3)」に改める。

第五十二条第一項中「第八条第二項第五号ハ(4)」を「第八条第二項第四号ハ(4)」に、「同条第二項第五号ハ(4)」を「同条第二項第四号ハ(4)」に改め、同条第二項中「第八条第二項第五号ハ(4)」を「第八条第二項第四号ハ(4)」に改める。

第五十三条中「第八条第二項第五号ハ(5)」を「第八条第二項第四号ハ(5)」に、「同条第二項第五号ハ(5)」を「同条第二項第四号ハ(5)」に改める。

第五十四条中「第八条第二項第五号ハ(6)」を「第八条第二項第四号ハ(6)」に、「同条第二項第五号ハ(6)」を「同条第二項第四号ハ(6)」に改める。

第五十五条第一項中「第八条第二項第五号二」を「第八条第二項第四号二」に改める。

第五十七条第一項中「又は都道府県知事」を削り、「、農地法」を「、同法」に改める。

第六十条中「第八条第二項第五号ホ」を「第八条第二項第四号ホ」に、「同条第二項第五号ホ」を「同条第二項第四号ホ」に改める。

第六十三条第四項中「第百一条第三号」を「第百二条第三号」に改める。

第七十四条第四項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、町村にあっては、都道府県知事の同意を得なければならない。

第八十三条第二項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改める。

第百七条を第百八条とし、第百条から第百六条までを一条ずつ繰り下げ、第六章中第九十九条を第百条とし、第九十八条を第九十九条とし、第九十七条の次に次の一条を加える。

（市町村による景観行政事務の処理）

第九十八条　指定都市又は中核市以外の市町村は、当該市町村の区域内において、都道府県に代わって景観行政事務を処理することができる。

2　前項の規定により景観行政事務を処理しようとする市町村の長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。

3　その長が前項の規定による協議をした市町村は、景観行政事務の処理を開始する日の三十日前までに、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（都市鉄道等利便増進法の一部改正）

第百五十九条　都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、第九号及び第十号を削り、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「得た交通結節機能高度化構想」の下に「（次条第一項及び第十四条第一項において「同意交通結節機能高度化構想」という。）のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「交通結節機能高度化構想」の下に「のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項各号に掲げるもののほか、交通結節機能高度化構想には、次に掲げる事項の概要を記載するよう努めるものとする。

一　交通結節施設の整備に要すると見込まれる期間

二　交通結節機能の高度化と一体となってその効果を十分に発揮させるための事業があるときは、その内容

第十三条第一項中「前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により同意を得た交通結節機能高度化構想（次条第一項において「同意交通結節機能高度化構想」という。）」を「同意交通結節機能高度化構想（同意交通結節機能高度化構想の変更があったときは、その変更後のもの。次条第一項において同じ。）」に改める。

第十四条第二項第十一号を削る。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第百六十条　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「、次に」を「、第一号から第三号までに」に改め、「記載する」の下に「ものとするとともに、第四号に掲げる事項を記載するよう努める」を加え、同項第一号を削り、同項第二号中「前号の目標を達成する」を「地域における住宅に対する多様な需要に対応する」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する方針

第六条第二項第五号を削り、同条第三項中「前項第二号及び第三号」を「前項第一号及び第二号」に改め、同条第五項中「市町村（」を削り、「（以下「指定都市等」という。）を除く。第八項を除き、以下同じ。」を「以外の市町村（特定優良賃貸住宅に係る場合にあっては、町村」に、「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改め、同条第六項中「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改め、同条第七項中「第二項第二号」を「第二項第一号」に、「同項第三号」を「同項第二号」に改め、同条第八項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

第十一条の見出し中「市町村長」を「町村長」に改め、同条中「市町村」を「町村」に改める。

第十三条第一項中「指定都市等」を「市」に改める。

（住生活基本法の一部改正）

第百六十一条　住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「講ずる」を「講ずるよう努める」に改め、同条第七項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正）

第百六十二条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「主務省令」を「条例（国道（道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）にあっては、主務省令）」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。

第十二条第一項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市にあっては、それぞれ」を「市の区域内にあっては、当該市」に改める。

第十三条第一項中「主務省令」を「条例（国の設置に係る都市公園にあっては、主務省令）」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。

第二十五条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十二項中「第六項」を「第七項」

に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「（道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）」を削り、「から第三項まで」を「から第四項まで」に、「又は同条第三項」を「、同条第三項の町村又は同条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第三号及び第四号」を「第二項第二号及び第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項各号に掲げるもののほか、基本構想には、重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努めるものとする。

第二十七条第二項中「公表しなければ」を「当該提案をした者に通知しなければ」に改める。

第三十一条第六項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

第三十二条第一項中「第二十五条第四項」を「第二十五条第五項」に改め、同条第三項中「の認可を受けなければ」を「に協議し、その同意を得なければ」に改める。

第三十四条第五項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

第三十六条第二項中「基準」の下に「を参酌して都道府県の条例で定める基準」を加え、同条第五項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

第三十九条第一項中「第二十五条第二項第五号」を「第二十五条第二項第四号」に、「すべて」を「全て」に改める。

第四十三条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第四十五条第四項、第四十六条及び第四十七条中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項」に改める。

第五十条第三項中「及び第三項」を削り、同条第四項中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項」に改める。

第五十四条第二項中「第二十五条第十項及び第十一項」を「第二十五条第十一項及び第十二項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

第五十六条中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部改正）

第百六十三条　広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改める。

第五条第二項第一号を削り、同項第二号中「前号の目標を達成する」を「広域的地域活性化の」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第一号の目標を達成する」を「広域的地域活性化の」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を削り、同条第十項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第二項第四号」を「第二項第三号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項第三号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　前項各号に掲げるもののほか、広域的地域活性化基盤整備計画には、広域的地域活性化のための基盤整備に関する方針を定めるよう努めるものとする。

第八条第一項第一号中「第五条第二項第二号」を「第五条第二項第一号」に改める。

第十九条第一項及び第二項中「第五条第二項第三号及び第四号」を「第五条第二項第二号及び第三号」に改める。

（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正）

第百六十四条　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項及び第十六条第一項中「、遅滞なく」を削り、「その」を「おおむねその」に、「明らかにした」を「定めた」に、「ものとする」を「ことができる」に改める。

（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の一部改正）

第百六十五条　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第六項中「講ずる」を「講ずるよう努める」に改め、同条第十一項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

第九条第三項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

第二十四条第一項中「この条」の下に「及び第二十九条」を加える。

第二十六条第一項中「、遅滞なく」を削り、「その位置」を「おおむねその位置」に、「明らかにした」を「定めた」に、「ものとする」を「ことができる」に改める。

第二十九条の見出し中「市町村長」を「町村長」に改め、同条第一項中「認定市町村（指定都市及び中核市であるものを除く。次項において同じ。）」を「認定町村」に改め、同条第二項中「認定市町村」を「認定町村」に、「第四条第二項第三号ロ(2)」を「第四条第二項第四号ロ」に、「掲げる事項」を「同号ロから二までに掲げる事項」に、「都道府県」を「都道府県等」に、「第七条第一項」を「第二十四条第一項」に、「市町村又は第六十八条第一項」を「町村又は第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構（第六十九条第一号ハに掲げる業務を行うものに限る。以下この条及び次条において単に「緑地管理機構」という。）を、市長にあつては当該土地の買入れを希望する都道府県又は緑地管理機構を、」に、「第六十八条第一項」を「第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構（第六十九条第一号ハに掲げる業務を行うものに限る。以下この条及び次条において単に「緑地管理機構」とい

う。）を」に、「市町村又は前項」を「都道府県、町村又は緑地管理機構」に、「「前項」を「「緑地管理機構」に、「市町村が」を「都道府県又は町村が」に改める。

第三十一条第二項中「次に掲げる事項を都市計画に定める」を「都市計画に、第一号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第二号から第四号までに掲げる事項を定めるよう努める」に改め、第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、同項に次の三号を加える。

二　当該歴史的風致維持向上地区計画の目標

三　当該区域の土地利用に関する基本方針

四　当該区域の整備及び保全に関する方針

第三十一条第三項中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同条第四項中「のうち、歴史的風致維持向上地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする」を「を定めることができる」に改める。

第八章　環境省関係

（温泉法の一部改正）

第百六十六条　温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第十二条第二項を削る。

第三十二条及び第三十三条中「第十二条第一項」を「第十二条」に改める。

第三十四条第二項を削る。

第三十五条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十六条第一項中「第三十四条第一項」を「第三十四条」に、「ゆう出させる」を「湧出させる」に改める。

第三十九条第二号中「第十二条第一項」を「第十二条」に改める。

第四十一条第七号中「若しくは第二項」を削る。

（自然公園法の一部改正）

第百六十七条　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「協議し、その同意を得て」を「協議して」に改め、同条第四項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に改め、「記載した」の下に「協議書又は」を加え、同条第五項中「前項の」の下に「協議書又は」を加え、同条第六項中「同意を得た」を「協議をした」に、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同条第七項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に改め、「記載した」の下に「協議書又は」を加え、同条第八項中「前項の」の下に「協議書又は」を加える。

第十二条第一項中「協議し、その同意を得た」を「協議した」に改める。

第十四条第一項中「第十条第二項の同意又は同条第三項」を「第十条第三項」に改め、同条第二項中「第十条第二項の同意又は同条第三項」を「第十条第三項」に、「当該同意又は」を「当該」に改める。

第十六条第二項中「協議し、その同意を得て」を「協議して」に改め、同条第四項中「並びに第十四条第一項及び第二項」を削り、「同意及び」を「協議及び」に、「同意を得た」を「協議をした」に改め、「受けた者について」の下に「、第十四条第一項及び第二項の規定は前項の認可について」を加える。

第二十条第五項、第二十一条第五項、第二十二条第五項及び第六十八条第二項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改める。

（大気汚染防止法の一部改正）

第百六十八条　大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の三第四項中「公告しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

（騒音規制法の一部改正）

第百六十九条　騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「都道府県知事」の下に「（市の区域内の地域については、市長。第三項（次条第三項において準用する場合を含む。）及び同条第一項において同じ。）」を加え、同条第二項中「関係市町村長」を「関係町村長」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第四条第二項中「市町村」を「町村」に、「かえて」を「代えて」に改める。

第十八条第一項中「都道府県知事」の下に「（市の区域に係る自動車騒音の状況については、市長。次項において同じ。）」を加える。

第十九条中「区域」の下に「（町村の区域に限る。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　市長は、当該市の区域に係る自動車騒音の状況を公表するものとする。

第十九条の二第二号中「都道府県知事」の下に「、市長」を加え、「市町村（特別区を含む。）」を「町村」に改める。

第二十二条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

第二十五条の見出し中「市町村」を「町村」に改め、同条中「市町村（特別区を含む。）」を「町村」に改める。

第二十六条中「都道府県」の下に「又は市」を加える。

（公害防止事業費事業者負担法の一部改正）

第百七十条　公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第五号を削り、同条第五項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正）

第百七十一条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の五第二項第五号を削り、同条第四項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

第六条第二項第六号を削り、同条第五項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

第二十一条第三項中「資格」の下に「（市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者にあつては、環境省令で定める基準を参酌して当該市町村の条例で定める資格）」を加える。

（水質汚濁防止法の一部改正）

第百七十二条　水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第五項中「公告しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

第十四条の九第二項第三号及び第四号を削り、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3　生活排水対策推進計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、生活排水対策に係る啓発に関する事項を定めるよう努めるものとする。

第二十八条第一項中「第十四条の九第五項」を「第十四条の九第六項」に改める。

（農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の一部改正）

第百七十三条　農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第四号を削る。

（悪臭防止法の一部改正）

第百七十四条　悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十三条」に、「第二十五条―第三十一条」を「第二十四条―第三十条」に改める。

第三条中「都道府県知事」の下に「（市の区域内の地域については、市長。次条及び第六条において同じ。）」を加える。

第五条第一項中「市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」を「町村長」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第二項中「規定する市町村長」を「規定する町村長」に改め、「管轄する市町村長」の下に「（特別区の区長を含む。次項において同じ。）」を加え、「きく」を「聴く」に改め、同条に次の一項を加える。

3　市長は、規制地域の指定をし、及び規制基準を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、当該規制地域の周辺地域を管轄する市町村長の意見を聴くものとする。これらを変更し、規制地域の指定を解除し、又は規制基準を廃止しようとするときも、同様とする。

第九条中「関係都道府県知事」の下に「若しくは関係市長」を加える。

第二十一条第一項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

第二十三条を削り、第二十四条を第二十三条とし、第五章中第二十五条を第二十四条とし、第二十六条から第三十条までを一条ずつ繰り上げる。

第三十一条中「第二十五条、第二十八条又は第二十九条」を「第二十四条、第二十七条又は第二十八条」に改め、同条を第三十条とする。

（自然環境保全法の一部改正）

第百七十五条　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「協議し、その同意を得て」を「協議して」に改める。

第二十一条第一項中「国の機関にあつては環境大臣に協議し、地方公共団体にあつては環境大臣に協議しその同意を得なければ」を「環境大臣に協議しなければ」に改める。

第二十四条第二項中「協議し、その同意を得て」を「協議して」に改める。

（動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正）

第百七十六条　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削り、同条第四項中「公表しなければ」を「公表するように努めなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　動物愛護管理推進計画には、前項各号に掲げる事項のほか、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項を定めるように努めるものとする。

（瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正）

第百七十七条　瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同条第三項中「同意をしようとする」を「協議を受けた」に改め、同条第四項中「関係市町村に送付するとともに、公表しなければ」を「公表するよう努めるとともに、関係市町村に送付しなければ」に改める。

第十二条の四第二項中「その他必要な事項」を削る。

（振動規制法の一部改正）

第百七十八条　振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十三条」に、「第二十五条―第二十九条」を「第二十四条―第二十八条」に改める。

第三条第一項中「都道府県知事」の下に「（市の区域内の地域については、市長。第三項（次条第三項において準用する場合を含む。）及び同条第一項において同じ。）」を加え、同条第二項中「関係市町村長」を「関係町村長」に改める。

第四条第二項中「市町村」を「町村」に改める。

第二十条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、「又は道路交通振動」を「若しくは道路交通振動」に改める。

第二十三条を削り、第二十四条を第二十三条とし、第六章中第二十五条を第二十四条とし、第二十六条から第二十九条までを一条ずつ繰り上げる。

（湖沼水質保全特別措置法の一部改正）

第百七十九条　湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五号を削り、同条第五項中「に協議するとともに、」を「及び」に、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同条第六項中「同意をしようとする」を「協議を受けた」に、「議を経なければ」を「意見を聴かなければ」に改め、同条第七項中「関係市町村長に送付するとともに、公表しなければ」を「公表するよう努めるとともに、関係市町村長に送付しなければ」に改める。

第二十三条第二項中「における」の下に「汚濁負荷量の総量の」を加え、「、目標達成の方途その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項」を「及び目標達成の方途」に改め、「におい

て、」の下に「当該」を加える。

第二十六条第二項第三号及び第四号を削り、同条に次の一項を加える。

3　流出水対策推進計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、流出水対策に係る啓発に関する事項を定めるよう努めるものとする。

（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部改正）

第百八十条　自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第四号及び第十八条第二項第四号を削る。

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部改正）

第百八十一条　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二項中「国の機関にあっては環境大臣に協議し、地方公共団体にあっては環境大臣に協議しその同意を得なければ」を「環境大臣に協議しなければ」に改める。

（環境基本法の一部改正）

第百八十二条　環境基本法（平成五年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるものにあっては政府が、それ以外の地域又は水域にあってはその地域又は水域が属する都道府県の知事が、それぞれ」を「次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が」に改め、同項に次の各号を加える。

一　二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるもの　政府

二　前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域　次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ　騒音に係る基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）の類型を当てはめる地域であって市に属するもの　その地域が属する市の長

ロ　イに掲げる地域以外の地域又は水域　その地域又は水域が属する都道府県の知事

第十七条第一項中「環境大臣」を「都道府県知事」に、「関係都道府県知事に対し、その地域において実施されるべき」を「環境基本計画を基本として、当該地域において実施する」に改め、「基本方針を示して、その施策に係る」を削り、「の策定を指示するものとする」を「を作成することができる」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

第四十条の二中「都道府県」の下に「又は市」を加える。

第四十五条第二項第一号を削り、同項第二号中「前号に掲げるもののほか、」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

（特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法の一部改正）

第百八十三条　特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第六号を削り、同条第十項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部改正）

第百八十四条　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第七号を削り、同条第四項中「都道府県知事に提出するとともに、公表しなければ」を「公表するよう努めるとともに、都道府県知事に提出しなければ」に改める。

第九条第二項第四号中「、当該都道府県」を「並びに当該都道府県」に改め、「その他の分別収集の促進」を削り、同条第五項中「環境大臣に提出するとともに、公表しなければ」を「公表するよう努めるとともに、環境大臣に提出しなければ」に改める。

（ダイオキシン類対策特別措置法の一部改正）

第百八十五条　ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「を開き、指定地域の住民の意見を聴かなければ」を「の開催その他の指定地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条第四項中「公告しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

第三十一条第三項中「を開き、対策地域の住民の意見を聴かなければ」を「の開催その他の対策地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければ」に改める。

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部改正）

第百八十六条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第三号を削り、同条第三項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正）

第百八十七条　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を削り、同条第四項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　鳥獣保護事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

第七条第二項第七号を削り、同条第七項中「第四条第三項及び第四項」を「第四条第四項及び第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「公聴会を開いて」を削り、同

項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　特定鳥獣保護管理計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、特定鳥獣の保護管理のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

第九条第十四項中「が環境大臣に協議をしたとき」及び「その同意を得」を削る。

第十二条第六項中「第四条第三項及び第七条第四項」を「第四条第四項及び第七条第五項」に改める。

第十四条第四項中「第四条第三項、第七条第四項」を「第四条第四項、第七条第五項」に改める。

第十五条第十三項中「、環境省令で定めるところにより」を削り、同条に次の一項を加える。

14　前項の標識に関し必要な事項は、環境省令で定める。ただし、都道府県知事が設置する標識の寸法は、この項本文の環境省令の定めるところを参酌して、都道府県の条例で定める。

第二十八条第四項中「十四日」の下に「（都道府県知事にあっては、その定めるおおむね十四日の期間）」を加え、同条第六項中「公聴会を開催する」を「環境大臣にあっては公聴会を開催するものとし、都道府県知事にあっては公聴会の開催その他の必要な措置を講ずる」に改め、同条第九項中「及び第十三項」を「、第十三項及び第十四項」に、「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める。

第二十八条の二第三項中「環境大臣に協議し、その同意を得て」を「次に掲げる場合にあっては環境大臣に協議してその同意を得、それ以外の場合にあっては環境大臣に協議して」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該保全事業として希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。

二　当該保全事業として第九条第一項第三号の環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。

第二十八条の二第四項中「都道府県知事に協議し、その同意を得て」を「前項各号に掲げる場合に該当する場合にあっては都道府県知事に協議してその同意を得、それ以外の場合にあっては都道府県知事に協議して」に改め、同条第五項中「行い、」を「行う場合において第三項各号に掲げる場合に該当するとき」に改め、「において、次に掲げるとき」を削り、同項各号を削る。

第二十九条第四項中「第四条第三項」を「第四条第四項」に、「及び第十三項」を「、第十三項及び第十四項」に改める。

第三十四条第五項中「、環境省令で定めるところにより」を削り、同条に次の二項を加える。

6　前項の標識に関し必要な事項（当該標識の寸法を除く。）は、環境省令で定める。

7　第五項の標識の寸法は、環境省令で定める基準を参酌して、都道府県の条例で定める。

第三十五条第十二項中「から第五項まで」を「から第七項まで」に改め、「第三十五条第十二項において」の下に「読み替えて」を加える。

（特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部改正）

第百八十八条　特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第六項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

（エコツーリズム推進法の一部改正）

第百八十九条　エコツーリズム推進法（平成十九年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「即して、」の下に「おおむね」を加え、同条第四項中「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。）、第十二条、第十四条（地方自治法別表第一公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の項及び道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の項の改正規定に限る。）、第十六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定を除く。）、第五十九条、第六十五条（農地法第五十七条の改正規定に限る。）、第七十六条、第七十九条（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規定に限る。）、第九十八条（公営住宅法第六条、第七条及び附則第二項の改正規定を除く。）、第九十九条（道路法第十七条、第十八条、第二十四条、第二十七条、第四十八条の四から第四十八条の七まで及び第九十七条の改正規定に限る。）、第百二条（道路整備特別措置法第三条、第四条、第八条、第十条、第十二条、第十四条及び第十七条の改正規定に限る。）、第百四条、第百十条（共同溝の整備等に関する特別措置法第二十六条の改正規定に限る。）、第百十四条、第百二十一条（都市再開発法第百三十三条の改正規定に限る。）、第百二十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定に限る。）、第百三十一条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百条の改正規定に限る。）、第百三十三条、第百四十一条、第百四十七条（電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七条の改正規定に限る。）、第百四十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十三条、第二百七十七条、第二百九十一条、第二百九十三条から第二百九十五条まで及び第二百九十八条の改正規定に限る。）、第百五十三条、第百五十五条（都市再生特別措置法第四十六条、第四十六条の二及び第五十一条第一項の改正規定に限る。）、第百五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第百二条の改正規定に限る。）、第百五十九条、第百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第二項及び第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分に

限る。）並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。）、第百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定（同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。）並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。）、第百六十三条、第百六十六条、第百六十七条、第百七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の五第二項第五号の改正規定に限る。）、第百七十五条及び第百八十六条（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七条第二項第三号の改正規定に限る。）の規定並びに附則第三十三条、第五十条、第七十二条第四項、第七十三条、第八十七条（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定に限る。）、第九十一条（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条、第三十四条の三第二項第五号及び第六十四条の改正規定に限る。）、第九十二条（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十五条の改正規定を除く。）、第九十三条、第九十五条、第百十一条、第百十三条、第百十五条及び第百十八条の規定　公布の日から起算して三月を経過した日

二　第二条、第七条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二条（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第百一条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第百二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第百三条、第百五条（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第百七条、第百八条、第百十五条（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第百十六条（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第百十八条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第百二十条（都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）、第百二十一条（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第百三十九条の三、第百四十一条の二及び第百四十二条の改正規定に限る。）、第百二十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。）、第百二十八条（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第百三十一条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第百四条及び第百九条の二の改正規定に限る。）、第百四十二条（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。）、第百四十五条、第百四十六条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第百四十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第百九十一条、第百九十二条、第百九十七条、第二百三十三条、第二百四十一条、第二百八十三条、第三百十一条及び第三百十八条の改正規定に限る。）、第百五十五条（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。）、第百五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第百二条の改正規定を除く。）、第百五十七条、第百五十八条（景観法第五十七条の改正規定に限る。）、第百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。）、第百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第

百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第百六十九条、第百七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。）、第百七十四条、第百七十八条、第百八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第百八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第九十六条、第百一条、第百二条、第百五条から第百七条まで、第百十二条、第百十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第百十九条並びに第百二十三条第二項の規定　平成二十四年四月一日

三　第十四条（地方自治法別表第一社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の項及び薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）の項の改正規定に限る。）、第二十二条（児童福祉法第二十一条の十の二の改正規定に限る。）、第三十四条（社会福祉法第三十条及び第五十六条並びに別表の改正規定に限る。）、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定に限る。）、第四十条及び第四十二条の規定並びに附則第二十五条第二項及び第三項、第二十七条第四項及び第五項、第二十八条、第二十九条並びに第八十八条の規定　平成二十五年四月一日

四　第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定に限る。）の規定及び附則第百十六条の規定　障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

五　附則第百二十条の規定　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第　　号）の公布の日又はこの法律の公布の日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日

六　第十四条（地方自治法別表第一地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の項の改正規定に限る。）、第十五条及び第十六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十四条、第八十五条、第八十六条、第十四条、第九十九条（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）附則第一条第二項ただし書の改正規定（「許可を得たもの」の下に「（発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされたもののうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）」を加える部分に限る。）及び第百二十三条第一項の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（地域雇用開発促進法の一部改正に伴う調整規定）

第二条　この法律の施行の日が独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第　　号）の施行の日前である場合には、第四十六条のうち地域雇用開発促進法第七条の改正規定中「第七条」とあるのは、「第七条第一項」とする。

（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第三条　この法律の施行の日が地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）の施行の日前である場合には、同法附則第三十九条のうち特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第四条第五項の改正規定中「第四条第五項」とあるのは、「第四条第七項」とする。

（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第四条　この法律の施行の日が地方自治法の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、同法附則第四十九条のうち農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第五条第九項の改正規定中「第五条第九項」とあるのは、「第五条第十項」とする。

（道路法の一部改正に伴う調整規定）

第五条　この法律の施行の日が地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前である場合には、第九十九条のうち道路法第三十条の改正規定中「第三十条第二項を削り、同条第三項中「第一項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第二項とし」とあるのは、「第三十条第三項を削り」とする。

2　前項の場合において、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第三十三条のうち道路法第三十条の改正規定中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十条第二項を削り、同条第三項中「前項」を「前項第十二号」に、「当つて」を「当たつて」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）は、政令で定める。

第三十条第四項を次のように改める。

4　前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

第三十条第二項及び第三項を次のように改める。

2　都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（前項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）は、政令で定める。

3　前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

3　第一項の場合において、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第十五条第一項中「第三十条第四項」とあるのは、「第三十条第三項」とする。

（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第六条　この法律の施行の日が地方自治法の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、同法附則第三十八条のうち地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第六条第五項の改正規定中「第六条第五項」とあるのは、「第六条第六項」とする。

（中心市街地の活性化に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第七条　この法律の施行の日が地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前である場合には、第百五十二条のうち中心市街地の活性化に関する法律第九条第六項の改正規定中「第九条第六項」とあるのは、「第九条第五項」とする。

（都市再生特別措置法の一部改正に伴う調整規定）

第八条　この法律の施行の日が都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における都市再生特別措置法第二十九条第一項第一号の規定の適用については、同号中「同条第五項第二号」とあるのは、「同条第五項第一号」とする。

2　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が都市再生特別措置法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する日前である場合には、第百五十五条のうち、都市再生特別措置法第四十六条の改正規定中「第二項第三号イ若しくはへ」を「第二項第二号イ若しくはへ」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改め、同条第十二項及び第十三項中「第二項第五号」を「第二項第四号」に改め、同条中第十四項を削り、第十五項を第十四項とし、第十六項を第十五項とし、第十七項を第十六項」とあるのは「第二項第五号」を「第二項第四号」に改め、同条中第十一項を削り、第十二項を第十一項とし、第十三項を第十二項とし、第十四項を第十三項」と、同法第五十一条第一項の改正規定中「第四十六条第十六項後段（同条第十七項」を「第四十六条第十五項後段（同条第十六項」とあるのは「第四十六条第十三項後段（同条第十四項」を「第四十六条第十二項後段（同条第十三項」とする。

3　前項の場合において、都市再生特別措置法の一部を改正する法律のうち、都市再生特別措置法第四十六条の改正規定中「第十四項を第十七項とし、第十一項から第十三項までを三項ずつ繰り下げ」とあるのは「第十三項を第十六項とし、第十二項を第十五項とし、第十一項を第十四項とし」と、「第二項第五号」とあるのは「第二項第四号」と、「第二項第三号イ若しくはへ」とあるのは「第二項第二号イ若しくはへ」と、「同項第四号」とあるのは「同項第三号」と、同法第五十一条第一項の改正規定中「第四十六条第十三項後段（同条第十四項」を「第四十六条第十六項後段（同条第十七項」とあるのは「第四十六条第十二項後段（同条第十三項」を「第四十六条第十五項後段（同条第十六項」とする。

（マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第九条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日が高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）の施行の日前である場合には、第百五十六条のうちマンションの建替えの円滑化等に関する法律第百二十条第一項の改正規定中「第百二十条第一項」とあるのは、「第百二十条第一項第一号」とする。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部改正に伴う調整規定）

第十条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日が高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項及び第十一条の規定の適用については、同法第六条第五項中「町村」とあるのは「町村。第十一条において同じ。」と、同法第十一条の見出し中「町村長」とあるのは「市町村長」と、同条中「町村が」とあるのは「指定都市及び中核市以外の市町村が」と、「当該町村」とあるのは「当該市町村」とする。

（災害対策基本法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の災害対策基本法（次項において「旧災害対策基本法」という。）第十六条第四項の規定によりされている協議の申出は、第一条の規定による改正後の災害対策基本法（次項において「新災害対策基本法」という。）第十六条第四項の規定によりされた報告とみなす。

2　この法律の施行の際現に旧災害対策基本法第四十二条第三項（旧災害対策基本法第四十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりされている協議の申出は、新災害対策基本法第四十二条第三項（新災害対策基本法第四十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりされた報告とみなす。

（活動火山対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　この法律の施行の際現に第四条の規定による改正前の活動火山対策特別措置法第八条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定によりされている協議の申出は、第四条の規定による改正後の活動火山対策特別措置法第八条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定によりされた報告とみなす。

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　第十四条の規定（地方自治法第二百六十条の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行前に第十四条の規定による改正前の地方自治法第二百六十条第一項の規定による届出が行われた同項の規定による処分については、なお従前の例による。

（地方財政法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　第十五条の規定による改正後の地方財政法の規定は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度の地方債から適用し、当該年度の前年度以前の年度の地方債については、なお従前の例による。

（児童福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　第二十二条の規定（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第二十二条の規定による改正後の児童福祉法（以下この条及び附則第百二十三条第二項において「新児童福祉法」という。）第二十一条の五の十五第二項第一号（新児童福祉法第二十四条の九第二項において準用する場合を含む。）に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、新児童福祉法第二十一条の五の十五第三項（新児童福祉法第二十四条の九第二項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県の条例で定める者とみなす。

（理容師法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　第二十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の理容師法（以下この条において「新理容師法」という。）第十七条の規定により読み替えて適用する新理容師法第九条第三号の規定に基づく保健所を設置する市（地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市をいう。以下この条において同じ。）又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県の新理容師法第十二条第四号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が新理容師法第十二条第四号の規定に基づき条例で定める措置を設置する市又は特別区が新理容師法第十七条の規定により読み替えて適用する新理容師法第十二条第四号の規定に基づき条例で定める措置とみなす。

2　第二十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新理容師法第十七条の規定により読み替えて適用する新理容師法第十二条第四号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が新理容師法第十二条第四号の規定に基づき条例で定める措置を設置する市又は特別区が新理容師法第十七条の規定により読み替えて適用する新理容師法第十二条第四号の規定に基づき条例で定める措置とみなす。

（墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　第二十四条の規定の施行前に同条の規定による改正前の墓地、埋葬等に関する法律（以下この条において「旧墓地、埋葬等に関する法律」という。）の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又は第二十四条の規定の施行の際現に旧墓地、埋葬等に関する法律の規定によりされている許可の申請（以下この項において「申請の行為」という。）で、同条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における同条の規定による改正後の墓地、埋葬等に関する法律（以下この条において「新墓地、埋葬等に関する法律」という。）の適用については、新墓地、埋葬等に関する法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請の行為とみなす。

2　第二十四条の規定の施行前に旧墓地、埋葬等に関する法律の規定により地方公共団体の機関に対し報告をしなければならない事項で、同条の規定の施行の日前にその報告がされていないものについては、これを、新墓地、埋葬等に関する法律の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して報告をしなければならない事項についてその報告がされていないものとみなして、新墓地、埋葬等に関する法律の規定を適用する。

（興行場法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　第二十五条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の興行場法（以下この条において「新興行場法」という。）第二条第二項の規定に基づく保健所を設置する市（地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市をいう。以下この条において同じ。）又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が新興行場法第二条第二項の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

2　第二十五条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新興行場法第三

条第二項の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同項の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

（旅館業法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　第二十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の旅館業法（以下この条において「新旅館業法」という。）第三条第三項第三号の規定に基づく保健所を設置する市（地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市をいう。以下この条において同じ。）又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める施設は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める施設とみなす。

2　第二十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新旅館業法第四条第二項の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同項の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

3　第二十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新旅館業法第五条第三号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める事由は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める事由とみなす。

（公衆浴場法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　第二十七条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の公衆浴場法（以下この条において「新公衆浴場法」という。）第二条第三項の規定に基づく保健所を設置する市（地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市をいう。以下この条において同じ。）又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が新公衆浴場法第二条第三項の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

2　第二十七条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新公衆浴場法第三条第二項の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同項の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

（医療法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　第二十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の医療法（以下この条及び附則第百二十三条第二項において「新医療法」という。）第七条の二第四項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、新医療法第三十条の四第五項の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例とみなす。

2　第二十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新医療法第七条の二第五項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同項の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例とみなす。

3　第二十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新医療法第十八条に規定する都道府県、保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、同条の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県、保健所を設置する市又は特別区の条例で定める基準とみなす。

4　第二十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新医療法第二十一条第一項及び第二項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　第三十一条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の生活保護法（附則第百二十三条第二項において「新生活保護法」という。）第三十九条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

（クリーニング業法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　第三十二条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後のクリーニング業法第三条第三項第六号の規定に基づく保健所を設置する市（地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市をいう。以下この条において同じ。）又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

（毒物及び劇物取締法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　第三十三条の規定の施行前に同条の規定による改正前の毒物及び劇物取締法（以下この条において「旧毒物及び劇物取締法」という。）の規定によりされた命令その他の行為又は第三十三条の規定の施行の際現に旧毒物及び劇物取締法の規定によりされている届出で、同条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における同条の規定による改正後の毒物及び劇物取締法（以下この条において「新毒物及び劇物取締法」という。）の適用については、新毒物及び劇物取締法の相当規定によりされた命令その他の行為又は届出とみなす。

2　第三十三条の規定の施行前に旧毒物及び劇物取締法の規定により都道府県知事に対し届出その他の手続をしなければならない事項で、同条の規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新毒物及び劇物取締法の相当規定により地域保健法第五条第一項の

規定に基づく政令で定める市の市長又は特別区の区長に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新毒物及び劇物取締法の規定を適用する。

（社会福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条　第三十四条の規定（社会福祉法第六十五条の改正規定に限る。以下この項において同じ。）の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第三十四条の規定による改正後の社会福祉法（附則第百二十三条第二項において「新社会福祉法」という。）第六十五条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

2　第三十四条の規定（社会福祉法第三十条の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行前に第三十四条の規定による改正前の社会福祉法（以下この条において「旧社会福祉法」という。）の規定によりされた認可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又は第三十四条の規定の施行の際現に旧社会福祉法の規定によりされている認可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、第三十四条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における第三十四条の規定による改正後の社会福祉法（以下この条において「新社会福祉法」という。）の適用については、新社会福祉法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

3　第三十四条の規定の施行前に旧社会福祉法の規定により所轄庁に対し届出等その他の手続をしなければならない事項で、第三十四条の規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新社会福祉法の相当規定により所轄庁に対して届出等その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新社会福祉法の規定を適用する。

（美容師法の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条　第三十七条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の美容師法（以下この条において「新美容師法」という。）第二十条の規定により読み替えて適用する新美容師法第八条第三号の規定に基づく保健所を設置する市（地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市をいう。以下この条において同じ。）又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が新美容師法第八条第三号の規定に基づき条例で定める措置は、当該保健所を設置する市又は特別区が新美容師法第二十条の規定により読み替えて適用する新美容師法第八条第三号の規定に基づき条例で定める措置とみなす。

2　第三十七条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新美容師法第二十条の規定により読み替えて適用する新美容師法第十三条第四号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が新美容師法第十三条第四号の規定に基づき条例で定める措置は、当該保健所を設置する市又は特別区が新美容師法第二十条の規定により読み替えて適用する新美容師法第十三条第四号の規定に基づき条例で定める措置とみなす。

（水道法の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条　第三十八条の規定（水道法第十二条及び第十九条の改正規定に限る。以下この項から第三項までにおいて同じ。）の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第三十八条の規定による改正後の水道法（以下この項から第三項までにおいて「新水道法」という。）第十二条第一項（新水道法第三十一条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する地方公共団体の条例が制定施行されるまでの間における当該地方公共団体である水道事業者又は水道用水供給事業者に対する新水道法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「水道の布設工事（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。）」とあるのは、「水道の布設工事」とする。

2　第三十八条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新水道法第十二条第二項（新水道法第三十一条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する地方公共団体の条例が制定施行されるまでの間は、新水道法第十二条第二項に規定する政令で定める資格とみなす。

3　第三十八条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新水道法第十九条第三項（新水道法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する地方公共団体の条例が制定施行されるまでの間は、新水道法第十九条第三項に規定する政令で定める資格は、当該地方公共団体の条例で定める資格とみなす。

4　第三十八条の規定（水道法第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行前に第三十八条の規定による改正前の水道法（以下この条において「旧水道法」という。）の規定によりされた確認等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又は第三十八条の規定の施行の際現に旧水道法の規定によりされている確認の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、第三十八条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における第三十八条の規定による改正後の水道法（以下この条において「新水道法」という。）の適用については、新水道法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

5　第三十八条の規定の施行前に旧水道法の規定により都道府県知事に対し報告をしなければならない事項で、第三十八条の規定の施行の日前にその報告がされていないものについては、これを、新水道法の相当規定により市長に対して報告をしなければならない事項についてその報告がされていないものとみなして、新水道法の規定を適用する。

（薬事法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条　第四十条の規定の施行前に同条の規定による改正前の薬事法（以下この条において「旧薬事法」という。）の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又は第四十条の規定の施行の際現に旧薬事法の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、同条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における同条の規定による改正後の薬事法（以下この条において「新薬事法」という。）の適用については、新薬事法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2　第四十条の規定の施行前に旧薬事法の規定により都道府県知事に対し報告その他の手続をしなければならない事項で、同条の規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新薬事法の相当規定により地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市の市長又は特別区の区長に対して報告その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新薬事法の規定を適用する。

（母子保健法の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条　第四十二条の規定の施行前にされた同条の規定による改正前の母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に係る処分は、第四十二条の規定による改正後の母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に係る処分とみなす。ただし、第四十二条の規定の施行前に行われ、又は行われるべきであった同条の規定による改正前の母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に要する費用の支弁、負担及び徴収については、なお従前の例による。

（職業能力開発促進法の一部改正に伴う経過措置）

第三十条　第四十三条の規定（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第四十三条の規定による改正後の職業能力開発促進法（以下この条において「新職業能力開発促進法」という。）第十九条第一項に規定する都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県又は市町村の条例で定める基準とみなす。

2　第四十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新職業能力開発促進法第二十三条第一項第三号に規定する都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同号に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす職業訓練は、当該都道府県又は市町村の条例で定める職業訓練とみなす。

3　第四十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県又は市町村の条例で定める者とみなす。

4　第四十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新職業能力開発促進法第三十条の二第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県の条例で定める者とみなす。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十一条　第五十一条の規定（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行前に第五十一条の規定による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この条において「旧感染症法」という。）の規定によりされた指定等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又は第五十一条の規定の施行の際現に旧感染症法の規定によりされている指定の申請及び辞退の届出（以下この項において「申請等の行為」という。）で、第五十一条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における第五十一条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この条において「新感染症法」という。）の適用については、新感染症法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2　第五十一条の規定の施行前に旧感染症法の規定により地方公共団体の機関に対し報告をしなければならない事項で、第五十一条の規定の施行の日前にその報告がされていないものについては、これを、新感染症法の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して報告をしなければならない事項についてその報告がされていないものとみなして、新感染症法の規定を適用する。

（障害者自立支援法の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条　第五十四条の規定（障害者自立支援法第三十六条から第三十八条までの改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第五十四条の規定による改正後の障害者自立支援法（以下この条及び附則第百二十三条第二項において「新障害者自立支援法」という。）第三十六条第三項第一号（新障害者自立支援法第三十七条第二項及び第三十八条第三項において準用する場合を含む。）に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、新障害者自立支援法第三十六条第四項（新障害者自立支援法第三十七条第二項及び第三十八条第三項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県の条例で定める者とみなす。

（土地改良法の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条　第五十九条の規定の施行前に同条の規定による改正前の土地改良法第九十六条の二第一項又は第九十六条の三第一項の規定により協議の申出があった土地改良事業の開始、変更又は廃止については、なお従前の例による。

（森林病害虫等防除法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条　この法律の施行の際現に第六十条の規定による改正前の森林病害虫等防除法第七条

の十第三項の規定によりされている協議の申出は、第六十条の規定による改正後の森林病害虫等防除法第七条の十第四項の規定によりされた報告とみなす。

（肥料取締法の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条　この法律の施行の際現に第六十一条の規定による改正前の肥料取締法第三十五条第二項の規定によりされている協議の申出は、第六十一条の規定による改正後の肥料取締法第三十五条第二項の規定によりされた通知とみなす。

（漁港漁場整備法の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条　この法律の施行前に第六十二条の規定による改正前の漁港漁場整備法第十七条第四項（同条第十一項並びに同法第十八条第三項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により地方公共団体又は水産業協同組合が公告した場合における公衆の縦覧に供する期間については、第六十二条の規定による改正後の漁港漁場整備法第十七条第四項（同条第十一項並びに同法第十八条第三項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（植物防疫法の一部改正に伴う経過措置）

第三十七条　この法律の施行の際現に第六十三条の規定による改正前の植物防疫法第二十四条第四項の規定によりされている協議の申出は、第六十三条の規定による改正後の植物防疫法第二十四条第四項の規定によりされた報告とみなす。

（農地法の一部改正に伴う経過措置）

第三十八条　第六十五条の規定（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。以下この条において同じ。）の施行前に第六十五条の規定による改正前の農地法第三条第一項若しくは第四項若しくは第三条の二第一項の規定又はこれらの規定に基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為は、第六十五条の規定による改正後の農地法第三条第一項若しくは第四項若しくは第三条の二第一項の規定又はこれらの規定に基づく命令の相当規定によってしたものとみなす。

（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十九条　この法律の施行前に第六十六条の規定による改正前の酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第二条の三第三項（同条第四項後段において準用する場合を含む。）の規定により協議の申出があった都道府県計画の作成又は変更については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前に第六十六条の規定による改正前の酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第二条の四第三項において準用する同法第二条の三第三項（同法第二条の四第三項において準用する同法第二条の三第四項後段において準用する場合を含む。）の規定により協議の申出があった市町村計画の作成又は変更については、なお従前の例による。

3　この法律の施行の際現に第六十六条の規定による改正前の酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第五条の規定によりされている協議の申出は、第六十六条の規定による改正後の酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第五条の規定によりされた報告とみなす。

（山村振興法の一部改正に伴う経過措置）

第四十条　この法律の施行の際現に第六十八条の規定による改正前の山村振興法第七条の二第四項前段（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりされている協議の申出は、第六十八条の規定による改正後の山村振興法第七条の二第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定によりされた提出とみなす。

（農業振興地域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十一条　この法律の施行前に第七十条の規定による改正前の農業振興地域の整備に関する法律第十一条第一項（同条第十二項（同法第十三条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第十三条第四項（景観法第五十五条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに景観法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は市町村が公告した場合における公衆の縦覧に供する期間については、第七十条の規定による改正後の農業振興地域の整備に関する法律第十一条第一項（同条第十二項（同法第十三条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第十三条第四項（景観法第五十五条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに景観法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第四十二条　この法律の施行の際現に第七十四条の規定による改正前の林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第二条の二第三項の規定によりされている協議の申出は、第七十四条の規定による改正後の林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第二条の二第三項の規定によりされた報告とみなす。

（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十三条　この法律の施行の際現に第八十条の規定による改正前の農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第四条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定によりされている協議の申出は、第八十条の規定による改正後の農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第四条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定によりされた報告とみなす。

2　この法律の施行の際現に第八十条の規定による改正前の農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第五条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定によりされている協議の申出は、第八十条の規定による改正後の農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第五条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりされた報告とみなす。

（工場立地法の一部改正に伴う経過措置）

第四十四条　第八十八条の規定の施行の際現に効力を有する都道府県が同条の規定による改正前の工場立地法（次項において「旧工場立地法」という。）第四条の二第一項の規定により定めた準則で、当該都道府県の区域のうち市の区域に係

るものは、当該市が第八十八条の規定による改正後の工場立地法第四条の二第二項の規定により準則を定めた条例の施行の日又は当該都道府県が条例で定める日のいずれか早い日までの間は、当該市が定めた準則とみなす。

2　第八十八条の規定の施行前に都道府県知事にされた旧工場立地法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定による届出で、その設置の場所が市の区域に属する旧工場立地法第六条第一項に規定する特定工場に係るものは、第八十八条の規定の施行の日以後においては、当該特定工場の設置の場所を管轄する市長にされた届出とみなす。ただし、当該届出であって同日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

（水害予防組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四十五条　第九十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の水害予防組合法第三十四条第三項の規定によりされている認可の申請は、第九十六条の規定による改正後の水害予防組合法第三十四条第三項の規定によりされた届出とみなす。

2　第九十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の水害予防組合法第七十八条の規定によりされている許可の申請は、第九十六条の規定による改正後の水害予防組合法第七十八条の規定によりされた届出とみなす。

（道路法の一部改正に伴う経過措置）

第四十六条　第九十九条の規定（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。以下この項及び第四項において同じ。）の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第九十九条の規定による改正後の道路法（第四項において「新道路法」という。）第二十四条の三の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、自動車駐車場又は自転車駐車場（国道の附属物であるものを除く。）の駐車料金等の表示については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際現に第九十九条の規定（道路法第二十五条、第二十六条及び第三十条の改正規定に限る。以下この項及び次項において同じ。）による改正前の道路法（以下この項及び次項において「旧道路法」という。）第二十五条第一項の許可を受けて道路管理者が料金の徴収を行っている橋又は渡船施設については、当該道路管理者が、第九十九条の規定の施行の時において、当該許可に係る申請書に記載された事項（旧道路法第二十五条第五項の許可若しくは同項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出があったときは、その変更後のもの）を記載した書類及び設計図その他必要な図面を添えて第九十九条の規定による改正後の道路法（次項において「新道路法」という。）第二十五条第三項の規定による届出をしたものとみなす。

3　第九十九条の規定の施行の際現にされている旧道路法第二十五条第一項の許可の申請又は同条第五項の許可の申請若しくは同項の規定による協議の申出は、それぞれ新道路法第二十五条第三項又は第四項の規定によりした届出とみなす。

4　第九十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新道路法第四十八条の三の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、道路等との交差の方式については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（土地区画整理法の一部改正に伴う経過措置）

第四十七条　第百一条の規定（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行の際現に効力を有する第百一条の規定による改正前の土地区画整理法（附則第六十三条第一項において「旧土地区画整理法」という。）第七十六条の規定により都道府県知事が行った許可その他の行為又は現に同条第一項の規定により都道府県知事に対して行っている許可の申請で、第百一条の規定による改正後の土地区画整理法（附則第六十三条第一項において「新土地区画整理法」という。）第七十六条の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、同条の規定により当該市長が行った許可その他の行為又は当該市長に対して行った許可の申請とみなす。

（道路整備特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第四十八条　第百二条の規定（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第百二条の規定による改正後の道路整備特別措置法（以下この条において「新道路整備特別措置法」という。）第十八条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

2　第百二条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新道路整備特別措置法第十九条第一項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、第百二条の規定の施行の際現に旧道路整備特別措置法第十九条第一項の許可（同条第四項の許可を含む。）を受けて料金を徴収している道路については、新道路整備特別措置法第十九条並びに第五十条第五項及び第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（都市公園法の一部改正に伴う経過措置）

第四十九条　第百三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の都市公園法第三条第一項、第四条第一項本文又は同項ただし書の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、同法第三条第一項の政令で定める技術的基準は同項の条例で定める基準と、百分の二は同法第四条第一項本文の条例で定める割合と、同項ただし書の政令で定める範囲は同項ただし書の条例で定める範囲とみなす。

（空港法の一部改正に伴う経過措置）

第五十条　第百四条の規定による改正前の空港法第十二条第二項の規定による認可を受けた空港供用規程は、第百四条の規定による改正後の空港法第十二条第三項の規定による届出がされた空港供用規程とみなす。

（駐車場法の一部改正に伴う経過措置）

第五十一条　第百五条の規定（駐車場法第四条の改正規定を除く。以下この条において同じ。）の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第百五条の規定による改正後の駐車場法（以下この条において「新駐車場法」という。）第八条第二項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、路上駐車場の表示については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　第百五条の規定の施行前に第百五条の規定による改正前の駐車場法（以下この条において「旧駐車場法」という。）第十八条第一項若しくは第十九条の規定により都道府県知事が行った報告の徴収その他の行為又は旧駐車場法第十二条、第十三条第一項若しくは第四項若しくは第十四条の規定により都道府県知事に対して行った届出で、新駐車場法第十二条、第十三条第一項若しくは第四項、第十四条、第十八条第一項又は第十九条の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った報告の徴収その他の行為又は当該市長に対して行った届出とみなす。

3　第百五条の規定の施行前に旧駐車場法第十二条、第十三条第一項若しくは第四項又は第十四条の規定により都道府県知事に対し届出をしなければならないとされている事項のうち新駐車場法第十二条、第十三条第一項若しくは第四項又は第十四条の規定により市長に対して届出をしなければならないこととなるもので、第百五条の規定の施行前にその手続がされていないものについては、第百五条の規定の施行後は、これを、これらの規定により市長に対して届出をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。

（下水道法の一部改正に伴う経過措置）

第五十二条　第百七条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の下水道法第七条第二項、第二十一条第二項又は第二十八条第二項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、同法第七条第二項の政令で定める基準は同項の条例で定める技術上の基準と、同法第二十一条第二項の政令で定めるところは同項の条例で定めるところと、同法第二十八条第二項の政令で定める基準は同項の条例で定める技術上の基準とみなす。

（住宅地区改良法の一部改正に伴う経過措置）

第五十三条　第百八条の規定の施行の際現に効力を有する同条の規定による改正前の住宅地区改良法（以下この条において「旧住宅地区改良法」という。）第九条第一項から第五項まで若しくは第二十一条第一項の規定により都道府県知事が行った許可その他の行為又は現に旧住宅地区改良法第九条第一項若しくは第二十一条第一項の規定により都道府県知事に対して行っている許可の申請で、第百八条の規定による改正後の住宅地区改良法（以下この条において「新住宅地区改良法」という。）第九条第一項から第五項まで又は第二十一条第一項の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った許可その他の行為又は当該市長に対して行った許可の申請とみなす。

2　第百八条の規定の施行の際現に効力を有する旧住宅地区改良法第二十二条第二項の都道府県知事の許可証で新住宅地区改良法第二十一条第一項の規定により市長が行うこととなる許可に係るものは、当該市長に係る新住宅地区改良法第二十二条第二項の許可証とみなす。

（首都圏近郊緑地保全法の一部改正に伴う経過措置）

第五十四条　第百十五条の規定（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定を除く。以下この条において同じ。）の施行の際現に第百十五条の規定による改正前の首都圏近郊緑地保全法第八条第四項（同法第十二条において準用する場合を含む。）の規定により地方公共団体がしている協議の申出は、第百十五条の規定による改正後の首都圏近郊緑地保全法第八条第四項（同法第十二条において準用する場合を含む。）の規定によりされた届出とみなす。

（流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十五条　第百十六条の規定（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。以下この条において同じ。）の施行の際現に効力を有する第百十六条の規定による改正前の流通業務市街地の整備に関する法律第五条第一項ただし書若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定により都道府県知事が行った許可その他の行為又は現に同法第五条第一項ただし書の規定により都道府県知事に対して行っている許可の申請で、第百十六条の規定による改正後の流通業務市街地の整備に関する法律第五条第一項ただし書又は第六条第一項若しくは第二項の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った許可その他の行為又は当該市長に対して行った許可の申請とみなす。

（中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十六条　この法律の施行の際現に第百十七条の規定による改正前の中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律第三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりされている協議の申出（保全区域整備計画に係るものに限る。）は、第百十七条の規定による改正後の中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりされた通知とみなす。

（近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十七条　第百十八条の規定（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定を除く。以下この条において同じ。）の施行の際現に第百十八条の規定による改正前の近畿圏の保全区域の整備に関する法律（次項に

おいて「旧近畿圏保全区域整備法」という。）第三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりされている協議の申出は、第百十八条の規定による改正後の近畿圏の保全区域の整備に関する法律（次項において「新近畿圏保全区域整備法」という。）第三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりされた通知とみなす。

2　第百十八条の規定の施行の際現に旧近畿圏保全区域整備法第九条第四項（旧近畿圏保全区域整備法第十三条において準用する場合を含む。）の規定により地方公共団体がしている協議の申出は、新近畿圏保全区域整備法第九条第四項（新近畿圏保全区域整備法第十三条において準用する場合を含む。）の規定によりされた届出とみなす。

（都市計画法の一部改正に伴う経過措置）

第五十八条　第百二十条の規定（都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正後の都市計画法（以下この条及び附則第六十七条において「新都市計画法」という。）第十五条第一項又は第八十七条の二第一項の規定により市町村又は指定都市が定めることとされる都市計画の決定又は変更の手続で、第百二十条の規定の施行の際現に都道府県が第百二十条の規定による改正前の都市計画法（以下この条及び附則第六十七条において「旧都市計画法」という。）の規定に基づき行っているもののうち、第百二十条の規定の施行前に旧都市計画法第十七条第一項（旧都市計画法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告が行われたものについては、なお従前の例による。

2　第百二十条の規定の施行の際現に効力を有する旧都市計画法第二十六条第一項、第五十二条の二第一項（旧都市計画法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の二第二項（旧都市計画法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）において準用する第四十二条第二項、第五十三条第一項、同条第二項において準用する第四十二条第二項、第五十五条第一項、第三項若しくは第四項、第五十七条第一項若しくは第四項、第六十五条第一項若しくは第二項、同条第三項において準用する第四十二条第二項、第七十九条若しくは第八十一条第一項から第三項までの規定により都道府県知事が行った許可その他の行為又は現に旧都市計画法第二十六条第一項、第五十二条の二第一項（旧都市計画法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の二第二項（旧都市計画法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）において準用する第四十二条第二項、第五十三条第一項、同条第二項において準用する第四十二条第二項、第五十五条第二項、第五十六条第三項、第五十七条第二項、第六十五条第一項若しくは同条第三項において準用する第四十二条第二項の規定により都道府県知事に対して行っている許可の申請その他の行為で、新都市計画法第二十六条第一項、第五十二条の二第一項（新都市計画法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（新都市計画法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第一項、同条第二項において準用する第四十二条第二項、第五十六条第三項、第五十七条第一項、第二項若しくは第四項、第六十五条第一項若しくは第二項、第七十九条若しくは第八十一条第一項から第三項までの規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った許可その他の行為又は当該市長に対して行った許可の申請その他の行為とみなす。

3　第百二十条の規定の施行の際現に効力を有する旧都市計画法第二十七条第二項の都道府県知事の許可証で新都市計画法第二十六条第一項の規定により市長が行うこととなる許可に係るものは、当該市長に係る新都市計画法第二十七条第二項の許可証とみなす。

4　第百二十条の規定の施行前に都道府県知事がした旧都市計画法第五十五条第一項の許可の申請についての不許可の処分に係る土地の買取りの手続については、第二項並びに新都市計画法第五十五条第二項から第四項まで及び第五十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（都市再開発法の一部改正に伴う経過措置）

第五十九条　第百二十一条の規定（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第百三十九条の三、第百四十一条の二及び第百四十二条の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行の際現に効力を有する第百二十一条の規定による改正前の都市再開発法（以下この条及び附則第六十七条において「旧都市再開発法」という。）第七条の四第一項、第七条の五第一項若しくは第二項、第七条の六第二項、第六十条第一項若しくは第二項、第六十一条第一項若しくは第六十六条第一項から第五項まで、第七項若しくは第八項の規定により都道府県知事が行った許可その他の行為又は現に旧都市再開発法第七条の四第一項、第七条の六第一項若しくは第五項、第六十条第一項若しくは第二項、第六十一条第一項、第六十六条第一項若しくは第七項若しくは第九十八条第二項の規定により都道府県知事に対して行っている許可の申請その他の行為で、第百二十一条の規定による改正後の都市再開発法（以下この条及び附則第六十七条において「新都市再開発法」という。）第七条の四第一項、第七条の五第一項若しくは第二項、第六十条第一項若しくは第二項、第六十一条第一項若しくは第六十六条第一項から第五項まで、第七項若しくは第八項の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれ当該市長に係る新都市再

開発法第六十二条第一項又は第二項の許可証とみなす。

3　第百二十一条の規定の施行前に都道府県知事がした旧都市再開発法第七条の四第一項の許可の申請についての不許可の処分に係る土地の買取りの手続については、第一項及び新都市再開発法第七条の六第一項から第三項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　第百二十一条の規定の施行前に旧都市再開発法第九十八条第二項の規定により都道府県知事が自らし、又は第三者をしてさせた代執行については、新都市再開発法第九十八条第三項又は第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（筑波研究学園都市建設法の一部改正に伴う経過措置）

第六十条　この法律の施行の際現に第百二十二条の規定による改正前の筑波研究学園都市建設法第八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりされている協議の申出は、第百二十二条の規定による改正後の筑波研究学園都市建設法第八条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりされた通知とみなす。

（公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十一条　第百二十五条の規定（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。以下この条において同じ。）の施行前に第百二十五条の規定による改正前の公有地の拡大の推進に関する法律第四条第一項の規定によりされた届出又は同法第五条第一項の規定によりされた申出に係る土地の買取りの協議については、第百二十五条の規定による改正後の公有地の拡大の推進に関する法律第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（都市緑地法の一部改正に伴う経過措置）

第六十二条　第百二十八条の規定（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。以下この条において同じ。）の施行の際現に効力を有する第百二十八条の規定による改正前の都市緑地法（以下この条及び附則第九十条において「旧都市緑地法」という。）第六条第一項の規定により都道府県が定めた緑地保全計画若しくは旧都市緑地法第六条第一項若しくは第四項、第七条第一項、第三項若しくは第四項（旧都市緑地法第十三条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第七条第五項若しくは第六項（旧都市緑地法第十条第二項及び第十三条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第八条第二項、第四項、第六項若しくは第八項、第九条第一項若しくは第二項（旧都市緑地法第十五条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十条第一項（旧都市緑地法第十六条において準用する場合を含む。）、第十一条第一項若しくは第二項（旧都市緑地法第十九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十四条第一項、第三項若しくは第七項、第二十四条第四項若しくは第五十五条第五項（市民緑地契約の対象となる土地の区域が同項第二号に掲げるものである場合に限る。以下この項において同じ。）の規定により都道府県若しくは都道府県知事が行った許可その他の行為又は現に旧都市緑地法第八条第一項若しくは第七項、第十四条第一項、第四項から第六項まで若しくは第八項、第二十四条第四項若しくは第五十五条第五項の規定により都道府県知事に対して行っている許可の申請その他の行為で、第百二十八条の規定による改正後の都市緑地法（以下この条及び附則第九十条において「新都市緑地法」という。）第六条第一項、第五項若しくは第六項、第七条第一項、第三項若しくは第四項（新都市緑地法第十三条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第七条第五項若しくは第六項（新都市緑地法第十条第二項及び第十三条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第八条第一項、第二項、第四項若しくは第六項から第八項まで、第九条第一項若しくは第二項（新都市緑地法第十五条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十条第一項（新都市緑地法第十六条において準用する場合を含む。）、第十一条第一項若しくは第二項（新都市緑地法第十九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十四条第一項若しくは第三項から第八項まで、第二十四条第四項又は第五十五条第五項若しくは第七項の規定により市若しくは市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市が定めた緑地保全計画若しくは当該市若しくは市長が行った許可その他の行為又は当該市長に対して行った許可の申請その他の行為とみなす。

2　第百二十八条の規定の施行前に都道府県知事がした旧都市緑地法第十四条第一項の許可の申請についての不許可の処分に係る土地の買入れの手続については、新都市緑地法第十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　第百二十八条の規定の施行前に旧都市緑地法第十四条第五項又は第六項の規定により都道府県知事に対し届出をしなければならないとされている事項のうち新都市緑地法第十四条第五項又は第六項の規定により市長に対して届出をしなければならないこととなるもので、第百二十八条の規定の施行前にその手続がされていないものについては、第百二十八条の規定の施行後は、これを、これらの規定により市長に対して届出をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。

4　第百二十八条の規定の施行の際現に旧都市緑地法第五十五条第五項の規定により地方公共団体がしている協議の申出（市民緑地契約の対象となる土地の区域が同項第一号に掲げるものである場合に限る。）は、新都市緑地法第五十五条第五項の規定によりされた届出とみなす。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第六十三条　第百三十一条の規定（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第百四条及び第百九条の二の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行の際現に効力を有する第百三十一条の規定による改正前の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（以下この条において「旧大都市住宅等供給法」という。）第七条第一項、第八条第二項（旧大都市住宅等供給法第二十七条において準用する場合を含む。）、第

二十六条第一項、第六十四条第一項、第六十七条第一項、同条第二項において準用する旧土地区画整理法第七十六条第二項若しくは第百四条第一項若しくは第二項の規定により都府県知事が行った許可その他の行為又は現に旧大都市住宅等供給法第七条第一項、第八条第一項若しくは第五項（旧大都市住宅等供給法第二十七条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十六条第一項、第六十四条第一項若しくは第六十七条第一項の規定により都府県知事に対して行っている許可の申請その他の行為で、第百三十一条の規定による改正後の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（以下この条において「新大都市住宅等供給法」という。）第七条第一項、第八条第一項、第二項若しくは第五項（新大都市住宅等供給法第二十七条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十六条第一項、第六十四条第一項、第六十七条第一項、同条第二項において準用する新土地区画整理法第七十六条第二項又は第百四条第一項若しくは第二項の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った許可その他の行為又は当該市長に対して行った許可の申請その他の行為とみなす。

2　第百三十一条の規定の施行の際現に効力を有する旧大都市住宅等供給法第六十五条第二項の都府県知事の許可証で新大都市住宅等供給法第六十四条第一項の規定により市長が行うこととなる許可に係るものは、当該市長に係る新大都市住宅等供給法第六十五条第二項の許可証とみなす。

3　第百三十一条の規定の施行前に都府県知事がした旧大都市住宅等供給法第七条第一項又は第二十六条第一項の許可の申請についての不許可の処分に係る土地の買取りの手続については、第一項及び新大都市住宅等供給法第八条第一項から第三項まで（新大都市住宅等供給法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十四条　第百四十二条の規定（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行の際現に効力を有する第百四十二条の規定による改正前の地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（以下この条において「旧地方拠点法」という。）第二十一条第一項若しくは第五項から第七項まで若しくは第二十二条第二項の規定により都道府県知事が行った許可その他の行為又は現に旧地方拠点法第二十一条第一項若しくは第二十二条第一項若しくは第五項の規定により都道府県知事に対して行っている許可の申請その他の行為又は現に旧特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下この条において「旧特定優良賃貸住宅法」という。）第三条、第五条若しくは第八条から第十条までの規定により都道府県知事が行った認定その他の行為又は現に旧特定優良賃貸住宅法第二条第一項、第五条第一項若しくは第九条の規定により都道府県知事に対して行っている認定若しくは承認の申請で、第百四十五条の規定による改正後の特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第二条第一項、第三条、第五条又は第八条から第十条までの規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った認定その他の行為又は当該市長に対して行った認定若しくは承認の申請とみなす。

（被災市街地復興特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第六十六条　第百四十六条の規定（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。以下この条において同じ。）の施行の際現に効力を有する第百四十六条の規定による改正前の被災市街地復興特別措置法（以下この条において「旧被災市街地復興特別措置法」という。）第七条第一項若しくは第四項から第六項まで又は第八条第一項、第二項若しくは第五項の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った許可その他の行為又は当該市長に対して行った許可の申請その他の行為とみなす。

2　第百四十六条の規定の施行前に都道府県知事がした旧被災市街地復興特別措置法第七条第一項の許可の申請についての不許可の処分に係る土地の買取りの手続については、前項及び新被災市街地復興特別措置法第八条第一項から第三項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十七条　第百四十九条の規定（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第百九十一条、第百九十二条、第百九十七条、第二百三十三条、第二百四

十一条、第二百八十三条、第三百十一条及び第三百十八条の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行の際現に効力を有する第百四十九条の規定による改正前の密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（以下この条において「旧密集市街地整備法」という。）第百九十一条第一項若しくは第二項、第百九十二条第一項、第百九十七条第一項から第五項まで、第七項若しくは第八項、第二百八十三条第一項、同条第三項において準用する旧都市計画法第四十二条第二項、第七十九条若しくは第八十一条第一項から第三項までの規定により都道府県知事が行った許可その他の行為又は現に旧密集市街地整備法第百九十一条第一項若しくは第二項、第百九十二条第一項、第百九十七条第一項若しくは第七項、第二百三十三条第二項、第二百八十三条第一項若しくは同条第三項において準用する旧都市計画法第四十二条第二項の規定により都道府県知事に対して行っている許可の申請その他の行為で、第百四十九条の規定による改正後の密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（以下この条において「新密集市街地整備法」という。）第百九十一条第一項若しくは第二項、第百九十二条第一項、第百九十七条第一項から第五項まで、第七項若しくは第八項、第二百三十三条第二項、第二百八十三条第一項、同条第三項において準用する新都市計画法第五十二条の二第二項、第七十九条又は第八十一条第一項から第三項までの規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った許可その他の行為又は当該市長に対して行った許可の申請その他の行為とみなす。

2　第百四十九条の規定の施行の際現に効力を有する旧密集市街地整備法第百九十三条において準用する旧都市再開発法第六十二条第一項又は第二項の都道府県知事の許可証で新密集市街地整備法第百九十一条第一項若しくは第二項又は第百九十二条第一項の規定により市長が行うこととなる許可に係るものは、それぞれ当該市長に係る新密集市街地整備法第百九十三条において準用する新都市再開発法第六十二条第一項又は第二項の許可証とみなす。

3　第百四十九条の規定の施行前に旧密集市街地整備法第二百三十三条第二項の規定により都道府県知事が自らし、又は第三者をしてさせた代執行については、新密集市街地整備法第二百三十三条第三項又は第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十八条　第百五十六条の規定（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第百二条の改正規定を除く。以下この条において同じ。）の施行の際現に効力を有する第百五十六条の規定による改正前のマンションの建替えの円滑化等に関する法律（以下この条において「旧マンション建替え円滑化法」という。）第九条第一項、第十一条第三項若しくは第五項、第十四条第一項、第二十五条第二項、第三十四条第一項、第三十八条第四項若しくは第六項、第四十一条の二第四項、第四十二条、第四十五条第一項、第四十九条第一項、第五十条第一項、第五十一条第三項若しくは第七項、第五十三条第一項、第五十四条第一項、第五十七条第一項、第九十四条第一項若しくは第三項、第九十七条第二項、第九十八条若しくは第九十九条第一項から第三項までの規定により都道府県知事が行った認可その他の行為又は現に旧マンション建替え円滑化法第九条第一項、第十一条第二項若しくは第五項、第二十五条第一項、第三十四条第一項、第三十八条第四項、第四十一条の二第三項、第四十二条、第四十五条第一項、第五十条第一項、第五十一条第三項若しくは第六項、第五十三条第一項、第五十四条第一項、第五十七条第一項、第九十四条第一項若しくは第三項若しくは第九十八条第二項若しくは第五項から第七項までの規定により都道府県知事に対して行っている認可の申請その他の行為で、第百五十六条の規定による改正後のマンションの建替えの円滑化等に関する法律（以下この条において「新マンション建替え円滑化法」という。）第九条第一項、第十一条第二項、第三項若しくは第五項、第十四条第一項、第二十五条第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十八条第四項若しくは第六項、第四十一条の二第三項若しくは第四項、第四十二条、第四十五条第一項、第四十九条第一項、第五十条第一項、第五十一条第三項、第六項若しくは第七項、第五十三条第一項、第五十四条第一項、第五十七条第一項、第九十四条第一項若しくは第三項、第九十七条第二項、第九十八条又は第九十九条第一項から第三項までの規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った認可その他の行為又は当該市長に対して行った認可の申請その他の行為とみなす。

2　第百五十六条の規定の施行前に旧マンション建替え円滑化法第二十五条第一項若しくは第五十一条第六項の規定により都道府県知事に対し届出をし、又は旧マンション建替え円滑化法第四十二条の規定により都道府県知事の承認を得なければならないとされている事項のうち新マンション建替え円滑化法第二十五条第一項若しくは第五十一条第六項の規定により市長に対して届出をし、又は新マンション建替え円滑化法第四十二条の規定により市長の承認を得なければならないこととなるもので、第百五十六条の規定の施行前にこれらの手続がされていないものについては、第百五十六条の規定の施行後は、これを、これらの規定により市長に対して届出をし、又は市長の承認を得なければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。

（特定都市河川浸水被害対策法の一部改正に伴う経過措置）

第六十九条　第百五十七条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の特定都市河川浸水被害対策法第十七条第三項又は第二十四条第一項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、同法第十七条第三項又は第二十四条第一項の国土交通省令で定める基準は、それぞれ同法第十七条第三項又は第二十四条第一項の条例で定める基準とみなす。

（景観法の一部改正に伴う経過措置）

第七十条　この法律の施行前に第百五十八条の規定による改正前の景観法第七条第七項の規定によりされた公示で、この法律の施行の際現に効

力を有するものは、第百五十八条の規定による改正後の景観法第九十八条第三項の規定によりされた公示とみなす。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第七十一条　第百六十条の規定（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行の際現に効力を有する第百六十条の規定による改正前の地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第十三条第一項の規定により都道府県知事が行った承認又は現に同項の規定により都道府県知事に対して行っている承認の申請で、第百六十条の規定による改正後の地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第十三条第一項の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、同項の規定により当該市長が行った承認又は当該市長に対して行った承認の申請とみなす。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十二条　第百六十二条の規定（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。以下この項から第三項までにおいて同じ。）の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第百六十二条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この項から第三項までにおいて「新高齢者移動等円滑化法」という。）第十条第一項、第十三条第一項又は第三十六条第二項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、新高齢者移動等円滑化法第十条第二項の主務省令で定める基準は同条第一項の条例で定める基準と、新高齢者移動等円滑化法第十三条第二項の主務省令で定める基準は同条第一項の条例で定める基準と、新高齢者移動等円滑化法第三十六条第二項の主務省令で定める基準は同項の条例で定める基準とみなす。

2　第百六十二条の規定の施行前に第百六十二条の規定による改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この項及び次項において「旧高齢者移動等円滑化法」という。）第十二条第三項若しくは第五十三条第二項の規定により都道府県知事が行った命令その他の行為又は旧高齢者移動等円滑化法第十二条第一項若しくは第二項の規定により都道府県知事に対して行った届出で、新高齢者移動等円滑化法第十二条又は第五十三条第二項の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った命令その他の行為又は当該市長に対して行った届出とみなす。

3　第百六十二条の規定の施行前に旧高齢者移動等円滑化法第十二条第一項又は第二項の規定により都道府県知事に対し届出をしなければならないとされている事項のうち新高齢者移動等円滑化法第十二条第一項又は第二項の規定により市長に対して届出をしなければならないこととなるもので、第百六十二条の規定の施行前にその手続がされていないものについては、第百六十二条の規定の施行後は、これを、これらの規定により市長に対して届出をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。

4　第百六十二条の規定（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定（同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。）並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。以下この項において同じ。）の施行前に第百六十二条の規定による改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十二条第三項の規定によりされた認可又は第百六十二条の規定の施行の際現に同項の規定によりされている認可の申請は、それぞれ第百六十二条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十二条第三項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

（自然公園法の一部改正に伴う経過措置）

第七十三条　第百六十七条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の自然公園法第十条第二項又は第十六条第二項の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、第百六十七条の規定による改正後の自然公園法第十条第四項（同法第十六条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による協議書及び同法第十条第五項（同法第十六条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による添付書類とみなす。

2　第百六十七条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の自然公園法第十条第六項（同法第十六条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、第百六十七条の規定による改正後の自然公園法第十条第七項（同法第十六条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による協議書及び同法第十条第八項（同法第十六条第四項において準用する場合を含む。）において準用する同法第十条第五項の規定による添付書類とみなす。

（騒音規制法の一部改正に伴う経過措置）

第七十四条　都道府県知事が、第百六十九条の規定の施行に際し、同条の規定による改正前の騒音規制法第三条第一項の規定により指定した地域（市の区域内の地域に限る。）を廃止しようとする場合においては、同条第二項後段の規定は、適用しない。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十五条　第百七十一条の規定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第百七十一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条第三項の規定に基づく市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同項の環境省令で定める資格を当該市町

村の条例で定める資格とみなす。

（悪臭防止法の一部改正に伴う経過措置）

第七十六条　都道府県知事が、第百七十四条の規定の施行に際し、同条の規定による改正前の悪臭防止法第三条の規定により指定した規制地域（市の区域内の地域に限る。）の指定を解除し、及び同法第四条の規定により定めた規制基準（市の区域内の地域に係るものに限る。）を廃止しようとする場合においては、同法第五条第一項後段及び第二項の規定は、適用しない。

（瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第七十七条　この法律の施行の際現に第百七十七条の規定による改正前の瀬戸内海環境保全特別措置法第四条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりされている協議の申出は、第百七十七条の規定による改正後の瀬戸内海環境保全特別措置法第四条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりされた協議の申出とみなす。

（振動規制法の一部改正に伴う経過措置）

第七十八条　都道府県知事が、第百七十八条の規定の施行に際し、同条の規定による改正前の振動規制法第三条第一項の規定により指定した地域（市の区域内の地域に限る。）を廃止しようとする場合においては、同条第二項後段の規定は、適用しない。

（湖沼水質保全特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第七十九条　この法律の施行の際現に第百七十九条の規定による改正前の湖沼水質保全特別措置法第四条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定によりされている協議の申出は、第百七十九条の規定による改正後の湖沼水質保全特別措置法第四条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定によりされた協議の申出とみなす。

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十条　第百八十七条の規定（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）及び同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）に限る。以下この項において同じ。）の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第百八十七条の規定による改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条第十四項ただし書（同法第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同法第十五条第十四項ただし書の規定は、適用しない。

2　この法律の施行前に第百八十七条の規定による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第四項（同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事が公告した場合における公衆の縦覧に供する期間については、第百八十七条の規定による改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第四項（同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　第百八十七条の規定（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。以下この項において同じ。）の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第百八十七条の規定による改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第三十四条第七項（同法第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同法第三十四条第五項（同法第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）の標識の寸法については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（健康保険法の一部改正）

第八十三条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第四項第一号中「定める員数」の下に「及び同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準」を加える。

（建築基準法の一部改正）

第八十四条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十三号中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に改め、同条第二十五号中「第三十二条第二項第二号」を「第三十二条第二項第一号」に改め、同条第二十六号中「第三十二条第二項第三号」を「第三十二条第二項第二号」に改め、同条第二十八号中「第三十一条第二項第四号」を「第三十一条第二項第一号」に改め、同条第三十号中「第九条第二項第二号」を「第九条第二項第一号」に改める。

第六十八条の四中「第三十二条第二項第二号」を「第三十二条第二項第一号」に改め、同条第一号ロ(1)中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に、「同条第五項第二号」を「同条第五項第一号」に改め、同号ロ(2)中「第三十二条第二項第三号」を「第三十二条第二項第二号」に改め、同号ロ(3)中「第九条第二項第二号」を「第九条第二項第一号」に、「同条第四項第二号」を「同条第四項第一号」に改める。

第六十八条の五の六第一号イ中「第三十一条第二項第四号」を「第三十一条第二項第一号」に改める。

第六十八条の六第一号中「第十二条の五第五項第二号」を「第十二条の五第五項第一号」に改め、同条第四号中「第九条第四項第二号」を「第九条第四項第一号」に改める。

（地方交付税法の一部改正）

第八十五条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第七号中「地方債に係る」を「地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同条第十一項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）に係る」に改め、同条第三項の表第四十八号(8)中「（昭和二十三年法律第百九号）」を削る。

附則第四条の三第二項中「許可をするもの」の下に「（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるもののうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）」を加える。

（港湾法の一部改正）

第八十六条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「第六項（許可）」を「第十一項（許可）」に改める。

（地方税法の一部改正）

第八十七条　地方税法の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第二十七号中「地域準則」を「都道府県準則若しくは同条第二項の規定により定められた同項に規定する市準則」に改める。

第五百八十七条の二第一項及び附則第十一条第十五項中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

附則第十九条の二第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

（酒税法の一部改正）

第八十八条　酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第六条の四第二号中「第六十九条第三項」を「第六十九条第四項」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第八十九条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百十五条の二十一第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第三項中「防衛施設」を「防御施設」に改める。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置）

第九十条　前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の自衛隊法第百十五条の二十一第一項の規定により読み替えて適用する旧都市緑地法第十四条第八項の規定により同条第一項の許可の権限を有する者に対して行った通知で、前条の規定による改正後の自衛隊法第百十五条の二十一第一項の規定により読み替えて適用する新都市緑地法第十四条第八項の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、同項の規定により当該市長に対して行った通知とみなす。

（租税特別措置法の一部改正）

第九十一条　租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第三号中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

第三十四条の二第二項第九号中「同条第二項第五号ロ」を「同条第二項第四号ロ」に改める。

第三十四条の三第二項第四号中「第四条第二項第四号」を「第四条第二項第二号」に改め、同項第五号中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

第四十三条の二第一項中「第五条第一項」を「第五条第二項」に改める。

第六十四条第一項第三号中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

第六十五条の四第一項第九号中「同条第二項第五号ロ」を「同条第二項第四号ロ」に改める。

第六十八条の十七第一項中「第五条第一項」を「第五条第二項」に改める。

第七十一条の十五第一項中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に改める。

（高速自動車国道法の一部改正）

第九十二条　高速自動車国道法の一部を次のように改正する。

第十一条第三号中「第一号に掲げるものを除くほか、」を削り、「設けられるもの」の下に「（第一号に掲げる施設を除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

四　前三号に掲げるもののほか、政令で定める施設

第十一条の二第二項第二号及び第三号、第四項、第五項並びに第七項、第十一条の三並びに第十一条の四第一項中「又は第三号」を「から第四号まで」に改める。

第二十五条第一項中「同法第四十四条第一項」を「同法第二十四条の三中「条例（国道にあつては、国土交通省令）」とあるのは「国土交通省令」と、同法第四十四条第一項」に改める。

（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第九十三条　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第九十四条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「地方債」の下に「（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。次項において同じ。）」を加える。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

（道路法の一部を改正する法律の一部改正）

第九十五条　道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第九十六条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一　指定都市の長	特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の一の項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一　指定都市の長	特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（自転車道の整備等に関する法律の一部改正）

第九十七条　自転車道の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「同条第三項」を「同条第二項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

（自転車道の整備等に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第九十八条　この法律の施行の日が地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条の規定は、適用しない。

2　前項の場合において、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第三十一条のうち自転車道の整備等に関する法律第四条の改正規定中「同条第三項の政令及び同条第四項」とあるのは、「同条第二項の政令及び同条第三項」とする。

（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第九十九条　公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十七条第三項の規定による環境大臣の同意を得た」を「第十七条に規定する」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（公害防止対策事業計画）

第二条の二　都道府県知事は、公害防止計画において、国又は地方公共団体が実施する前条第三項各号に掲げる事業（政令で定める事業を除く。）並びに下水道法第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業に関する計画（以下「公害防止対策事業計画」という。）を定めようとするときは、環境大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2　前項の規定は、公害防止対策事業計画を変更する場合について準用する。

3　環境大臣は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の同意をしようとするときは、公害対策会議の議を経なければならない。

第三条第一項中「公害防止計画に基づいて」を「前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の同意を得た公害防止対策事業計画（以下「同意公害防止対策事業計画」という。）に基づいて」に改め、「（政令で定める事業を除く。以下この条において同じ。）」を削り、「公害防止計画において」を「同意公害防止対策事業計画において」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「公害防止計画」を「同意公害防止対策事業計画」に改め、同条第四項中「公害防止計画」を「同意公害防止対策事業計画」に、「前条第三項第二号」を「第二条第三項第二号」に改め、「掲げるもの」の下に「（政令で定める事業を除く。）」を加える。

第四条第二項中「公害防止計画」を「同意公害防止対策事業計画」に改める。

附則第一条第二項ただし書中「公害防止計画」を「同意公害防止対策事業計画」に改め、「許可を得たもの」の下に「（発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされたもののうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）」を加える。

（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百条　前条の規定（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律附則第一条第二項ただし書の改正規定（「許可を得たもの」の下に「（発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされたもののうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）」を加える部分に限る。）を除く。以下この条において同じ。）による改正前の公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第四条第二項に規定する地方債は、前条の規定による改正後の公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第五条の規定の適用については、同法第四条第二項に規定する地方債とみなす。

（工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第百一条　工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「都道府県知事」を「、当該新法特定工場の設置の場所が町村の区域に属する場合にあつては当該新法特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事に、当該新法特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあつては当該新法特定工場の設置の場所を管轄する市長」に改める。

附則第三条の二を削る。

附則第四条中「第三条第一項」を「前条第一項」に改める。

（工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百二条　前条の規定の施行前に都道府県知事にされた同条の規定による改正前の工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（以下この条において「旧昭和四十八年改正法」という。）附則第三条第一項の規定による届出で、その設置の場所が市の区域に属する旧昭和四十八年改正法附則第二条第一項に規定する新法特定工場に係るものは、前条の規定の施行の日以後においては、当該新法特定工場の設置の場所を管轄する市長にされた届出とみなす。ただし、当該届出であって同日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

（民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正）

第百三条　民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項第一号イ中「同条第五項第二号」を「同条第五項第一号」に改める。

（大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部改正）

第百四条　大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に改める。

（地価税法の一部改正）

第百五条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号中「（工場立地に関する地域準則）」を「（工場立地に関する都道府県準則等）」に、「地域準則に」を「都道府県準則若しくは同条第二項の規定により定められた同項の市準則に」に改める。

（看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正）

第百六条　看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「厚生労働省令の」を「都道府県の条例の」に改める。

（環境影響評価法の一部改正）

第百七条　環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項中「第八十七条の二第二項」を「第八十七条の二第三項」に、「都市計画決定権者のすべて」を「都市計画決定権者の全て」に改める。

第四十二条第三項及び第四十五条第二項中「第八十七条の二第二項」を「第八十七条の二第三項」に改める。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第百八条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表三の項中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改める。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正）

第百九条　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第五号中「第十六条第五項」を「第十六条第四項」に改める。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正に伴う調整規定）

第百十条　この法律の施行の日が独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律の施行の日前である場合には、前条（見出しを含む。）中「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法」とあるのは「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法」と、「第十四条第一項第五号」とあるのは「第十一条第一項第五号」とする。

（独立行政法人水資源機構法の一部改正）

第百十一条　独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「及び第九十六条の三第五項」を削り、「並びに第八十七条の三第六項」を「、第八十七条の三第六項」に改め、「第十三項」の下に「、第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第五項」を加え、「、第九十六条の二第七項」を削る。

（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正）

第百十二条　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第四条の二第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第四項中「市町村」を「町村」に、「地域準則が定められた場合にあつては、その地域準則」を「都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の規定により準則を定める条例（以下「緑地面積率等条例」という。）」を「緑地面積率等条例（町村が定めるものに限る。）」に、「市町村」を「町村」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定により準則を定める条例（以下「緑地面積率等条例」といい、市が定めるものに限る。）が施行されている間は、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場

合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

第十一条第三項中「市町村」を「町村」に、「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「定める条例」の下に「（町村が定めるものに限る。）」を加え、「市町村」を「町村」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定により経過措置を定める条例（市が定めるものに限る。）が施行されている間は、同項の特定工場に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十一条第一項の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」とする。

第十二条第三項中「市町村」を「町村」に改め、「（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長を除く。）」を削る。

（独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の一部改正）

第百十三条　独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第二項中「前条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租税特別措置法」という。）」を「租税特別措置法」に、「、新租税特別措置法」を「、同法」に、「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改め、同条第五項中「における新租税特別措置法」を「における租税特別措置法」に、「、新租税特別措置法」を「、同法」に、「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の一部改正）

第百十四条　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第六項中「第五条第二項第三号又は第四号」を「第五条第二項第二号又は第三号」に、「同項第三号ハ」を「同項第二号ハ」に、「第五条第三項」を「第五条第四項」に改める。

（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の一部改正）

第百十五条　空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　特定地方管理空港に対する空港法第十二条第四項の規定の適用については、同項中「地方管理空港」とあるのは、「地方管理空港及び空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）附則第三条第一項に規定する特定地方管理空港」とする。

（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第百十六条　障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条のうち障害者自立支援法第八十八条の改正規定中「第八十八条第二項第一号及び第二号」を「第八十八条第二項及び第三項第一号」に改める。

第三条のうち障害者自立支援法第八十九条の改正規定中「同項第二号」を「同条第三項第一号」に、「同項第三号」を「同項第二号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の一部改正）

第百十七条　地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第六項中「協議し」の下に「、当該行為が第一号から第三号まで又は第五号に掲げる行為のいずれかに該当する場合にあっては」を加え、同項第三号中「、同法」を「又は同法」に改め、「又は同法第五十四条第二項（同法第三十七条第四項に係る部分に限る。）の同意」を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十四条第二項（同法第三十七条第四項に係る部分に限る。）の規定による協議を要する行為

第四条第八項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市」を「市」に改める。

第百十八条　地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第六項中「から第三号まで又は第五号」を「、第二号、第四号又は第六号」に改め、同項第二号中「、同法」を「又は同法」に改め、「又は同法第三十条において読み替えて準用する同法第二十一条第一項後段（同法第二十五条第四項又は第二十七条第三項に係る部分に限る。）の同意」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　自然環境保全法第三十条において読み替えて準用する同法第二十一条第一項後段（同法第二十五条第四項又は第二十七条第三項に係る部分に限る。）の規定による協議を要する行為

（総合特別区域法の一部改正）

第百十九条　総合特別区域法（平成二十三年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「第五項第二号」を「第六項第二号」に改め、「第四条の二第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第十一項」を「第十三項」に改め、同条第十三項中「第五項各号」を「第六項各号」に、「第十一項中「市町村の長（指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の長を除く。）」とあるのは「市町村の長」と、「当該市町村」を「第十三項中「当該町村」に、「「地域産業集積形成法第十条第三項又は第十一条第二項」を「、「地域産業集積形成法第十条第四項又は第十一条第三項」に、「当該市町村の長」を「当該町村の長」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第五項各号」を「第六項各号」に、「第二項又は第六項」を「第三項又は第八項」に、「市町村」を「町村」に改め、「（指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の長を除く。）」を削り、同項を同条第十三項とし、同条中第十項を第十二項とし、第九項を第十一項とし、第八項を第十項とし、同条第七項中「市町村」を「町村」に、「第三項」を「第四項」に、「第二十三条第五項」を「第二十三条第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「前項の規定により経過措置を定める条例（以下この条において「国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例」という。）」を「国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例（町村が定めるものに限る。）」に、「同項」を「第六項」に、「市町村」を「町村」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　前項の規定により経過措置を定める条例（以下この条において「国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例」といい、市が定めるものに限る。）が施行されている間は、同項の特定工場に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「総合特別区域法（平成二十三年法律第　号）第二十三条第六項の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」とする。

第二十三条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「認定市町村」を「認定町村」に、「、市町村」を「、町村」に、「地域準則が定められた場合にあつては、その地域準則」を「都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則又は市準則」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定により準則を定める条例（以下この条において「国際戦略総合特区緑地面積率等条例」という。）」を「国際戦略総合特区緑地面積率等条例（認定市町村である町村（以下この条において「認定町村」という。）が定めるものに限る。）」に、「認定市町村」を「認定町村」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定により準則を定める条例（以下この条において「国際戦略総合特区緑地面積率等条例」といい、認定市町村である市が定めるものに限る。）が施行されている間は、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例に係る国際戦略総合特別区域に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「総合特別区域法（平成二十三年法律第　号）第二十三条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

第四十八条第一項中「指定都市及び地方自治法」を「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）及び同法」に改める。

（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の一部改正）

第百二十条　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（次条において「設置管理法」という。）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「、同条第二項」を「、同条第三項」に、「。次条」を「。次項及び次条」に、「同法第十三条」を「同条第四項及び同法第十三条」に改める。

附則第十一条第一項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に、「の認可を受ける」を「に届け出る」に改め、同条第二項中「認可」を「届出」に、「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改め、同条第三項中「認可を受けなかった」を「届出をしなかった」に、「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に、「認可を受けた」を「届け出た」に改め、同条第四項中「認可を受けなかった」を「届出をしなかった」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「認可を受けた」を「届け出た」に改める。

（設置管理法の一部改正に伴う調整規定）

第百二十一条　附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日が設置管理法の施行の日以後である場合には、前条のうち次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十二条第一項中「、同条第二項」を「、同条第三項」に、「。次条」を「。次項及び次条」に、「同法第十三条」を「同条第四項及び同法第十三条」に改める。

附則第十一条第一項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に、「の認可を受ける」を「に届け出る」に改め、同条第二項中「認可」を「届出」に、「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改め、同条第三項中「認可を受けなかった」を「届出をしなかった」に、「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に、「認可を受けた」を「届け出た」に改め、同条第四項中「認可を受けなかった」を「届出をしなかった」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「認可を受けた」を「届け出た」に改める。

第三十二条第一項中「、同条第二項」を「、同条第三項」に、「。次条」を「。次項及び次条」に、「同法第十三条」を「同条第四項及び同法第十三条」に改める。

2　附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日が設置管理法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から設置管理法の施行の日の前日までの間である場合には、前条の規定による改正前の設置管理法附則第十一条第一項の規定により新関西国際空港株式会社が認可を受けた空港供用規程は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日において、前条の規定による改正後の設置管理法附則第十一条第一項の規定により新関西国際空港株式会社が届け出た空港供用規程とみなす。

（環境省設置法の一部改正）

第百二十二条　環境省設置法（平成十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号を次のように改める。

四　削除

（検討）

第百二十三条　政府は、第十五条の規定の施行後三年を経過した場合において、同条の規定による改正後の地方財政法の規定の施行の状況を勘案し、地方財政の健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体の自主性及び自律性を高める観点から、同法第五条の三第一項に規定する協議その他の地方公共団体の地方債の発行に関する国の関与の在り方について抜本的な見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2　政府は、新児童福祉法第二十一条の五の十五（新児童福祉法第二十四条の九において準用する場合を含む。）、新医療法第七条の二、第十八条及び第二十一条、新生活保護法第三十九条、新社会福祉法第六十五条並びに新障害者自立支援法第三十六条（新障害者自立支援法第三十八条において準用する場合を含む。）の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年八月二十五日

厚生労働委員長　津田弥太郎

参議院議長　西岡　武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現下の子ども及び子育て家庭をめぐる状況に鑑み、平成二十四年度からの恒久的な子どものための金銭の給付の制度に円滑に移行できるよう、平成二十三年度における子ども手当の支給等について必要な事項を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

平成二十三年度予算の子ども手当の経費の範囲内で賄うこととしている。

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年八月二十三日

衆議院議長　横路　孝弘

参議院議長　西岡　武夫殿

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　子ども手当の支給（第四条―第十六条）
第三章　費用（第十七条・第十八条）
第四章　児童手当法との関係（第十九条―第二十二条）
第五章　交付金の交付（第二十三条）
第六章　雑則（第二十四条―第三十七条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、現下の子ども及び子育て家

庭をめぐる状況に鑑み、平成二十四年度からの恒久的な子どものための金銭の給付の制度に円滑に移行できるよう、平成二十三年度における子ども手当の支給等について必要な事項を定めるものとする。

（受給者の責務）

第二条　子ども手当の支給を受けた者は、これを子ども及び子育て家庭に資するよう用いなければならない。

（定義）

第三条　この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であって、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。

2　この法律にいう「父」には、母が子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

3　この法律において「施設入所等子ども」とは、次に掲げる子どもをいう。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の二第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（以下「小規模住居型児童養育事業」という。）を行う者又は同法第六条の三第一項に規定する里親（以下「里親」という。）に委託されている子ども（厚生労働省令で定める短期間の委託をされている者を除く。）

二　児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児施設給付費の支給を受けて若しくは同法第二十七条第一項第三号の規定により入所措置が採られて同法第四十二条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設若しくは同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設（以下この号において「知的障害児施設等」という。）に入所している子ども又は同項第三号若しくは同法第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて同法第三十七条に規定する乳児院、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の五に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（以下この号において「乳児院等」という。）に入所している子ども（当該知的障害児施設等及び乳児院等（以下「児童福祉施設」という。）に通う者並びに厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除く。）

三　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは附則第二十一条第一項の規定により介護給付費等（同法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。）の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）、障害者自立支援法附則第四十一条第一項若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設若しくは同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設（以下「旧身体障害者更生援護施設等」という。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。）に入所している子ども（当該旧身体障害者更生援護施設等に通う者及び厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。）

四　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）若しくは同条第三項に規定する更生施設（以下「更生施設」という。）に入所し、又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設（以下「婦人保護施設」という。）に入所している子ども（厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。）

第二章　子ども手当の支給

（支給要件）

第四条　子ども手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

一　次のイ又はロに掲げる子ども（以下「支給要件子ども」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件子どもに係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であって、日本国内に住所を有するもの

イ　十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子ども（施設入所等子どもを除く。以下この条及び次条において「中学校修了前の子ども」という。）

ロ　中学校修了前の子どもを含む二人以上の子ども（施設入所等子どもを除く。）

二　日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件子どもと同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件子どもと同居することが困難であると認められる場合にあっては、当該支給要件子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件子どもの生計を維持している父母等が指定する者であって、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件子どもの父母等を除く。以下「父母指定者」という。）

三　父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要

件子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、日本国内に住所を有するもの

四　十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある施設入所等子ども（以下「中学校修了前の施設入所等子ども」という。）が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等子どもが入所している児童福祉施設、障害者支援施設、旧身体障害者更生援護施設等、のぞみの園、救護施設、更生施設若しくは婦人保護施設（以下「児童福祉施設等」という。）の設置者

2　前項第一号又は第二号の場合において、父及び母並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父若しくは母又は父母指定者のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

3　前項の規定にかかわらず、子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該子どもと同居している場合（当該いずれか一の者が当該子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該子どもは、当該同居している父若しくは母又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

（子ども手当の額）

第五条　子ども手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる子ども手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　子ども手当（中学校修了前の子どもに係る部分に限る。）　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ　次条の認定を受けた受給資格に係る支給要件子どもの全てが三歳に満たない子ども（施設入所等子どもを除き、月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過しない子どもとする。以下この号において同じ。）、三歳以上の子ども（月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過した子どもとする。第十八条第一項第四号及び第五号において同じ。）であって十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（施設入所等子どもを除く。以下この号において「三歳以上小学校修了前の子ども」という。）又は十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもであって十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（施設入所等子どもを除く。以下この号において「小学校修了後中学校修了前の子ども」という。）である場合　次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額

(1)　当該支給要件子どもの全てが三歳に満たない子ども又は三歳以上小学校修了前の子どもである場合　次の(i)から(iii)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める額

(i)　当該支給要件子どもの全てが三歳に満たない子どもである場合　一万五千円に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額

(ii)　当該三歳以上小学校修了前の子どもが一人又は二人いる場合　一万五千円に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額と、一万円に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額とを合算した額

(iii)　当該三歳以上小学校修了前の子どもが三人以上いる場合　一万五千円に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額と、一万五千円に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額から一万円を控除して得た額とを合算した額

(2)　当該小学校修了後中学校修了前の子どもが一人いる場合　次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める額

(i)　当該支給要件子どもの全てが三歳に満たない子ども又は小学校修了後中学校修了前の子どもである場合　一万五千円に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額と、一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額とを合算した額

(ii)　当該支給要件子どものうちに三歳以上小学校修了前の子どもがいる場合　一万五千円に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額、一万五千円に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額から五千円を控除して得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額を合算した額

(3)　当該小学校修了後中学校修了前の子どもが二人以上いる場合　一万五千円に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額、一万五千円に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額を合算した額

ロ　次条の認定を受けた受給資格に係る支給要件子どものうちに十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもがいる場合　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1)　当該十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもが一人いる場合　次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める額

(i)　当該支給要件子どもの全てが三歳に満たない子ども、三歳以上小学校修了前の子ども又は十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子ど

もである場合　一万五千円に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額と、一万五千円に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額から五千円を控除して得た額（当該支給要件子どものうちに三歳以上小学校修了前の子どもがいない場合には、零とする。）とを合算した額

(ii)　当該支給要件子どものうちに小学校修了後中学校修了前の子どもがいる場合　一万五千円に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額、一万五千円に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額を合算した額

(2)　当該十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもが二人以上いる場合　一万五千円に当該三歳に満たない子どもの数を乗じて得た額、一万五千円に当該三歳以上小学校修了前の子どもの数を乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額を合算した額

二　子ども手当（中学校修了前の施設入所等子どもに係る部分に限る。）　一万五千円に次条の認定を受けた受給資格に係る三歳に満たない施設入所等子ども（月の初日に生まれた施設入所等子どもについては、出生の日から三年を経過しない施設入所等子どもとする。）の数を乗じて得た額と、一万円に当該受給資格に係る三歳以上の施設入所等子ども（月の初日に生まれた施設入所等子どもについては、出生の日から三年を経過した施設入所等子どもとする。）であって十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者の数を乗じて得た額とを合算した額

（認定）

第六条　子ども手当の支給要件に該当する者（第四条第一項第一号から第三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、厚生労働省令で定めるところにより、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。

2　子ども手当の支給要件に該当する者（第四条第一項第四号に係るものに限る。以下「施設等受給資格者」という。）は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の認定を受けなければならない。

一　小規模住居型児童養育事業を行う者　当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村長

二　里親　当該里親の住所地の市町村長

三　児童福祉施設等の設置者　当該児童福祉施設等の所在地の市町村長

3　前二項の認定を受けた者が、他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所（施設等受給資格者が小規模住居型児童養育事業を行う者である場合にあっては当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地とし、児童福祉施設等の設置者である場合にあっては当該児童福祉施設等の所在地とする。次条第三項において同じ。）を変更した場合において、その変更後の期間に係る子ども手当の支給を受けようとするときも、また前二項と同様とする。

（支給及び支払）

第七条　市町村長は、前条の認定をした一般受給資格者及び施設等受給資格者（以下「受給資格者」という。）に対し、子ども手当を支給する。

2　子ども手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、平成二十四年三月（同年二月末日までに子ども手当を支給すべき事由が消滅した場合には、当該子ども手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月）で終わる。

3　受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかった場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、子ども手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める。

4　子ども手当は、平成二十四年二月に前月までの分を、同年六月に同年二月分及び三月分を、それぞれ支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。

（子ども手当の額の改定）

第八条　子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が増額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

2　前条第三項の規定は、前項の改定について準用する。

3　子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が減額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。

（支給の制限）

第九条　子ども手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第三十二条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

第十条　子ども手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第三十一条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、子ども手当の支払を一時差し止めることができる。

（未支払の子ども手当）

第十一条　子ども手当の一般受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき子ども手当で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、その者が監護していた十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子ども（以下「中学校修了前の子ども」という。）であった者にその未支払の子ども手当を支払うことができる。

2　中学校修了前の施設入所等子どもが第三条第三項各号に掲げる子どもに該当しなくなった場合において、当該中学校修了前の施設入所等子どもが委託されていた施設等受給資格者又は当該中学校修了前の施設入所等子どもが入所していた児童福祉施設等に係る施設等受給資格者に支払うべき子ども手当（当該中学校修了前の施設入所等子どもであった者に係る部分に限る。）で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、当該中学校修了前の施設入所等子どもであった者にその未支払の子ども手当を支払うことができる。

3　前項の規定による支払があったときは、当該施設等受給資格者に対し当該子ども手当の支給があったものとみなす。

（支払の調整）

第十二条　子ども手当を支給すべきでないにもかかわらず、子ども手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた子ども手当は、その後に支払うべき子ども手当の内払とみなすことができる。子ども手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の子ども手当が支払われた場合における当該子ども手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

（不正利得の徴収）

第十三条　偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（受給権の保護）

第十四条　子ども手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第十五条　租税その他の公課は、子ども手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

（公務員に関する特例）

第十六条　次の表の上欄に掲げる者（以下「公務員」という。）である一般受給資格者についてこの章の規定を適用する場合においては、第六条第一項中「住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあり、並びに第七条第一項及び第十三条第一項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

一　常時勤務に服することを要する国家公務員その他政令で定める国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人に勤務する者を除く。）	当該国家公務員の所属する各省各庁（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。）の長（裁判所にあっては、最高裁判所長官とする。以下同じ。）又はその委任を受けた者
二　常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する者を除く。）	当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員にあっては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者）

2　第六条第三項の規定は、前項の規定によって読み替えられる同条第一項の認定を受けた者が当該認定をした者を異にすることとなった場合について準用する。

3　第一項の規定によって読み替えられる第六条第一項の認定を受けた者については、第七条第三項中「住所を変更した」とあるのは、「当該認定をした者を異にすることとなった」と読み替えるものとする。

第三章　費用

（子ども手当の支給に要する費用の負担）

第十七条　子ども手当の支給に要する費用（第二十条第一項から第六項までの規定に基づき児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定により支給する児童手当又は同法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を除く。次項において同じ。）については、国が負担する。

2　次の各号に掲げる子ども手当の支給に要する費用は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める者が負担する。

一　各省各庁の長又はその委任を受けた者が前条第一項の規定によって読み替えられる第六条の認定（以下この項において単に「認定」という。）をした国家公務員に対する子ども手当の支給に要する費用　国

二　都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用　当該都道府県

三　市町村長又はその委任を受けた者が認定を

した地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用　当該市町村

3　国庫は、予算の範囲内で、子ども手当に関する事務の執行に要する費用を負担する。

（市町村に対する交付）

第十八条　政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第七条第一項の規定により支給する子ども手当の支給に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合に相当する額を交付する。

一　被用者（児童手当法第十八条第一項に規定する被用者をいう。以下同じ。）のうち三歳に満たない子ども（月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過しない子どもとする。以下この号及び次号において同じ。）であって特定施設入所等子ども（父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない施設入所等子どもをいう。以下同じ。）でないものがいるものに対する費用（当該三歳に満たない子どもであって特定施設入所等子どもでないものに係る子ども手当の額に係る部分に限る。）　十五分の十三

二　被用者等でない者（被用者又は公務員（施設等受給資格者である公務員を除く。）でない者をいう。以下同じ。）であって三歳に満たない子ども（特定施設入所等子どもを除く。）がいるものに対する費用（当該三歳に満たない子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。）　九分の五

三　三歳に満たない特定施設入所等子ども（月の初日に生まれた特定施設入所等子どもについては、出生の日から三年を経過しない特定施設入所等子どもとする。以下この号において「三歳未満特定施設入所等子ども」という。）がいる者に対する費用（当該三歳未満特定施設入所等子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。）　十分の十

四　三歳以上の子どもであって十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの（以下「三歳以上小学校修了前の子ども」という。）がいる者に対する費用（当該三歳以上小学校修了前の子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限り、次号から第八号までに掲げる費用を除く。）　三分の二

五　その者に係る三歳以上の子ども（施設入所等子どもを除く。）が全て三歳以上小学校修了前の子どもであり、かつ、当該三歳以上小学校修了前の子どもが三人以上いる者に対する費用（当該三歳以上小学校修了前の子どもの数から二を控除して得た数に一万五千円を乗じて得た額に係る部分に限る。）　九分の五

六　三歳以上小学校修了前の子ども（施設入所等子どもを除く。）が二人以上あり、かつ、十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子ども（施設入所等子どもを除く。次号において「小学校修了後高等学校修了前の子ども」という。）が一人いる者に対する費用（当該三歳以上小学校修了前の子どもの数から一を控除して得た数に一万五千円を乗じて得た額に係る部分に限る。）　九分の五

七　三歳以上小学校修了前の子ども（施設入所等子どもを除く。）が一人以上あり、かつ、小学校修了後高等学校修了前の子どもが二人以上いる者に対する費用（当該三歳以上小学校修了前の子どもの数に一万五千円を乗じて得た額に係る部分に限る。）　九分の五

八　三歳以上の特定施設入所等子ども（月の初日に生まれた特定施設入所等子どもについては、出生の日から三年を経過した特定施設入所等子どもとする。）であって十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの（以下この号において「三歳以上小学校修了前特定施設入所等子ども」という。）がいる者に対する費用（当該三歳以上小学校修了前特定施設入所等子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。）　十分の十

九　十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子どもであって十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの（以下この号において「小学校修了後中学校修了前の子ども」という。）がいる者に対する費用（当該小学校修了後中学校修了前の子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。）　十分の十

2　政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第七条第一項の規定により支給する子ども手当の事務の処理に必要な費用を交付する。

第四章　児童手当法との関係

（児童手当等受給資格者に対する子ども手当の支給の基本的認識）

第十九条　第二十一条に規定する児童手当等受給資格者に対する子ども手当に関しては、前二章に定めるもののほか、当該子ども手当の額のうち児童手当法の規定により支給する児童手当その他給付の額に相当する部分が同法の規定により支給する児童手当その他給付であるという基本的認識の下に、この章に定めるところによる。

（受給資格者における児童手当法の適用）

第二十条　一般受給資格者のうち児童手当法第六条第一項に規定する受給資格者（同法第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者を含む。）に該当する者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち同法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当の額（同法第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者については、同項の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当の額とする。）に相当する部分を、同法の規定により支給する児童手当とみなして、同法第十八条（第四項を除く。）、第二十条から第二十二条まで、第二十三条（第二項を除く。）、第二十四条から第二十五条まで及び第三十条の規定を適用する。

2　一般受給資格者のうち児童手当法附則第七条第四項第一号に規定する小学校修了前特例給付受給資格者（同条第二項の規定により同条第一項の給付が支給されない者を含む。）に該当する者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち同条第一項の規定によりこれらの者に対して支給されるべき給付の額（同条第二項の規定により同条第一項の給付が支給されない者については、同条第二項の規定の適用がないとしたならば支給されるべき同条第一項の給付の額とする。）に相当する部分を、同法の規定により支給する同条第一項の給付とみなして、同条第五項において準用する同法第十八条第二項及び第三項並びに第三十条並びに同法附則第七条第八項の規定を適用する。

3　特定一般受給資格者（第四条第三項の規定が適用されることにより同条第一項第一号に掲げる者に該当することとなる父又は母としての一般受給資格者、支給要件子どもの生計を維持せず、かつ、当該支給要件子どもと生計を同じくすることにより同号に掲げる者に該当することとなる未成年後見人としての一般受給資格者及び支給要件子どもの生計を維持せず、かつ、当該支給要件子どもと生計を同じくすることにより同項第二号に掲げる者に該当することとなる父母指定者としての一般受給資格者をいう。以下この項及び次項において同じ。）に支給する子ども手当（当該特定一般受給資格者に係る支給要件子どものうち中学校修了前の子どもに係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。）については、当該子ども手当の額のうち当該特定一般受給資格者に係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。）に相当する部分を、同法の規定により支給する同条第一項の給付とみなして、同条第五項において準用する同法第十八条第二項及び第三項並びに第三十条並びに同法附則第七条第八項の規定を適用する。

4　特定一般受給資格者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち当該特定一般受給資格者が児童手当法附則第七条第四項第一号に規定する小学校修了前特例給付受給資格者であるとしたならば同条第一項の規定によりこれらの者に対して支給されるべき給付の額に相当する部分を、同法の規定により支給する同項の給付とみなして、同条第五項において準用する同法第十八条第二項及び第三項並びに第三十条並びに同法附則第七条第八項の規定を適用する。

5　施設等受給資格者に支給する子ども手当（特定施設入所等子どもを除く中学校修了前の施設入所等子どもに係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。）については、当該子ども手当の額のうち当該施設等受給資格者が児童手当法第六条第一項に規定する受給資格者であるとしたならば同法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当（特定施設入所等子どもを除く中学校修了前の施設入所等子どもに係る部分に限る。）の額に相当する部分を、同法の規定により支給する児童手当とみなして、同法第十八条（第三項及び第四項を除く。）、第二十条から第二十二条まで、第二十三条（第二項を除く。）、第二十四条から第二十五条まで及び第三十条の規定を適用する。

6　施設等受給資格者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち五千円に当該施設等受給資格者に係る三歳以上小学校修了前の子ども（特定施設入所等子どもを除く施設入所等子どもに限る。）の数を乗じて得た額に相当する部分を、児童手当法の規定により支給する同法附則第七条第一項の給付とみなして、同条第五項において準用する同法第十八条第二項及び第三十条並びに同法附則第七条第八項の規定を適用する。

7　公務員である施設等受給資格者に対する前二項の規定の適用については、当該施設等受給資格者を前二項の規定により適用する児童手当法第十八条第二項及び同法附則第七条第五項において準用する同法第十八条第二項に規定する公務員でない者とみなす。

8　前各項の場合において、児童手当法の規定の適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（平成二十三年十月から平成二十四年三月までの月分の児童手当等の支給に係る特例）

第二十一条　児童手当法第六条第一項に規定する受給資格者又は同法附則第六条第一項の給付の支給要件に該当する者、同法附則第七条第四項第一号に規定する小学校修了前特例給付受給資格者若しくは同法附則第八条第一項の給付の支給要件に該当する者（以下この条において「児童手当等受給資格者」という。）に対する、平成二十三年十月から平成二十四年三月までの月分の児童手当又は当該期間の月分の同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）については、当該児童手当等受給資格者は、児童手当又は特例給付等の支給要件に該当しないものとみなす。

（児童育成事業の特例）

第二十二条　この法律の規定が適用される場合における児童手当法第二十九条の二の規定の適用については、同条中「児童手当」とあるのは、「児童手当及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号）による子ども手当」とする。

第五章　交付金の交付

第二十三条　政府は、子ども手当の支給と相まって、子ども及び子育て家庭の支援に資するよう、市町村又は都道府県に対し、次に掲げる経費に充てるため、政令で定めるところにより、交付金を交付する。

一　保育の実施への需要が増大している市町村における保育の事業の実施に要する経費

二　次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第八条第一項に規定する市町

村行動計画に基づく措置の実施に要する経費

三　前二号に掲げる経費のほか、子ども及び子育て家庭の支援のために市町村又は都道府県が実施する事業の実施に要する経費

第六章　雑則

（子ども手当に係る寄附）

第二十四条　受給資格者が、子ども及び子育て家庭を支援するため、当該受給資格者に子ども手当を支給する市町村に対し、当該子ども手当の支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該子ども手当の額の全部又は一部を当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該寄附を受けるため、当該受給資格者が支払を受けるべき子ども手当の額のうち当該寄附に係る部分を、当該受給資格者に代わって受けることができる。

2　市町村は、前項の規定により受けた寄附を、子ども及び子育て家庭を支援するために使用しなければならない。

（受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等）

第二十五条　市町村長は、受給資格者が、子ども手当の支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該子ども手当の額の全部又は一部を、学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費（次項において「学校給食費」という。）その他の学校教育に伴って必要な厚生労働省令で定める費用又は児童福祉法第五十六条第三項の規定により徴収する費用（同法第五十一条第三号又は第四号に係るものに限る。次条において「保育料」という。）のうち当該受給資格者に係る中学校修了前の子どもに関し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、厚生労働省令で定めるところにより、当該受給資格者に子ども手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができる。

2　市町村長は、受給資格者が、子ども手当の支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該子ども手当の額の全部又は一部を、学校給食費、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第四項に規定する保育料その他これらに類するものとして厚生労働省令で定める費用のうち当該受給資格者に係る中学校修了前の子どもに関し支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、厚生労働省令で定めるところにより、当該子ども手当の額のうち当該申出に係る部分を、当該費用に係る債権を有する者に支払うことができる。

3　前項の規定による支払があったときは、当該受給資格者に対し当該子ども手当（同項の申出に係る部分に限る。）の支給があったものとみなす。

第二十六条　市町村長は、児童福祉法第五十六条第三項の規定により保育料を徴収する場合において、第六条の認定を受けた受給資格者が保育料を支払うべき扶養義務者である場合には、政令で定めるところにより、当該扶養義務者に子ども手当の支払をする際に保育料を徴収することができる。

2　市町村長は、前項の規定による徴収（以下この項において「特別徴収」という。）の方法によって保育料を徴収しようとするときは、特別徴収の対象となる者（以下この項において「特別徴収対象者」という。）に係る保育料を特別徴収の方法によって徴収する旨、当該特別徴収対象者に係る特別徴収の方法によって徴収すべき保育料の額その他厚生労働省令で定める事項を、あらかじめ特別徴収対象者に通知しなければならない。

（施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合の子ども手当の取扱い）

第二十七条　市町村長は、施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、当該施設等受給資格者に委託され、又は当該施設等受給資格者に係る児童福祉施設等に入所している中学校修了前の施設入所等子どもに対し子ども手当を支払うこととする。この場合において、当該施設等受給資格者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該中学校修了前の施設入所等子どもが子ども手当として支払を受けた現金を保管することができる。

2　前項の規定による支払があったときは、当該施設等受給資格者に対し当該子ども手当の支給があったものとみなす。

（時効）

第二十八条　子ども手当の支給を受ける権利及び第十三条第一項の規定による徴収金を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

2　子ども手当の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

3　第十三条第一項の規定による徴収金の納入の告知又は督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（期間の計算）

第二十九条　この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

（不服申立てと訴訟との関係）

第三十条　子ども手当の支給に関する処分又は第十三条第一項の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

（届出）

第三十一条　子ども手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（第十六条第一項の規定によって読み替えられる第六条の認定をする者を含む。以下同じ。）に対し、厚生労働省令で定める事項を届け

出、かつ、厚生労働省令で定める書類を提出しなければならない。

（調査）

第三十二条　市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、子ども手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

2　前項の規定によって質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（資料の提供等）

第三十三条　市町村長は、子ども手当の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、第六条（第十六条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の認定につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は受給資格者の雇用主その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

（報告等）

第三十四条　第十六条第一項の規定によって読み替えられる第六条の認定をする者は、厚生労働省令で定めるところにより、子ども手当の支給の状況につき、厚生労働大臣に報告するものとする。

2　都道府県知事及び市町村長は、前項の報告に際し、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を円滑に行うために必要な事項について、地域の実情を踏まえ、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができる。

（事務の区分）

第三十五条　この法律（第二十四条から第二十七条まで及び前条を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（第十六条第一項の規定により読み替えられた第六条第一項、第七条第一項及び第十三条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（厚生労働省令への委任）

第三十六条　この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

（罰則）

第三十七条　偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、平成二十四年度以降の恒久的な子どものための金銭の給付の制度について、この法律に規定する子ども手当の額等を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講ずるものとする。その際、全国的連合組織（地方自治法第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の代表者その他の関係者と十分に協議を行い、当該措置についてこれらの者の理解を得るよう努めるものとする。

2　前項の法制上の措置を講ずるに当たっては、当該給付を受けようとする者の所得の額が一定の基準を超える場合に当該給付を制限する措置について、当該基準について検討を加えた上で、平成二十四年六月分以降の給付から適用することとし、併せて当該制限を受ける者に対する税制上又は財政上の措置等について検討を加え、所要の措置を講ずるものとする。

（子ども手当の支給及び額の改定に関する経過措置）

第三条　次の各号に掲げる者が、平成二十四年三月三十一日までの間に第六条第一項（第十六条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する子ども手当の額の改定は、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から行う。

一　中学校修了前の子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、施行日から平成二十四年二月二十九日までの間に当該中学校修了前の子どもと同居する

一　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において現に子ども手当の支給要件に該当している者　施行日の属する月

二　施行日から平成二十四年二月二十九日までの間に子ども手当の支給要件に該当するに至った者であって、当該支給要件に該当するに至った日において、未成年後見人、父母指定者又は第四条第一項第四号に掲げる者として中学校修了前の子どもを養育することとなったことにより同項第一号、第二号又は第四号に掲げる者に該当するに至った者　その者が同号に掲げる者に該当するに至った日の属する月の翌月

三　施行日から平成二十四年二月二十九日までの間に子ども手当の支給要件に該当するに至った者であって、当該支給要件に該当するに至った日において、未成年後見人、父母指定者又は第四条第一項第四号に掲げる者として中学校修了前の子どもを養育することとなったことにより同項第一号、第二号又は第四号に掲げる者に該当するに至った者　その者が同項第一号、第二号又は第四号に掲げる者に該当するに至った日の属する月の翌月

第四条　次の各号に掲げる者が、平成二十四年三月三十一日までの間に第八条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する子ども手当の額の改定は、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から行う。

ることとなったことにより子ども手当の額が増額することとなるに至ったもの　その者が当該中学校修了前の子どもと同居することとなった日の属する月の翌月

二　施行日から平成二十四年二月二十九日までの間に未成年後見人、父母指定者又は第四条第一項第四号に掲げる者として中学校修了前の子どもを養育することとなったことにより子ども手当の額が増額することとなるに至った者　その者が当該中学校修了前の子どもを養育することとなった日の属する月の翌月

（障害者自立支援法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第二条中障害者自立支援法第五条の改正規定の施行の日（次条において「障害者自立支援法第五条施行日」という。）から平成二十四年三月三十一日までの間における第三条第三項第三号の規定の適用については、同号中「第五条第十二項」とあるのは、「第五条第十三項」とする。

（調整規定）

第六条　施行日が障害者自立支援法第五条施行日以後である場合には、前条中「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第二条中障害者自立支援法第五条の改正規定の施行の日（次条において「障害者自立支援法第五条施行日」という。）から平成二十四年三月三十一日までの間における第三条第三項第三号の規定の適用については、同号中「第五条第十二項」とあるのは、「第五条第十三項」とする。」とあるのは、「施行日」とする。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第七条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十一条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（年金特別会計における子ども手当に関する経理）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三十一条の三　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第　　号）による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十条、第百十一条第六項及び第七項、第百十二条、第百十三条第四項、第百十四条第八項、第百十八条、第百十九条、第百二十条第二項、第百二十一条並びに第百二十三条第一項及び第四項の規定の適用については、第百八条中「よる児童手当」とあるのは「よる児童手当及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第　　号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）による子ども手当」と、第百十条中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十一条第六項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ニ中「児童手当」とあるのは「児童手当及び子ども手当」と、同条第七項第一号ホ中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十二条中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十三条第四項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項から第六項までの規定により児童手当又は児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十八条の見出し中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同条第一項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「及び」とあるのは「及び子ども手当交付金並びに」と、同条第二項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同条第三項中「及び」とあるのは「及び子ども手当交付金並びに」と、「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十九条中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百二十条第二項第四号中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「第四項」とあるのは「第四項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第二項、第四項及び第六項の規定により適用される児童手当法附則第七条第五項において準用する同法第十

八条第二項」と、第百二十一条並びに第百二十三条第一項及び第四項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」とする。

（健康保険法の一部改正）

第八条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の三を附則第八条の四とし、附則第八条の二の次に次の一条を加える。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法の特例）

第八条の三　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条の拠出金に関する第百五十九条の二の規定の適用については、同条中「第二十条」とあるのは、「第二十条（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。）」とする。

（船員保険法の一部改正）

第九条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の二の次に次の一条を加える。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法の特例）

第八条の三　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項の拠出金に関する第百十九条の規定の適用については、同条中「第二十条第一項」とあるのは、「第二十条第一項（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。）」とする。

（地方自治法の一部改正）

第十条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号）	この法律（第二十四条から第二十七条まで及び第三十四条を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（第十六条第一項の規定により読み替えられた第六条第一項、第七条第一項及び第十三条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）

（地方財政法の一部改正）

第十一条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十九条中「（平成二十二年法律第十九号）」の下に「又は平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号）」を加える。

（地方交付税法の一部改正）

第十二条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の三第一項第二号中「この条の」を「第十条第三項本文の規定により平成二十三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の」に、「基準財政収入額」を「同項本文の規定により同日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた基準財政収入額」に改め、同条第四項中「この条」を「第十条第三項本文の規定により平成二十三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条」に、「基準財政収入額」を「第十条第三項本文の規定により同日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた基準財政収入額」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十三条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第八条を次のように改める。

（平成二十三年度における子ども手当の支給を受けている者に関する特例）

第八条　平成二十三年十月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における第七条第十一号の二、第二十九条の二及び第三十一条第三項の規定の適用については、同号中「児童手当の」とあるのは「子ども手当の」と、「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条の規定により認定を受けた受給資格者」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号）第六条の規定により認定を受けた受給資格者（同条第二項に規定する施設等受給資格者にあつては、同項第二号に掲げる里親に限る。）」と、第二十九条の二（見出しを含む。）及び第三十一条第三項中「児童手当」とあるのは「子ども手当」とする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第十四条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十九号の二の次に次の一号を加える。

二十九の三　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号）

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第十五条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十二年子ども手当支給法」を「平成二十二年度等子ども手当支給法」に、「平成二十三年度における子ども手当の支給等に

関する法律（平成二十三年法律第　　号。以下「平成二十三年子ども手当支給法」という。）を「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第　　号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）」に、「平成二十三年子ども手当支給法の」を「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法の」に改める。

第二条第二項中「平成二十二年子ども手当支給法及び平成二十三年子ども手当支給法」を「平成二十二年度等子ども手当支給法及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」に改める。

第三条第一項中「平成二十二年子ども手当支給法及び平成二十三年子ども手当支給法」を「平成二十二年度等子ども手当支給法及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」に改め、同条第三項各号を次のように改める。

一　調整対象都道府県　次に掲げる額の合算額

イ　平成二十三年度前期調整対象都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象都道府県の平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額

ロ　平成十八年児童手当法等改正法に係る調整対象都道府県平成二十二年度交付総額を総務省令で定めるところにより各調整対象都道府県の児童手当対象児童の数で按分した額

ハ　平成十九年児童手当法改正法に係る調整対象都道府県平成二十二年度交付総額を総務省令で定めるところにより各調整対象都道府県の児童手当引上対象児童数で按分した額

二　平成二十三年度後期都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各都道府県の平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額

二　調整対象外都道府県　次に掲げる額の合算額

イ　平成二十三年度前期調整対象外都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象外都道府県の平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額

ロ　平成二十三年度後期都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各都道府県の平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額

第三条第四項第三号中「子ども手当負担対象の子どもの数」を「平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子どもの数」に、「平成二十二年子ども手当支給法」を「平成二十二年度等子ども手当支給法」に、「及び平成二十三年子ども手当支給法第三条第一項に規定する子どものうち」を「のうち平成二十二年度等子ども手当支給法の規定による」に、「第六号」を「第七号」に改め、同項第九号中「調整対象外都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」を「平成二十三年度前期調整対象外都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に、「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額から」を「平成二十三年度前期都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額から」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「調整対象都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」を「平成二十三年度前期調整対象都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に、「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額に」を「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額のうち平成二十二年度等子ども手当支給法の規定による子ども手当の支給に係る額（第十号において「平成二十三年度前期都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」という。）に」に、「子ども手当負担対象の子どもの数」を「平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子どもの数」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子どもの数　平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第三条第一項に規定する子どものうち平成二十三年度子ども手当支給特別措置法の規定による子ども手当の支給に伴う地方公共団体の負担の増大に係るものの数として総務省令で定めるところにより算定した数

第三条第四項に次の一号を加える。

十一　平成二十三年度後期都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額　都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額のうち平成二十三年度子ども手当支給特別措置法の規定による子ども手当の支給に係る額

第三条第五項中「第七項第六号及び第九号」を「第七項第七号及び第十一号」に改め、同条第六項各号を次のように改める。

一　調整対象市町村　次に掲げる額の合算額

イ　平成二十三年度前期調整対象市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象市町村の平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額

ロ　平成十八年児童手当法等改正法に係る調整対象市町村平成二十二年度交付総額を総務省令で定めるところにより各調整対象市町村の児童手当対象児童の数で按分した額

ハ　平成十九年児童手当法改正法に係る調整対象市町村平成二十二年度交付総額を

総務省令で定めるところにより各調整対象市町村の児童手当引上対象児童数で按分した額

ニ　平成二十三年度後期市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各市町村の平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額

二　調整対象外市町村　次に掲げる額の合算額

イ　平成二十三年度前期調整対象外市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象外市町村の平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額

ロ　平成二十三年度後期市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各市町村の平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額

第三条第七項第三号中「子ども手当負担対象の子どもの数」を「平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子どもの数」に、「平成二十二年子ども手当支給法」を「平成二十二年度等子ども手当支給法」に、「及び平成二十三年子ども手当支給法第三条第一項に規定する子どものうち」を「のうち平成二十二年度等子ども手当支給法の規定による」に、「第六号」を「第七号」に改め、同項第九号中「調整対象外市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」を「平成二十三年度前期調整対象外市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に、「市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額から」を「平成二十三年度前期市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額から」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「調整対象市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」を「平成二十三年度前期調整対象市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に、「市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額に」を「市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額のうち平成二十二年度等子ども手当支給法の規定による子ども手当の支給に係る額（第十号において「平成二十三年度前期市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」という。）に」に、「子ども手当負担対象の子どもの数」を「平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子どもの数」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子どもの数　平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第三条第一項に規定する子どものうち平成二十三年度子ども手当支給特別措置法の規定による子ども手当の支給に伴う地方公共団体の負担の増大に係るものの数として総務省令で定めるところにより算定した数

第三条第七項に次の一号を加える。

十一　平成二十三年度後期市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額　市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額のうち平成二十三年度子ども手当支給特別措置法の規定による子ども手当の支給に係る額

第五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、地方特例交付金の総額の増加その他特別の事由がある場合においては、九月一日以後において、地方特例交付金の額を決定し、又は既に決定した地方特例交付金の額を変更することができる。

第五条第二項中「決定した」を「決定し、又は変更した」に改める。

第十一条中「決定しようとする」を「決定し、又は変更しようとする」に改める。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　前条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規定は、平成二十三年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、平成二十二年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正）

第十七条　国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法の特例）

5　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第　　号）の規定により子ども手当の支給がされる交流派遣職員に関する第十五条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第　　号）第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法」とする。

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正）

第十八条　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法の特例）

第四条　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法

律第　　号）の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関する第八条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」とする。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正）

第十九条　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第七項を附則第八項とし、附則第六項の次に次の一項を加える。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法の特例）

7　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第　　号）の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関する第十七条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第　　号）第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法」とする。

（地方独立行政法人法の一部改正）

第二十条　地方独立行政法人法の一部を次のように改正する。

附則第五条を次のように改める。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に係る特例）

第五条　平成二十三年十月二日から平成二十四年三月三十一日までに成立する移行型地方独立行政法人に関する第六十三条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、同条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第七条第二項」とする。

（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正）

第二十一条　判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法の特例）

7　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第　　号）の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員に関する第九条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第　　号）第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法」とする。

（日本年金機構法の一部改正）

第二十二条　日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

附則第七十六条を附則第七十七条とし、附則第七十五条の次に次の一条を加える。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法の特例）

第七十六条　機構が、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第　　号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十二条第三項に規定する権限に係る事務並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十二条第八項に規定する事務を行う場合における第二十三条第三項、第二十六条第二項、第二十七条第二項及び第四十八条第一項の規定の適用については、第二十三条第三項中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」とあるのは「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第　　号。以下「平成

二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。）」と、第二十六条第二項中「児童手当法」とあるのは「児童手当法（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。）」と、第二十七条第二項第一号中「児童手当法」とあるのは「児童手当法第二十二条第三項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十二条第八項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十二条第八項」と、第四十八条第一項中「児童手当法」とあるのは「児童手当法（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。）」とする。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第二十三条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第百二条の見出しを「（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法等の拠出金の免除の特例）」に改め、同条中「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項」を「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号。以下この条において「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下この条において「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項を含む。以下この条において同じ。）」に、「同条第二項」を「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第二項（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条第二項を含む。）」に、「同条第一項」を「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項」に改め、同条各号中「平成二十三年十一月」を「平成二十四年三月」に、「同年十月」を「同年二月」に改める。

（政令への委任）

第二十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年八月二十五日

経済産業委員長　柳澤　光美

参議院議長　西岡　武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近のエネルギーをめぐる内外の経済的社会的環境の変化及びエネルギー源として再生可能エネルギー源を利用することの重要性が増大していることに鑑み、電気事業者に対し、一定の調達期間を超えない範囲内の期間にわたり一定の調達価格により再生可能エネルギー電気を調達する契約を締結する義務を課す等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費は、平成二十四年度において約七十億円と見込まれている。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　再生可能エネルギー発電設備については、太陽光にあっては屋根用及び地上用（大規模・小規模）、風力にあっては洋上及び陸上など様々な形態があることに鑑み、エネルギーの種別、設備の規模等の設備の様々な態様に応じた調達価格及び調達期間の設定を行うこと。

二　本法の施行前より既存の設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する者が、本法施行後においても安定的な供給を継続することができるよう、新規参入者との公平性に配慮しつつ、必要な措置を講ずること。

三　電気事業者が、本法第四条第一項の規定に基づいて特定供給者との特定契約の締結を拒んだ場合や、本法第五条第一項各号の規定に基づいて特定供給者との接続を拒んだ場合においては、その理由について十分な説明を行うよう措置するものとすること。

四　再生可能エネルギー発電設備については、同設備から生ずる有害物質等により人の健康に係る被害が生ずることのないよう、また、長期間にわたりその安全性等が確保されるよう、品質保証がなされていること、メンテナンス契約が締結されていることその他の厳格な基準を設けること。

五　再生可能エネルギー発電設備については、これらの耐用年数経過後において大量の廃棄物の発生を防ぐ観点から、設備のリサイクルシステ

ム構築等、早急に必要な措置を講ずること。

六　本法第十七条に規定する賦課金に係る特例措置について、製造業以外の業種に係る基準や特例の対象となる電気の使用量の基準を政令で定める際には、その設定に係る考え方を明らかにすること。また、製造業については、同条の認定に当たり、個別の事業所における事業展開が極めて多種多様である点を十分踏まえ、弾力的かつ透明な運用を行うこと。

七　本法第十七条に規定する賦課金に係る特例措置に伴い、費用負担調整機関が電気事業者に対し交付金を交付するために必要となる費用の財源に関しては、本法の施行の状況等を勘案し、電源開発促進税を充てること等についても検討すること。

八　賦課金の負担が、中小企業及び低所得者に対して過重なものとならないよう、省エネに係る補助金等を活用する等、必要な措置を講ずること。

九　再生可能エネルギー発電設備を用いた発電への参入促進が図られるよう、土地利用、建築物等に関する規制に係る手続の簡素化等の措置を講ずるとともに、再生可能エネルギー電気を供給する者等の利便性の向上を図るため、関連する手続についての相談等の対応窓口を一本化する等の措置を講じ、また、裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）の制度化を含めた関係者の権利調整のための措置について検討すること。

十　住宅用の太陽光発電設備の一層の普及を図るため、地域により導入コストに大きな差が生じないようにするなど、更なる支援策を検討すること。

十一　地域活性化を図る観点から、地域の特性をいかした再生可能エネルギー電気（バイオマス、水力等）の供給が促進されるよう必要な措置を講ずること。

十二　国民の再生可能エネルギー発電設備への投資が促進されるよう、市民ファンド等の設立を支援すること。

十三　エネルギーの安定的かつ適切な供給を確保するとともに、再生可能エネルギー源を変換して得られる電気の利用に伴う電気の使用者の負担を軽減するため、発送配電の分離、東西周波数の統一、総括原価方式の見直し等の措置も含め、幅広く検討を進めること。

十四　再生可能エネルギー電気の利用の拡大が促進されるよう、スマートグリッドの構築、蓄電池等の省エネ技術の開発及びその普及、高圧高容量直流送電線の整備等に向けての官民の役割分担、協力体制の構築等、必要な措置を講ずるよう努めること。

十五　東日本大震災により著しい被害を受けた地域において、同震災の発生後この法律の施行前に、電気の供給力の強化に資するように開始された再生可能エネルギー電気の供給については、適切な配慮を行うものとすること。

十六　本法附則第九条に定める政令については、被災者生活再建支援法、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律等に基づく支援の考え方を踏まえつつ、東日本大震災による被災者の支援のために適切かつ実施可能な範囲を設定するものとすること。

十七　再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るため、税制上の措置等を速やかに検討すること。

右決議する。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年八月二十三日

参議院議長　西岡　武夫殿

衆議院議長　横路　孝弘

（小字及び▬は衆議院修正）

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達等（第三条―第七条）
第三章　電気事業者間の費用負担の調整（第八条―第十六条）
第四章　費用負担調整機関（第十七条―第二十八条）
第五章　調達価格等算定委員会（第二十九条―第三十四条）
第六章　罰則（第三十五条―第三十九条）
附則

（目的）

第一条　この法律は、エネルギー源としての再生可能エネルギー源を利用することが、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要となっていることに鑑み、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関し、その価格、期間等について特別の措置を講ずることにより、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進し、もって○我が国の国際競争力の強化及び我が国産業の振興、地域の活性化その他○国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「電気事業者」とは、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者（以下単に「一般電気事業者」という。）、同項第六号に規定する特定電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者（第五条第一項において単に「特定規模電気事業者」という。）をいう。

2　この法律において「再生可能エネルギー電気」とは、再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気をいう。

3　この法律において「再生可能エネルギー発電設備」とは、再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。

4　この法律において「再生可能エネルギー源」とは、次に掲げるエネルギー源をいう。

一　太陽光

二　風力

三　水力

四　地熱

五　バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。第六条第三項及び第八項において同じ。）

六　前各号に掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの

第二章　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達等

（調達価格及び調達期間）

第三条　経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、電気事業者が次条第一項の規定により行う再生可能エネルギー電気の調達につき、経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分○、設置の形態及び規模ごとに、当該再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格（以下「調達価格」という。）及びその調達価格による調達に係る期間（以下「調達期間」という。）を定めなければならない。ただし、経済産業大臣は、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、再生可能エネルギー発電設備の設置に要する費用、物価その他の経済事情の変動等を勘案し、必要があると認めるときは、半期ごとに、当該半期の開始前に、調達価格及び調達期間（以下「調達価格等」という。）を定めることができる。

2　調達価格は、当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を調達期間にわたり安定的に行うことを可能とする価格として、当該供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用及び当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量を基礎とし、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況○、第六条第一項の認定に係る発電（同条第四項の規定による変更の認定又は同条第五項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。同条第六項において同じ。）に係る再生可能エネルギー発電設備（以下「認定発電設備」という。）を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする者（以下「特定供給者」という。）が受けるべき適正な利潤、この法律の施行前から再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する者の当該供給に係る費用○その他の事情を勘案して定めるものとする。

3　調達期間は、当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給の開始の時から、その供給の開始後最初に行われる再生可能エネルギー発電設備の重要な部分の更新の時までの標準的な期間を勘案して定めるものとする。

4　経済産業大臣は、調達価格及び調達期間（以下「調達価格等」という。）を定めるに当たっては、第十六条の賦課金の負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう配慮しなければならない。

5　経済産業大臣は、調達価格等を定めようとするときは、当該再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、及び消費者政策の観点から消費者問題担当大臣（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号及び同条第三項第六十一号に掲げる事務を掌理するものをいう。）の意見を聴くとともに、調達価格等算定委員会総合資源エネルギー調査会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

6　経済産業大臣は、調達価格等を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

7　経済産業大臣は、前項の規定による告示後速やかに、当該告示に係る調達価格等並びに当該調達価格等の算定の基礎に用いた数及び算定の方法を国会に報告しなければならない。

8　経済産業大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、調達価格等を改定することができる。

9　第五項から及び第七項○まで○の規定は、前項の規定による調達価格等の改定について準用する。

（特定契約の申込みに応ずる義務）

第四条　電気事業者は、第六条第一項の認定に係る発電（同条第四項の規定による変更の認定又は同条第五項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。同条第六項において同じ。）に係る再生可能エネルギー発電設備（以下「認定発電設備」という。）を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする者（以下「特定供給者」という。）から、当該再生可能エネルギー電気について特定契約（当該○特定供給者認定発電設備に係る調達期間を超えない範囲内の期間（当該再生可能エネルギー電気が既に他の電気事業者に供給されていた場合その他の経済産業省令で定める場合にあっては、経済産業省令で定める期間）にわたり、特定供給者が電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給することを約し、電気事業者が当該認定発電設備に係る調達価格により再生可能エネルギー電気を調達することを約する契約をいう。以下同じ。）の申込みがあったときは、その内容が当該電気事業者の利益を不当に害するおそれがあるときその他の経済産業省令で定める正当な理由がある場合を除き、特定契約の締結を拒んではならない。

2　経済産業大臣は、電気事業者に対し、特定契約の円滑な締結のため必要があると認めるときは、その締結に関し必要な指導及び助言をすることができる。

3　経済産業大臣は、正当な理由がなくて特定契約の締結に応じない電気事業者があるときは、当該電気事業者に対し、特定契約の締結に応ずべき旨の勧告をすることができる。

4　経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた電気事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該電気事

業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（接続の請求に応ずる義務）

第五条　電気事業者（特定規模電気事業者を除く。以下この条において同じ。）は、前条第一項の規定により特定契約の申込みをしようとする特定供給者から、当該特定供給者が用いる認定発電設備と当該電気事業者がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物（電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物をいう。第三十〇九条第二項において同じ。）とを電気的に接続することを求められたときは、次に掲げる場合を除き、当該接続を拒んではならない。

一　当該特定供給者が当該接続に必要な費用であって経済産業省令で定めるものを負担しないとき。

二　当該電気事業者による電気の円滑な供給の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。

三　前二号に掲げる場合のほか、経済産業省令で定める正当な理由があるとき。

2　経済産業大臣は、電気事業者に対し、前項に規定する接続が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該接続に関し必要な指導及び助言をすることができる。

3　経済産業大臣は、正当な理由がなくて第一項に規定する接続を行わない電気事業者があるときは、当該電気事業者に対し、当該接続を行うべき旨の勧告をすることができる。

4　経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた電気事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該電気事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等）

第六条　再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

一　当該再生可能エネルギー発電設備が（について、）経済産業省令で定める基準に適合すること。（調達期間にわたり安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものであることその他の）

二　その発電の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。

2　経済産業大臣は、前項の認定の申請に係る発電が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

3　経済産業大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、当該認定の申請に係る発電がバイオマスを電気に変換するものであるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議しなければならない。

4　第一項の認定に係る発電をし、又はしようとする者は、当該認定に係る発電の変更をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

5　第一項の認定に係る発電をし、又はしようとする者は、前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

6　経済産業大臣は、第一項の認定に係る発電が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

7　第二項及び第三項の規定は、第四項の認定について準用する。

8　経済産業大臣は、第一項第二号の経済産業省令（発電に利用することができるバイオマスに係る部分に限る。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣に協議しなければならない。

（電気事業法の特例）

第七条　特定契約に基づく一般電気事業者に対するその一般電気事業（電気事業法第二条第一項第一号に規定する一般電気事業をいう。）の用に供するための再生可能エネルギー電気の供給については、同法第二十二条の規定は、適用しない。

第三章　電気事業者間の費用負担の調整

（交付金の交付）

第八条　第十七九条第一項に規定する費用負担調整機関（以下この章において単に「費用負担調整機関」という。）は、各電気事業者が供給する電気の量に占める特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の量の割合に係る費用負担の不均衡を調整するため、経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者（第十四条第一項の規定による督促を受け、同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しない電気事業者を除く。次条、第十条第一項及び第十六条〇及び第十八条〇において同じ。）に対して、交付金を交付する。

2　前項の交付金（以下単に「交付金」という。）は、第十一条第一項の規定により費用負担調整機関が徴収する納付金〇及び第十八条の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金〇をもって充てる。

（交付金の額）

第九条　前条第一項の規定により電気事業者に対して交付される交付金の額は、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、特定契約ごとの第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額の合計額を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した額とする。

一　当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に当該特定契約に係る調達価格を乗じて得た額

二　当該電気事業者が特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の調達をしなかったとしたならば当該再生可能エネルギー電気の量に相当する量の電気の発電又は調達に要することとなる費用の額として経済産業省令で定める方法により算定した額

（交付金の額の決定、通知等）

第十条　費用負担調整機関は、第八条第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、各電気事業者に対し交付すべき交付金の額を決定し、当該各電気事業者に対し、その者に対し交付すべき交付金の額その他必要な事項を通知しなければならない。

2　費用負担調整機関は、交付金の額を算定するため必要があるときは、電気事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

（納付金の徴収及び納付義務）

第十一条　費用負担調整機関は、第十七条第二項（九）に規定する業務に要する費用及び当該業務に関する事務の処理に要する費用（次条第二項において「事務費」という。）に充てるため、経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者から、納付金を徴収する。

2　電気事業者は、前項の納付金（以下単に「納付金」という。）を納付する義務を負う。

（納付金の額）

第十二条　前条第一項の規定により電気事業者から徴収する納付金の額は、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいう。次項及び第十六条第二項において同じ。）に当該期間の属する年度における納付金単価を乗じて得た額を基礎として、第十七条第二項の規定による認定を受けた事業所に係る電気の使用者に対し支払を請求することができる第十六条の賦課金の額を勘案して経済産業省令で定める方法により算定した額とする。

2　前項の納付金単価は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業大臣が、当該年度において全ての電気事業者に交付される交付金の見込額の合計額に当該年度における事務費の見込額を加えて得た額を当該年度における全ての電気事業者が供給することが見込まれる電気の量の合計量で除して得た電気の一キロワット時当たりの額を基礎とし、前々年度における全ての電気事業者に係る交付金の合計額と納付金の合計額との過不足額その他の事情を勘案して定めるものとする。

3　電気事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、○納付金の額及び○納付金単価を算定するための資料として、特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量○、第十七条第二項の規定による認定を受けた事業所に係る電気の使用者に対し支払を請求することができる第十六条の賦課金の額に関する事項○その他の経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

4　経済産業大臣は、納付金単価を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

（納付金の額の決定、通知等）

第十三条　費用負担調整機関は、第十一条第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、各電気事業者が納付すべき納付金の額を決定し、当該各電気事業者に対し、その者が納付すべき納付金の額及び納付期限その他必要な事項を通知しなければならない。

2　第十条第二項の規定は、納付金について準用する。

（納付金の納付の督促等）

第十四条　費用負担調整機関は、前条第一項の規定による通知を受けた電気事業者がその納付期限までに納付金を納付しないときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

2　費用負担調整機関は、前項の規定により督促したときは、その督促に係る納付金の額に納付期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額の延滞金を徴収することができる。

3　費用負担調整機関は、第一項の規定による督促を受けた電気事業者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、直ちに、その旨を経済産業大臣に通知しなければならない。

4　経済産業大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、当該電気事業者の氏名又は名称及び当該電気事業者が第一項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付していない旨を公表しなければならない。

（帳簿）

第十五条　電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、特定契約ごとの調達した再生可能エネルギー電気の量、供給した電気の量その他の経済産業省令で定める事項を記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

（賦課金の請求）

第十六条　電気事業者は、納付金に充てるため、当該電気事業者から電気の供給を受ける電気の使用者に対し、当該電気の供給の対価の一部として、賦課金を支払うべきことを請求することができる。

2　前項の規定により電気の使用者に対し支払を請求することができる賦課金の額は、当該電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量に当該電気の供給をした年度における納付金単価に相当する金額を乗じて得た額とする。

（賦課金に係る特例）

第十七条　経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業省令で定めるところにより、当該事業の電気の使用に係る原単位（売上高千円当たりの電気の使用量（キロワット時で表した量をいい、電気事業者から供給を受けた電気の使用量に限る。以下この条及び第四十条第二項において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）が、当該事業が製造業に属するものである場合にあっては製造業に係る電気の使用に係る原単位の平均の八倍を超える事業を行う者からの、当該事業が製造業以外の業種に属するものである場合にあっては製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均の政令で定める倍数を超える事業を行う者からの申請により、年間の当該事業に係る電気の使用量が政令で定める量を超える事業所について、前条の賦課金の負担が当該事業者の事業活動の継続に与える影響に特に配慮する必要がある事業所として認定するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、同項の申請者が第五項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者である場合には、経済産業大臣は、前項の認定をしてはならない。

3　前条第二項の規定にかかわらず、第一項の規定による認定に係る年度において、同条第一項の規定により第一項の規定による認定を受けた事業所に係る支払を請求することができる賦課金の額は、同条第二項の規定により算定された額から、当該事業の電気の使用に係る原単位に応じて、当該額に百分の八十を下らない政令で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

4　経済産業大臣は、第一項の規定による認定を受けた事業所に係る事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、当該事業所の名称及び所在地、当該認定に係る事業の電気の使用に係る原単位の算定の基礎となる当該事業に係る電気の使用量、当該事業所の年間の当該事業に係る電気の使用量その他経済産業省令で定める事項について、経済産業省令で定めるところにより、公表するものとする。

5　経済産業大臣は、偽りその他不正の手段により第一項の規定による認定を受けた者があるときは、その認定を取り消さなければならない。

6　経済産業大臣は、第一項の規定による認定を受けた者が同項に規定する要件を欠くに至ったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（予算上の措置）

第十八条　政府は、第八条第一項の規定により費用負担調整機関が電気事業者に対し交付金を交付するために必要となる費用の財源に充てるため、必要な予算上の措置を講ずるものとする。

第四章　費用負担調整機関

（費用負担調整機関の指定等）

第十七九条　経済産業大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であって、次項に規定する業務（以下「調整業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、費用負担調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

一　調整業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二　役員又は職員の構成が、調整業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三　調整業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって調整業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四　第二十七九条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

五　役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

イ　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

2　調整機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　電気事業者から納付金を徴収し、その管理を行うこと。

二　電気事業者に対し交付金を交付すること。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3　経済産業大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

4　調整機関は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5　経済産業大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（調整業務規程）

第十八二十条　調整機関は、調整業務の開始前に、その実施方法その他の経済産業省令で定める事項について調整業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　調整業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。

二　特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三　電気事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3　経済産業大臣は、第一項の認可をした調整業務規程が調整業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その調整業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）

第十九二十一条　調整機関は、毎事業年度、経済産業省令で定めるところにより、調整業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　調整機関は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書を公表しなければならない。

3　調整機関は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、調整業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

（区分経理）

第二十〇二条　調整機関は、調整業務以外の業務を行っている場合には、当該業務に係る経理と調整業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

（業務の休廃止）

第二十一三条　調整機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、調整業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（納付金の運用）

第二十二四条　調整機関は、次の方法によるほか、納付金を運用してはならない。

一　国債その他経済産業大臣の指定する有価証券の保有
二　銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金
三　信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

（帳簿）

第二十三条五　調整機関は、経済産業省令で定めるところにより、調整業務に関する事項で経済産業省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条六　調整機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、調整業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（解任命令）

第二十五条七　経済産業大臣は、調整機関の役員が、この法律の規定若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは処分に違反したとき、第二十八条第一項の認可を受けた同項に規定する調整業務規程に違反する行為をしたとき、又は調整業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、調整機関に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

（監督命令）

第二十六条八　経済産業大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、調整機関に対し、調整業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し等）

第二十七条九　経済産業大臣は、調整機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第十七条九第一項の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）を取り消すことができる。

一　調整業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
二　指定に関し不正の行為があったとき。
三　この法律の規定若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは処分に違反したとき、又は第二十八条第一項の認可を受けた同項に規定する調整業務規程によらないで調整業務を行ったとき。

2　経済産業大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

3　第一項の規定による指定の取消しが行われた場合において、電気事業者が当該指定を取り消された法人に納付した納付金がなお存するときは、当該指定を取り消された法人は、経済産業大臣が第十七条九第一項の規定により新たに指定する調整機関に当該納付金を速やかに引き渡さなければならない。

（情報の提供等）

第二十八条二十　経済産業大臣は、調整機関に対し、調整業務の実施に関し必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。

第五章　調達価格等算定委員会

（設置及び所掌事務）

第三十一条　資源エネルギー庁に、調達価格等算定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2　委員会は、この法律によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第三十二条　委員会は、委員五人をもって組織する。

（委員）

第三十三条　委員は、電気事業、経済等に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、経済産業大臣が任命する。

2　前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、経済産業大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3　前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、経済産業大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4　委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

6　委員は、再任されることができる。

7　経済産業大臣は、委員が破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。

8　経済産業大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

9　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

10　委員は、非常勤とする。

（委員長）

第三十四条　委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第三十五条　委員会の会議は、委員長が招集する。

2　委員会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3　委員会の会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4　委員長に事故がある場合における第二項の規定の適用については、前条第三項の規定により委員長の職務を代理する委員は、委員長とみなす。

5　委員会の会議は、公開する。ただし、委員会は、会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる。

（資料の提出その他の協力）

第三十六条　委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2　委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第三十七条　この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章六　雑則

（再生可能エネルギー源の利用に要する費用の価格への反映）

第二十九条三十八　国は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るためには、当該利用に要する費用を電気の使用者に対する電気の供給の対価に適切に反映させることが重要であることに鑑み、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて

国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

2　電気事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るため、電気の供給の対価に係る負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう、その事業活動の効率化、当該事業活動に係る経費の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保に関する国等の責務）

第三十〇九条　国は、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及、〇再生可能エネルギー発電設備の設置に係る土地利用、建築物等に関する規制その他の能エネルギー電気の供給に係る規制の在り方〇及び認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給〇についての検討及びその結果に基づく必要し、又は供給しようとする者の利便性の向上を図るための措置な措置の実施その他必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2　電気事業者及び再生可能エネルギー電気を電気事業者に供給する者は、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、相互の密接な連携の下に、再生可能エネルギー電気の円滑な供給に資する電気工作物の設置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3　再生可能エネルギー発電設備の製造、設置その他の再生可能エネルギー発電設備に関連する事業を行う者は、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、再生可能エネルギー発電設備の製造及び設置に要する費用の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（報告徴収及び立入検査）

第三十四一条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気事業者若しくは認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給し、若しくは供給しようとする者に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、電気事業者若しくは認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給し、若しくは供給しようとする者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2　経済産業大臣は、第十七条の規定の施行に必要な限度において、同条第一項の規定によりその事業所について認定を受け、若しくは受けようとする者に対し、当該事業所の年間の当該認定に係る事業に係る電気の使用量、当該者の当該事業に係る売上高その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該事業所若しくは当該者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 3　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、調整機関に対し、調整業務の状況若しくは資産に関し報告をさせ、又はその職員に、調整機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 4　前二三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 5　第一項及び第二三項〇から〇までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（環境大臣との関係）

第三十四一一条　経済産業大臣は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進するための施策の実施に当たり、当該施策の実施が環境の保全に関する施策に関連する場合には、環境大臣と緊密に連絡し、及び協力して行うものとする。

（経済産業省令への委任）

第三十四一二条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、経済産業省令で定める。

（経過措置）

第三十四一三条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第六七章　罰則

第三十四一四条　第二十四六条〇又は第三十三条第九項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十四一五条　第四条第四項又は第五条第四項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第三十四一六条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十二条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十五条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

三　第三十四一一条第一項〇若しくは第二項〇の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項同条第二項の規定若しくは第二項による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十四一七条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした調整機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十一三条の許可を受けないで調整業務の全部を廃止したとき。

二　第二十三五条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

三　第三十四一一条第二三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第三十四一八条　法人の代表者又は法人若しくは人の

代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十六条（四十五）又は第三十七条（四十六）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日（平成二十四年七月一日）から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第八条並びに第十条第一項及び第五項の規定　公布の日

二　第五章並びに附則第二条、第五条、第十四条及び第十五条（経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）第十九条第一項第四号の改正規定を除く。）の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三　附則第三条及び第四条の規定　公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条　経済産業大臣は、この法律の施行前においても、第三条及び第十二条の規定の例により、調達価格等及び納付金単価を定め、これを告示することができる。

2　前項の規定により定められた調達価格等及び納付金単価は、この法律の施行の日において第三条第一項及び第十二条第二項の規定により定められたものとみなす。

第三条　再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、同条第一項の認定を受けることができる。

2　前項の規定により認定を受けたときは、この法律の施行の日において第六条第一項の規定により認定を受けたものとみなす。

第四条（五）　第十七条（九）第一項の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同条、第二十八条（二十）並びに第十九条（二十一）第一項及び第二項の規定の例により行うことができる。

（太陽光発電設備に係る特例）

第五条（六）　太陽光を電気に変換する設備（以下「太陽光発電設備」という。）であって、この法律の施行の際現にエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項（同項第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）に基づき一般電気事業者により行われている太陽光を変換して得られる電気の調達に係る設備として経済産業省令で定める要件に適合している旨の経済産業大臣の確認を受けたものを用いた発電については、この法律の施行の日に第六条第一項の規定による認定を受けた発電とみなして、この法律の規定を適用する。

2　前項の規定により第六条第一項の規定による認定を受けた発電とみなされる発電についての第四条第一項、第六条第四項、第六項及び第七項並びに第九条第一号の規定の適用については、第四条第一項中「当該○特定供給者に係る○認定発電設備に係る調達期間を超えない範囲内の期間（当該再生可能エネルギー電気が既に他の電気事業者に供給されていた場合その他の経済産業省令で定める場合にあっては、経済産業省令で定める期間）」とあるのは「前条の規定（調達期間に係る部分に限る。）の例に準じて経済産業大臣が定める期間」と、「当該認定発電設備に係る調達価格」とあるのは「同条の規定（調達価格に係る部分に限る。）の例に準じて経済産業大臣が定める価格（以下「特例太陽光価格」という。）」と、第六条第四項中「当該認定に係る発電」とあるのは「附則第五条（六）第一項の規定により第六条第一項の規定による認定を受けた発電とみなされる発電（以下「特例太陽光発電」という。）に係る附則第五条（六）第一項の太陽光発電設備」と、同条第六項中「第一項の認定に係る発電が同項各号のいずれか」とあるのは「特例太陽光発電に係る附則第五条（六）第一項の太陽光発電設備（第四項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）が同条第一項の経済産業省令で定める要件」と、同条第七項中「第二項及び第三項」とあるのは「第二項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第二項中「前項の認定の申請に係る発電が同項各号のいずれにも」とあるのは「特例太陽光発電に係る附則第五条（六）第一項の太陽光発電設備が同項の経済産業省令で定める要件に」と、「、同項」とあるのは「、前項」と読み替えるものとする」と、第九条第一号中「調達価格」とあるのは「調達価格（特例太陽光発電による電気について特定契約に基づき調達した場合にあっては、特例太陽光価格）」とする。

（特定供給者が受けるべき利潤に対する特別の配慮）

第七条　経済産業大臣は、集中的に再生可能エネルギー電気の利用の拡大を図るため、この法律の施行の日から起算して三年間を限り、調達価格を定めるに当たり、特定供給者が受けるべき利潤に特に配慮するものとする。

（再生可能エネルギー電気の供給に係る規制の在り方等の検討等の早期の実施）

第八条　国は、前条に定める期間における再生可能エネルギー電気の利用の拡大に資するため、再生可能エネルギー電気の供給に係る規制の在り方及び再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者の利便性の向上を図るための措置についての検討並びにその結果に基づく必要な措置をできるだけ早期に実施するよう努めるものとする。

（東日本大震災により被害を受けた電気の使用者に対する賦課金に係る特例）

第九条　第十六条第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間において、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次条第一項において同じ。）により著しい被害を受けた事務所、住居その他の施設又は設備に係る電気の使用者であって政令で定めるものに対し支払を請求することができる同条の賦課金の額は、零円とする。

2　前項の場合における第十二条第一項及び第三項の規定の適用については、「係る電気の使用者」とあるのは、「係る電気の使用者及び附則第九条第一項に規定する電気の使用者」とする。

（見直し）

第六条十　政府は、東日本大震災を踏まえてエネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画（以下この条において「エネルギー基本計画」という。）が変更された場合には、当該変更後のエネルギー基本計画の内容を踏まえ、速やかに、エネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の促進に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2　政府は、○エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図る観点から、○再生可能エネルギー電気の供給の前項の規定により必要な措置を講じた後、エネルギー基本計画が変更されるごと又は少なくとも三年ごとに、量の状況及びその見通し、○電気の供給に係る料金の額及びその見通し並びにその家計に与える影響、○第十六条の賦課金当該変更又は

の負担がその事業を行うに当たり電気を大量に使用する者その他の電気の使用者の経済活動等に与える影響、内外の社会経済情勢の変化等を勘案し、少なくとも三年ごとに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、この法律の施行後平成三十三年三月三十一日までの間にこの法律の廃止を含めた見直しを行うものとする。

3　政府は、この法律の施行後平成三十三年三月三十一日までの間に、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律の抜本的な見直しを行うものとする。

4　政府は、この法律の施行の状況等を勘案し、エネルギー対策特別会計の負担とすること、石油石炭税の収入額を充てること等を含め第十八条の予算上の措置に係る財源について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5　政府は、エネルギーの安定的かつ適切な供給を確保し、及び再生可能エネルギー電気の利用に伴う電気の使用者の負担を軽減する観点から、電気の供給に係る体制の整備及び料金の設定を含む電気事業に係る制度の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の廃止）

第七条十　電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）は、廃止する。

（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の廃止に伴う経過措置）

第八条十二　前条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（以下「旧特別措置法」という。）第四条から第八条まで、第九条第四項及び第五項並びに第十条から第十二条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、旧特別措置法第四条第一項中「新エネルギー等電気の基準利用量」とあるのは「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号。以下「再生可能エネルギー電気特別措置法」という。）附則第七条十の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号。以下「旧特別措置法」という。）第九条第一項の規定により認定を受けた新エネルギー等を電気に変換する設備（以下「新エネルギー等認定設備」という。）を用いて得られる新エネルギー等電気の経過措置利用量」と、「新エネルギー等電気利用目標及び新エネルギー等発電設備の導入に伴い必要となる電圧の調整のための発電設備の普及」とあるのは「旧特別措置法第四条第一項の規定により全ての電気事業者が再生可能エネルギー電気特別措置法の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年の前年の四月一日からその属する年の三月三十一日までの一年間（施行日の属する月が一月から三月までである場合には、施行日の属する年の前々年の四月一日からその属する年の前年の三月三十一日までの一年間）において利用をすべきものとして経済産業大臣に届け出た新エネルギー等電気の基準利用量の合計量及び新エネルギー等認定設備の廃止」と、同条第二項中「「四月一日から」とあるのは「「四月一日から翌年の」と、「開始した日から」とあるのは「開始した日から翌年の」と、旧特別措置法第五条から第八条までの規定中「基準利用量」とあるのは「経過措置利用量」と、旧特別措置法第九条第四項中「第一項」とあるのは「旧特別措置法第九条第一項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前項」と、「第一項」とあるのは「旧特別措置法第九条第一項」と、旧特別措置法第十一条並びに第十二条第一項及び第二項中「第九条第一項」とあるのは「旧特別措置法第九条第一項」とする。

第九条十三　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第十四条　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第六十五号の次に次の二号を加える。

六十五の二　調達価格等算定委員会委員

（経済産業省設置法の一部改正）

第十〇条　経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十九条」を「―第十九条の二」に改める。

第十八条に次の一項を加える。

2　前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより経済産業省に置かれる審議会等で資源エネルギー庁に置かれるものは、調達価格等算定委員会とする。

第十九条第一項第四号中「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）○」を「○、削り、第四章第二節第二款中同条の次に次の一条を加える。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号）」に改める。

（調達価格等算定委員会）

第十九条の二　調達価格等算定委員会については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（政令への委任）

第十一条六　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年八月二十五日

経済産業委員長　柳澤　光美

参議院議長　西岡　武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、電気事業及びガス事業を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応した規制の合理化等を図るため、他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合における供給約款の変更のための届出等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年八月二十三日

衆議院議長　横路　孝弘

参議院議長　西岡　武夫殿

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律

（電気事業法の一部改正）

第一条　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十四号中「特定規模電気事業」を「特定電気事業又は特定規模電気事業」に改め、「場所」の下に「特定規模電気事業を営む他の者から受電した場合にあつては、」を、「供給地点」の下に「同条第三項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。」を加える。

第八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、特定電気事業者がその供給地点について経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

第八条第三項中「第一項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3　特定電気事業者は、第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4　前項の規定による届出をした特定電気事業者は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その届出に係る変更をしてはならない。

5　経済産業大臣は、第三項の規定による届出の内容が、第五条各号（第五号を除く。次項において同じ。）のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

6　経済産業大臣は、第三項の規定による届出の内容が、第五条各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした特定電気事業者に対し、その届出を受理した日から二十日以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

第十六条第一項中「同条第三項」を「同条第七項」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「行なつて」を「行つて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、第八条第三項の規定による届出（供給地点を増加することとなるものに限る。）をした特定電気事業者が同条第七項において準用する第七条第一項の規定により指定した期間内にその増加する供給地点において事業を開始しないときは、その供給地点を減少することができる。

第十八条第七項中「受けた供給地点」の下に「（同条第三項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）」を加える。

第十九条第三項中「第一項の」を「同項の」に改め、「次項」の下に「又は第七項」を加え、同条中第八項を第十三項とし、第七項を第十二項とし、第六項を第十一項とし、第五項の次に次の五項を加える。

6　一般電気事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合（一般電気事業を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。）として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた供給約款で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

7　一般電気事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨及びその変更後の供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

8　前項の規定による届出に係る供給約款は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その効力を生じない。

9　経済産業大臣は、第七項の規定による届出に係る供給約款が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

一　料金の変更の内容がその変更の目的に照らして必要かつ十分なものであること。

二　料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三　一般電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

10　経済産業大臣は、第七項の規定による届出

に係る供給約款が前項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

第二十条中「同条第四項」の下に「若しくは第七項」を加え、「第十九条第七項」を「第十九条第十二項」に改める。

第二十一条第一項中「同条第四項」の下に「又は第七項」を加え、「第十九条第七項」を「第十九条第十二項」に改める。

第二十二条第一項中「卸供給事業者」の下に「（以下この条において「一般電気事業者等」という。）」を加え、同項第一号中「限る」の下に「。以下この条において「特定入札」という」を、「供給条件」の下に「（第九項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。第八項及び第九項において同じ。）」を加え、同条第七項中「第一項第一号の場合は、その」を「特定入札に応じて落札した供給条件により」に、「一般電気事業者、卸電気事業者又は卸供給事業者」を「一般電気事業者等」に改め、同条に次の五項を加える。

8　特定入札に応じて落札した供給条件により卸供給を行う一般電気事業者等は、他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合（卸供給を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。）として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、その供給条件を変更することができる。

9　特定入札に応じて落札した供給条件により卸供給を行う一般電気事業者等は、前項の規定により供給条件を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨及びその変更後の供給条件を経済産業大臣に届け出なければならない。

10　前項の規定による届出に係る供給条件は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その効力を生じない。

11　経済産業大臣は、第九項の規定による届出に係る供給条件が第十九条第九項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

12　経済産業大臣は、第九項の規定による届出に係る供給条件が第十九条第九項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から二十日以内に限り、その供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

第二十三条第一項中「同条第四項」の下に「又は第七項」を加える。

第二十四条の六第一項第一号中「次号において」を「以下」に改める。

第九十四条第二号中「電気事業者」を「電気供給事業者」に改め、同条第三号中「電気事業者」を「電気供給事業者」に改め、「処理」の下に「及び紛争の解決」を加える。

第百九条第一項中「第十六条第三項」を「第十六条第二項若しくは第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第二項中「第三項」を「第四項」に改める。

第百十八条第一号中「第九条第五項」を「第八条第六項、第九条第五項」に、「若しくは第八項」を「、第十項若しくは第十三項」に改め、「第二十二条第四項」の下に「若しくは第十二項」を加える。

第百二十条第一号中「第八条第三項」を「第八条第七項」に改める。

（ガス事業法の一部改正）

第二条　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「第一項の」を「同項の」に改め、「次項」の下に「又は第七項」を加え、同条中第八項を第十三項とし、第七項を第十二項とし、第六項を第十一項とし、第五項の次に次の五項を加える。

6　一般ガス事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合（一般ガス事業を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。）として経済産業省令で定める場合には、同項の認可を受けた供給約款で設定したガスの料金その他の供給条件を変更することができる。

7　一般ガス事業者は、前項の規定によりガスの料金その他の供給条件を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨及びその変更後の供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

8　前項の規定による届出に係る供給約款は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その効力を生じない。

9　経済産業大臣は、第七項の規定による届出に係る供給約款が次の各号に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

一　料金の変更の内容がその変更の目的に照らして必要かつ十分なものであること。

二　料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三　一般ガス事業者及びガスの使用者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四　特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

10　経済産業大臣は、第七項の規定による届出に係る供給約款が前項各号のいずれかに適合しないと認めるときは、一般ガス事業者に対し、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

第十八条第一項中「同条第四項」の下に「又は第七項」を加える。

第十九条中「同条第四項」の下に「若しくは第

七項」を加え、「第十七条第七項」を「第十七条第十二項」に改める。

第二十条中「同条第四項」の下に「又は第七項」を加え、「第十七条第七項」を「第十七条第十二項」に改める。

第三十七条の六の二中「第十七条第四項」の下に「又は第七項」を加え、「第十七条第七項」を「第十七条第十二項」に改める。

第五十七条第一号中「若しくは第八項」を「、第十項若しくは第十三項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（変更の許可の申請に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の電気事業法（以下「旧電気事業法」という。）第八条第一項の規定によりされた変更の許可の申請であって、この法律の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものは、当該変更が第一条の規定による改正後の電気事業法（以下「新電気事業法」という。）第八条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更に該当する場合以外の場合には同項の規定によりされた許可の申請とみなし、当該変更が同項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更に該当する場合には施行日に同条第三項の規定によりされた変更の届出とみなす。

（送配電等業務支援機関の指定に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に旧電気事業法第九十三条第一項の指定を受けている者は、施行日に新電気事業法第九十三条第一項の指定を受けたものとみなす。

（政令への委任）

第四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（電源開発促進税法の一部改正）

第六条　電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第六項」を「第十一項」に改める。

審査報告書

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年八月二十六日

環境委員長　北川イッセイ

参議院議長　西岡　武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が生じていることに鑑み、環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

環境大臣が防災担当大臣、後に法務大臣を兼務するという体制は当初から震災への迅速な対応に支障を来すことが懸念されていた。政府は、東日本大震災の発生以後、災害廃棄物を必ずしも迅速に処理できず、復旧・復興の足かせとなったことは否めない。

本来、本法については、政府がその責任において閣法として国会へ提出すべきであるところを、立法府が事態の重要性と機動的な対策の必要性から、衆議院の与野党の議員が中心となって国会へ提出した経緯を認識すべきである。

よって、政府は、本法を施行するに当たっては、各省庁が連携して、地方公共団体の協力を得て、十分な予算措置を行うとともに、長期的な視点に立った責任ある対応を図るため、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

一、国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることから、この法律に基づく放射性廃棄物の処理及び除染に当たっては、国の責任において万全な対策を講じるとともに、地方公共団体はそれぞれの実情に応じて国に協力するものであること。

二、国は、事業が円滑に進むよう、この法律に基づき地方公共団体が実施する民有地除染事業について、これに要する計画策定費用、調査費用も含め、費用の全額を国が一旦負担した上、国が関係原子力事業者に必要な求償を行うこと。また、国は、この法律に基づき地方公共団体が実施する公有地除染事業について、必要な財政上の支援措置を実施すること。

三、この法律に基づく放射性廃棄物の処理や除染の措置に関わる基準については、地域の汚染状況を踏まえ、客観的に、速やかに設定すること。また、その設定に当たっては、放射線の影響を受けやすいとされる妊婦及び子供の特性に十分に配慮するとともに、乳幼児、児童、生

徒、学生などの心身の健康・発達への影響を認識した上、汚染土壌の除去など園舎・校舎・校庭等の空間線量率の低減措置を進めること。

四、この法律に基づく除染の対象については、国民の安全・安心を確保するため、地方公共団体との協議の上、土壌や建築物等のみならず、道路、河川、湖沼、海、港湾、農地及び山林等を含むものとすること。

五、放射性廃棄物やこの法律に基づく除染により発生した除去土壌等の処分を円滑に進めるため、国の責任において最終処分場等を確保すること。

六、国は、環境中に放出された放射性物質の総合的な対策を万全に行うために、この法律の権能に応じた環境省の組織・体制を整備するとともに、環境大臣は関係行政機関の長と緊密な連携協力を図ること。

七、国は、放射性物質による健康被害から国民を守るため、継続した健康調査の実施や疫学調査の研究を進めること。また、地方公共団体等は、その職員等の放射線量管理等に係る仕組みの検討を行うこと。

八、国は、海洋汚染対策や地下水汚染対策など、水、大気、土壌、生態系などへの長期にわたる放射性物質の環境汚染対策の方針を示すこと。

九、今回の事故により環境中に放出された放射性物質による汚染への対処と進捗については、国民への速やかな情報公開を旨とし、同時に国際社会に向けての説明責任をも果たすこと。

十、この法律に基づいて行われる放射性廃棄物処理や除染等の措置等を実施するために、必要な予算を計上すること。

十一、立入りの制限が行われる程度に著しい汚染が生じている地域において、除染の完了までの間の汚染地域住民の生活再建の仕組みを今後、検討すること。

十二、除染の対象となる地域については、国と地方公共団体等が協力して、自然エネルギー施策等、除染後の土地利用に関する計画を検討すること。

右決議する。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十三年八月二十三日

衆議院議長　横路　孝弘

参議院議長　西岡　武夫殿

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　基本方針（第七条）
第三章　監視及び測定の実施（第八条）
第四章　事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等
第一節　関係原子力事業者の措置等（第九条・第十条）
第二節　事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理（第十一条―第二十四条）
第三節　除染等の措置等（第二十五条―第四十二条）
第五章　費用（第四十三条―第四十五条）
第六章　雑則（第四十六条―第五十九条）
第七章　罰則（第六十条―第六十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下本則において単に「事故」という。）により当該原子力発電所から放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）による環境の汚染が生じていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置について定めること等により、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「原子力事業者」とは、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第三号に規定する原子力事業者をいい、「関係原子力事業者」とは、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者をいう。

2　この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（土壌を除く。）をいう。

3　この法律において「土壌等の除染等の措置」とは、事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置をいう。

4　この法律において「除去土壌」とは、第二十五条第一項に規定する除染特別地域又は第三十五条第一項に規定する除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌をいう。

5　この法律において「水道事業者」又は「水道用水供給事業者」とは、それぞれ水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者又は水道用水供給事業者をいい、「水道施設」とは、同条第八項に規定する水道施設をいう。

6　この法律において「公共下水道」、「流域下水

道」、「公共下水道管理者」、「発生汚泥等」及び「流域下水道管理者」の意義は、それぞれ下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号、第四条第一項、第二十一条の二第一項並びに第二十五条の三第一項に規定する当該用語の意義による。

7　この法律において「工業用水道事業者」とは、工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項に規定する工業用水道事業者をいい、「工業用水道施設」とは、同条第六項に規定する工業用水道施設をいう。

8　この法律において「一般廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」、「産業廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」、「一般廃棄物処理基準」、「特別管理一般廃棄物処理基準」、「一般廃棄物処理施設」、「産業廃棄物処理基準」、「特別管理産業廃棄物処理基準」及び「産業廃棄物処理施設」の意義は、それぞれ廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第二項から第五項まで、第六条の二第二項及び第三項、第八条第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項並びに第十五条第一項に規定する当該用語の意義による。

9　この法律において「農用地」とは、耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。

（国の責務）

第三条　国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、必要な措置を講ずるものとする。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。

（原子力事業者の責務）

第五条　関係原子力事業者は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力しなければならない。

2　関係原子力事業者以外の原子力事業者は、国又は地方公共団体が実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（国民の責務）

第六条　国民は、国又は地方公共団体が実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章　基本方針

第七条　環境大臣は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、最新の科学的知見に基づき、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　事故由来放射性物質による環境の汚染への対処の基本的な方向

二　事故由来放射性物質による環境の汚染の状況についての監視及び測定に関する基本的事項

三　事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項

四　土壌等の除染等の措置に関する基本的事項

五　除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する基本的事項

六　その他事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する重要事項

3　環境大臣は、第一項の規定により基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　環境大臣は、基本方針につき第一項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　第一項及び前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章　監視及び測定の実施

第八条　国は、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況を把握するための統一的な監視及び測定の体制を速やかに整備するとともに、自ら監視及び測定を実施し、その結果を適切な方法により随時公表するものとする。

2　地方公共団体は、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について監視及び測定を実施し、その結果を適切な方法により随時公表するよう努めるものとする。

第四章　事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等

第一節　関係原子力事業者の措置等

（関係原子力事業者による廃棄物の処理等）

第九条　事故に係る原子力事業所内の廃棄物の処理並びに土壌等の除染等の措置及びこれに伴い生じた土壌の処理並びに事故により当該原子力事業所外に飛散したコンクリートの破片その他の廃棄物の処理は、次節及び第三節の規定にかかわらず、関係原子力事業者が行うものとする。

（関係原子力事業者による協力措置）

第十条　関係原子力事業者は、この法律に基づく措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、専門的知識及び技術を有する者の派遣、当該措置を行うために必要な放射線障害防護用器具その他の資材又は機材であって環境省令で定

めるものの貸与その他必要な措置（以下「協力措置」という。）を講じなければならない。

2　国又は地方公共団体は、この法律に基づく措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該関係原子力事業者に対し、協力措置を講ずることを要請することができる。

3　地方公共団体は、前項の規定による要請を受けた関係原子力事業者が当該要請に応じないときは、その旨を環境大臣に通知することができる。

4　環境大臣は、第二項の規定による要請を受けた関係原子力事業者が正当な理由がなくてその要請に係る協力措置を講じていないと認めるときは、当該要請を受けた関係原子力事業者に対し、当該協力措置を講ずべきことを勧告することができる。

5　環境大臣は、前項の規定による勧告を受けた関係原子力事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第二節　事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理

（汚染廃棄物対策地域の指定）

第十一条　環境大臣は、その地域内において検出された放射線量等からみてその地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染されているおそれがあると認められることその他の事情から国がその地域内にある廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要がある地域として環境省令で定める要件に該当する地域を、汚染廃棄物対策地域として指定することができる。

2　環境大臣は、汚染廃棄物対策地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

3　環境大臣は、汚染廃棄物対策地域を指定したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

4　都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の区域内の一定の地域で第一項の環境省令で定める要件に該当するものを、汚染廃棄物対策地域として指定すべきことを環境大臣に対し要請することができる。

（汚染廃棄物対策地域の区域の変更等）

第十二条　環境大臣は、汚染廃棄物対策地域の指定の要件となった事実の変更により必要が生じたときは、当該汚染廃棄物対策地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2　前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による汚染廃棄物対策地域の区域の変更又は汚染廃棄物対策地域の指定の解除について準用する。

（対策地域内廃棄物処理計画）

第十三条　環境大臣は、汚染廃棄物対策地域を指定したときは、当該汚染廃棄物対策地域内にある廃棄物（当該廃棄物が当該汚染廃棄物対策地域外へ搬出された場合にあっては当該搬出された廃棄物を含み、環境省令で定めるものを除く。以下「対策地域内廃棄物」という。）の適正な処理を行うため、遅滞なく、対策地域内廃棄物の処理に関する計画（以下「対策地域内廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2　対策地域内廃棄物処理計画においては、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　対策地域内廃棄物の量及び処理量の見込み

二　対策地域内廃棄物処理計画の目標

三　前号の目標を達成するために必要な措置に関する基本的事項

四　その他対策地域内廃棄物の適正な処理に関し必要な事項

3　環境大臣は、対策地域内廃棄物処理計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4　環境大臣は、対策地域内廃棄物処理計画を定めたときは、遅滞なく、これを公告するとともに、関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

（対策地域内廃棄物処理計画の変更）

第十四条　環境大臣は、汚染廃棄物対策地域の区域の変更により、又は対策地域内廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、対策地域内廃棄物処理計画を変更することができる。

2　前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による対策地域内廃棄物処理計画の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（国による対策地域内廃棄物の処理の実施）

第十五条　国は、対策地域内廃棄物処理計画に従って、対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分をしなければならない。

（水道施設等における廃棄物の調査）

第十六条　次の各号に掲げる者は、環境省令で定めるところにより、当該各号に定める廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について、環境省令で定める方法により調査し、その結果を環境大臣に報告しなければならない。

一　水道施設であって環境省令で定める要件に該当するものを管理する水道事業者又は水道用水供給事業者　当該水道施設から生じた汚泥等の堆積物その他の環境省令で定めるもの

二　公共下水道であって環境省令で定める要件に該当するものを管理する公共下水道管理者又は流域下水道であって環境省令で定める要件に該当するものを管理する流域下水道管理者　当該公共下水道又は当該流域下水道に係る発生汚泥等

三　工業用水道施設であって環境省令で定める要件に該当するものを管理する工業用水道事業者　当該工業用水道施設から生じた汚泥等の堆積物その他の環境省令で定めるもの

四　第二十四条第一項に規定する特定一般廃棄物処理施設である焼却施設の設置者（市町村

が廃棄物処理法第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する第二十四条第一項に規定する特定一般廃棄物処理施設である焼却施設にあっては、管理者）又は同条第二項に規定する特定産業廃棄物処理施設である焼却施設の設置者　当該焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻

五　集落排水施設であって環境省令で定める要件に該当するものを管理する者　当該集落排水施設から生じた汚泥等の堆積物その他の環境省令で定めるもの

2　環境大臣は、前項各号に掲げる者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、環境省令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

（特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定等）

第十七条　環境大臣は、前条第一項の規定による調査の結果、同項各号に定める廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該廃棄物を特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物として指定するものとする。

2　前条第一項各号に掲げる者は、当該各号に定める廃棄物であって前項の規定による指定に係るものが、国、国の委託を受けて当該廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行う者その他第四十八条第一項の環境省令で定める者に引き渡されるまでの間、環境省令で定める基準に従い、これを保管しなければならない。

（特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定の申請）

第十八条　その占有する廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査した結果、当該廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと思料する者（関係原子力事業者を除く。）は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に対し、当該廃棄物について前条第一項の規定による指定をすることを申請することができる。

2　前項の申請をする者は、環境省令で定めるところにより、同項の申請に係る廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査（以下この条において「申請に係る調査」という。）の方法及び結果その他環境省令で定める事項を記載した申請書に、環境省令で定める書類を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。

3　環境大臣は、第一項の申請があった場合において、申請に係る調査が環境省令で定める方法により行われたものであり、かつ、当該廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が同項の環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該申請に係る廃棄物について、前条第一項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該申請に係る調査は、第十六条第一項の規定による調査とみなす。

4　環境大臣は、第一項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る廃棄物が保管されている場所に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。

5　前条第二項の規定は、第一項の申請をした者について準用する。この場合において、同条第二項中「当該各号に定める」とあるのは「当該申請に係る」と、「前項」とあるのは「第十七条第一項」と読み替えるものとする。

（国による指定廃棄物の処理の実施）

第十九条　国は、第十七条第一項の規定による指定に係る廃棄物（以下「指定廃棄物」という。）の収集、運搬、保管（同条第二項（前条第五項において準用する場合を含む。）の規定による保管を除く。次条、第四十八条第一項、第四十九条第三項、第五十条第三項、第五十一条第二項及び第六十条第一項第三号において同じ。）及び処分をしなければならない。

（特定廃棄物の処理の基準）

第二十条　対策地域内廃棄物又は指定廃棄物（以下「特定廃棄物」という。）の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、環境省令で定める基準に従い、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行わなければならない。

（廃棄物処理法の適用関係）

第二十一条　対策地域内廃棄物であって事故由来放射性物質により汚染されていないものについては、廃棄物処理法の規定は、適用しない。

第二十二条　廃棄物処理法第二条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「汚染された物」とあるのは、「汚染された物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第一条に規定する事故由来放射性物質によって汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）又は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の規定に基づき廃棄される物、放射性物質汚染対処特措法第十三条第一項に規定する対策地域内廃棄物、放射性物質汚染対処特措法第十九条に規定する指定廃棄物その他環境省令で定める物を除く。）を除く。）」とする。

（特定一般廃棄物等の処理の基準）

第二十三条　前条の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物（一般廃棄物に該当するものに限る。）であって、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるもの（環境省令で定めるものに限る。以下「特定一般廃棄物」という。）の処理

を行う者（一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあっては、特別管理一般廃棄物処理基準）が適用される者に限る。）は、当該基準のほか、環境省令で定める基準に従い、特定一般廃棄物の処理を行わなければならない。

2　前条の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物（産業廃棄物に該当するものに限る。）であって、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるもの（環境省令で定めるものに限る。以下「特定産業廃棄物」という。）の処理を行う者（産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあっては、特別管理産業廃棄物処理基準）が適用される者に限る。）は、当該基準のほか、環境省令で定める基準に従い、特定産業廃棄物の処理を行わなければならない。

3　特定一般廃棄物を輸出しようとする者に係る廃棄物処理法第十条の規定（この規定に係る罰則を含む。）の適用については、同条第一項第三号中「特別管理一般廃棄物処理基準）」とあるのは、「特別管理一般廃棄物処理基準）及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第　　号）第二十三条第一項の環境省令で定める基準」とする。

4　特定産業廃棄物を輸出しようとする者に係る廃棄物処理法第十五条の四の七の規定（この規定に係る罰則を含む。）の適用については、同条第一項中「同条第一項第四号中「市町村」」とあるのは「同条第一項中「一般廃棄物」」とあるのは「産業廃棄物」」と、同条第三号中「一般廃棄物処理基準」」とあるのは「産業廃棄物処理基準及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第　　号）第二十三条第二項の環境省令で定める基準（以下この号において「特別処理基準」という。）」と、「特別管理一般廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、「特別管理一般廃棄物処理基準」とあるのは「特別管理産業廃棄物処理基準及び特別処理基準」と、同項第四号中「市町村」と、「読み替えるほか、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める」とあるのは「、同条第二項第一号中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と読み替えるものとする」とする。

5　特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物を焼却する場合に係る廃棄物処理法第十六条の二の規定（この規定に係る罰則を含む。）の適用については、同条第一号中「特別管理産業廃棄物処理基準」とあるのは、「特別管理産業廃棄物処理基準及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第　　号）第二十三条第一項又は第二項の環境省令で定める基準」とする。

6　第一項に規定する者が特定一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物処理法第十九条の三及び第十九条の四の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、廃棄物処理法第十九条の三第一号中「特別管理一般廃棄物処理基準）」とあるのは「特別管理一般廃棄物処理基準）又は平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第　　号）第二十三条第一項の環境省令で定める基準（第三号及び次条第一項において「特別処理基準」という。）」と、同条第三号中「特別管理一般廃棄物処理基準）」とあるのは「特別管理一般廃棄物処理基準）若しくは特別処理基準」と、廃棄物処理法第十九条の四第一項中「特別管理一般廃棄物処理基準）」とあるのは「特別管理一般廃棄物処理基準）又は特別処理基準」とする。

7　第二項に規定する者が特定産業廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物処理法第十九条の三及び第十九条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、廃棄物処理法第十九条の三第二号中「産業廃棄物処理基準」とあるのは「産業廃棄物処理基準若しくは平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第　　号）第二十三条第二項の環境省令で定める基準（以下この条及び第十九条の五第一項において「特別処理基準」という。）」と、「特別管理産業廃棄物処理基準」とあるのは「特別管理産業廃棄物処理基準若しくは特別処理基準」と、同条第三号中「特別管理産業廃棄物処理基準」とあるのは「特別管理産業廃棄物処理基準）」とあるのは「特別管理産業廃棄物処理基準）若しくは特別処理基準」と、廃棄物処理法第十九条の五第一項中「産業廃棄物処理基準」とあるのは「産業廃棄物処理基準若しくは特別処理基準」と、「特別管理産業廃棄物処理基準」とあるのは「特別管理産業廃棄物処理基準若しくは特別処理基準」とする。

（特定一般廃棄物処理施設等の維持管理の基準）

第二十四条　一般廃棄物処理施設であって環境省令で定める要件に該当するもの（以下「特定一般廃棄物処理施設」という。）の設置者（市町村が廃棄物処理法第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する特定一般廃棄物処理施設にあっては、管理者。第三項において同じ。）は、当分の間、廃棄物処理法第八条の三第一項の環境省令で定める技術上の基準のほか、環境省令で定める技術上の基準に従い、当該特定一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

2　産業廃棄物処理施設であって環境省令で定める要件に該当するもの（以下「特定産業廃棄物処理施設」という。）の設置者は、当分の間、廃棄物処理法第十五条の二の三第一項の環境省令で

定める技術上の基準のほか、環境省令で定める技術上の基準に従い、当該特定産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

3　特定一般廃棄物処理施設の設置者が当該特定一般廃棄物処理施設の維持管理を行う場合に係る廃棄物処理法第九条の二第一項第一号及び第九条の三第十項の規定（廃棄物処理法第九条の二の規定に係る罰則を含む。）の適用については、これらの規定中「技術上の基準」とあるのは、「技術上の基準（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第　　号）第二十四条第一項の環境省令で定める技術上の基準を含む。）」とする。

4　特定産業廃棄物処理施設の設置者が当該特定産業廃棄物処理施設の維持管理を行う場合に係る廃棄物処理法第十五条の二の七第一号の規定（この規定に係る罰則を含む。）の適用については、同号中「技術上の基準」とあるのは、「技術上の基準（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第　　号）第二十四条第二項の環境省令で定める技術上の基準を含む。）」とする。

第三節　除染等の措置等

（除染特別地域の指定）

第二十五条　環境大臣は、その地域及びその周辺の地域において検出された放射線量等からみてその地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染が著しいと認められることその他の事情から国が土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分（以下「除染等の措置等」という。）を実施する必要がある地域として環境省令で定める要件に該当する地域を、除染特別地域として指定することができる。

2　環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3　環境大臣は、除染特別地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4　環境大臣は、除染特別地域を指定したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

5　都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の区域内の一定の地域で第一項の環境省令で定める要件に該当するものを、除染特別地域として指定すべきことを環境大臣に対し要請することができる。

（除染特別地域の区域の変更等）

第二十六条　環境大臣は、除染特別地域の指定の要件となった事実の変更により必要が生じたときは、当該除染特別地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2　前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による除染特別地域の区域の変更又は除染特別地域の指定の解除について準用する。

（除染特別地域内の汚染の状況の調査測定）

第二十七条　国は、除染特別地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をすることができる。

2　国は、前項の調査測定をしたときは、その結果を公表しなければならない。

3　国の行政機関の長は、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をするため、必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、土地又は工作物に立ち入り、土壌その他の物につき調査測定をさせ、又は調査測定のため必要な最小量に限り土壌その他の物を無償で収去させることができる。

4　国の行政機関の長は、その職員に前項の規定による立入り、調査測定又は収去をさせようとするときは、あらかじめ、土地又は工作物の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、過失がなくて当該土地若しくは工作物の所有者等又はその所在が知れないときは、この限りでない。

5　第三項の規定による立入り、調査測定又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6　土地又は工作物の所有者等は、正当な理由がない限り、第三項の規定による立入り、調査測定又は収去を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

（特別地域内除染実施計画）

第二十八条　環境大臣は、除染特別地域を指定したときは、当該除染特別地域について、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、当該除染特別地域に係る除染等の措置等の実施に関する計画（以下「特別地域内除染実施計画」という。）を定めなければならない。

2　特別地域内除染実施計画においては、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　除染等の措置等の実施に関する方針

二　特別地域内除染実施計画の目標

三　前号の目標を達成するために必要な措置に関する基本的事項

四　その他除染特別地域に係る除染等の措置等の実施に関し必要な事項

3　環境大臣は、特別地域内除染実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4　環境大臣は、特別地域内除染実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公告するとともに、関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

（特別地域内除染実施計画の変更）

第二十九条　環境大臣は、除染特別地域の区域の変更により、又は除染特別地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況の変動等によ

り必要が生じたときは、特別地域内除染実施計画を変更することができる。

2　前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による特別地域内除染実施計画の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（国による特別地域内除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施）

第三十条　国は、除染特別地域について、特別地域内除染実施計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならない。

2　特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置は、関係人（土壌等の除染等の措置を実施しようとする土地又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件（以下「土地等」という。）に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者をいう。以下同じ。）の同意を得て、実施しなければならない。

3　関係人は、特別地域内除染実施計画が円滑に実施されるよう、特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置に協力しなければならない。

4　国は、特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置を実施しようとする場合において、過失がなくて関係人又はその所在が知れないため、第二項の同意を得ることができないときは、当該土壌等の除染等の措置を実施する土地等、当該土壌等の除染等の措置の内容その他環境省令で定める事項を官報に掲載することができる。

5　前項の掲載があったときは、関係人は、その掲載の日から三月を経過する日までの間に、環境省令で定めるところにより、国に対し、当該土壌等の除染等の措置についての意見書を提出することができる。

6　第四項の掲載があった場合において、前項に規定する期間が経過する日までの間に、関係人から当該土壌等の除染等の措置について異議がある旨の同項の意見書の提出がなかったときは、当該土壌等の除染等の措置を実施することについて第二項の同意があったものとみなす。

7　国は、第二項の同意を得ることができない場合又は第五項の規定により関係人から当該土壌等の除染等の措置について異議がある旨の同項の意見書の提出があった場合において、当該土壌等の除染等の措置が実施されないことにより、当該土地等の事故由来放射性物質による汚染に起因して当該土地又はその周辺の土地において人の健康に係る被害が生ずるおそれが著しいと認めるときは、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、第二項の同意を得ることなく当該土壌等の除染等の措置を実施することができる。

（除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管）

第三十一条　国は、除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等（除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物をいう。以下同じ。）を、やむを得ず当該除去土壌等に係る土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地の所有者等（これらの者から権利を承継した者又は権利の設定を受けて、新たに当該土地の所有者等となった者を含む。第五項並びに第三十九条第一項及び第七項において同じ。）に対し、当該土地において当該除去土壌等を保管させることができる。ただし、当該土地が警戒区域設定指示（事故に関して原子力災害対策特別措置法第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長に対して行った同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示をいう。）の対象区域であること、過失がなくて当該土地の所有者等が知れないこと等により当該土地の所有者等に当該除去土壌等を保管させることが困難な場合には、国が、当該土地において当該除去土壌等を保管することができる。

2　国は、前項の規定により、土地の所有者等に当該土地等に係る除去土壌等を保管させ、又は自らが当該土地において除去土壌等を保管しようとするときは、あらかじめ、当該土地の所有者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、過失がなくて当該土地の所有者等又はその所在が知れないときは、この限りでない。

3　環境大臣は、環境省令で定めるところにより、除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管に関する台帳を作成し、これを管理しなければならない。

4　環境大臣は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

5　除染特別地域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（第二十二条の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物のうち産業廃棄物に該当するものに限る。）を当該土壌等の除染等の措置が実施された土地において当該土地の所有者等又は国が保管する場合には、廃棄物処理法第十二条第二項（特別管理産業廃棄物にあっては、第十二条の二第二項）の規定は、適用しない。

（汚染状況重点調査地域の指定）

第三十二条　環境大臣は、その地域及びその周辺の地域において検出された放射線量等からみて、その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認められ、又はそのおそれが著しいと認められる場合には、その地域をその地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況につ

いて重点的に調査測定をすることが必要な地域（除染特別地域を除く。以下「汚染状況重点調査地域」という。）として指定するものとする。

2　環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3　環境大臣は、汚染状況重点調査地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4　環境大臣は、汚染状況重点調査地域を指定したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

5　都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の区域内の一定の地域で第一項の環境省令で定める要件に適合しないと認められるものを、汚染状況重点調査地域として指定すべきことを環境大臣に対し要請することができる。

（汚染状況重点調査地域の区域の変更等）

第三十三条　環境大臣は、汚染状況重点調査地域の指定の要件となった事実の変更により必要が生じたときは、当該汚染状況重点調査地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2　前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による汚染状況重点調査地域の区域の変更又は汚染状況重点調査地域の指定の解除について準用する。

（汚染状況重点調査地域内の汚染の状況の調査測定）

第三十四条　都道府県知事又は政令で定める市町村の長（以下「都道府県知事等」という。）は、環境省令で定める方法により、汚染状況重点調査地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をすることができる。

2　都道府県知事等は、前項の調査測定をしたときは、その結果を公表するよう努めなければならない。

3　都道府県知事等は、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をするため、必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、土地又は工作物に立ち入り、土壌その他の物につき調査測定をさせ、又は調査測定のため必要な最小量に限り土壌その他の物を無償で収去させることができる。

4　都道府県知事等は、その職員に前項の規定による立入り、調査測定又は収去をさせようとするときは、あらかじめ、土地又は工作物の所有者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、過失がなくて当該土地若しくは工作物の所有者等又はその所在が知れないときは、この限りでない。

5　第三項の規定による立入り、調査測定又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6　土地又は工作物の所有者等は、正当な理由がない限り、第三項の規定による立入り、調査測定又は収去を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

（除染実施区域に係る除染等の措置等の実施者）

第三十五条　次条第一項に規定する除染実施計画の対象となる区域として当該除染実施計画に定められる区域（以下「除染実施区域」という。）内の土地であって次の各号に掲げるもの及びこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件に係る除染等の措置等は、当該各号に定める者が実施するものとする。

一　国が管理する土地　国

二　都道府県が管理する土地　当該都道府県

三　市町村が管理する土地　当該市町村

四　環境省令で定める者が管理する土地　当該環境省令で定める者

五　前各号に掲げる土地以外の土地　当該土地が所在する市町村

2　前項の規定にかかわらず、除染実施区域内の土地であって同項第五号に掲げるもののうち農用地又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件にあっては、当該農用地が所在する市町村の要請により、当該農用地が所在する都道府県が除染等の措置等を実施することができる。

3　前二項の規定にかかわらず、除染実施区域内の土地であって第一項各号に掲げるもの又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件にあっては、国、都道府県、市町村、同項第四号の環境省令で定める者又は当該土地等の所有者等が、当該各号に定める者との合意により、除染等の措置等を実施することができる。

（除染実施計画）

第三十六条　都道府県知事等は、汚染状況重点調査地域内の区域であって、第三十四条第一項の規定による調査測定の結果その他の調査測定の結果により事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認めるものについて、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、当該都道府県又は市町村内の当該区域に係る除染等の措置等の実施に関する計画（以下「除染実施計画」という。）を定めるものとする。

2　除染実施計画においては、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　除染等の措置等の実施に関する方針

二　除染実施計画の対象となる区域

三　除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域

四　前号に規定する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置

五　土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

六　除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する事項

七　その他環境省令で定める事項

3　都道府県知事等は、除染実施計画に定められるべき事項について調査審議するとともに、当

該除染実施計画の効果的かつ円滑な実施を図るため、当該除染実施計画において除染等の措置等の実施者として定められることが見込まれる国、都道府県、市町村、前条第一項第四号の環境省令で定める者その他都道府県知事等が必要と認める者を含む者で組織される協議会を置くことができる。

4　都道府県知事等は、除染実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、前項に規定する協議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては当該除染実施計画において除染等の措置等の実施者として定められることが見込まれる者その他の関係者の意見を聴くとともに、環境大臣に協議しなければならない。

5　都道府県知事等は、除染実施計画を定めたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、これを公告するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

（除染実施計画の変更）

第三十七条　都道府県知事等は、除染実施区域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、除染実施計画を変更することができる。

2　前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による除染実施計画の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施）

第三十八条　第三十六条第二項第三号に規定する除染等の措置等の実施者（以下「除染実施者」という。）は、除染実施計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならない。

2　除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置は、関係人の同意を得て、実施しなければならない。

3　関係人は、除染実施計画が円滑に実施されるよう、除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置に協力しなければならない。

4　国、都道府県又は市町村は、除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置を実施しようとする場合において、過失がなくて関係人又はその所在が知れないため、第二項の同意を得ることができないときは、当該土壌等の除染等の措置を実施する土地等、当該土壌等の除染等の措置の内容その他環境省令で定める事項を官報（都道府県又は市町村にあっては、当該都道府県又は市町村の公報）に掲載することができる。

5　前項の掲載があったときは、関係人は、その掲載の日から三月を経過する日までの間に、環境省令で定めるところにより、同項の掲載をした国、都道府県又は市町村に対し、当該土壌等の除染等の措置についての意見書を提出することができる。

6　第四項の掲載があった場合において、前項に規定する期間が経過する日までの間に、関係人から当該土壌等の除染等の措置について異議がある旨の同項の意見書の提出がなかったときは、当該土壌等の除染等の措置を実施することについて第二項の同意があったものとみなす。

7　国、都道府県又は市町村は、第二項の同意を得ることができない場合又は第五項の規定により関係人から当該土壌等の除染等の措置について異議がある旨の同項の意見書の提出があった場合において、当該土壌等の除染等の措置が実施されないことにより、当該土地等の事故由来放射性物質による汚染に起因して当該土地又はその周辺の土地において人の健康に係る被害が生ずるおそれが著しいと認めるときは、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、第二項の同意を得ることなく当該土壌等の除染等の措置を実施することができる。

8　除染実施計画を定めた都道府県知事等は、環境省令で定めるところにより、除染実施者に対し、当該除染実施計画の進捗状況について報告を求めることができる。

（除染実施区域内の土地等に係る除去土壌等の保管）

第三十九条　除染実施者（国、都道府県又は市町村に限る。以下この項及び次項において同じ。）は、除染実施区域内の土地等に係る除去土壌等を、やむを得ず当該除去土壌等に係る土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地の所有者等に対し、当該土地において当該除去土壌等を保管させることができる。ただし、過失がなくて当該土地の所有者等が知れないことなどにより当該土地の所有者等に当該除去土壌等を保管させることが困難な場合には、当該除染実施者が、当該土地において当該除去土壌等を保管することができる。

2　除染実施者は、前項の規定により、土地の所有者等に当該土地等に係る除去土壌等を保管させ、又は自らが当該土地において除去土壌等を保管しようとするときは、あらかじめ、当該土地の所有者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、過失がなくて当該土地の所有者等又はその所在が知れないときは、この限りでない。

3　除染実施者は、除去土壌等を保管したとき、又は第一項の規定により土地の所有者等に除去土壌等を保管させたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、当該土壌等の除染等の措置を実施した土地等に係る除染実施計画を定めた都道府県知事等に当該除去土壌等を保管した土地の所在地及び保管の状態その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。

4　前項の規定による届出をした除染実施者は、その届出に係る事項が変更されたときは、遅滞なく、その旨を当該届出をした都道府県知事等に届け出なければならない。

5　除染実施計画を定めた都道府県知事等は、環境省令で定めるところにより、除染実施区域内の土地等に係る除去土壌等の保管に関する台帳を作成し、これを管理しなければならない。

6　除染実施計画を定めた都道府県知事等は、台

帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

7　除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（第二十二条の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物のうち産業廃棄物に該当するものに限る。）を当該土壌等の除染等の措置が実施された土地において当該土地の所有者等又は除染実施者が保管する場合には、廃棄物処理法第十二条第二項（特別管理産業廃棄物にあっては、第十二条の二第二項）の規定は、適用しない。

（土壌等の除染等の措置の基準）

第四十条　除染特別地域又は除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置を行う者は、環境省令で定める基準に従い、当該土壌等の除染等の措置を行わなければならない。

2　除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置を行う者は、当該土壌等の除染等の措置を委託する場合には、環境省令で定める基準に従わなければならない。

3　環境大臣は、前二項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（除去土壌の処理の基準等）

第四十一条　除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、環境省令で定める基準に従い、当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行わなければならない。

2　除染実施区域に係る除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を委託する場合には、環境省令で定める基準に従わなければならない。

3　環境大臣は、前二項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（特定廃棄物を除く。）を当該土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する者は、環境省令で定める基準に従い、当該廃棄物の保管を行わなければならない。

（国による措置の代行）

第四十二条　国は、都道府県知事、市町村長又は環境省令で定める者から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して必要があると認められるときは、当該都道府県、市町村又は環境省令で定める者に代わって自らこの節（第三十四条、第三十六条及び第三十七条を除く。以下同じ。）に規定する措置を行うものとする。

一　当該都道府県、市町村又は環境省令で定める者における除染等の措置等の実施体制

二　当該除染等の措置等に関する専門的知識及び技術の必要性

2　前項の規定により国がこの節に規定する措置を行う場合においては、当該措置に関する事務を所掌する大臣は、政令で定めるところにより、同項の都道府県、市町村又は環境省令で定める者に代わってその権限を行うものとする。

第五章　費用

（財政上の措置等）

第四十三条　国は、地方公共団体が事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（この法律に基づく措置の費用負担）

第四十四条　事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第三条第一項の規定により関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。

2　関係原子力事業者は、前項の措置に要する費用について請求又は求償があったときは、速やかに支払うよう努めなければならない。

（国の措置）

第四十五条　国は、第三条に規定する社会的な責任に鑑み、地方公共団体等が滞りなくこの法律に基づく措置を講ずることができ、かつ、当該措置に係る費用の支払が関係原子力事業者により円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第六章　雑則

（汚染廃棄物等の投棄の禁止）

第四十六条　何人も、みだりに特定廃棄物又は除去土壌（以下「汚染廃棄物等」という。）を捨ててはならない。

（特定廃棄物の焼却の禁止）

第四十七条　何人も、特定廃棄物を焼却してはならない。ただし、国、国の委託を受けて焼却を行う者その他環境省令で定める者が第二十条の環境省令で定める基準に従って行う特定廃棄物の焼却については、この限りでない。

（業として行う汚染廃棄物等の処理の禁止）

第四十八条　国、国の委託を受けて特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行う者その他環境省令で定める者以外の者は、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を業として行ってはならない。

2　国、都道府県、市町村、第三十五条第一項第四号の環境省令で定める者（国、都道府県、市町村又は同号の環境省令で定める者から委託を受けて除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行う者を含む。）その他環境省令で定める者以外の者は、除去土壌の収集、運搬（土壌等の除染等の措置が行われた土地外に搬出するものに限る。第六十条第一項第四号において同じ。）、保管又は処分を業として行ってはならない。

（報告の徴収）

第四十九条　環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、関係原子力事業者に対し、第十条第一項の規定により当該関係原子力事業者が講ずべき協力措置に関し、必要な報告を求めることができる。

2　環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第十七条第二項（第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定により指定廃棄物の保管を行う者に対し、当該保管に関し、必要な報告を求めることができる。

3　環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行った者その他の関係者に対し、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分に関し、必要な報告を求めることができる。

4　環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、除染特別地域に係る除染等の措置等を行った者その他の関係者に対し、当該除染等の措置等に関し、必要な報告を求めることができる。

5　除染実施計画を定めた都道府県知事等は、この法律の施行に必要な限度において、除染実施区域に係る除染等の措置等を行った者その他の関係者に対し、当該除染等の措置等に関し、必要な報告を求めることができる。

（立入検査）

第五十条　環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、関係原子力事業者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、第十条第一項の規定により当該関係原子力事業者が講ずべき協力措置に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第十七条第二項（第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定により指定廃棄物の保管を行う者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、当該保管に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において指定廃棄物を無償で収去させることができる。

3　環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定廃棄物の収集、運搬、保管若しくは処分を行った者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所に立ち入り、特定廃棄物の収集、運搬、保管若しくは処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において特定廃棄物を無償で収去させることができる。

4　環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、除染特別地域に係る除染等の措置等を行った者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所に立ち入り、当該除染等の措置等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において除去土壌等を無償で収去させることができる。

5　除染実施計画を定めた都道府県知事等は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、除染実施区域に係る除染等の措置等を行った者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所に立ち入り、当該除染等の措置等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において除去土壌等を無償で収去させることができる。

6　前各項の規定により立入り、検査又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

7　第一項から第五項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（措置命令）

第五十一条　環境大臣は、第十七条第二項（第十八条第五項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める基準に適合しない指定廃棄物の保管が行われた場合において、指定廃棄物の適正な保管を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該保管を行った者に対し、期限を定めて、当該指定廃棄物の適正な保管のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2　環境大臣は、第二十条の環境省令で定める基準に適合しない特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分が行われた場合において、特定廃棄物の適正な処理を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該収集、運搬、保管又は処分を行った者（第十五条又は第十九条の規定により当該収集、運搬、保管又は処分を行った国を除く。）に対し、期限を定めて、当該特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分の方法の変更、当該特定廃棄物の適正な処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3　環境大臣又は除染実施計画を定めた都道府県知事等は、第四十条第一項の環境省令で定める基準に適合しない除染特別地域又は除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置が行われた場合において、適正な土壌等の除染等の措置を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、次に掲げる者に対し、期限を定めて、当該土壌等の除染等の措置の方法の変更、適正な土壌等の除染等の措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一　当該土壌等の除染等の措置を行った者（当該土壌等の除染等の措置を行った国、都道府県又は市町村を除く。）

二　第四十条第二項の規定に違反する委託により当該土壌等の除染等の措置が行われたときは、当該委託をした者（当該委託をした国、都道府県又は市町村を除く。）

4　環境大臣又は除染実施計画を定めた都道府県知事等は、第四十一条第一項の環境省令で定める基準に適合しない除染特別地域又は除染実施区域に係る除去土壌の収集、運搬、保管又は処分が行われた場合において、除去土壌の適正な処理を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、次に掲げる者に対し、期限を定めて、当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分の方法の変更、当該除去土壌の適正な処理のための措置その他必要な措置を

講ずべきことを命ずることができる。

一　当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行った者（当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行った国、都道府県又は市町村を除く。）

二　第四十一条第二項の規定に違反する委託により当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分が行われたときは、当該委託をした者（当該委託をした国、都道府県又は市町村を除く。）

5　環境大臣又は除染実施計画を定めた都道府県知事等は、第四十一条第四項の環境省令で定める基準に適合しない除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（特定廃棄物を除く。）の保管が行われた場合において、当該廃棄物の適正な保管を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該保管を行った者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の適正な保管のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

6　前各項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

（関係地方公共団体の協力）

第五十二条　国、都道府県及び市町村は、この法律に基づく措置の実施のために必要があると認めるときは、関係地方公共団体に対し、必要な協力を求めることができる。

（汚染廃棄物等の処理等の推進）

第五十三条　国は、基本方針に基づき、地方公共団体の協力を得つつ、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備その他の事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等を適正に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（調査研究、技術開発等の推進等）

第五十四条　国は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策の総合的かつ効果的な実施を推進するため、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を低減するための方策等に関する調査研究、技術開発等の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

（知識の普及等）

第五十五条　国及び地方公共団体は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に関し、国民の理解と協力を得るため、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響及びその影響を低減するための方策に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならない。

（原子力安全委員会の意見）

第五十六条　環境大臣は、第二十条、第二十三条第一項及び第二項、第二十四条第一項及び第二項、第四十条第一項並びに第四十一条第一項の環境省令の制定又は改廃をしようとするときは、あらかじめ、原子力安全委員会の意見を聴かなければならない。

（権限の委任）

第五十七条　この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

（環境省令への委任）

第五十八条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、環境省令で定める。

（事務の区分）

第五十九条　第三十四条第一項から第四項まで、第三十五条第一項（第五号に係る部分に限る。）、第二項及び第三項（同条第一項第五号に係る部分に限る。）、第三十六条第一項、第四項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第五項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十七条第一項、第三十八条第二項（第三十五条第一項第五号に係る土壌等の除染等の措置に係る部分に限る。）、第四項（第三十五条第一項第五号に係る土壌等の除染等の措置に係る部分に限る。）、第七項（第三十五条第一項第五号に係る土壌等の除染等の措置に係る部分に限る。）及び第八項、第三十九条第一項から第四項まで（第三十五条第一項第五号に掲げる土地における除去土壌等の保管に係る部分に限る。）及び第五項、第四十九条第五項、第五十条第五項並びに第五十一条第三項、第四項及び第五項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第七章　罰則

第六十条　次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四十六条の規定に違反して、汚染廃棄物等を捨てた者

二　第四十七条の規定に違反して、特定廃棄物を焼却した者

三　第四十八条第一項の規定に違反して、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を業として行った者

四　第四十八条第二項の規定に違反して、除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を業として行った者

五　第五十一条第一項から第五項までの規定による命令に違反した者

2　前項第一号及び第二号の罪の未遂は、罰する。

第六十一条　第十六条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十七条第六項又は第三十四条第六項の規定に違反して、第二十七条第三項又は第三十四条第三項の規定による立入り、調査測定

又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

二　第三十九条第三項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者（除染実施者が国、都道府県又は市町村である場合を除く。）

三　第四十九条第一項から第五項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四　第五十条第一項から第五項までの規定による立入り、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六十三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第六十条第一項第一号から第四号まで　三億円以下の罰金刑

二　第六十条第一項第五号又は第六十一条　各本条の罰金刑

2　前項の規定により第六十条又は第六十一条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章第二節及び第三節、第四十六条から第四十八条まで、第四十九条（第一項を除く。）、第五十条（第一項を除く。）、第五十一条、第六十条、第六十一条、第六十二条第一号、第二号、第三号（第四十九条第一項に係る部分を除く。）及び第四号（第五十条第一項に係る部分を除く。）並びに第六十三条の規定は、平成二十四年一月一日から施行する。

（準備行為）

第二条　第十一条第一項、第二十五条第一項及び第三十二条第一項の規定による指定並びに第二十五条第一項、第三十二条第一項、第四十条第一項及び第二項並びに第四十一条第一項及び第二項の環境省令の制定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前条ただし書に規定する規定の施行前においても、第十一条、第二十五条、第三十二条、第四十条並びに第四十一条第一項から第三項までの規定の例により行うことができる。

2　第十三条第一項の対策地域内廃棄物処理計画、第二十八条第一項の特別地域内除染実施計画及び第三十六条第一項の除染実施計画の策定に関し必要な手続その他の行為は、前条ただし書に規定する規定の施行前においても、第十三条、第二十七条、第二十八条、第三十四条及び第三十六条の規定の例により行うことができる。

（地方自治法の一部改正）

第三条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第　　号）

第三十四条第一項から第四項まで、第三十五条第一項（第五号に係る部分に限る。）、第二項及び第三項（同条第一項第五号に係る部分に限る。）、第三十六条第一項、第四項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第五項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十七条第一項、第三十八条第二項（第三十五条第一項第五号に係る土壌等の除染等の措置に係る部分に限る。）、第四項（第三十五条第一項第五号に係る土壌等の除染等の措置に係る部分に限る。）、第七項（第三十五条第一項第五号に係る土壌等の除染等の措置に係る部分に限る。）及び第八項、第三十九条第一項から第四項まで（第三十五条第一項第五号に掲げる土地における除去土壌等の保管に係る部分に限る。）及び第五項、第四十九条第五項、第五十条第五項並びに第五十一条第三項、第四項及び第五項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務

（土地収用法の一部改正）

第四条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十七号の次に次の一号を加える。

二十七の二　国が設置する平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第　　号）による汚染廃棄物等の処理施設

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第六条　政府は、放射性物質により汚染された廃棄物、土壌等に関する規制の在り方その他の放射性物質に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行い、その結果に基づ

き、法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

第七条　政府は、原子力発電所において事故が発生した場合における当該事故に係る原子炉、使用済燃料等に関する規制の在り方等について検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年八月二十六日

環境委員長　北川イッセイ

参議院議長　西岡　武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限の延長並びに特別遺族給付金の支給対象の拡大を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平年度約六十五億円が見込まれている。

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十三年八月二十三日

衆議院議長　横路　孝弘

参議院議長　西岡　武夫殿

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「（施行日という。）」の下に「から十年を経過する日（以下「十年経過日」という。）」を加える。

第二十二条第二項中「六年」を「十六年」に、「五年」を「十五年」に改める。

第五十九条第五項中「六年」を「十六年」に改める。

第六十条第一項第三号中「改正法」を「平成二十年改正法」に改め、「経過した日までの間において」の下に「、死亡労働者等が施行日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。以下「平成二十三年改正法」という。）の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から平成二十三年改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が平成二十三年改正法の施行の日の五年前の日から十年経過日の前日までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から五年を経過した日までの間において」を加える。

第六十二条第一号中「改正法」を「平成二十年改正法」に改め、「経過した日において」の下に「、死亡労働者等が施行日から平成二十三年改正法の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあっては平成二十三年改正法の施行の日において、死亡労働者等が平成二十三年改正法の施行の日の五年前の日から十年経過日の前日までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から五年を経過した日において」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成十八年三月二十七日からこの法律の施行の日の前日の五年前の日までに死亡したこの法律による改正後の石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「新法」という。）第二条第二項の死亡労働者等に係る新法第五十九条第二項の特別遺族給付金の支給の請求に関する新法第六十四条第二項の規定の適用については、同項中「支給の請求をした日の属する月」とあるのは、「死亡労働者等の死亡の時から五年を経過した日の属する月」とする。

（見直し）

第三条　政府は、この法律の施行後五年以内に、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

審査報告書

平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年八月二十六日

財政金融委員長　藤田　幸久

参議院議長　西岡　武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成二十三年度における国の財政収支の状況に鑑み、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行により発行することができる特例公債金の限度額は、平成二十三年度一般会計第二次補正後予算において三十六兆九千八百八十億円である。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　近年、公債発行額が税収を上回る等、極めて深刻な財政状況にあることを真摯に受け止め、歳出の徹底した見直し・削減を図ることにより、東日本大震災からの復旧・復興に必要な資金の確保とともに、特例公債の発行額の抑制に

も最大限努めること。

一　子ども手当の見直しによる歳出の削減に関しては、平成二十三年度第三次補正予算において、減額補正を含む必要な措置を講ずる等、本法律案附則を確実に遵守するとともに、農業戸別所得補償制度、高校の実質無償化については、今後の制度の在り方を含めて必要な見直しの検討を行い、平成二十三年度第三次補正予算及び平成二十四年度予算の編成プロセスなどに当たり、政策効果の検証を基に、誠実に対処すること。また、高速道路無料化については、平成二十四年度予算概算要求において計上しないこととすること。

一　欧州信用不安や米国債の格下げ等、国際的に国債の信認に対して厳しい視線が寄せられている中、国債残高が累増している我が国において国債に対する信認確保の重要性が一層増加していることを踏まえ、償還確実性に対する疑念を生じさせることのないよう国債償還に関する諸制度の運用を図るとともに、国債管理政策の手法に関する新たな幅広い議論にも十分に配慮すること。

一　国債の安定消化に向けて、投資家の金利リスク管理及び国債の流動性維持等に資する国債発行・流通環境の整備に努めること。

一　国際的な金融情勢が不確実さを増す中、公的年金の運用に当たっては、安全性の高い運用を基本とし、適切な資産負債管理（ＡＬＭ）を行うこと。

右決議する。

平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年八月十一日

衆議院議長　横路　孝弘

参議院議長　西岡　武夫殿

（小字は衆議院修正）

平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案

平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、平成二十三年度における国の財政収支の状況に鑑み、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

（特例公債の発行等）

第二条　政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成二十三年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2　前項の規定による公債の発行は、平成二十四年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成二十三年度所属の歳入とする。

3　政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4　政府は、第一項の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　政府は、子ども手当の支給等の見直しによる歳出の削減について、平成二十三年度の補正予算において必要な措置を講ずるものとする。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
独立行政法人国立印刷局

電話
03
(3587)
4294

定価
本号一部
四六〇円
（本体四四〇円）